

日本国際情報学会誌
2013年度

ISSN1884-2178

国際情報研究



通巻 第10号 (10巻1号)
日本国際情報学会

(目次)

発刊の言葉	-----	1
巻頭言	-----	2
研究論文		
審査論文: Original		
マカオカジノとSTDM 増子 保志	-----	3
韓国における日本文化開放期の論議に関する政治的考察 —「国会会議録」による反対論・慎重論・不可避論の分析(1994～2003)— 鄭 榮蘭	-----	13
会計概念の「無形資産」から経営資源の「知的資産」へ 八角 憲男	-----	25
リメイク映画を利用した日本語と英語の依頼行動比較 —コンテキスト定義要因に基づく—考察— 藏屋 伸子	-----	38
グレアム・グリーン『ジュネーヴのドクター・フィッシャーあるいは爆弾パーティー』 —物語の分岐点「13」における様々な事物とその役割— 山村 結花	-----	50
報告論文		
自由投稿論文: Review		
ネオ・ジャポニズムと国際文化交流 鄭 榮蘭	-----	62
ジャパンカジノの可能性を探る 増子 保志	-----	74
中国海洋政策に影響を与える理念・思想 —海洋の核心的利益とその理念・思想— 西海 重和	-----	85
土地制度史への時間的観点による—考察— 井上 隆	-----	97
認証における現状と課題 —パスワードからみる認証— 久山 真宏	-----	109
報告論文		
研究ノート: Research Report		
国際情報コミュニケーションに関する—考察— —グローバル化時代の情報と文化の視野と共に— 符 儒徳	-----	113
緊急時のリーダーシップ育成プログラム 木村 栄宏	-----	124
日本国際情報学会誌規程	-----	131
編集後記	-----	135

発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共的問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきたのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日

一度は考えてみなければ

◎ 西ヨーロッパの学問界では「12世紀ルネッサンス」の華が開いていた頃、中国南宋では、若き日の朱子が学の革新を目指して奮闘していた。

「十七歳の時には今の学生諸君くらいの実力は備えておった。のちに謝頭道(上蔡)の『論語』を読み、大そう感激して熟読した。まず朱筆で解釈の素晴らしいところに線を引き、その部分をさらに熟読してよく味わっていくと……ひどくごたごたしているように思えて来た。そこで今度は、朱線のなかの緊要な箇所に墨で線を引き、……さらに熟読して行って、墨筆の部分から青筆で精髓を取り出し、次にはさらに……黄筆を使って精髓のまた精髓を抽出した。ここまで来ると、……ただ一、二句だけが問題になるのがおのずからわかってくる。」

『博』(博識)から『約』(エッセンス)を蒸留していく姿勢がすでにこの頃から現れている。……世界の森羅万象を能う限りに煮つめて行って、それを単純で力強い法則に還元するというのは、まさしく後年の朱子の思考法そのものであった。」

(三浦國雄『朱子伝』平凡社、2010、p.50-51)

◎ 舞台は暗転。17世紀初めのイギリスの哲学者のメッセージがある。

大西洋上で、突然の大地震と大洪水のため一夜にして消滅したという「古代」のアトランティス大陸。これに対して、「現代」の「新」しいアトランティス島(かのガダルカナル島を含む現在のソロモン諸島にあたる領域に設定)。

この島の「ベンサレム王国」には、「サロモンの家」という自然探究のための共同研究機関がある。合計36名の研究員が9つのグループに分かれて作業を分担する。

「光の商人」と呼ばれる一団が外国に出かけて書物・摘要や実験の範型を探索し持ち帰る。以下7つのグループが、これらの文献情報にもとづき種々の実験を実施し、自然の諸物の性質・運動に関する認識を引き出し、生活向上のために応用する方法を案出。さらに、一層高次の実験のアイデアを引き出し実地に検証。以上の手続きを踏まえて、最後に「自然の解明者」3名が自然の諸原理を導き出しアフォリズムに表現する。

◎ 舞台はさらに暗転。19世紀半ば、「近代」社会そのものの「揚棄」が喫緊の課題に。

「civil society (bourgeois society /bürgerliche Gesellschaft) の anatomy は、political economy に求めなければならない。」 Zur Kritik der Politischen Ökonomie の著者は道破する。

* またまた暗転。

3人の発想基盤や世界観の立脚点はどちらを向いているのか。その方向が収斂して一つの焦点を結ぶことがあるとすれば、そこに現れ出る思想原理の世界はどのような構造と相貌を示すのか。とことん考え抜かなければならない問題状況におかれている私たちである。

研究論文

(審査論文 : Original)

審査論文は [J-STAGE](https://www.jstage.jst.go.jp/browse/gscs/-char/ja/) から閲覧できます。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/gscs/-char/ja/>

マカオカジノと STDM

増子 保志

日本国際情報学会

Macau and Casino Industry

A Consideration of its Economic History

-in Connection with Sociedade de Turismo e Diversoes de Macau

MASUKO Yasushi

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

Macau is called Las Vegas of the Orient. Is it appropriate now that Macau's gambling revenues are actually bigger than those of its Nevada counterpart? Casino industry and tourism account for approximately 70% of the government annual revenue of Macau in 2012. Gambling industry in Macau has made rapid and remarkable development since Sociedade de Turismo e Diversoes de Macau was granted the monopoly rights to gambling in all forms in 1962. In this essay its economic history is considered in particular reference to the connection between casino industry and STDM.

はじめに

現在、マカオ経済において政府歳入の約7割を観光及びカジノ産業が占めている。1999年の中国返還前までポルトガルの植民地であったマカオは、1847年にカジノを合法化、1961年、マカオ政庁は小規模賭博の抗争混乱を避ける為に、賭博の独占権を競争入札により実施した。この独占権を得たのが、STDM社¹であった。1999年の中国返還後もカジノは存続され、2002年には、カジノ経営権の対外開放を行い、従来より独占経営権を有していたSTDM社の他、米・ラスベガス系の新規企業2社が経営権を獲得し、うち1社が2004年5月より営業を開始した。

マカオのカジノ業収入は2008年のリーマン・ショックで伸び率が減速したが、そこから抜け出した

2010年に再び57.8%増えた。2011年にも42.2%増と、2年で2倍以上の規模に拡大している。2012年には、初めて3兆円を超えた。

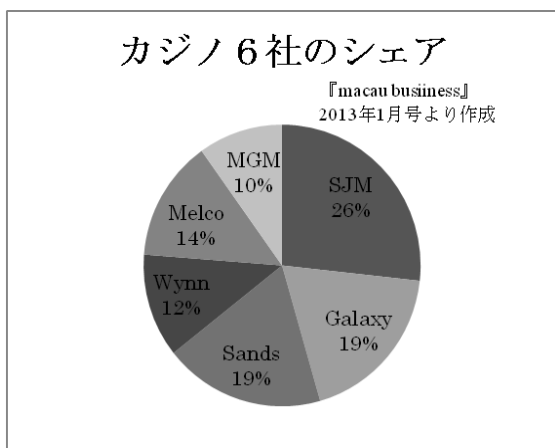
2013年現在、マカオのカジノ売上、税収は、ラスベガスを抜いて世界一の地位にある。さらに、マカオへの観光客数も堅調に伸びており、現在マカオのカジノ産業は、“東洋のラスベガス”と呼ばれ、その発展には著しいものがある。

現在のマカオカジノの基礎を作り上げたのは、40年間にわたって、マカオカジノ経営における独占体制を維持してきたカジノ企業STDM社と同社の総帥である何鴻榮²である。同社と何は、カジノ経営権維持のために、莫大なカジノ税と観光客誘致を目的としてカジノ以外のインフラ投資に積極的に参画して

¹Sociedade de Turismo e Diversoes de Macau (澳門旅游娛樂有限公司)

²何鴻榮(1921-)スタンレー・ホー、澳門旅游娛樂有限公司総経理。香港信德集団行政総裁。1962年よりマカオカジノの経営に参加し、現在のカジノ都市マカオを構築した。

いった。港湾の整備、国際空港の開設、高速フェリーの導入など本来であれば、マカオ政庁が行うべき社会資本整備を担ってきた。中国返還後のカジノ対外開放においても、後継会社である SJM 社³によって、その営業とシステムは受け継がれ、2012 年においても、マカオカジノ 6 社中、最大シェアを維持している。



マカオのカジノ業に関する先行研究としては、カジノ依存型経済を大きな特徴とするにもかかわらず、その特殊性もあつてか目立った研究は殆ど見られない。中国語文献として、マカオ賭博業の歴史を綴った劉品良の『澳門博彩業縦横』、カジノからの賭博税に関する郭健青の『澳門財政与博彩税』が挙げられる。日本語の文献として挙げられるものは、近年のマカオ経済の好況感から、証券会社関係のレポートが多く見られる。また、日本ギャンブルゲーム学会のホームページ上で、ゲーミング理論の立場からカジノ全般についての考察を行っている。

本研究では、今日のマカオカジノの基礎を築いてきた STDM 社に着目して、マカオカジノならではの、独占体制への過程、功績、問題点について分析を行い、対外開放後においても影響力を維持する特色について考察を行う。

1. STDM 独占体制への過程

1) カジノ合法化の背景

1847 年、ポルトガル・マカオ政庁は、賭博からの税金を取り立てるという目的で賭博経営を合法化する政策をとった。合法化の背景として、1842 年の南京条約締結後、香港がイギリスへ割譲されたことにより、マカオにおける欧米諸国の対中貿易の地位が相対的に下がった事、珠江河口に位置するマカオは、港の水深が浅いため、近代的大型汽船の寄港に向かず、貿易の中心が英国領香港と上海を初めとする条約港に移ったことによる経済の衰退が挙げられる。1835 年に約 37,000 人であったマカオの人口は、香港の開港後半減した。1846 年、当時のマカオ総督アマラルは、マカオの自由港化を宣言するが、国際貿易におけるマカオの地位は回復せず、賭博合法化はマカオ経済生き残りのための処置であった。

賭博合法化の 2 つ目の理由として、苦力貿易の問題が挙げられる。当時、マカオは苦力貿易の中心地で中南米方面への苦力貿易は、1873 年に禁止されるまで続いた。最盛期には約 300 にものぼるいわゆる「猪仔館」（中国人労働者の送り出し施設）が設置された。

その後、国際的な非難の圧力から苦力貿易は禁止され、さらに経済的苦境に立たされたマカオ政庁は、経済への波及効果を大儀名分として賭博の合法化にふみだしたのである。

この様な状況下で、マカオ政庁は 1891 年公認賭博営業免許の入札制度を導入した。一方ポルトガル本国においては、1896 年に賭博が法律では禁止されたものの、新たにマカオでは利権の独占を企図した賭博禁止令を発布し、賭博を政府の許可制とした。

1842 年の香港の開港と 1872 年の香港での賭博業禁止がマカオにおける賭博業容認の要因となった。中継貿易港としての地位を香港に奪われ、農工業の基盤に乏しいマカオとしてはカジノ産業を軸とする生き残りの政策を選択するしか他に採るべき道はなかったといえる。

その結果、マカオで乱立していた賭博業者の整理

³Sociédadé de Jogos de Macau (澳門博彩控股) STDM の後継会社。

と更なる安定した財源収入を確保することとなり、マカオ政庁の財政は本格的に賭博業への依存度を深めていった。

2) カジノライセンス制の導入

1912 年、マカオの全ての賭博経営権はマカオ政庁の許可を必要とし、その利権は 5 年ごとに行われる入札制となった。さらに同年以降、マカオ政庁は新たに彩票賭博を主催し、多額の収入を確保するに至った。

1930 年に豪興公司 (Hou Heng Company) がマカオでの賭博を独占的に運営できるカジノ営業権をマカオ政庁から得て、中央酒店にてカジノ営業を始めたのが、本格的なマカオにおけるカジノ産業の始まりである。1937 年にこのカジノ営業権は、失効し、その後は泰興娛樂公司 (Tai Heng Company) がカジノ営業権を継承した。1938 年になって、ヨーロッパ流のゲームが導入され、従来よりも豪華な客室や女性客をターゲットとした娛樂スペースやレストランを併設した。この時期、中国大陸では日中戦争が勃発していたが、マカオは宗主国ポルトガルが中立の立場を堅持したため、戦火を避けるべく多数の香港からの難民や上海、東南アジアで莫大な資産を有する華僑やヨーロッパ人が流入した。しかしながら、戦争の終結とともにマカオへ避難していた人々の多くはマカオを去り、マカオ経済は一挙に不況へと陥った。かかる状況下、泰興娛樂公司是マカオ政庁に対して賭博税の引き下げを要求し、1950 年代はカジノからの税収は低水準のまま推移することとなり、マカオ政庁及びポルトガル政府は大いに不満であった。

3) STDM 独占体制

1961 年 2 月 13 日にポルトガル政府海外部は、マカオの旅遊化を定め、マカオにおける賭博業を「特殊的娛樂」と位置付けマカオの経済発展における促進作用とすることを明文化した⁴。当時のマカオ総

督・馬濟時⁵は歴代のマカオ総督達とは異なり、今までのマカオに対する植民地政策における意識改革の必要性を認め、汚職と腐敗の温床であるマカオ賭博業の再建を目標とするものであった。

馬は、マカオ経済の現況を調査し、マカオがその地理的条件から資源に乏しく、工業の大幅な発展を見込めない状況に鑑みて賭博を含む観光業に大きな潜在的発展の可能性を見出した。

馬が 1960 年 3 月に組織した、澳門旅遊事業委員会は主として、次のような報告を行った。

- ① 現在の賭博入札制度に透明度を持たせること
- ② 現在、豪興公司在所有している賭博専営権を取り消すこと
- ③ マカオ政庁に対する賭博税額を年々引き上げること
- ④ 賭博専営権所有者の利益に税金を賦課し、それを財源としてマカオ経済発展の投資に向けること

この報告は、マカオ政庁にとって、マカオのインフラ整備、公共事業発展につながる好都合なものとなっていたが、現専営権所有者の泰興公司にとっては相当の痛手となりうるものであった。すなわち、泰興公司是賭博業の傳⁶と質屋業の高⁷のいわゆる「地方の大きな個人商店」的なものであり、委員会報告に沿うとすればその費用負担や資本投下は泰興公司にとって非常に厳しいものであった。

1961 年 12 月 31 日をもって泰興公司与マカオ政庁との賭博専営契約が満了することに伴い、マカオ政庁は、1961 年 7 月に第 1496 号立法法令として「賭博娛樂章程」を公布した。この章程では、上記委員会の報告を踏まえ、今までの賭博税のみの負担とは大幅に異なり、単なる納税のみならず、観光都市としての国際的地位向上を目指すマカオの諸事業に関

⁵第 119 代マカオ総督。Jaime Silverio Marques。

⁶傳老容 (1894-1960) 広東生まれの貧しい出であったが貿易業で財をなし、広州、深圳にて賭場を開く。

⁷高可寧 (1878-1956) 傳と同じ広東生まれの貧しい出であったが質屋業で財をなした。

⁴第 18267 号法令

する費用をマカオ政庁は全く負担せず、権利獲得者に負担させながら観光都市政策を推進するものであった。

こうした政庁の動きに対して、カジノ営業権の獲得を目指すため、何鴻榮・葉德利⁸・霍英東⁹・葉漢¹⁰の4名の出資によって STDM 社が設立された。

1961 年 12 月、泰興会社の独占営業権が失効し、新たなカジノ営業権を付与する入札が行われ、その結果、STDM 社が新たなカジノ営業権を取得した。これ以降、マカオのカジノ産業は STDM 社が 40 年にわたり独占することとなった。

2. STDM 独占体制の功績

1) STDM 独占体制の確立

STDM 社は、ライセンス契約に基づきカジノ全体の装飾の西洋化、新種類のゲームの導入を行うとともに香港からのフェリー輸送を近代化して、大量かつ迅速に香港からの観光客の輸送を図った。また、マカオ半島東側の外港を浚渫した船舶の出入港を容易にし、フェリー発着場を整備したため観光客の流れはさらに良好となった。

1970 年に STDM 社は、カジノ・ホテル・レストランを併設した葡京酒店(リスボアホテル)を開設し、ここにマカオにおける新しいカジノの総本拠地が完成した。

STDM 社がカジノ営業権の更新にあたってマカオ政庁に納付するのが、賭博税(博彩税)と契約更新料である。STDM 社は 2001 年までにマカオ政庁との間で計 8 回の契約更新を行っている。賭博税の税率も年毎に増加するとともに契約更新料は、その更新時において金額が規定される。都市国家の財政基盤

は住民税にあるが、マカオにおいては、莫大なカジノからの税収のおかげで住民への課税対象は限定されており、財政面でカジノが年基盤を支えている構造になっている。

表 1 STDM 社契約更新時の更新金額

更新回	更新時期	更新金額 (単位: 万 Pts)
1 回目	1962 年~64 年	316.7
2 回目	1965 年~69 年	516.7
3 回目	1969 年~72 年	616.7
4 回目	1973 年~75 年	667
5 回目	1976 年~82 年	3,000
6 回目	1983 年~86 年	70,000
7 回目	1987 年~96 年	137,000
8 回目	1997 年~01 年	150,000

劉品良『澳門博彩業縦横』2002 年より作成。

(1Pts=約 13 円)

マカオ政庁の財政収入における 1985 年から 1999 年までの賭博税の占める割合は、最低で 30%、最高で 60%を占め約 50%の比率となっており、マカオ政庁の公務員給与や政庁の維持に欠かせない主要な財源となっている。カジノ税の使途は、STDM 社とマカオ政庁との協議によって決定するという条項を利用して、公共工事、公共事業の支出を外港エリアに集中させた。それまでのマカオ経済の中心は内港エリアにあったが、STDM という新興勢力の台頭を好ましく思わない旧勢力が拠点としていた内港エリアへはほとんど投資せず、旧勢力の駆迫を図った。

この他に、STDM 社は経営更新時において賭博税、更新料のみならずマカオ政庁との間にカジノからの収益によって社会事業やインフラ整備などマカオ経済発展のために資本投下を行うことが経営権を締結する前提条件となっていた。

1964 年に契約が初めて更新されて、マカオの公務員手当と繁栄公共事業基金への資金拠出が 100 万パタカを超え、新しい港湾施設と衛生施設の建設が着工された。1972 年の第 2 回目の契約更新では、新し

⁸葉德利(1907-2003)オランダ領東インド、スマトラ島生まれ。裕福な華僑の家庭に生まれる。太平洋戦争で香港に移住し、終戦後、貿易会社を興し成功する。

⁹霍英東(1923-2006)香港の水上生活者の子として生まれる。19歳で雑貨業を興し、日中戦争、朝鮮戦争で戦略物資を中国へ密輸し、財を築きあげ香港財閥の大物となる。

¹⁰葉漢(1906-1998)広東省江門生まれ。小学生の頃より博打の才能に恵まれ、21歳でカジノのディーラーになり、上海でカジノ経営を行ったが失敗。1955年にマカオへ戻り、泰興会社の営業権取得を密かに狙っていた。

い港湾に集合住宅の建設、1976 年の第 3 回更新時には、総合的船舶用ドックと港湾施設のビルが建設された。1982 年の第 4 回更新では、700 人収容のジェット船 4 隻の購入と 400 戸の住宅が入るビル 5 棟の建設を行った。

2) 政府代行機能としての STDM

1982 年、澳門立法会はマカオを永久性的博彩区として、「幸運博彩法」を制定し、マカオにおけるカジノ産業を「賭博娯楽」から「幸運博彩」と位置付け、東洋のモンテカルロとなるべく、さらなる地位の向上を目指すものであった。

幸運博彩政策は、賭博業全体の中で収益の 7 割を占めるカジノ産業を中心として発展させる為の政策であった。

この政策を受け、STDM 社はカジノの規模を拡大するとともに、ドックレース（賽狗）、競馬（賽馬）の権利を買収し、マカオのすべての賭博に関する事業を掌握するに至った。

1986 年の第 5 回更新では、ヘリコプター空港と国際空港が建設され、タイパ島の開発が行われた。契約を何度も更新するにつれて、マカオ政庁は十分な資金を得て、国際空港やフェリーターミナル、文化センター、友誼大橋を建設することが可能となった。

一例を挙げるならば、1970 年代後半にポルトガル政府は、マカオの国際化を企図して、国際空港の建設を計画した。当時のマカオ総督、伊芝迪は北京へ鄧小平を訪問し中国政府の賛同を得た。その後、1986 年の「修訂的博彩合約」において国際空港建設が契約更新の際、明記され STDM 社の投資額が 5000 万パタカとなった。

以上のように STDM 社は、マカオの産業、社会基盤の整備を一手に引き受けてきた。香港とマカオを結ぶ交通手段の整備やホテルの建設といった観光関連事業にとどまらず、病院、学校、福祉施設も数多く建設してきた。これはある意味で独占体制の賜物

と言えるであろう。本来であれば、統治者であるマカオ政庁が行うべきものを STDM 社に負担させ、その費用はカジノからの利益で充当するという、まさに STDM 社のカジノビジネスが社会基盤の整備という行政が行うべき役割を代行している。そして実は、その基盤事業を行う事業主体が“STDM 社関連の企業群イコール何鴻榮関連の企業”であることも注視される。

特に建設部門に於いては、産業インフラの建設もさることながらマカオ市民への恩恵付与目的の住宅、病院建設がみられる。これらのプロジェクトが政治的に選択的に行われたと言えるであろう。ある面、社会整備機能を STDM 社が代行することは、カジノに対するマカオ市民への懐柔策の側面を持つものであった。

1997 年 7 月、マカオ政庁と STDM 社はポルトガル及び中国両政府の認可を受け、中国返還後の 2001 年まで同社がカジノを継続して運営できる契約に調印した。今回の契約では、2 年後の中国返還により、STDM 社の営業独占権継続に中国側の同意を必要とするものであった。この契約更新にあたっては、失業者救援基金やマカオ発展協力基金の設立、マカオ文化センター設立資金の拠出などが義務付けられた。

これによって、1999 年の中国返還後、特別行政区になってもマカオのカジノ産業は公認され、継続されることとなり、STDM 社のカジノは維持されることとなった。中国政府は「賭博業はマカオとともに発展してきた。特殊政策の産物だが、特殊政策がなければ今日のマカオはなかった」として異型ながら重要産業であるという認識を示した。

STDM 社の独占体制以降、カジノからの莫大な収益によって就労構造、社会事業、インフラ整備は著しい発展を遂げた。マカオの人たちは賭博というイメージに若干の違和感を抱きながらもカジノからの恩恵を享受してきた。一方で、40 年間にわたる独占体制は治安悪化や利権の不透明性など負の遺産を発

生させた。

3. STDM 社独占体制の問題点

STDM 社の独占体制における問題点には、①カジノ税の使途不透明性②カジノ利権問題が挙げられる。

1) カジノ税の使途不透明性

カジノからの税金の不透明性を示すものに東方基金問題があった。これは、中国返還前に中国とポルトガルとの間でもめた問題であった。返還交渉中の 1987 年初め、STDM 社とマカオ政庁との間で 1997 年に期限が切れる経営権を 1999 年の中国返還時点を越える 2001 年末まで 5 年間延長する更新契約が締結された。この契約の中で、STDM 社が 3 億パタカを拠出して東方基金を設立し、以後 2001 年まで毎年カジノの純収入の一定割合（最小額で 6000 万パタカ）を納付することが決められた。

東方基金設立の趣旨は、この基金の資金を利用してマカオやポルトガルの文化、教育、芸術、科学、慈善事業の発展を図ることで、少なくとも資金の 51% はマカオに対して使用するという名目になっている。しかしながら、同基金の本部はポルトガルのリスボンに置かれ、資産はロンドン、スイスの銀行に預けられた。また基金の理事の過半数をポルトガル人が占めていた。

中国側は、マカオの財産を返還の過渡期に海外へ持ち出すものであるとして、反発した。1991 年には同基金がポルトガル海外発展の道として、インド、マラッカ、日本などにあるポルトガル関連の建築物の修復などを計画したが、中国や中国系マカオ人らの猛反発を受けた。中国側は、本部のマカオへの移転とマカオに属する財産はすべてマカオにおいて使用せよと主張し、1997 年になってようやく次のような進展をみた。それは、①東方基金に代わる新基金をマカオに設立する。②東方基金には 2 億 8000 万パタカの補償を行う。③補償金が支払われた時点で東方基金と STDM 社との関係を終了させる。というものであった。

この東方基金は、マカオ政庁が税金をポルトガルへ運び出すのが真の目的であったのは明らかで、この他にもマカオ政庁はアマラル像のポルトガルへの移送や友好記念碑の建立など税金の使途不明金は多い。

さらに返還前の 1999 年 12 月 18 日、東方基金問題への非難をかわすために新たに設立されたマカオ発展協力基金から最後のマカオ総督であった偉奇立が 5000 万パタカを総督の権限で持ち出し、自分が代表を務める「ジョルジュ・アルパレス基金会」（本部・リスボン）へ入金して横領した疑惑が発覚し、マカオ市民の怒りをかった。このように、マカオ政庁が準公益社会団体を隠れ蓑に悪用し、ポルトガルへ資金を流失させて横領していた疑惑が数多く見られた。そこにはこれら社会団体を設立した STDM 社との“深い関係”がみてとれる。

2) カジノ利権問題

STDM 社独占体制下でのカジノ経営システムは、1980 年代に何鴻榮のカジノシステムの改革によって、STDM 社側が各ホテルにカジノの経営権を貸出し、カジノを「VIP ルーム」と「グループ」に分け「VIP ルーム」を貴賓室として VIP 専用にし、ホールへは一般の小額顧客用にと差別化をはかった。ホテル側が「VIP ルーム」の経営権を又貸しするというフランチャイズ制を導入し、リスクは下請けに負担させ、STDM 自身は安定した収益が計上できる構図になっていた。カジノ収益の柱は、高額の勝負を挑んでくるジャンケット¹¹⁾と VIP である。彼らへのマーケティングがカジノの命運を握っているといえる。こうした高額の賭けを行うハイローラーは、海外から多額の現金を運んでくれる優良顧客である。

VIP ルームは、STDM 社が 1980 年代に創出したビジネスモデルに付帯した外部第三者の活用であり、

¹¹⁾ジャンケットとは、VIP(高額支出顧客)をカジノに呼び込み、顧客の旅行やサービスのアレンジを行うことで、その対価としてハウスから顧客の賭け金総額や顧客の負け金総額の一定率をコミッションとして受領するサービスである。

これは当時のような仕組みで運営されていた。

- ① VIP ルームをジャンケットに貸し出し、ジャンケットに顧客を誘致させ、当該 VIP ルームでプレイし、リスクと収益をカジノとジャンケットが分担する。
- ② VIP ルームとディーラーはカジノ側が提供する。全ての費用はジャンケットが負担する。しかしながら、STDM 社は独占企業で下請けは当時制度上禁じられていたため、あくまでも VIP ルームにカジノ側が VIP を呼びよせるという表面的な形式をとった。この意味では、ジャンケットとは契約も法的背景もない、グレーな存在であった。
- ③ 通常、ジャンケットはカジノ側に対し、高額な保証金を積み、毎月一定額の VIP 専用のチップを購入することを義務づけられている。ジャンケットはこれを多数の VIP 顧客に売り払うことになるが、売れなければペナルティーもある。ジャンケットの営業は如何に中国本土や香港から顧客を誘い込み、チップを売り、プレイさせるかにある。この場合、中国本土の VIP 顧客に対しては、ジャンケットがクレジットし、後にジャンケットのリスクで債権回収を図るという機能もあり、一定の資本力、資金負担力とカジノ・ハウスとの信頼性が必要とされるビジネスでもある。ジャンケットは施設使用料を払い、運営費用をすべて負担すると共に、コミッションも得るが、顧客の未払いリスクを抱えることになる。また最終的な収益は 55%が STDM 社、45%がジャンケットで分担するという仕組みでもあった¹²⁾。

STDM 社が考案したこのシステムはジャンケットが効率的に顧客を集客するもので、ジャンケットの下に多数のエージェントが乱立し、リスクと収益を分担しあうシステムである。このシステムが STDM 社独占時代のマカオの発展を促した原動力であった。このシステムについては規制の対象外であり、ここに組織悪が入りこんだというのもマカオカジノにお

ける歴史的事実であった。

利権問題と絡んで、黒社会勢力はその利益から高利貸しのようなビジネスも行い、負けた客に対する悪質な取立、誘拐や殺人など多くの犯罪行為を誘発する要因となった。返還前のマカオ警察では、黒社会側との癒着や贈賄などによって多くの犯罪を見逃す体質があった。

1996 年以降、「14K」「水房」という 2 大黒社会勢力の縄張り争いが激化した。その理由は、中国当局の取り締まり強化が予想される返還後に備えて、返還前にできるだけ多くの利権を手中に収めたいという思惑が背景にあると考えられる。中国返還後は、隣接する広東省の公安当局や人民解放軍のマカオ駐留によって徐々に黒社会間の抗争は沈静化した。

初代マカオ特別区行政長官となった何厚華は、「返還後の課題は、治安対策であり黒社会勢力の組織犯罪を封じ込めなければ、マカオの評価は低下する」¹³⁾と述べ、当時の江沢民国家主席との会談の中で、紅は「カジノ産業はマカオの需要産業の一つと理解しているが、今後は不正を厳格に取り締まり、平等な市場競争を行うべきである」¹⁴⁾と述べている。これは、STDM 独占体制下で構築されたカジノの利権構造が返還後もそのまま引き継がれることへの危機感からくるものである。

4. STDM の遺制

1) 対外開放政策

返還後の 2001 年、STDM 社のカジノライセンスの期限終了と共に、マカオ特別行政区政府は、STDM 社が 40 年間所有しているカジノライセンスの独占許可を 2002 年から最大 3 社に開放する新たなカジノ政策「娯楽場幸運博彩経営法」案を可決した。これは、既存のカジノシステムを改定し、従来の STDM 社独占体制を改め、マカオのカジノを競争市場とし、

¹²⁾ギャンブル・ゲーミング学会 <http://www.jaggs.org/archives/> (269:マカオ⑧ジャンケット)より(2013 年 8 月 14 日アクセス)

¹³⁾『澳門日報』1999 年 9 月 25 日。

¹⁴⁾『多網新聞網』2001 年 12 月 27 日。

対外開放を行うというものであった。

ポルトガル領末期のマカオは、STDM 社による独占体制の歪みから、犯罪や暴力組織の横行も目立ち、マカオは健全なカジノ施設や安全な地域とは言いがたい雰囲気であった。特別行政府区政府の新たな施策は、この過去のマカオのイメージを払拭し、如何にマカオを健全化し、カジノを基礎とする観光産業を安定した産業として根付かせ、発展させるかであった。

その背景には、治安の悪化による観光客数の減少やアジア各地のカジノ産業の台頭で競争が激化し、カジノ収入が伸び悩んでいたマカオのカジノ業界に、新たに競争原理を導入し、活性化させる狙いがあった。それとともに、STDM 社の独占体制が生んだ歪みを是正する狙いがあった。新しいカジノライセンスの付与対象は、競争入札で決定され、経営期間は 20 年で、最大 5 年間の延長を認めるものであった。

入札の申込企業は、マカオ系、香港系、米ラスベガス系など 22 社に及んだ。但し、中国系企業のマカオカジノ業への参入に関しては、当時の朱鎔基首相が「中国企業がマカオのカジノ産業に間接的であれ関与することは違法である」¹⁵との見解を示し、中国企業の参入は認めなかった。

2) ライセンス適正化問題

2001 年 12 月 31 日、3 社へのライセンス発給ができなかったため、日付が変わる深夜 0 時過ぎ、マカオで唯一カジノ独占経営権を持つ STDM 社が 3 か月のライセンス延長を獲得する。2002 年 2 月、新たなカジノライセンスが、従来の STDM 社の後継会社 SJM 社、ラスベガスのスティーブ・ウイン率いる Wynn Resort 社、香港系の Galaxy 社の 3 社に落札された。しかしながら、マカオ特別行政区は、より一層競争を促すため、サブライセンス（ライセンスの又貸制）を発行した。

その内容は、各々のライセンスの下で同一事業者

が、市場が許す限りの施設、機材等を設置することが可能となり、一つの事業者が一つのライセンスの枠内で複数カジノ施設を保有できることになった。

この結果、サブライセンスを含めて、6 つのカジノライセンスが存在することとなった。Galaxy 社は株主間での意見があわず、香港の事業者と米国の事業者がそれぞれ単独で、分かれて事業を担うことになり、当初のライセンスで規定された投資コミットメントの確約は守りつつ、ひとつのライセンスからサブライセンスを分けるという考えが特別行政府により認可されることになった。実態は、香港資本の Galaxy 社と米国資本の Sands 社の意見が割れ、一つのライセンスを二つにわけ、サブライセンスとして、Sands 社のライセンスを認めざるを得なくなったものである（このサブ・ライセンスは Sands 社の子会社となる Venetian Macau 社が取得した）。これにより、公平性の観点から、他の二社にもサブライセンスを一つずつ、認めることになった。Wynn Resort 社はオーストラリアと香港の JV 企業である MelcoCrown Gaming Macau 社に巨額な資金を対価としてサブライセンスを売却した。SJM 社は米国の MGM 社の子会社 MGM China 社にサブライセンスを付与した。現在、この 6 社がライセンス事業者としてマカオのカジノ産業を支えている。

さらに SJM 社自体が既に複数のカジノ施設を保有していたためにライセンスの改良が行われたとも考えられる。

サブライセンスの付与は、当初制度的に定めた 3 つのライセンスという制度そのものの意味が消失し、変化したことになる。またライセンスの考え自体が制度的に極めて不安定で、透明性に欠けた手順で事業者が段階的に決められたことは間違いなく、ここにもマカオカジノ独特の“曖昧性”が見られる。

サブライセンスの導入によって、マカオのカジノ産業は、STDM の総帥、何鴻榮の長男・何猷龍（ローレンス・ホー）が CEO を務める MelcoCrown 社と

¹⁵『多網新聞網』2001 年 12 月 27 日。

長女・何超瓊（パンジー・ホー）が最高責任者である MGM・China 社にもカジノライセンスを付与されることとなった。これにより、いわゆる旧 STDM 系列が半数を握ることとなり、外資系に囲まれ、一見孤立無援の様に見えた旧 STDM 系であったが、その実、隠然たる力を保持し続けている。特別行政区政府は 2008 年春、当面ライセンスの数は 6 つ以上にはしないことを宣言し、市場の拡大を抑制する考えを示したものの、SJM 社の権利を利用し、更なるサブライセンスを得て、市場に参入している既存のカジノも多く存在するのが実状である。ここに他の地域のカジノとは違った独特の、マカオカジノのシステム上の特色が見られる。

カジノ会社	系列	カジノ数
澳門博彩控股(SJM)	マカオ系	20
新濠國際(Melco.crown)	豪系*	3
MGM China	米系*	1
金沙中国(Sands)	米系	3
永利澳門(Wynn)	米系	1
銀河娛樂集團(Galaxy)	香港系	5

（筆者作成、*は何鴻榮氏ファミリーが資本参加）

3) VIP 依存構造

ポルトガル統治時代は、カジノに関する各種の規制は無いに等しく、いわゆる無秩序状態のまま、現実の慣行が定着していた。VIP ルームというマカオカジノにおける独特のシステムも、その流れから定着していたが、中国への返還後においても、このシステムは残存し続けている。事実、SJM を支えているのは、STDM 時代から長年蓄積されてきた中国系 VIP 顧客リストと有力ジャンケットである。

先に述べたように、マカオのカジノは主に一般観光客向けのマーケットと富豪層向けの VIP マーケットに分かれている。カジノ収入のうち VIP マーケットが全体の 73%（2011 年）を占め、マカオカジノ産業を支えていると言っても過言ではない。

また、マカオカジノでは VIP 顧客とカジノの仲介

役を担うジャンケットの存在は無視できない。カジノ会社の収入は VIP 顧客を連れてくるジャンケットに依存するところが大きい。

2012 年末時点でライセンスを付与された、VIP ルーム・コントラクターは 235 社、前年比 7.3%増で平均すると一つのカジノ施設に約 7 社ということになる¹⁶。米国系事業者は当初、VIP ルームを設置する考えはなかったが、中国人 VIP 市場に食い込むためには、VIP ルームやゲーミング・プロモーターの枠組みを間接的にでも起用せざるを得ない状況にあった。

2004 年 6 月、特別行政区政府は、制度的に不明瞭であった行為を改め、①カジノ・ハウスが VIP 顧客にチップ（デッド・チップと呼ばれる）でクレジットを与えること、②マカオにおいて賭博債権回収を強制執行可能な対象とすること、③顧客からの未回収債権を課税対象から控除できることを決定した。これによりマカオでは VIP 顧客にクレジットを与えることが制度的に認められた¹⁷。これに伴い、VIP ルーム・コントラクターがクレジットを与え、後に債権回収を図るという枠組みを米国系事業者も積極的に活用せざるを得ない状態になった。この場合、施設の一部を VIP ルームとしてコンパートメント化し、この運営の権利を VIP ルーム・コントラクターに委ね、VIP を集客させ、クレジット付与・貸付金回収を委ね、収益を分配するシステムになる。SJM は伝統的なこの方式を採用し、一つの事業者が数十社の VIP ルーム・コントラクターを起用するという新たな仕組みにより、旧来の体制が温存され、再構成された。しかし、この VIP ルーム貸与は、実質的にサブライセンスを付与するというライセンスの切り売りに近い内容になっている。

さらに、主要な VIP ルーム・コントラクターは香港市場で上場するほどに規模が拡大し、VIP ルームとはいえないサテライト・カジノと呼ばれる施設で

¹⁶『macau business』2012.Nov pp73

¹⁷「法律第 5/2005 号」

ライセンスを受けたカジノの下で、実質的に運営するまでに至っている¹⁸⁾。

これら VIP に対する依存構造も STDM 時代からのマカオカジノならではの特色であり、そのシステムが、連綿と続いていることは興味深い。

6. まとめ

ポルトガル統治時代のマカオにおけるカジノ産業は、マカオ政庁による STDM という民間主体に対する特権的なライセンスを付与して個別の契約的枠組みとして構成されたために、必ずしも一般的な制度があったわけではなかった。制度ではなく、行政契約としてのライセンスの枠組みの中で、権利義務関係や施行の在り方を取り決めたわけである。その理由は、効率よくカジノからの税を徴収するために、単一事業者に独占権を付与することが一番の条件であり、カジノ事業者の健全性や透明性、カジノ自体の健全性等は問題にもされなかった。

マカオのカジノ産業は、STDM 社独占体制によって過当競争に陥る事もなく、すべて STDM 社のコントロールやリスクの分散化によって、その経営は安定し続けてきた。さらに莫大なカジノ税収と契約更新時の付帯条件によって社会資本の整備や観光資源の開発が行われてきた。反面、カジノ利権の不透明性、利権に絡む治安問題、マネーロンダリング問題、VIP ルームの存在等、多くの問題点も発生した。

現在のマカオカジノは、対外開放政策によって、新しい資本が入ったにもかかわらず、STDM 時代の過去のシステムが残存しており、そのスタイルに依存していることに特色がある。中国側のカジノ経営の形態見直しには、STDM 社の独占体制が生んだ利益分配の歪みを是正しようとの目論見があったと考えられるが、カジノシェアにおいても旧 STDM 系企業の地位は揺るぎなく、カジノシステムにおいても

依然として存在し続けているという事実は、マカオのカジノ産業の今後を考える上で重要な要素である。

(参考文献)

ギャンブリングゲーミング学会ホームページ
<http://www.jaggs.org/archives/>

『Macau Business』Macau Business com、2010 年～2013 年。

澳門博彩監察処『澳門的博彩』澳門印刷署、澳門、1986 年。

冷夏『何鴻榮傳』明報出版社、香港、1998 年。

澳門基金会編『澳門百科全書』中国大百科全書出版社、北京、1999 年。

劉品良『澳門博彩業縱横』三聯書店、香港、2002 年。

郭健青『澳門財政与博彩稅』厦門大学出版社、厦門、2002 年。

澳門博彩監察協調局『澳門博彩現況』澳門印刷署、2003 年。

竇 泰『賭王 何鴻榮大傳』團結出版社、北京、2010 年 1 月。

¹⁸⁾ギャンブリングゲーミング学会 <http://www.jaggs.org/archives/> (269:マカオ⑧⑨)参照。

(2013 年 8 月 15 日アクセス)

韓国における日本文化開放期の論議に関する政治的考察
— 「国会会議録」による反対論・慎重論・不可避論の分析（1994～2003） —

鄭 榮蘭

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程

A Consideration of the Arguments about the Open-Door Policy towards
Japanese Culture in South Korea

— In reference to the three stances expressed in the views recorded in the Diet Minutes
in the years 1994-2003 —

Chung Youngran

Waseda University Graduate School of Asia-Pacific Studies

This essay tries to examine those discussions on the propriety of adopting an open-door policy towards Japanese culture which were carried out in the South Korean Diet during the years 1994-2003.

On October 8, 1998, a joint statement concerning “a new Japan-Korea [Korea-Japan] partnership towards the 21st century” was made by Kim Daejung and Keizo Obuchi (who were President of ROK and Prime Minister of Japan respectively). This was where the process of deregulating the introduction of Japanese culture into Korean cultural soil came to a decisive turning point. The open-door policy towards Japanese culture actually got started. It is to be noted that up to that year there had been vehement and serious discussions and arguments about the issue, and that after the joint announcement of 1998 discussions and arguments went on. During the period 1994-200, some argued against deregulating; others accepted the process of opening the door because of the inevitability of the cultural trends; still others stressed the need of suspending the judgment as it was too soon to determine the merit/demerit of the policy. In this essay the author considers these arguments and discussions in terms of the political and historical context of the period. In what political and historical conditions did those discussions and arguments occur? What changes did political and historical situations go through with the going on of the debates and controversies? This is what the author is going to investigate into.

1 はじめに

韓国では、つい最近まで日本の大衆文化の「開放」が行われず、輸入や流通などの公式的な取引と、視聴を一般国民に対し規制してきた。それは、過去に植民地支配を受けたという歴史的事実からくる「対日感情」への懸念、韓民族固有の文化までもが侵略

されるのではないかとの不安と警戒感から派生する「国民感情」への配慮、そして国内の文化産業が圧迫されるという「経済的影響」への危惧が主な理由であった。

韓国では、1994年1月、孔魯明（コン・ノミョン）韓国駐日大使の「日本文化開放」発言を契機として、

「日本文化開放」論議が一層活発に行われて公論化された。本稿では、韓国において「日本文化開放」が公論化された 1994 年から、開放が一時中断され第 4 次開放が行われる前の 2003 年までの「日本文化開放」をめぐる論議を「国会会議録」を用いて反対論・慎重論・不可避論の各論議の言説分析・論調分析を行ない、これにより「日本文化開放」に至る政治的・歴史的背景を明らかにするのを目的とする。

1998 年 10 月 8 日の金大中大統領と小渕首相による「21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ共同宣言」で日本文化開放方針が発表され、長年両国間の懸案であった文化開放が実現することとなった。

これにより、1998 年 10 月 20 日第 1 次開放を実施し、2000 年 6 月 27 日には第 3 次開放が行われてきた。しかしその後、歴史教科書問題や小泉首相の靖国神社参拝問題などによる否定的な対日感情の増幅によって、2001 年 7 月 12 日の凍結宣言により、追加開放が一時中断されたが、2003 年 6 月 7 日の日韓首脳会談の後、2004 年 1 月 1 日に再び第 4 次開放が行われ、2006 年 1 月 1 日には第 4 次追加開放が実施された。

・分析方法：1994 年 1 月 31 日から 2003 年 12 月 31 日までを分析対象期間として、国会での「日本文化開放」に関する反対論・慎重論・不可避論の内容を考察するため、「国会会議録：本会議、常任委員会（文化体育広報委員会、文化観光委員会）」を用いる。そして、議事録中の「日本文化開放」に関する発言を拾い出し、その内容を日本文化開放反対論・慎重論・不可避論に分類し、その件数と発言の内容を検討し、言説分析・論調分析を行なう。

分析の際には次の 2 つの側面から考察する。

まず、「日本文化開放論議」に関する日韓の歴史を踏まえ、日本文化が公論化された時期を明らかにする。

次に「日本文化開放論議」が、「日本文化開放」時期を中心として、開放以前と開放以後にいかに変化してきたのかを考察する。その際、「日本文化開放」に関する、反対論・慎重論・不可避論の変化の状況を考察しつつ、論議形成の背景について分析する。

論文の構成に当たり、その時期区分は、日本文化

開放前（1994 年 1 月 31 日～1998 年 10 月 19 日）、開放後（1998 年 10 月 20 日～2001 年 7 月 11 日）、開放中断期（2001 年 7 月 12 日～2003 年 12 月 31 日）3 つの時期とする。

2 「日本文化開放論議」に関する日韓の歴史

1965 年の日韓基本条約により、植民地時代が終わってから 20 年間も断絶していた日韓間の交流が始まった。しかし、日韓基本条約が両国のすべての交流を正常化することを意味するものではなかった。韓国は日本文化の正式受け入れを拒否し続けてきた。

韓国における「日本大衆文化」の開放に至る経済的背景を考えてみると、少なくとも二つの側面が考えられる。一つは、経済発展によって韓国社会に健全な中産階級が形成され、この層が、生活水準の向上、文化享受能力の向上を背景に新しい文化を求め、日本大衆文化の受け皿になって来たという、開放を促進するプラスの要因である。

そしてもう一つは、段階的開放措置は文化や感情の問題というより、経済的影響の少ない分野を選別した結果であると言われるような、産業保護のためのマイナスの側面であるが、これも自国の文化産業の成長と発展を志向することに転換することによって、マイナスをプラスに転じ開放を可能にしたと考えられる。

韓国国内で「日本文化の開放」に関する議論が増幅し、公論化されたのは、1994 年 1 月に、孔魯明（コン・ノミョン）韓国駐日大使の「日本文化開放」発言が契機になる。次いで 1995 年 2 月には、金泳三大統領による「三段階開放¹⁾」が「日本文化開放」の基本方針として発表された。

1997 年には IMF 金融危機にあたり、IMF 危機を招いた原因は、単なる経済政策の失敗にあるのではな

¹⁾1994 年 2 月 25 日発表。第一段階では国際歌謡祭や文化行事などで日本語の歌を歌うこと、また韓国映画への日本人俳優の出演を解禁し、第二段階で日本の歌謡曲の国内での歌唱と音盤の輸入を解禁、第三段階では日本の劇映画の輸入を解禁するというものであった。その後の日本文化開放実施の参照事項になった。

い、文化不在こそ IMF 危機の根本的原因だと確信するという内容の意見もあり、1998 年 4 月 17 日、文化観光部長官による大統領業務報告以降、論議が具体的になった。業務報告の際、金大中大統領は「日本文化の開放を阻止すると、むしろ低質文化が輸入されることになる。大胆に日本文化開放に対応する。」(『スポーツ朝鮮』1998 年 4 月 18 日) と指示し、これを踏まえ、1998 年 5 月 13 日には、池明観(チ・ミョンガン)を委員長とする「日韓文化交流政策諮問委員会」を発足させた。そして、1998 年 10 月の

金大中大統領が訪日の際、小渕首相との日韓首脳会談が開催され、「21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ共同宣言」の中で「日本文化開放」方針が発表され、1998 年 10 月、第 1 次開放が行われた。日韓国交正常化以降、日本文化開放について長年に亘り、様々な論議が行われてきたが、1998 年 10 月の金大中大統領の訪日を契機に、開放が実現した。その間の主な動きを各時期別に表にまとめると次のようになる。(表 1 参照)

表 1 日本文化開放論議に関する日韓間の歴史

年	月日	内容
1965 年	6 月 22 日	日韓国交正常化
〃	12 月 18 日	日韓間「文化財及び文化協力に関する協定」締結
1981 年		日韓議員連盟第 9 次合同総会で「文化交流基金」設置を合意
1983 年	1 月	中曽根総理大臣訪韓、「日韓間文化的国境を崩すべき」と発言
〃	12 月	第 1 回日韓文化交流実務者間協議の開催
1984 年	9 月	全斗煥大統領日本訪問の際、日本側から日本大衆文化開放要求
1988 年	12 月	盧泰愚大統領、日本大衆文化解禁を示唆
1990 年	3 月	日本文化交流実務者会議で日本側が文化開放を要求
1994 年	1 月 31 日	孔魯明(コン・ノミョン)駐日大使「日本文化開放」発言
1994 年	2 月 25 日	金泳三大統領、「三段階開放」を基本方針として発表
1995 年	4 月 12 日	金大中亜・太財団理事長、訪日中に日本文化段階的開放を主張
1997 年	10 月 27 日	金大中総理、「日本文化開放」発言
1998 年	4 月 17 日	文化観光長官、大統領業務報告の際「日本文化開放」公式確認
〃	5 月 13 日	「日韓文化交流政策諮問委員会」設置
〃	10 月	日韓首脳会談(金大中大統領・小渕首相)開催
〃	10 月 20 日	第一次日本文化開放

出所：韓国文化放送(MBC) <http://www.mbc.co.kr/NETOP/9806/japan/index.htm> などにに基づき筆者が作成。

3 「日本文化開放論議」の論調

金大中大統領は当初から文化鎖国主義に反対であるという姿勢を表明しており、日本大衆文化の開放にも積極的であった。1998 年 1 月の朝日新聞とのインタビューの中でも、「日本の大衆文化開放に関しては、文化鎖国主義ほど自身に不利なことはない、文化の輸入を禁止する場合、むしろ低質の文化が蔓延

するだけだ」(『東亜日報』1998 年 1 月 23 日) だと開放的立場を明らかにしていた。しかし、国内の意見がこの大統領の立場に収斂されていた訳でなく、政界、財界、官界、メディアを挙げて、多くの議論がなされていた。

1998 年 10 月の日本文化開放の前後には、韓国国会でも多くの議論が行われたが、ここでは、その代表

的な論調を、反対論・時期尚早論／慎重論・不可避 論にわけて分析しておきたい。(表 2・表 3 参照)

表 2 国会における「日本文化開放」関連発言（反対論・時期尚早論）（1994～2003 年）

日付	発言者	意見
1994. 2. 24	金 莊 坤 議員 (民主党)	五千年間守ってきた民族伝統文化が失踪しつつある。外来の文化に押され、わが民族の固有文化が変質し、国籍不明の不法、外来文化が氾濫している。
1994. 2. 24	洪 起 薫 議員 (民主党)	日本文化の不法輸入により、事実上日本の文化的植民地化が相当部分進行されている恐れがある。
1994. 7. 20	金 忠 賢 議員 (民主党)	現在の社会は急激な産業化の結果として西欧文化の無批判的受容による文化停滞性の危機に直面している。国際化・開放化がわが民族精神の衰退をもたらす危険性もある。
1995. 3. 16	朴 鍾 雄 委員	日本文化開放は長期的には不可避ではあるが、現時点では、国民の受容問題、日韓間の歴史問題などを考慮すると時期尚早。
1995. 3. 16	朴 智 元 議員	日本文化開放に反対はしない。しかし、時期尚早である。韓国内文化産業を育成させ、5 年後位の時期を考えた方が望ましい。
1998. 5. 13	林 鎮 出 委員	日本文化により影響を受ける分野はアニメ・漫画産業である。日本漫画により、一番憂慮されることは、青少年非行問題である。
1998. 11. 18	洪 文 鐘 議員 (セヌリ党)	日本大衆文化は既に深く生活の中に浸透しているが、大東亜共栄圏主義の国粹主義者が多くいる。日本文化開放は、単純に文化レベルだけではなく歴史的観点からも慎重に考えるべきである。

出所：「国会会議録：本会議、常任委員会」（1994～2003 年）に基づき筆者が作成。

表 3 国会における「日本文化開放」関連発言（慎重論・不可避論）（1994～2003 年）

日付	発言者	意見
1994. 2. 24	康 容 植 議員 自由民主党	文化界は、文化開放に対応し文化規制の緩和、文化商品の開発、文化外交及び国際協力の強化、地方文化の育成等文化政策当局のイメージ改革を要求している。
1994. 2. 25	林 采 正 委員	日本文化開放を反対するだけでなく、既に韓国社会に陰性的に入っている日本文化の実態分析とそれに関する基礎調査を行い、その具体的な対策を論じた後、開放に関する判断を行うべきである。
1995. 3. 16	鞠 鍾 男 議員	現在大衆文化を輸入禁止としている国は、北朝鮮と日本のみである。したがって日本の大衆文化は速やかに開放するべきである。
1998. 8. 27	辛 基 南 議員 (新しい政治国民会議)	経済と文化は不可分の関係。文化的活力のない民族は 21 世紀の中心民族になれない。知識情報化時代において文化は社会活力の源泉である。
1998. 9. 28	鄭 相 九 委員	日本大衆文化は受け入れなければならない時期に迫っている。しかし、受け入れる国民の態度・情緒なども改革していく必要がる。

1998. 11. 12	趙 淳 議員 (ハンナラ党)	日本との関係においても善隣友好、互恵関係を強化したのは評価する。しかし、竹島の領有権問題に関しては、譲られない国民の確固たる意志が改めて日本に伝達しなければならない。
2000. 7. 14	李美卿 (新しい千年民主党)	社会一部では、日本大衆文化開放により、文化従属になる憂慮があるとの意見があると思われるが、国内大衆文化が対外競争力を確報する時、今までの憂慮が払拭されると思う。

出所：「国会会議録：本会議、常任委員会」（1994～2003 年）に基づき筆者が作成。

次に、反対論・慎重論・不可避論（賛成）の時期 様になる。（表 4 参照）
別の動向を国会の発言件数によって分類すると次の

表 4 国会における「日本文化開放」関連発言（反対論・慎重論・不可避論）（1994～2003 年）

	反対論	慎重論	不可避論	合計
日本文化開放前(1994. 1. 31－1998. 10. 19)	9	2	3	14
開放後 (1998. 10. 20－2001. 7. 11)		13	12	25
開放中断期 (2001. 7. 12－2003. 12. 31)		1	5	6
合計	9	16	20	45

出所：「国会会議録：本会議、常任委員会」（1994～2003 年）に基づき筆者が作成。

（なお、政府関係（官僚）の発言は除き、議員の発言のみを集計している。）

発言回数で全ての傾向を読み解ける訳ではないが、開放前には、反対論が多数であった事がわかる。次に開放直後には、明らかな反対はなくなり、慎重論と不可避論がほぼ同数となる。そして開放中断期には、不可避論が多くを占めることになる。（表 4）

次に時期別に個別の議論を考察してみよう。

3-1 文化帝国主義的観点からの反対論：開放前期（1994 年 1 月 31 日～1998 年 10 月 19 日）

この時期は、韓国内では、まだ「日本文化開放」に対する不安の声が高かった時期であった。98 年 2 月には、日本側の「日韓漁業協定」破棄への動きに直面、これを日韓の善隣関係を放棄すると見なし、対日文化協力の中断を検討する（『国民日報』1998. 1. 24）、日本文化に対する無防備である青少年の現実を把握すべき（『朝鮮日報』1998 年 1 月 15 日）等の世論も出ていた。国会での「日本文化開放論議」

も、文化帝国主義的観点、国民情緒的問題、文化的同質化、韓国内文化産業への影響、青少年の日本文化受容への対応策不在等を理由とする反対論が大多数であった。

(1) 反対論

反対論の一つの主張は、「日本文化開放」により、民族固有文化が変質し、事実上日本の文化的植民地化される恐れもあること。従軍慰安婦問題、漁業協定破棄、竹島問題等日韓間の懸案に起因する、日本との間での政治、歴史問題、国民情緒等をも考慮する必要があるという論理であった。つまり、過去に植民地支配を受けたという歴史的事実からくる「対日感情」への懸念、韓民族固有の文化までもが侵略されるのではないかとの不安と警戒感から派生する「国民感情」へ配慮による、このような趣旨の発言は以下のようなものである。

「現在の社会は急激な産業化の結果として西欧文

化の無批判的受容による文化停滞性の危機に直面している。国際化・開放化がわが民族精神の衰退をもたらす危険性もある。むしろわが民族文化に基づいた進取的な開拓としての国際化が望ましい。」『本会議会議録』1994年7月20日、金忠賢（民主党）。

「国家間の文化開放は、民族的自尊心とも繋がる。日本との間には、過去の歴史問題もあり、民族的情緒が格別であることは事実である。大衆文化開放は単なる文化分野だけの問題ではなく、政治・経済・産業・文化・社会・教育等の各分野との有機的連携で共同対処していく努力が必要である。」『本会議会議録』1998年5月12日、朴信遠（自由民主連合）。

そして国内の文化産業が圧迫されるという「経済的影響」の憂慮もあり、韓国内文化産業を育成させ、5年後位の時期を考えた方が望ましい、また、膨大な資本とノウハウを持っている日本文化産業に対応出来る資質と能力を揃えるべきである。（『国民日報』1998年4月18日）との主張もあった。また、青少年の日本文化受容への対応策不在への危惧等の理由で反対される意見も少なくなかった。

「日本文化が開放されると、一番の波及効果が予想される分野はアニメ・漫画産業である。先進技術で世界アニメ産業を独占している日本アニメ産業により、技術・資本力が劣っている韓国アニメ・漫画産業が掌握される恐れがある。また、日本漫画の開放により、一番憂慮されることは、青少年非行問題である。」『文化観光委員会会議録』1998年5月13日、林鎮出委員。

「21世紀は経済と文化の世紀である。文化魂を持ってない商品は、もはや経済力も発揮できない。経済と文化は不可分の関係になっている。文化的活力のない民族は21世紀の中心民族になれない。IMF危機を招いた原因は、単なる経済政策の失敗にあるのではない、文化不在こそIMF危機の根本的原因だと確信する。」『本会議会議録』1998年8月27日、辛基南議員（新しい政治国民会議）。

(2) 慎重論

大衆文化開放は単なる文化分野だけの問題ではなく、政治・経済・社会分野など多くの問題を考慮する必要がある。「日本文化開放」は時期尚早であり、保守的な中年層の間では文化開放を憂慮する見解もあることを直視しつつ、開放の分野及び時期を慎重に検討して行くべきである、こうすることにより、日本に対して特別な情緒を持っているわが国民の全面的共感を得られるとの慎重論もあった。

「政府の日本文化開放は時期尚早であるとの意見が多い。従軍慰安婦問題、漁業協定破棄、竹島問題、貿易摩擦など日韓間の懸案をさておき、「日本文化開放」だけ急ぐ必要はない。これは単なる文化開放のレベルではなく、経済・通商の視点からの慎重な姿勢が望ましい。大統領の選挙公約だったから、十分な検討・備えなしの開放は問題があると考えられる。『文化観光委員会会議録』1998年5月13日、林鎮出委員。

「日本大衆文化の輸入問題は長期的観点から考えると、日韓関係がより熟成された上、また、国内産業が十分な競争力を確保される過程を勘案しつつ、漸新的・段階的に検討して行く必要がある。」『本会議会議録』1994年2月24日、李会昌（国務総理）。

(3) 不可避論

金大中大統領は自身の就任演説で「21世紀は、競争と協力の時代である。世界化時代の外交は、冷戦時代とは異なり、発想の転換を要求している。21世紀外交の中心は経済及び文化に移ると思われる。協力のもとで行われる無限の競争時代を解決していくため、貿易・投資・観光・文化交流を拡大して行く。（1998年3月2日第15代大統領就任辞の中から）」と述べたが、この趣旨に沿った意見が政府側を含めて主張された。

「わが文化が外国の文化に従属化されるという、被害意識から脱皮し、堂々とわが文化商品を開発し、

世界に拡散して行く、それにより、競争力を強化していく方向で、文化産業政策を転換していく時点であると考えられる。国際化・開放化時代とともに大胆に日本文化を開放するべきとの意見が多いのは現実である。」『本会議会議録』1994 年 2 月 24 日、李敏燮（文化体育部長官）。

「最近国内文化が外来文化に相当な部分浸食されている。また、青少年層にも色々影響があるのは事実である。しかし政府としては外来文化に対して、批判するだけでなく、積極的な受容姿勢を開発しつつ、韓国文化の位相を高め国際化される文化政策を追求していく。」『本会議会議録』1994 年 7 月 20 日、李敏燮（文化体育部長官）。

「国際漫画アニメフェスティバル²⁾を通じ、世界各国の漫画が韓国に入ってくることになる。日本間画の開放は、即ち日本大衆文化の開放でもある。」『文化体育広報委員会会議録』1995 年 1 月 19 日、朴智元議員

また、韓国 Gallup 調査研究所は、1995 年 2 月 21 日～22 日の間、全国満 20 歳以上成人男女 1,016 名を対象に「日本大衆文化開放関連世論調査」を実施したが、その結果は、概略次のようなものであった。

「日本大衆文化開放に関する見解」の設問では、開放不可（18.3%）、可能であれば延ばした方がいい

（43.6%）、2～3 年以内に開放（22.3%）、早い方がいい（15.2%）との意見で、開放に否定的あるいは開放時期を延ばした方がいいという見解が 84.2%で、全体的に開放に否定的であった³⁾。

3-2 日韓歴史認識の再考観点からの慎重論：開放後（1998.10.20-2001.7.11）

1998 年 10 月、第 1 次開放から行われた「日本文化開放」は、2000 年 6 月には第 3 次開放まで行われてきた。一方、第 3 次開放以降、当初は 2002 年に予定されていた第 4 次開放を最後に、全面開放がなされる予定であったものの、2000 年 8 月に小泉総理の靖国神社参拝問題に続き、2001 年には日韓間に歴史教科書問題が再浮上し、2001 年 7 月の凍結宣言によって追加開放が一時中断されることになった。

この時期に入ると、「日本文化開放」による韓国文化産業への影響は憂慮するレベルではなく、2002 年にはサッカーのワールドカップが日韓共同で開催されるという、好環境にあったため、「日本文化開放」に関する不可避論の意見も出たものの、その後、日韓歴史認識の再考、青少年の日本文化受容への対応策不在問題等を念頭に置き、慎重に考えるべきであるとの慎重論に再び移っていった。

（1）慎重論

1998 年 10 月、第 1 次開放が行われたものの、文化帝国主義的観点、韓国内文化産業への影響、青少年の日本文化受容への対応策不在等を理由とする反対論がまだ残っていた。

しかし、政府は、文化産業の力量強化のため、過去に規制と管理の対象になってきた大衆文化に対する国民意識を改善し、産業として積極的に育成するための政策を推進すべく、1999 年に「文化産業振興

²⁾国際漫画アニメフェスティバル(SICAF Seoul International Cartoon & Animation Festival):1995 年からソウル市で開かれる国際アニメフェスティバル。世界アニメの傾向と潮流を展望しつつ、韓国アニメ文化産業の価値を向上させることを目的として、1995 年から隔年に開催されたが、2003 年の第 7 回からは毎年開催されることになる。観客が自由に参加、自ら楽しむ市民フェスティバルとして位置づけられ、アニメ学会の総会など多様な関連文化行事とも連携し、韓国アニメの発展のため努めている。2003 年には、アニメ制作社及び投資者が参加する、ソウル国際漫画アニメフェスティバルプロジェクトプロモーション(SICAF Project Promotion,SPP)を新設し、アニメ制作社・投資者の間の会話の場として、新作アニメへの投資を誘導する一方、海外輸出への基盤を構築するのを目的として新設された。

³⁾その他に、「国内流入された日本大衆文化の水準に関する認識」に関する質問には、高級文化がより多い(11.3%)、低質文化がより多い(83.7%)、分からない(5%)と答え、応答者の 83.7%が不法日本文化が流入されていると認識を持ち、年齢別では 30～40 代、職業別では、事務職、また教育水準が高いほど、地域別では大都市で、不法文化がより多いという見解であった。しかし、「日本大衆文化開放が韓国内大衆文化産業に及ぼす影響」については、発展の契機(56.2%)、沈滞(40.5%)、無応答(3.3%)の順で「日本文化開放」により国内文化産業の競争力が高まるとの認識が多かった。

基本法」を制定し、2003 年まで 5000 億ウォン規模の文化産業振興基金を助成し、文化産業発展のための制度・環境を作った。その中で、大衆文化の主な受容者である青少年層が日本大衆文化に傾倒されないで、外国の多様な文化を選別的に受容する能力を揃えるため、教育機関、言論機関、市民団体などと連携し、青少年向けの大衆文化・メディア教育を活性化していく施策が必要となり、その活動を支援する方法で考えていくとの意見が多くなった。

「日本大衆文化は既に深く生活の中に浸透していて、拒否する必要はない。しかし、日本を中心とした、大東亜共栄圏主義の国粹主義者が多くいる。したがって、日本大衆文化開放に関しては、単純に文化交流レベルだけではなく歴史的観点からも慎重に考えるべきである。とりわけ、膨大な日本資本が脆弱な国内大衆文化産業を根元まで揺さぶってくる恐れがある。」『本会議会議録』1998 年 11 月 18 日、洪文鐘議員（セヌリ党）。

「日本文化を開放するにあたって、特に憂慮したのは、青少年層を異文化から保護する問題であった。そのため、開放は、各分野での波及効果を考慮しつつ、段階的に開放する方針である。開放の際にも、公演法・映画法等の関連法、不健全な文化を濾過する制度的装置を積極的に活用していく。」『本会議会議録』1998 年 11 月 18 日、申楽均（文化観光部長官）。

(2) 不可避論から慎重論へ

文化観光部はサムスン経済研究所、韓国文化政策開発院と協力し、2000 年の 3 次開放までの日本文化開放による経済的影響を評価した。評価結果は、日本文化開放による韓国文化産業への影響は憂慮するレベルではないとの結果であった。それとともに、2002 年日韓共同で開催される、サッカーのワールドカップ開催等により、日韓間の友好的雰囲気が増えられた。より広範囲での開放が予想され、2002 年には完全開放まで予測された。

「日本大衆文化開放による韓国文化産業への影響

は憂慮のレベルではない。むしろ韓国文化産業の日本への進出の契機になっている。また、日本の文化芸術界を含め日本国民の韓国大衆文化への関心が高まり、対韓感情がかなり友好的に変化していると評価されている。実際に世論調査の結果からも一番旅行したい国として韓国が選ばれているとともに日本観光客が日増しに増加している。このような評価結果をもととして、文化芸術界・関連業界・「日韓文化交流政策諮問委員会」の諮問結果を総合して 3 次開放では、大衆文化全部門にかけて大胆な開放を行うことになったのである。」『文化観光委員会会議録』2000 年 6 月 27 日、朴智元（文化観光部長官）。

「社会一部では、日本大衆文化開放により、文化従属になる憂慮があるとの意見があると思われるが、国内大衆文化が対外競争力を確報する時、今までの憂慮が払拭されると思う。」『本会議会議録』2000 年 7 月 14 日、李美卿（新しい千年民主党）。

しかし、2001 年には日本の歴史教科書記述問題が発生し、この期間での国会での主な「日本文化開放論議」の争点は歴史教科書記述問題であった。韓国政府は 2001 年 4 月に発表された日本の扶桑社出版の中学校歴史教科書の検定結果に対し、5 月 8 日に日本側に修正要求項目などを渡し、修正を要求していた。それに関して日本の文部科学省からは、6 月末頃にはその結果を明らかにするとの見解であった。

日本で精査した結果、2 か所については訂正する必要があると判断し、7 月、検討結果を韓国に伝達した。しかし、韓国は、これを不十分とし、「日本文化開放」の追加措置を中断する等の措置を公表した。

一方、不定期的であるが 1984 年以来、継続して、日韓両国民の相手国に対する意識（好感度、現在の日韓関係）などに関する世論調査を共同で実施している、日本の朝日新聞と韓国の東亜日報の共同世論調査を見てみても、1999 年、2000 年には「嫌い」が 43%、42% だったのが、しかし、2001 年に入り、「教科書問題」と「靖国神社参拝問題」が外交問題として取りあげられ、両国間の政治問題となるに至り、このナショナリズムを背景に、2001 年の調査では、

「嫌い」が 57%、「どちらでもない」が 31%となっていた。

「現在の日本文化開放政策は、国民の政府における日韓の新たな同伴者関係に立脚した新原則のもとで行われるものである。このような状況の中での最近の日本歴史教科書歪曲問題は、日本文化商品による韓国社会での影響を改めて検討し直す契機にもなる。」『文化観光委員会会議録』、2001 年 4 月 16 日、申基南委員。

「日本文化開放は、98 年の日韓首脳会談の際、「21 世紀に向けた新たな日韓パーとナーシップ」と題した「共同宣言」を発表の中打ち出した政策である。この中で前提されたのは、21 世紀に向けて未来志向の日韓関係を構築する趣旨から出発したものの、最近の日本歴史教科書歪曲問題により、日韓の共同宣言の趣旨が根本的に損なわれることになった。相手国への一方的な文化影響力の強化、あるいは相手国の情緒を考慮しない交流は真の文化交流とは言えない。」『文化観光委員会会議録』、2001 年 4 月 16 日、鄭柄国委員。

その後 2001 年 10 月の首脳会談において、両国政府が歴史専門家の共同研究会を早期に立ち上げることで合意した。これに対し韓国側では不満を持ちつつも、一方では、98 年金大統領と小渕総理の会談の際の「共同宣言」の中には、現在の若者達が歴史認識を深化して行くためには互いに高い関心を持ち、真の努力を尽くす必要があるとの部分もある。

歪曲された教科書問題の速やかな解決も重要であるが、日韓外交の根幹が揺れることは望ましくない。また、日本文化開放の全面中止あるいは、政策の大幅の修正に繋がるのは望ましくなく、「日本文化開放」は教科書問題とは離れて予定通りに実施されるべきである。そして、「日本文化開放」は「共同宣言」の基本精神に立脚した正しい日韓観を持ち、国家のイメージ向上及び国益のためにも全世界の祝祭であるワールドカップ・サッカー大会の成功的な開催も重要であるとの意見も出始めた。

「2002 年のワールドカップ・サッカー大会の共催を目前としてより両国間の相互理解を求める時点で、両国間の葛藤のギャップが大きくなる状況になっていることは誠に遺憾なことである。歪曲された教科書問題の速やかな解決も重要であるが、国家のイメージ向上及び国益のためにも全世界の祝祭であるワールドカップ・サッカー大会の成功的な開催も重要である。」『文化観光委員会会議録』2001 年 4 月 16 日、姜成求委員。

3-3 未来志向の日韓関係構築上の不可避論：開放中断期（2001 年 7 月 12 日～2003 年 12 月 31 日）

文化観光政策研究院では、2000 年 3 次開放までの日本文化開放の影響分析・及び追加開放方案を研究してきた。まず映画部門では、開放初期とは異なっており、一定期間経過後、占有率が徐々に下がっているのが分かった。詳しい内容として、日本映画は、開放以降に総 65 編の映画が上映されたが、市場占有率は（ソウル市場基準）、1999 年に 3.1%、2000 年には、7.4%で最高潮に達したものの、2001 年に 1.4%、2002 年 3.2%に減少した。3 次開放から流入された劇場用アニメの場合は、総 10 編輸入し、8 編が上映され、3 編が興業に成功した。観客数は 138 万名に集計された。

音盤分野では、音盤輸入額は、2000 年には約 6 億ウォン、2001 年には 5 億 2000 万ウォン、2002 年には 12 億 4000 ウォンであった⁴⁾。この数値は、韓国政府の予測値よりももちろん低いものであった。その一方で韓国文化は、日本でも 2000 年代から「韓流ブーム」と呼ばれる社会的現象を引き起こした。

⁴⁾その他、ビデオの場合、開放後国内市場占有率が 4～6%でやや低かった。2000 年以降総 48 編の封切り映画が販売され、総販売量が 68 万枚、買出額は 167 億 9000 万ウォン。日本放送番組輸入額は 2003 年 273 万ドルで 1999 年の 109 万ドルに比べ大幅上昇したが、2001 年には 163 万ドルに減少した。（『日本大衆文化開放影響分析及び対応方案』韓国文化観光政策研究院、2003 年、3 頁～5 頁に詳しい。）

2003 年 6 月 17 日、日韓両国首脳会談の際、韓国政府は日本大衆文化追加開放を発表し、2004 年 1 月 1 日には第 4 次開放が行われ、2006 年 1 月 1 日には第 4 次追加開放まで実施されることとなった。

不可避論

日本大衆文化開放に関しては、当初から、文化的同質化、文化帝国主義への懸念、国民情緒的問題、日韓歴史問題、韓国内文化産業への影響、青少年の日本文化受容への対応策不在等の理由からの否定的世論も多かった。しかし、国際化・世界化に伴う、国内文化産業の競争力強化などをも視野に入れつつ、日本大衆文化開放は避けられない国家的課題になっていた。

他方では、「成人用映画・大衆歌謡・音盤などが無差別に流入することによる、国内文化産業及び文化的副作用を最小限化するためには流通構造の改善、マーケティング戦略強化など産業支援策を強化していく必要がある。文化開放を国内文化産業の国際的跳躍の機会に転換し、日本での「韓流」を本格的文化産業輸出として繋げる支援体制を構築するのも重要である。」(『ソウル新聞』2003 年 9 月 17 日) という内容の見解も示されるように、日本文化開放は、今や未来志向の日韓関係構築には欠かせない課題となっている。

「現在までの日本文化開放の状況から考えると、今後残っているのは、全面開放しか無いとの先入見があったが、まだ、4 次、5 次など選別する必要性はあるのか。」(『文化観光委員会会議録』2003 年 6 月 17 日、沈載権委員。

「日本文化開放は、98 年度から始まり、2001 年の日本歴史教科書問題により、開放が中断された状況である。しかし、6 月 7 日日韓首脳会談の際、日本大衆文化開放に関する共同声明が発表され、追加開放は行うべきだと思う。現在「日本文化開放」による否定的な影響は微々たるもので、韓国国内産業の競争力強化に寄与したとも言える状況である。」(『文化観光委員会会議録』2003 年 6 月 17 日、申鉉澤(文

化観光部企画管理室長)。

日本大衆文化開放に関しては、否定的世論も多かったが、国際化・世界化に伴う、国内文化産業の競争力強化などを考えると「日本文化開放」は避けられない国家的課題になっていた。この時期になると、このような認識の変化の下に、従来からの「後ろ向き」、「受け身」の文化開放から、国内的には国内産業強化のための政策を構築し、国際的にも「韓流」を文化産業の輸出に繋げていくべく支援策を講ずるなど、「前向き」、「積極的」な開放への論議も行われるようになってきた。

韓国における「日本文化開放」、日本における「韓国文化受容」現象は、日本と韓国の文化的関係を考える上で決定的に重要な役割を果たした。これによりこの十年間で日韓の距離はゆっくりと縮まりつつあった。

4 終わりに

本稿では、韓国における「日本文化開放」に至る政治的背景を考察すべく、韓国国会での「日本文化開放論議」を分析した。

「日本文化開放」が行われる前の、開放前(1994 年 1 月 31 日～1998 年 10 月 19 日)では、文化的同質化、文化帝国主義への懸念、国民情緒的問題、日韓歴史問題、韓国内文化産業への影響、青少年の日本文化受容への対応策不在等の理由からの反対論が多かった。しかし他方では、韓国社会に陰性的に入っている日本大衆文化の実態分析とそれに関する基礎調査を行い、その具体的な対策を論じた後、開放に関する判断を行うべきであるとする、日韓関係構築の観点からの慎重論、国家間文化交流は益々活発化されている状況の中、外国の健全な大衆文化の流入を過度に制限するのは現在国際関係に望ましくないとする国際化・開放化時代を踏まえた不可避論も既に出始めていた。

次は、1998 年 10 月の第 1 次開放を始め、第 3 次開放が行われた期間である、開放後の時期(1998. 10. 20—2001. 7. 11)に入ると、開放に関する意見の全体の流れは、慎重論から不可避論へ、そし

て再び慎重論に変化して行ったことがわかった。

文化開放措置を単純に文化交流レベルだけではなく、日韓歴史認識の再考、韓国内文化産業への影響、青少年の日本文化受容への対応策不在問題等を念頭に置き、慎重に考えるべきであるとの慎重論から、日本大衆文化開放による韓国文化産業への影響は憂慮のレベルではない、むしろ韓国文化産業の日本への進出の契機になっている、韓国文化産業の競争力強化が期待される等を理由とする、不可避論も出たものの、再び慎重論に移っていく。

その主な原因として、2000 年の小泉総理の靖国神社参拝問題、2001 年 4 月の文部省の検定を通過した、扶桑社出版の 中学校歴史教科書記述問題などが浮上したのが挙げられる。この期間の国会での主な「日本文化開放論議」の争点は歴史認識問題であった。

最後に、開放中断期（2001 年 7 月 12 日～2003 年 12 月 31 日）には、歴史教科書問題、靖国神社参拝問題の継続、日本政治家らの不規則発言など日韓関係に 障害はあったものの、日本文化開放の追加開放に関しては、日韓関係などを総合的に考慮し、慎重に開放時期・範囲を検討しつつ、未来志向的観点から転向的に推進していくとの見解が大半であった。そして現在、「日本文化開放」による否定的な影響は微々たるもので、むしろ韓国内文化産業の競争力強化に寄与したとの肯定的な意見に変わっている。

日韓間における大衆文化の交流が、政治は政治、文化は文化として切り離し、そのような課題とはひとまず別にすすめられるのは、日本人と韓国人の親近感が増し、若い世代による相互理解を高めてゆく導きの糸として歓迎すべきことである⁵⁾。

また、現在の日韓の文化交流は、日本と韓国が同質的な社会へと変化してきていることと無関係ではない。それは、植民地時代に日本が朝鮮社会に文化的な「同化」を強要したこととは異なって、韓国社会、韓国人に主体的に日本文化を受容する姿勢が生み出されてきていることを示している⁶⁾。

「日本文化開放」による韓国社会への日本文化の流入は、韓国文化に確実に影響を与えており、また、広く韓国社会にも様々な影響をもたらしていると考えられる。また「韓流ブーム」がもたらした、日本における「韓国文化受容」は、日本人の対韓認識・対韓意識にも影響を与えている。

歴史問題などの政治問題が両国の認識に一時的に障害にはなるものの、文化交流が、両国民の相互理解と信頼度を向上させ、将来的には新たな日韓関係の構築に向けた礎になると考えられる。

参考文献

韓国語文献

- 『金大中大統領演説文集』第 1 巻、(1998 年 2 月～1999 年 1 月) 大統領秘書室、1999 年。
- 『金大中大統領演説文集』第 3 巻、(2000 年 2 月～2001 年 1 月) 大統領秘書室、2001 年。
- 『国会本会議会議録』、国会事務処、(1994 年～2003 年)。
- 『国会文化体育広報委員会会議録』国会事務処、(1993 年～1997 年)。
- 『国会文化観光委員会会議録』国会事務処、(1998 年～2003 年)。
- 外交通商部『国民の政府 5 年、頂上外交成果』外交通商部外交政策室、2003 年。
- 文化観光部『日本大衆文化流通実態調査』文化観光部、1998 年。
- 文化観光部『文化産業白書』文化観光部、2001 年～2003 年。
- 韓国文化観光政策研究院『文化政策白書』文化観光部、2001 年～2003 年。
- 韓国文化観光政策研究院『日本大衆文化開放影響分析及び対応方案』韓国文化観光政策研究院、2003 年。
- シン・ヒョンアム『日本大衆文化開放の経済的効果分析』サムスン経済研究所、1998 年。
- 李ホンジェ『日本大衆文化開放政策の審査分析』韓国文化政策開発院、2000 年。

日本語文献

⁵⁾ 朴順愛編『日本大衆文化と日韓関係』(株)三元社、2002 年、158-159 頁に詳しい。

⁶⁾ 川村湊、2006、「国際文化学から見た『韓流』映画論」『インターカルチュラル』、4 号、日本国際文化学会年報編集委員会、69-70 頁に詳しい。

石井健一「東アジアにおける日本大衆文化浸透とその要因」第 35 回韓日文化フォーラム『日本大衆文化第 4 次開放と韓日文化交流の展望』発表論文、2003 年。

岩渕功一『文化の対話力—ソフト・パワーとブランド・ナショナリズムを越えて』日本経済新聞出版社、2007 年。

川村湊「国際文化学から見た『韓流』映画論」『インターカルチュラル』、4 号、日本国際文化学会年報編集委員会、2006 年。

寺沢正晴「戦後日本人の韓国観」山本武利編『日韓新時代—韓国人の日本観—』同文館出版株式会社、1994 年。

鄭大均『韓国のイメージ—戦後日本人の韓国観—』中央公論社、1995 年。

鄭大均『日本のイメージ—韓国人の日本観—』中央公論社、1998 年。

林夏生「韓国における日本大衆文化『開放』の歴史的文脈」『歴史学研究』歴史学研究会、1999 年。

林夏生「大衆文化交流から見る現代日韓関係」小此木政夫編『戦後日韓関係の展開日韓共同研究叢書 14』慶應義塾大学出版会、2005 年。

平野健一郎編「韓国の文化交流政策と日韓関係」『国際文化交流の政治経済学』勁草書房、1999 年。

朴順愛『日本大衆文化と日韓関係』(株)三元社、2002 年。

李庭植著、小此木政夫・吉田博司訳『戦後日韓関係史』中央公論社、1989 年。

新聞資料

『東亜日報』1998 年 1 月 23 日。

『東亜日報』2001 年 4 月 4 日。

『朝鮮日報』1998 年 1 月 15 日。

『国民日報』1998 年 1 月 24 日。

『世界日報』2001 年 4 月 12 日。

『スポーツ朝鮮』1998 年 4 月 18 日。

『ソウル新聞』2001 年 4 月 4 日。

英語文献

Nye, Joseph S. Jr., *Bound to Lead: The Changing Nature*

of American Power, New York: Basic Books, 1990.

Hesmondhalgh, David, *The Cultural Industries*, London: SAGE Publications, 2002.

Mulcahy, K. V., "Cultural Policy: Definitions and Theoretical Approaches." *The Journal of Arts Management, Law and Society*, Vol.35, No.4: 319-330, 2006.

会計概念の「無形資産」から経営資源の「知的資産」へ

八角 憲男

千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科

From the Accounting Concept of “Intangibles”
to the Management Resource of “Knowledge Assets”

– A Consideration

in Pursuit of the Wisdom of knowing and developing a Firm's Potentialities –

HAKKAKU Norio

Department of Risk and Crisis Management System, Chiba Institute of Science

Evaluating a firm's merit on the basis of its financial history alone is not enough to determine its potential. An increasing number of financial institutions are focusing attention on "knowledge asset management reports" when considering the value of a firm. Why are "intangibles" and "knowledge assets" of a firm attracting more and more attention? This is exactly what this paper examines in order to establish the importance of "knowledge asset management" in developing potentialities of a firm. As a matter of fact, the "knowledge assets" concept is becoming more popular than the accounting concept of "intangibles" in business. This study inquires into the origins of the "knowledge assets" concept, making clear the logical distinction between the two categories. Furthermore, the significance of successful "knowledge asset management" based on an accurate understanding and proper use of "knowledge assets" will be considered, together with a prospect of development of the "knowledge assets" concept in Japan.

キーワード：無形資産, 知的資産, 無形資産の開示, 知的資産報告書

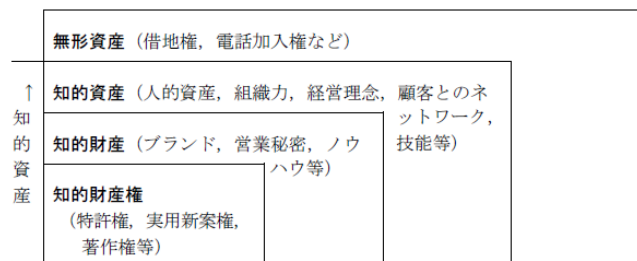
1. はじめに

近年、金融機関では、企業との取引の際に「知的資産経営報告書」を活用するケースが増加する傾向にある。企業価値を評価する場合、これまでは、企業の過去の実績を表わす「財務情報」が中心であった。しかしその方法では過去のデータのみに偏り、企業のポテンシャルをみるには限界がある。そこで、それを克服するために別なツールの必要性が議論されてきた。「無形資産」や「知的資産」は、その問題解決のキーワードとして登場し、それらを認識、活用した「知的資産経営」の重要性が高まりをみせている。そうした状況をうけ、本稿では以下に示す3つについて問題点として取り上げている。

第1は、[無形資産]に関する定義の問題である。これには一定のものはなく、その分類は区々である

ため、法律体系に沿ってその関連用語の整理をしている。また、「無形資産」と「知的資産」の使用区分についても明らかにしている。第2は、「無形資産」の「開示」の問題である。会計学的な論点では、大きく無形資産は、「制度」、「評価」、「開示」という3つの領域に集約できる。ここでは、おもに無形資産の「開示」についてその背景や潮流を示し、知的資産経営に関する開示の役割を中心に展開している。第3は、「知的資産経営」の重要性の問題である。各企業が、知的資産を活用して企業価値の向上につなげていく「知的資産経営報告書」の概観、それを通して「知的資産経営報告書」が推進される必然性、さらにそこから発生している問題点を明らかにしている。その上で、知的資産経営のビジョンと課題を示すものである。

(図表 1-1)無形資産の範囲



(出所) 経済産業省 Web サイト

(http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/teigi.html)

より一部修正して作成。平成 25 年 8 月 5 日現在。

2. 無形資産と関連用語の概念整理

無形固定資産（以下、無形資産と略称）は、有形固定資産（有形資産）に対する用語として使用される。本稿で研究対象とする無形資産は、貸借対照表上に計上される無形固定資産と同義ではなく企業が保有する形のない経営資源すべてであり、中長期的に企業の価値創造に結びつくことが考えられ、かつ必ずしも定量化されていないもの、という広い捉え方をするものとする。

無形資産の分類は区々であり、政府、民間機関、研究者、実務家などによりなされている。しかし、統一した定義や概念は確立していない。そこで、本稿では経済産業省（独立行政法人中小企業基盤整備機構）が示す無形資産の範囲によって整理をしたい（図表 1-1）。これは、法律体系に沿った分類であり、広く使われている。

(1) 知的財産と知的財産権

「知的資産」の類似概念として「知的財産」がある。その定義は諸説が存在するが、知的財産基本法では知的財産及知的財産権を以下のように定義している 1)。

「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的 活動により生み出されるもの（発明または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品または役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利または法律上保護される利益に係る権利をいう。

以上のように、無形資産の分類体系では、「知的財産」は知的財産関連法で保護される知的資産であり、知的財産の中でも権利が与えられるものを法律概念として「知的財産権」とよばれている。

(2) 知的資産

最初に、「無形資産」と「知的資産」の概念についてみていきたい。

無形資産は、会計概念であり、知的資産はその一部である経営資源の重要な一つである。土地や生産設備に代表される有形資産に対して、企業価値を高めるための経営資源となりうる知識や情報は無形であることから「無形資産」とよばれる。

人間の創造・知的活動により生み出される「知的資産」は、無形資産の一つと捉える。その一部は、形がなく占有できず模倣されやすいため、一部の知的資産は法律で保護されている。保護を与える法律としては、図表 1-2 で示す特許法や不正競争防止法などがあり、これらは、「知的財産（関連）法」と総称される。

2007 年 3 月に中小企業基盤機構が、「中小企業のための知的資産経営マニュアル 2）」（以下、「マニュアル」という）を公表したものによれば、「知的資産」の概念は「知的財産」の一部を含み、組織力、人材、顧客とのネットワークなどの目に見えにくい経営資源を総称し、幅広く捉えている。つまり、「知的資産」は「知的財産」を包含したより幅広い概念となる。

(図表 1-2) 知的財産一覧

種類	保護対象	関連法令
営業秘密	ノウハウや顧客リストの盗用など不正行為を禁止	不正競争防止法
著作権	文芸、学術、美術、音楽、コンピュータプログラムの保護	著作権法
回路配置利用権	半導体集積回路の回路配置の利用を保護	種半導体集積回路配置に関する法律
育成者権	農産物、林産物、水産物のための新品種	種苗法
特許権	発明を保護 (高度で産業上、有用な発明)	特許法
実用新案権	物品の形状、構造、組合せに関する考案を保護 (小発明)	実用新案法
意匠権	物品のデザインを保護 (独創的で美的な観観)	意匠権法
商標権	商品、サービスに使用するマーク	商標法
商号権	商号を保護 (自己を表示するための名称)	会社法、商法
実用新案権	著名商標 (ブランド)、原産地表示など	不正競争防止法

(出所)特許庁ホームページ「知的財産の種類」より一部修正して作成。

(3) 無形資産

無形資産は、ブランド (商標)、ノウハウ (経営管理システム)、顧客リストなどの知的財産と、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権により構成される。

しかし、こうして分類はされるものの、無形資産と知的資産は明確に区分されないことが多く相互互換的に用いられていることが一般的である。

その論拠の一つとして、インタンジブルズ (無形資産) を長年にわたり研究しているレブは次のように捉える。

「インタンジブルとは、物理的形態または金融商品としての形態 (株券または債権) を有しない将来のベネフィットに対する請求権である。コスト削減をもたらす特許権、ブランドおよび独自の組織構造 (例えばインターネットによる販売チェーン) は、インタンジブルズである3)」

となる。また、インタンジブルズと関連する用語は、それぞれが同義語として捉え用いている。

このように、企業経営と企業会計に関する議論がなされる際には、使用される用語こそ異なるが、議論の方向は、無形資産とその最大限の活用であると考

えてよい。

3. 無形資産の特性

企業の競争力や企業価値の向上など将来の収益性に影響を与える無形資産に対する注目度は高い。

わが国の無形資産研究については、その成果に期待が寄せられていることに比べて研究蓄積は今なお十分といえない。しかし、無形資産に関する研究では、たとえば「いかに認識すべきか」「以下に評価すべきか」「以下に開示すべきか」という課題に取り組む際に大きな壁が存在するという見解がある。その壁とは、以下に示す無形資産に備わる3つの特性が密接に関係していることが考えられるからである4)。

第1は、「同時・多重利用可能」とする点である。無形資産の中でも、物的資産や金融資産は、用途を特定することで他の用途には利用できず、そこから得られる便益を企業は独占できる。一方、他の顧客資産、組織資産などの無形資産は、多重利用・複製が可能となる。したがって、無形資産の投資によって得られる便益は、独占的にコントロールすることは難しくなる。

第2は、無形資産投資の不確実性 (リスク) である。企業の革新や創造活動など源泉である組織資産への投資を考えた場合、物的資産や金融資産への投資とは異なり、経済的便益を得ることができ確率は、かなり低いとみられる。

第3は、無形資産の「市場」が存在しないことである。M&A や特許の取引であっても両者によって売買価格が決定されるのであり、市場が存在しているわけではない。無形資産への投資はリスクが高いうえ、成果についての予測も困難な場合が多い。したがって公正価値の測定も困難となる。

4. 無形資産の開示に関する研究

無形資産の重要性についての認識は、特に新世紀に入り国内や国際的にも広がりを見せ研究面へも影響を与えている。それは個々の企業の経営面ばかりではなく、経済全体が知識経済へと移行しているという観点からの分析や制度の検討が行われていることである。

平成16年5月に経済産業省は「新産業創造戦略」において日本企業にとって中期的にも持続可能な強みを生む源泉とは何かについて研究している。それによれば、「……将来的に経済的便益を生むのは有形資産ではなくて無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれているという意味で「知的資産」と総称し得るものである。……」と企業価値に占める無形資産の重要性が増加していることが考えられる、と分析している。

そうした研究は様々な機関で行われた当時のいくつかを紹介したい。

(1) 産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会（経済産業省）5)

平成17年2月に設置され、およそ3年間にわたり検討が重ねられてきた。委員会は、平成20年4月の第9回以降は開催されておらず、現在は存在しない。したがってすでに役目が果たされたと思われる。

ここでは、知的資産を活用した経営に関する現状分析と「開示のメカニズム」を中心として、今後それが促進されるような具体的な方策について検討を行っている。設置半年後の平成17年8月には中間報告書が出され、平成18年度から平成19年度は、開示実証分析調査や知的資産経営マニュアルなどに取り組んできた。その後も検討が重ねられてきたが、その背景と問題意識を要約すれば以下のとおりである。

少子高齢社会において国内の経済規模の拡大は困難な状況に至り、規模の経済をベースにした利益の確保はきわめて困難な状況となっている。また、国際的なグローバル競争の中では、生産コストが安い国の台頭が大きく影響して、価格競争では経営が成立しない状況が作り出されている。そうした背景の中で、経済の活力を維持するためには、いかなる経営を実践し持続的な利益を確保するかということが問題意識となる。

ここでの基本的な考え方は、従来までは資産と認識しなかったものを、今後はその企業の特有の「知的資産」として認識することが重要であるとし、それを活用していく「知的資産経営」こそが企業価値を高めることになるというものである。

(2) 中小企業知的資産経営研究会（事務局 中小企業基盤整備機構）

中小企業の知的資産経営についても、平成18年1月に検討を行うための研究会が設置された。その後2年半に及ぶ研究会としての活動を経て、平成20年10月には「中小企業のための知的資産経営実践の指針」を発刊し、それをもって役割を終えたと思われる現在は存在しない。

「知的資産経営」については、すでに平成17年8月にその取り組みの考え方がまとめられている。しかし、それは大企業を念頭においたものであった。

「21世紀は中小企業の時代」といわれるなか、その企業経営を取り巻く環境の厳しさは依然として現実問題として続いている。そこで、研究会は研究の積み上げとして大きな成果を残している。その一つは、「中小企業のための知的資産経営マニュアル」を平成19年3月に作成したことである。いま一つは、平成20年10月1日に「中小企業のための知的資産経営実践の指針」を発刊している。その内容は、中小企業ばかりではなく零細企業に至るまで有用なものとなっている。

では、どのような内容なのか。研究会の検討の背景と問題意識を以下に要約してみたい。

近年、日本経済が回復傾向にあるとはいえ、中小企業を取り巻く厳しい環境は今なおデータが明晰に示している6)。多くの中小企業は、人材確保、安定的な資金調達などの課題に直面していながらも、同時に独自の強みを「知的資産」として発揮することで収益を発生させ事業の継続を可能にしているものと考えられる。しかし、その「知的資産」は意識的な場合と無意識的な場合が考えられる。

そこで、自社の独自性を可能な限り発揮することで他社との差別化を図り、収益性を高めるなどの経営努力は不可欠なものとなる。また、企業会計に関する議論では、企業の将来収益を適切の捉えるためには、既存の財務情報に加え、収益予測のデータの根拠やそれを裏付ける非財務情報（知的資産関連情報）に着目しようとする動きが国際的にも強まっている。さらに、昨今の企業不祥事に対するコーポレートガバナンスでは、議論の中心はリーダーシップ、企

業風土、文化、人間関係等の目に見えにくい要素であり、いわゆる「知的資産」そのものとなっている7)。

(3) OECD レポート 8)

OECD の役割を担う一環として、1999 年から 2001 年の 2 年間のプロジェクトとして「成長プロジェクト」が実施されている。

OECD の役割は、30 加盟国それぞれの政策の分析比較を実施して、優れた政策を各国に推奨することである。同時に問題点を指摘しその対策を提言することにある。

1990 年代において、特に米国を中心に、カナダ、英国、オーストラリアという国々が高成長を達成した。それに対して、日本、ドイツ、フランス、イタリアは低成長という状況であった。その二極化しか加盟国経済の成長パフォーマンスについて検討を行っている。それは、高成長を実現させた米国を中心とする国々の分析を通じて、その原因の解明と長期的な持続を可能とする要因及び政策を明らかにすることを目的として、1999 年に「成長プロジェクト」を実施した。

「成長プロジェクト」では IT の重要性が認識され、それに関してさまざまな指標が検討された。一例をあげれば、設備投資に占める IT 関連投資の割合や、人口 1,000 人当たりのインターネット・ホスト数やウェブサイト数である。前者は、米国が約 32% に対して日本は約 18% である。また、後者については、米国は圧倒的に多く、日本は加盟国の中でもかなり下位という結果になっている。このような作業を経て、2 年間後の 2001 年 5 月に閣僚理事会において最終報告書「ニューエコノミー：熱狂を超えて」The New Economy: Beyond The Hype」がまとめられた。

それにより、次のような指摘がされている。①情報通信技術は成長にとって重要な要素となるが、情報通信の製造産業を保有することは一国にとっての成長の必要条件ではない。②情報通信技術が効果的に発揮されるためには、適切なスキルと能力を伴うことが必要とされ、人的資本が経済成長を実現する上で重要な要素となっている。

(4) ブルッキングス研究所レポート 9)

ブルッキングス研究所は、1916 年アメリカのワシントンに設立され、長い歴史を誇るシンクタンクである。政府への影響力も強く、政府のプログラムの有効性や公共政策の質の向上を目指している。

知的資産関連での研究では、1998 年から 2001 年の 3 年間にかけて知的資産のタスクフォースを発足させた。その内容は、知的資産の評価方法や開示のあり方についてであり、詳細な検討が行われた。その検討の結果、知的資産を以下の 3 つに分類している。

①所有、売却可能な資産（特許権、著作権、ブランド等）②支配可能であるが、分離、売却できない資産（開発途上にある研究開発投資、企業秘乳評判等）③企業によって完全に支配できない資産（人的資産、コア・コンピタンス等）である。これらの分類を通じて次のような結論を出している。

①については、定量的な情報の開示をすることが可能である。②と③については、情報入手が困難であるため、企業が資本市場向けに定量的な情報を開示することは困難である。

しかし、②と③については、全く開示しないことは、市場での資源配分の効率性を著しく阻害することになる。したがって、これらに関する定量的な開示を行うことが必要であると指摘している。

(5) EU 有識者レポート

欧州では、2001 年 1 月、欧州委員会により、知的資産に関する有識者による検討プロジェクト（PRISM プロジェクト）が開始された。その後 2003 年 9 月には、報告書“The PRISM Report 2003 ”が発表されている。

この報告書では、具体策よりも幅広い政策領域をカバーしており包括的な提言となっている。内容の中心は、知的資産の重要性は個別の企業ばかりではなく、資本市場や公共政策などにおいても、その重要性の認識が長期的には影響を与えることなどを示している。

報告書では、経済的な価値や富の主要な源泉は、もはや財を生産することから知的資産を創造することにあるという Knowledge-based economy（知識基盤経

済)へと移行してきていると指摘している。報告書の中から特に会計関係の内容に目を転じると、次のような点があげられる。それは、企業会計と情報開示という観点からの問題点の指摘であり、それらを要約すると次の通りである。

- ① 既存の会計システムの限界についてである。確かに資金の出入りを把握する上では、十分な機能を果たしているが、知的資産を適切に把握することが困難となってきた。
- ② のため、近年、知的資産に関する多様な評価方法や開示手段が提案されている。しかし包括的なフレームワークが提案されるには至っていないと指摘している 10)。

5.無形資産の開示を促す背景

無形資産研究の始まりは、世界的にみて 1994 年に AICPA (アメリカ公認会計士協会) から公表されたジェンキンス報告書であるといわれている 11)。それ以降、無形資産に対する研究や情報ニーズは広がりを見せ、国内ばかりでなく国際的にも注目が集まっている。なぜ、このような動きがでてきたのか、いくつか捉えてみたい。

第 1 は、企業価値の決定因子が、有形資産から無形資産に移行していることである。これは、大企業に限ったことではなく中小企業においても同様である 12)。

第 2 は、国レベルでの知的資産をめぐる動きである。前述のとおり無形資産に関する研究が重要な拠点で行われており、国内をみれば、産業構造審議会(新成長政策部会経営・知的資産小委員会)より中間報告を踏まえ、「知的資産経営のガイドライン」が経済産業省より公表されたこと。さらに、独立行政法人中小企業基盤機構においては、「中小企業のための知的資産経営マニュアル」が発行されたことである。

これらは、中小企業の資金調達に際し、金融機関では財務データばかりではなく、各企業における経営理念、技術力、代表者の経営に対する士気など定性的な属性を評価対象とする傾向が見えている状況と無関係ではない。

第 3 は、近年、M&A に対する意識変化が見られ

る関係である。M&A の最大関心事である買収価格の決定の際に無形資産の価値がより意識されるようになってきている事である。今日まで多くの事例は存在するが、M&A に関心が高まってきた当時の 2005 年の花王によるカネボウ化粧品部門の買収や楽天による TBS への統合提案は、両者とも巨額となった投資資金は無形資産の存在が大きく影響をしている点で注目を集めた。

6.無形資産開示の潮流

わが国の無形資産に関する情報開示の流れを加速させ続けているのは、2つの現象が進展していることが指摘されている 13)。

第 1 は、無形資産開示の重要性が経営戦略として重要であるという高い認識度合いが定着しつつあるということである。

振り返れば、近年の M&A に対する意識の変化やその件数の高まりが一つの契機となっていることが考えられる。それは、M&A により企業価値創造の重要性は認識されながらも、現実的にはそれを十分に意識した経営は行われてこなかったということである。その反省から、今度は企業が ROE を経営目標に設定し、企業価値を増大させる経営へとシフトしているのである。

では、企業価値を増大させるためにはいかなる収益性の改善が求められているのであろうか。それは、中長期的な価値創造につながると考えられる無形資産の情報や活用が戦略的に経営実践されていることをステークホルダーに理解されることが肝要である。

従来の方法である財務情報の開示のみでは、その内容が過去の実績に偏っていたため、企業の将来の成長については表現できないという問題があった。そこで、財務情報に加えて無形資産を開示させることによって、これまでの限界を克服できるであろうとする取り組みである。ステークホルダーへの発信は、相手側よりフィードバックが期待され双方向での対話が生まれる。それにより知的資産経営は、よりよい方向へと向かうと考えるからである。しかし、ここで情報の非対称性という現象も考慮しなければならない。投資家が無形資産等の非財務情報に目を向けるとき、その情報は実態に即タイムリーかつ

公平に発信されなければならない。非財務情報にかかる問題の多くは、情報の非対称性が一因となっている。それは市場メカニズムが働いている一方で、経済的な効率性が達成されていない現象（市場の失敗例）が起こることである。

このように現時点では、財務情報と無形資産の開示を併用させることで情報発信がより効果的になるものと考えられるのである。

第2は、無形資産の開示の検討が世界の潮流になっていることである。

たとえば、いち早く無形財の重要性を認識して国家戦略に揚げて成長したのがスウェーデン、フィンランド、デンマーク等の北欧諸国である。それらの北欧諸国を中心として無形財の戦略的マネジメントとレポーティングのあるべき姿を究明しようとしたのが「イノベーション・マネジメントの理解と促進に向けての無形財の測定（MERITUM）」プロジェクトである。2002年1月に公表された「無形財に関するマネジメントとレポーティングのガイドライン」は、その研究成果としてまとめられ、それらのあり方をモデル化しようとした画期的な試みであった（14）。

わが国でも、無形資産の開示をめぐる議論は新世紀に入った以降は加速している。たとえば、2002年4月に政府主導による知的財産戦略会議が発足し、2003年3月には、「技術・知的財産の開示」をめぐるパイロット・モデルを提案、さらに2004年1月には、「知的財産開示指針」を公表、2005年3月には「中小企業知的資産経営研究会」の中間報告書の公表、2005年6月には「知的財産経営報告書」に関するパブリックコメントを募集、2005年10月には「知的資産経営の開示ガイドライン」を公表するなど、無形資産の開示を推奨する動きが本格化してきた（15）。

また、無形資産の開示の研究は、日本ばかりではなくアメリカやIFRS（国際財務報告基準）においても、継続的に行われている。たとえば、人的資産、顧客資産、ブランド資産などの無形資産については、いずれにおいても資産計上を要求していない。それは、測定上の困難が存在することがあげられる。そうしたオフバランスの状況に対し、懸念が顕在化し

ていることも現実であり、無形資産に関する精力的な研究が行われている。なお、オフバランスの取引は、投資家等が取引実態を確実に把握できるよう注記等によって十分な情報開示を行う必要がある。

7.会計概念の「無形資産」から経営資源の「知的資産」へ

これまで「無形資産」と「知的資産」は、明確に区分されないことが少なくないことは前述した。ここでは、それぞれの使用区分についてみていきたい。

「無形資産」という会計用語に代わる「知的資産」という概念を提示したのは、1990年初頭のスウェーデンの大手金融サービス会社であるスカンディア社であったといわれている。これを機に、知的資産経営が大きく注目されはじめ、同社が構築した「スカンディア・ナビゲータ」モデルは、北欧における知的資産経営の先駆け企業となっている（16）。

日本においては、2005年においては、産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会の「中間報告」を踏まえ、同年10月「知的資産経営の開示ガイドライン」が経済産業省より公表された。ここでは、「企業の超過収益力あるいは企業価値を生み出す源泉として、有形資産以外のものを総称して『知的資産』」と定義づけられたのが最初である（17）。

知的資産は、知的財産権と知的財産を包含する。その知的資産は企業価値に影響を与えることを前提とした場合、企業内においては「法部門」のような一部門だけの問題ではなくなる。たとえば、知的財産権を保有している場合、それを経営に生かさなければ知的資産としての価値は生まない。そればかりか、むしろ知的財産権よりも人的財産、組織力や経営理念など権利化が難しい知的財産の方が企業経営にとって重要ともいえる。このように、知的資産はその保有と活用が企業の業績を決定づけることから、企業全体の取り組みが必須となる。

企業全体とは、こうした取り組みは経営者ばかりではなく、知識と能力を備えた人材の育成という意味や経営者自身だけでは対応が難しい場面を想定するという意味からも、研究者や営業担当者など組織を構成するすべてを含めるとのことである。

事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する。

8. 知的資産経営報告書の概観

では、どのように取り組んだらよいか。経済産業省は、2005年に「知的資産経営のガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を公表した。その目的は、企業が知的資産経営を「ガイドライン」にしたがって実践し知的資産経営報告書を作成することを推進することにある。「ガイドライン」は、第1章から第6章により構成されている。そのうち、第2章の「知的資産経営報告書の概要」を示してみよう(18)。

(1) 知的資産経営報告の目的

- ① 企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるための活動を経営者がステークホルダーにわかりやすいストーリーで伝え、
- ② 企業とステークホルダーとの間での認識を共有することにある。

(2) 基本的な原則

知的資産経営報告は、上記(1)の目的を達成するため、次のような共通的な原則を満たすものであることが望ましいとしている。

- ① 経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す。
- ② 企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てる。
- ③ 将来の価値創造の前提として、今後の不確実性リスク・チャンス)を中立的に評価し、それへの対応につき説明する。
- ④ 株主のみではなく自らが重要と認識するステークホルダー(従業員、取引先、債権者、地域社会等)にとって理解しやすいものとする。
- ⑤ リスク・チャンス)を中立的に評価し、それへの対応につき説明する。
- ⑥ 信憑性を高めるため、ストーリーのポイントとなる部分に関し、裏付けとなる重要な指標(KPI)などを示す。また、内部管理の状況についても説明することが望ましい。
- ⑦ 時系列的な比較可能性を持つものとする。(例えばKPIは過去2年分についても示す。)

(3) 知的資産経営報告の要素

知的資産経営報告が、2.の基本的な原則を満たしつつ、ステークホルダーとの間での認識を共有することを容易にするためには、その内容として、以下の要素を含むことが望ましい。

- ① 事業の性格と経営の方向性
- ② 将来見通しを含む業績
- ③ 過去及び将来の業績の基盤となる知的資産とその組み合わせによる価値創造のやり方
- ④ 将来の不確実性の認識とそれへの対処の方法
上記を裏付けるKPIとしての知的資産指標
参考として他の指標も添付できる。

上記(1)から(3)までの内容を考慮した知的資産報告書は、どのような展開が望ましいのか、標準例を示してみたい。

経営理念(企業ビジョン) → 内部環境とビジネスモデル → 自社の強み → 価値創造のストーリー(過去から現在、現在から将来) → 今後のビジョン(方針・戦略)、となる。

ここで重要なことは、知的資産経営報告書の作成過程において、自社の特徴や強みに対して再認識することであり、経営のあり方について捉えなおし、さらに改革に繋げていくことにある。

9. 知的資産経営報告書の論理

2005年に公表された「ガイドライン」は、知的資産経営報告書を作成することを推進するものである。しかし、その内容は主として大企業向けのものになっており、必ずしも中小企業の実態や目的に沿ったものでなかった。そこで、2007年3月に中小企業基盤機構が、「マニュアル」を公表した。これが、前述の「7. 知的資産経営報告書の概観」に示したとおりであり、知的資産経営を実践し、知的資産経営報告書を作成することを推進するものとなっている。

では、「ガイドライン」と「マニュアル」が公表されるまでの必然性について整理してみたい。

- (1) 中小企業の知的資産の認識と活用(19)

「ガイドライン」によれば、次のような問題意識を有して検討が行われていた。

それは、日本経済が中期的な活力を維持していくためには、これまでのように規模の経済やプロセス革新によるコスト削減ではない。グローバル市場で持続的にレント（超過利潤、利益）の確保が可能な経営が必須となっており、そうした能力を有する企業が真に競争力のある企業であるという前提である。そのうえで、企業は持続的にレントを確保するために、自らの強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を行うこととしている。それを重要な経営資源、自社の競争軸と認識して、「差別化の状況を継続」することが必須であると中小企業の経営の方向付けを示している。

また、「マニュアル」によれば、中小企業を対象としたより具体的なものになっており、いわゆる知的資産経営の実践のためのマニュアルとなっている。

そこでは、次のような思考プロセスにより「マニュアル」作成に取り組んだ。

最初に、中小企業が保有する「知的資産」（技術、技能、ノウハウなど）の認識やそれらを活用することこそが企業の収益、成長の源泉であると結論付けている。

たとえば、これまで知的資産をあまり活用してこなかったことや取引先や金融機関などにその内容が示されておらず、評価もされてこなかったことを指摘している。

次に、「マニュアル」作成に際し、知的資産経営について次のように位置付けが行われた。

- ① 少子高齢化の進展により国内経済規模拡大は困難である。
- ② グローバルな競争下において、コスト競争では新興国には勝てない。
- ③ 知識社会への移行により無形資産価値の価値増大が図られている。

こうした背景により、次のような現状分析をしている。

自らの固有の力を生かし、商品やサービスの差別化を通じて、価値、利益を創造実現することが不可欠になっていること。

そこで、「知的資産を活用した他社との差別化、短

期のみでなく持続的な利益の実現を可能にする『知的資産経営』が重要に……』というプロセスをたどり「マニュアル」の作成に至ったのである。

(2) 知的資産経営による効果

中小企業は、大企業と比較し経営資源が乏しい。その困難を克服するためには、現有する資産を最大限に生かすことや外部のリソースをいかに利用するかについて真剣に考えなければならない。

また、中小企業は、企業の経営方針が社員や外部の関係者に十分に示されず、経営者のみでイメージされやすい。しかしそうした状況を変化させ、下記①から⑤に示す「知的資産経営」による効果を獲得するためには、経営者のみではなく中間管理職をはじめ幹部クラスにも経営方針を徹底させることが必要である。これにより経営参加意識を高めることになりモチベーションアップにもつながる。さらに、完成された知的資産経営報告書は組織を構成する全メンバーに配布することで、経営方針や価値観が共有できるものである²⁰⁾。

したがって、経営方針を社員と共有し、さらに外部のステークホルダーと対話を図ることは、経営改善という視点からも意義あるものとなる。

そこで、中小企業の潜在能力を含めた企業力を発揮するために効果的なものが「知的資産経営」であり、それを実践することで次のような効果が期待できるのである。

- ① 限られた経営資源を最適に活用することができる。また、経営者自らが自社の強みについて新たな「気づき」を得るきっかけになることもある。
- ② 取引先、顧客からの信用度が高まる。
- ③ 従業員の意識や仕事に対するモチベーション、一体感が高まる。
- ④ 経営方針や事業戦略に共感する人材の確保につながる。
- ⑤ 金融機関などからの資金調達面で有利になる。
- ⑥ 新規に株式会社を公開する際に、将来の株主へ対して自社の将来成長の可能性をアピールできる。

こうした効果を実現するためには、中小企業自体

のみの取り組みではリソース（人的資源）が不足している現実問題もあるため、実践及び開示の様々な場面において、政府または各種機関等の支援が必要であるとの指摘もしている。

(3) 中小企業の現状と倒産動向 21)

知的資産経営を推進する論拠として企業の倒産動向についても目を向けなければならない。2006年の中小企業白書によれば、中小企業の経営課題の一つとして資金調達について述べている。それは、少規模企業になるほど借入依存傾向が強まり、資金供給の安定性を求める中小企業は多いという指摘である。それに対し、金融機関は、財務データだけではなく、市場動向、技術力、代表者の経営意欲といった定性的な属性を評価対象とする傾向が見えてきている点である。

また、少子高齢社会に突入し国内市場の規模拡大は望めず、量から質の向上へと差別化が問われる。団塊の世代の大量退職により、その強みの源泉である技能承継を行う際の「暗黙知」をいかに見える化するかを課題と感じている中小企業が多くなっている点である。

さらに、2012年の「全国倒産状況 22)」によれば、2012年の全国企業倒産件数は、12,124件となっている。これは、過去20年間で最少の記録とはなっているが、バブル経済が崩壊する直前1990年の6,468件の2倍近くの数字である。原因別倒産動向では、販売不振が70.7%を占めている。続いて、既往のしわ寄せ（累積赤字）が10.9%で2年連続前年度を上回っている。「不況型倒産」（販売不振+既往のしわ寄せ+売掛金等回収難）の構成比は82.0%で、3年連続で80%台を占めている。

こうした企業を取り巻く現状や倒産動向からも、特に中小企業の長期安定的な利益確保が望まれる状況となっており、そうした意味でも知的資産経営が必須の時代に入っているといえよう。

10. 知的資産経営報告書の問題点

そこで、特に中小零細企業を取り巻く環境の厳しさを捉え、経済産業省が推進する知的資産経営報告書は、自らの企業が強みを維持・強化し、提供する

商品やサービスの個性を伸ばし差別化を行うこと。同時に、それを持続させるために有力な手段となるものである。しかし、その知的資産経営報告書にも問題がないわけではない。以下に示してみたい。

第1は、知的資産経営の普及度

2007年の「マニュアル」の公表を経て、2008年には、「中小企業のための知的資産経営実践の指針」が2分冊として発行されている。「知的資産経営報告書作成支援調査・研究編」では、知的資産経営に対する普及・啓発のさらなる強化を図る観点から、報告書の作成事例や幅広い活用を目指すために新たな報告書作成手法等を紹介している。一方、「知的資産経営ファイナンス調査・研究編」では、知的資産経営に対する評価や効果を検証する観点から、金融機関からみた評価の視点等について検証等を行っている。

こうした経済産業省による普及等を図る動きに対して、企業のそれに対する姿勢はどうか。筆者は、おもに地方の企業への訪問や電話調査を続けている(23)。それによれば、知的資産経営報告書は、企業や金融機関への普及度合いは高いと感じられない。地方の金融機関関係者や中小零細企業の経営者に「知的資産経営」という言葉を投げかけても、「それは何ですか……？」と少なくとも感度の高さを感じられないのである。

第2は、知的資産経営に対する考え方の偏り 24)

知的資産は、特許権、実用新案権などの知的財産権や人的資産、組織力、経営理念など幅広い。したがって、企業価値を高める知的資産経営を実現するためには、企業が保有する知的資産を認識しそれらを駆使し活用しなければならない。ところが、知的資産経営といえば、特許権のみに偏重する傾向がある。これは、無形資産が競争力の源泉として認識されるようになった1980年代後半から、特に特許が注目されるようになったことと無関係ではないと思われる。

第3は、中小企業支援業務の担い手中小企業経営の支援には多くのものが関わる(25)。中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁理士、行政書士などである。知的資産経営が中小企業を活性化させる有力の手段であるならば、その支援を行う主体は誰なのか。たとえば、税理士はクライアントに対し、月1

回程度の帳簿整理を行う場合が多い。ところが、経営に関するアドバイスは行っていないことも少なくない。「経営指導は専門ではないから……」という反応に筆者は時々接するのである。

中小零細企業をいかに救うことができるか。特許権をはじめ知的財産権の獲得となれば、巨額な資金を必要とする。しかし、現有する経営資源の中で意識してポテンシャルを発掘し活用していくことが知的資産経営なのである。つまり、少ない費用で知的資産経営の展開が実現可能なのである。それをだれが担うのか、中小企業にとって喫緊の課題である。

11. 知的資産経営のビジョンと課題

2005年に経済産業省によって「知的資産経営のガイドライン」が示され、つづいて2007年に独立行政法人中小企業基盤整備機構から「中小企業のための知的資産経営マニュアル」が作成された。それ以降、中小企業に対し知的資産経営が実践され、知的資産報告書が作成されることが推進されている。

(1) 知的資産経営のビジョン

現在中小企業においては、販売不振、売掛金回収難、在庫状況悪化、事業の失敗、事業外の失敗など様々な課題を有している。そうした厳しい環境を乗り越えるためにどのように経営に取り組んだらよいか。その解決策の有力なキーワードが「知的資産経営」だった。

特に、中小企業においては、「知的資産経営（報告書）」を実践することで経営における好循環が期待できる。それは、企業のステークホルダーへの情報がこれまでより好転し、将来の利益獲得の可能性を強く意識し、過去、現在、未来についての説明が行われるようになる。それにより、企業にとっては資金調達が容易になり、同時に知的資産の積み上げが実現し、企業価値が向上して知的資産経営が強化される。さらにこの状況が、他の企業に連鎖反応することで地域力や一国の競争力が高まることになる。こうした流れを、知的資産経営のビジョンと捉えることができる。

(2) 知的資産経営の課題と解決策

本稿【注】(20)では、知的資産に関して情報開示

を行っている企業は年々増加傾向にあると述べている。とはいえ、特に地方においては新たにそれに取組むべき中小企業はかなり多いと思える。

そこで、知的資産経営（報告書）の実践に向け、今後解決をしなければならない問題は何なのか。筆者は、以下の3つを取り上げたい。

第1は、知的資産経営の効果を得るためには、まず経営者自らが自社の強みについて新たな「気づき」をしなければならない。前述したが、これは意外と難しい。日々一定の流れで経営を行っている経営者は、「常に考える」経営を実践していても流れを変えることが容易ではないことである。これは、大きな壁であり相当な「動機付け」が必要となる。

第2は、第1の関連であるが、それでは誰がその「動機付け」を担うかという問題である。資格取得者でいえば、前述と一部分重複するが、中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁理士、行政書士などが企業にとっては近い存在である。しかし、いずれもその資格の中心的な仕事範囲を考慮すると、中小企業診断士を除く他の士業は、現実的には容易ではないという考え方も存在する(26)。

ここで、上記の2つの課題を要約して解決策を提言したい。第1の課題は、自社内での知的資産経営に向けた取り組みが疎かになっていること。第2の課題は、自社外にそれらを求めるときに、資格取得者（士業）の誰に依頼したらよいかということである。

これらの解決策は、①自社内に「知的資産部」を立ち上げ、組織内を覚醒させることで「知的資産経営」の実践の流れをつくることである。さらに、②作業面の視点からみれば、士業の中では最も身近な中小企業診断士をはじめとした士業に支援を依頼することである。また、①②を合わせた取り組みもさらに有効である。さらに本稿【注】(26)によれば、知的資産経営報告書の士業別作成支援件数をみれば、「その他」が42%となっている。その一例として以下のケースも考えられる。多くの自治体が財政難に立ち向かう現在、「産学官」による取り組みが現実味を増している。現に筆者の身近でもはじまろうとしている。この場合、「産学官」の三者による研究がやがて大きなうねりとなったとき、それぞれ産業、研

究機関、地域にプラスの効果をもたらすという期待ができるのである。このパターンは、「その他」の一例としてあげたが、「産」の業績拡大、「学」の地域貢献、「官」の行財政改革、中でも歳入増加という使命を考慮すれば、今後は拡大傾向が予測できるものと考えている。

第3は、企業にとっての知的資産経営について効果はこれまでみてきた。その中の資金調達が可能という視点で考慮した場合、一方の金融機関は現実的に知的資産経営報告書に関してどのような反応を示されるか。理論的には、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(2003年3月)が金融庁から公表されて以来、知的資産を中心とするソフト情報を信用評価に利用する、と期待はされているのだが、この実情については、筆者にとって調査研究の余地が残されている。これについては、別稿で追跡をしていきたい。

【注】

1)知的財産基本法(平成14年法律第122号第二条より抜粋)

2)『中小企業のための知的資産経営マニュアル』独立行政法人中小企業基盤機構、平成19年、pp.6-7。

3)ニューヨーク大学インタッジブル研究プロジェクトのディレクターであるレブは、長い期間にわたりインタッジブルに関する研究を続けている。それによれば、「インタッジブルズは、会計学の書物で用いられ、知的資産は経済学者にとって用いられ、知的資本はマネジメントおよび法律の書物で用いられているが、いずれも同じ意味を指している」という見解を持っている。

Lev.B.Intangibles :Management,Measurement,and reporting,brookings institution Press. 2001年。

(広瀬義州、桜井久勝監訳「ブランドの経営と会計」東洋経済新報社、2002年、pp.10-12)。

また、知的資産の定義と分類については以下も参照している。古賀智敏『知的資産の会計』千倉書房、2012年、pp.5-11。

4)ここでは、有形資産と対比させた場合の無形資産固有の特性を3点あげている。しかし、一部の産業形態には必ずしも当てはまらない場合も考えられる(ハイテク、ファッションなど)。伊藤邦雄『ゼミナール企業価値評価』日本経済新聞出版社2007年、pp.39-40。

5)経済産業省『産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会中間報告書』2005年8月12日。

6)2007年には、「中小企業のための知的資産経営マニュアル」が作成され、2008年には、「中小企業のための知的資産経営実践の指針」を発行している。当時の中小企業を取り巻く環境については、以下に詳しい。

①中小企業庁編『中小企業白書 2005年版』ぎょうせい、2005年、pp.24-28を参照。②中小企業庁編『中小企業白書 2009年版』財団法人経済産業調査会、2009年、pp.17-19を参照。なお、中小企業への経営支援の主体として、地域金融機関を例にとっている分析については以下を参照。③中小企業庁編『中小企業白書 2012年版』日経印刷株式会社、2012年、pp.155-182を参照。

7)「中小企業のための知的資産経営マニュアル」や「中小企業のための知的資産経営実践の指針」以外で、知的資産の重要性を表す資料として以下を参照。社団法人経済同友会「企業の社会的責任(CSR)に関する経営者意識調査」、2006年3月7日、p.3。

8)経済産業省『通商白書 2004-「新たな価値創造経済」へ向けて-』ぎょうせい、2004年、p.65。

9)おもに以下を参照。①参議院「ブルッキングス研究所」『アメリカ合衆国における憲法事情に関する実態調査概要』2001年2月。

(http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/us/us_chosa01.htm#kousei)を参照。②経済産業省『通商白書 2004-「新たな価値創造経済」へ向けて-年』ぎょうせい、2004年、p.65。

10)経済産業省、前掲書、pp.66-69。

11)同報告書は、財務報告自体がアンチークになっているとして、非財務情報の開示、将来情報の開示など革新を強調した。ジェンキンス報告書は、将来情報や非財務情報の導入などを重視し、経営目的に関する情報について外部への情報化を強調する点に特徴があるといわれている。伊藤邦雄『無形資産の論点』森山書店、2004年5月、第165巻、第5号、pp.4-5。

12)すでに10年以上前から企業の競争力の源泉が、有形資産から無形資産へと変化しているデータがB/Sによって示されている。米国市場価値総額をみると、1978年に17%であった無形資産が20年後の1998年には、69%となっている。さらに、日本企業においても、東証上場企業の時価総額のうち、有形資産は70%、無形資産は30%となっている。経済産業省産業組織課『人的資源を活用する新しい組織形態に関する提案-日本版LLC制度の創設に向けて-』2002年11月、pp.1-2。

13)加賀谷哲之「日本における無形資産開示の経済効果-知的財産報告書の情報効果-」『無形資産の会計』中央経済社、2006年、pp.515-516。経済産業省編通商白書2004年版』ぎょうせい、2004年、p.188。

14)たとえば、デンマークの知的資産報告書については、以下の①②を参照。

①山口不二夫『無形資産の分類と報告様式の研究』経済産業研究所、2005年。ここでは、デンマークで法制化された知的資本報告

書について、無形資産の評価を意図して行っているプロセス型と指摘している。それは、企業価値の創造を意識したもので、投資家による比較という観点より、「中小企業の底上げ効果」が期待されると特徴づけている。

②古賀智敏『知的資産の会計—マネジメントと測定・開示—』千倉書房,2012年,pp.221-256。ここでは,MERITUMプロジェクトの生成基盤をはじめとし、デンマークの知的資産報告書の構造と特徴を述べたうえで、それを支持する論拠や報告書の比較可能性の点で大きな限界を持つ課題についても指摘している。

- 15)加賀谷哲之「日本における無形資産開示の経済効果—知的財産報告書の情報効果—」『無形資産の会計』中央経済社,2006年,p.517。
- 16)古賀智敏「世界が注目,進展する知的資産の時代—知的資産とは何か。世界の動きはどこへ—」『FujiSankeiBusiness 知的情報&戦略システム』フジサンケイビジネスアイ,2008年,pp.23-25。さらに,日本,欧州,米国における知的資産会計の動向も参照。古賀智敏『知的資産の会計』千倉書房,2012年,pp.14-19。
- 17)『中小企業のための知的資産経営マニュアル』独立行政法人中小企業基盤整備機構,2007年,p.1。
- 18)知的資産経営報告書の概観については,以下に依拠している。『知的資産経営の開示ガイドライン』経済産業省,2005年,pp.3-4。
- 19)独立行政法人中小企業基盤整備機構,『中小企業のための知的資産経営マニュアル』独立行政法人中小企業基盤整備機構,2007年,p.11。
- 20)経済産業省の知的資産経営ポータルサイトで知的資産経営報告書の開示事例が公開されている。それによれば,知的資産に関して情報開示を行っている企業は年々増加傾向にある。以下を参照。知的資産経営報告書開示事例(<http://www.jiam.or.jp/CCP013.html>)では,知的資産経営による効果知的資産経営報告,開示ガイドラインを受け,知的資産経営報告書、アニュアルレポート等を通じ,知的資産に関して情報開示を行っている企業の紹介がされている。
- 21)『中小企業白書 2006(平成 18 年)』中小企業庁,2007,p.8。
- 22)『全国企業倒産白書 2012(平成 24 年)』株式会社東京商工リサーチ,2013年。
- 23)訪問インタビューや電話調査の内容は,筆者の研究室において,地元を中心とした大企業から中小零細企業を対象として,マネジメントの現場における経営実践について調査を行っている。その中から経営戦略論,組織論,マーケティング,会計という視点で,特に顕著な特徴を發揮し差別化を図っている経営者に講演を依頼している。
- 24)小野曜「知的資産経営における特許偏重の問題」『知的資産創造』野村総合研究所,2012年1月号。
- 25)中小企業への経営支援の主体として,地域金融機関を例としている分

析については以下を参照。

中小企業庁編『中小企業白書 2012 年版』日経印刷株式会社,2012年,pp.155-182を参照。

- 26)2010年1月に掲載されている知的資産経営報告書(財団法人知的資産活用センターのホームページ)の開示事例の(87社(団体含む)104件の)データをもとにした分析である。それによると,知的資産経営報告書の土業別作成支援件数では,中小企業診断士35件(36%),行政書士7件,弁理士6件,税理士3件,コンサル企業6件,その他40件(42%)となっている。岩井将晃『弁理士から見た知的資産経営報告書の現状と課題』パテント2011,p.37。

リメイク映画を利用した日本語と英語の依頼行動比較 —コンテキスト定義要因に基づく一考察—

藏屋 伸子
日本国際情報学会

Contrastive Analysis of English and Japanese Request Scenes between Original Films and Remakes

KURAYA Nobuko
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

This research is an investigation into the relationships between factors defining the context of each scene and behavior signaling for a request, making a contrastive analysis between two film remakes and their original films – the Japanese-original version of *Shall We Dance?* (2005) and the Hollywood-original version *Ghost* (2011) –.

Focusing on urgency, obligation, cost, vertical distance, and intimacy, it is confirmed that urgency greatly affects request expressions both in Japanese and English. In Japanese, vertical distance and intimacy are really important and higher status and intimate relations can result in avoidance of care in choosing of polite expressions, followed by obligation, when it is not a matter of great urgency, but in English, obligation and cost take precedence over relations between speaker and addressee.

1.はじめに

人は一人では生きていけないため、日常や業務上で他人と関わる活動を避けることができない。そのような活動には、単なる情報要求から交渉のような複雑なものまで、広い意味で依頼に分類できる機能が数多く存在する¹⁾。交渉とは、要求と応答の隣接対では終わらず、提示する条件を変化させながら要求と応答が繰り返されて1つの大きな要求を達成しようとするものとする。本研究では、この広い意味での依頼行動を観察・分析の対象とし、話し手が発する依頼表現を、依頼本体として取り扱う。依頼行動は、依頼本体を中心に、話し手による前置きと補足、そして聞き手の反応から構成されるものとする。直接の観察対象は依頼行動、特に依頼本体であるが、その構成様式は、コンテキストと深い関係が

あると言える。ここでのコンテキストとは、場面を決定する要因の集まりであり、依頼行動内に明確には表れない背景や暗黙の了解を含む。

本稿では、コンテキストが依頼表現及びそれを中心とした依頼行動様式を決める根拠であるとし、リメイク映画とそのオリジナル映画を使って、コンテキストを定義する各要因が依頼表現に与える影響を日本語と英語の間で比較してその特徴を明らかにする。

2.先行研究

2.1 談話分析と映画

本研究では談話分析の手法を採る。従って、分析対象データは、自然会話データであることが理想である。しかし、業務上の依頼に関しては、機密保持契約のない第三者の事務所内立ち入り禁止、社員による社内書類・データの持ち出し禁止等、ますます厳しくなる機密情報取り扱いの状況を踏まえると、自然会話データを確保することは容易ではない。実

¹⁾M.A.K. ハリデー著、山口登・笈壽雄訳、『機能文法概説—ハリデー理論への誘い—』(くろしお出版、2001年)、103ページ。表4(1)発話機能と応答では、品物/行為の要求が命令で、その応答は遂行か拒否、情報の要求が質問で、その応答は答えか忌避である。「応答は……ことばによることがふつう」であるが、「非言語的な行為が伴うこともある」と言う。

際、自然会話データ使用を奨励する方法論の文献にある研究事例でさえ、「会社の機密上の理由で中心的なところでビデオなどによる記録調査を控えた」(ネウストブニー, 2002, pp.158-159)と説明しており、企業への協力要請が困難であることがわかる。従って、業務上のコミュニケーションを分析対象とする場合に自然会話データに固執すると、研究を進めることさえ難しくなる可能性がある。一方、映画の中での会話は、脚本家の創作による人工的なものであるが、場面や人物像の多くに明確な設定を与えた上で主人公を中心とした登場人物間のやり取りが描かれている、言わば壮大なロールプレイである。従って、準自然会話として扱うことが十分に可能である。

2.2 映画翻訳論

映画を利用して最も容易に日英表現を比較する方法は、原文とそれに対応する字幕との比較であると思われるかもしれない。「英語にはない男言葉と女言葉の区別をはっきりさせたり、敬語の関係を状況からの確に判断して日本語にするのも、字幕翻訳のルールである」と戸田(1994, p.167)が言っているように、翻訳後のセリフには文化差が反映されており、日本語、あるいは英語として成立している表現であると言える。実際に、牛江・西尾(2009)が日本語映画とその英語字幕を比較して一定の成果を確認している。しかし、映像翻訳は、一般の翻訳とは大きく異なる特徴を持つため、単純に比較するのは危険である。藤濤(2007)によると、「字幕における主たる制約点」は、「①音声から文字への変換」「②物理的制約」「③テキストの縮小」「④映像と合わせる必要性」(以上 p.118)であり、「スクリーンの文字を目で読むには、台詞を耳で聞くより3倍の時間がかかるため、分量を3分の1に縮めなければならない(清水, 1990, p.29)」が、映像・音響という言語以外の情報があるため簡潔な訳文で一瞬にして明快に理解できる工夫が可能となる(以上 p.121)と言う。従って、オリジナルの音声と字幕を同等に扱うのは好ましいとは言えず、最初から対象言語で脚本化されて演じられた独立の映画作品であることが望ましい。そこで本研究では、日本語と英語で同等場面が存在し、映画の準自然会話としての利点を生かしつつ物理的制約に

よる情報欠如等の欠点の影響を防ぐことが可能な、リメイク映画とそのオリジナル映画を日本語と英語の会話データとして利用する。

2.3 要因と丁寧度

言語における特定の機能を要因に分けて考えた研究は過去にも存在する。対人コミュニケーションを取り扱うポライトネスにおいて、Leech(1983)が、丁寧度は聞き手の負荷が大きくなるほど下がり、聞き手の利益が大きくなるほど上がるとする損得の尺度(COST-BENEFIT SCALE)と、間接性が高まると、随意性が高まり(随意性の尺度・OPTIONALITY SCALE)強制力が弱まるため、丁寧度が上がるとする間接性の尺度(INDIRECTNESS SCALE)を提唱し(pp.107-110, 123)、Brown & Levinson (1987/2011)は、FTA²⁾の深刻度(Weightiness)が話し手(Speaker)と聞き手(Hearer)の間の社会的距離(social Distance)、相対的力(Power)、特定の文化における絶対的な負荷度(Ranking of imposition)で決まることを示す $Wx = D(S,H) + P(H,S) + Rx$ という理論上の数式(1987, pp.74-75; 2011, pp.97-98)と、「慣習に基づき間接的であれ」「質問せよ、ヘッジを用いよ」「悲観的であれ」³⁾を含む数多くのポライトネス・ストラテジーを提唱した。Brown & Levinson (1987/2011)を映画その他のシナリオを使って実証しようとした例は、距離、力関係、負担を取り上げて採用されるポライトネス・ストラテジーの種類を検証した既出の牛江・西尾(2009)、距離と力関係を「相手レベル」、内容を「要件レベル」として日中のシナリオを比較した安本(2009)等がある。要因分解が有効なのは、ポライトネスだけではない。Takahashi(2012)は、命令文における強制力を要求度(DESIRES)、能力

²⁾P. Brown & S. C. Levinson, *Politeness — Some universals in language usage*— (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), pp.13, 60 (田中典子監訳 齊藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲・山下早代子訳『ポライトネス 言語使用における、ある普遍現象』(研究社、2011年)、17、77 ページ)。FTA(Face Threatening Acts)とは、「(何らかの点で)認められたいという欲求」や「自らの行為を妨げられたくないという欲求」を「脅かす行為」である。

³⁾P. Brown & S. C. Levinson, *Politeness — Some universals in language usage*— (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), p.131 (田中典子監訳 齊藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲・山下早代子訳『ポライトネス言語使用における、ある普遍現象』(研究社、2011年)、180 ページ)。ネガティブ・ポライトネス・ストラテジー-1-3

(CAPABILITY)、力関係 (POWER)、負荷 (COST)、利益 (BENEFIT)、義務 (OBLIGATION (optionality)) の6つの要因を数値化して合計することによって表そうとした。本研究では、先行研究で使用されている要因とこれらから導き出される要因のうち、緊急度、遂行義務、距離 (上下関係)、親疎、負荷に着目し、依頼行動のコンテキストを定義する重要な要因として使用する。

表1 依頼表現の丁寧度 (※: 丁寧度)

日本語	※	英語
	5	
お~してもよろしいでしょうか か ~していただきたいんですけれど ~していただけますか お~できますか ~してございませんか ~していただけませんか ~してもらえませんか	4	Would you mind if ~ I? Would it be all right if I~? May I~? I was wondering if I could ~ Do you mind if I~? I wonder if I could ~ Is it all right if I~? Do you think I might ~? Could you ~? Would you ~? Do you have ~? Could I~? Can you ~? Can I bother you ~? <u>Would you mind ~ ing?</u> <u>Will you ~?</u>
~してくれませんか	3	Can I ~? <u>I want you to ~</u>
~してください ~してほしいんですけど	2	Let me ~ 命令文
~している ~してくれる ~してよ ~するよ ~して	1	

一方、井出他 (1986)が、「ペンを借りる」行動における依頼表現に関して日米の大学生に質問紙調査

を行い、相手と場面による丁寧度の使い分けに見られる日英間の違いを明確にしようとした。井出他 (1986)は最新の研究ではないが、筆者の知る限りこのような大規模な調査は以後行われていない。また、2011年発行の井上(pp.336-338)が井出他(1986)のデータを使用して音節数 (モーラ数) を表現の長さとした長さと丁寧さの相関関係について説明している。従って、現在でも十分有効なデータであると言える。本稿では、依頼表現の丁寧度を井出他(1986、以下「I」)の図36「間隔尺度に直した表現の丁寧度の平均値と標準偏差」(p.225)を基準として、1~5の5段階に設定するものとする。図36より標準偏差と詳細なレベル差を取り除いて文の構造のみ取り出したものに、Iの「丁寧度に差のない表現の統合後、統合された表現の頻度5以上のもの (p.59)」を丁寧度順に並べた日本語表現の表43 (pp.187-190)と英語表現の表50 (pp.197-201)を参照してLeech(1983, p.108)の例を追加 (下線付き) したものが表1である。表1に該当するものがない場合はLeech(1983)の間接性の尺度(以下「I S」)に基づいて決定する。

3. 研究方法

3.1 使用データ

本研究では、日本映画、ハリウッド映画の間でリメイクされたオリジナル映画とそのリメイク映画を会話データとして利用する。ここでは、日本映画がオリジナルである『Shall We ダンス?』(2005)/『Shall We Dance?(2005) (以下、まとめて「S」)とハリウッド映画がオリジナルである『Ghost(2011)』/『ゴースト もういちど抱きしめたい』(2011) (以下、まとめて「G」)を取り上げる。いずれも日本国内で販売されているDVDを使用している。日本語は日本語字幕、英語はインターネット上で入手できるスクリプト及びGのオリジナル版のみ英語字幕を参考にしたが、文字情報が聞き取った音声と異なる場合は音声を採用した。

これらの作品において、主要人物が話し手あるいは聞き手として登場する依頼場面から、依頼表現(依頼本体)とその前置き、補足、聞き手の反応を抽出する。ここで対象とする依頼には、指示・命令も含む。しかし、1.依頼の形をした申し出や提案、2.実質

的に依頼と理解できる平叙文や疑問文のうち、依頼の特徴とされる形式や動詞等を一切含まないもの、3.親子や夫婦など家族間の依頼、の3項目は基本的に抽出対象外とする。なお、提案は、機能的に次のように区別するものとする。話し手の利益となるものが分析対象の依頼・指示・命令、聞き手の利益となるものが分析対象外の助言である。また本稿では、抽出した依頼場面全体ではなく、特に依頼表現（依頼本体）を提示するものとする。

3.2 分析方法

まず、オリジナル映画とリメイク映画の間でコンテキスト条件、出来事共に同じ場面を比較する。そのうち日本語と英語の依頼表現における典型的な組み合わせを基準ペアとして提示し、コンテキストを定義づける要因の条件が変わると表現がどのように変わるかを特に丁寧度に基づいて考察する。そして、同様の比較を様々な要因について展開していく。本稿で扱う緊急性、遂行義務、負荷、距離（上下関係）、親疎の各要因は、次のように分類するものとする。

緊急性

有/無

遂行義務

有：通常業務範囲内、事前同意事項等

想定内：業務範囲延長、想定範囲内等

無：業務範囲外、想定範囲外等

負荷

無：誰でもすぐ対応できる

軽：聞き手にとってごく簡単

中：聞き手が慣れていない等特別な負荷がかかる

重：聞き手に非日常的な負荷がかかる

距離（上下関係）

上→下：先生→生徒、上司→部下、
先輩→後輩等
目上→目下

同：友人、知人、会社同期等

下→上：「上→下」の逆

親疎

近：親友、恋人、家族等

親：友人、知人、先輩、後輩、上司、部下等

疎：初対面、交流がない、仲が悪い等

ただし、今回分析の対象としているデータ内にすべてのコンテキスト条件の場面が揃っているわけではないため、注目している要因を説明するのに最適なコンテキスト条件の例が存在しない場合は、最適に近いコンテキスト条件のものを代わりに提示する。紙面の都合で作品のあらすじは省略するが、両作品の特徴は、次の通りである。Sは、様々なコンテキスト条件で踊りに誘う場面が見られる。Gは、恋人を悪人から救う目的での主人公から霊媒師への依頼が中心である。要因の影響を見る際は、日本語同士、英語同士、日英の3比較を行い、丁寧度レベル及びその変化に違いがあるかを観察する。

4. 考察

1つの場面で複数の依頼がなされている場合があるため厳密に依頼場面を数えるのは容易ではないが、Sで15場面、Gで23場面がオリジナル版とリメイク版の間で共通の出来事を描いていた。まず、基準とするペアから見ていくこととする。

4.1 基準ペア

話し手と聞き手の両方が、聞き手は話し手の言うことに従うのが当然であると考えている内容、つまり「遂行義務有」の場面を見る。Sで、社交ダンスを始めて間もない杉山/John（ジョン）の大会出場が決まり、杉山/John が会社のお手洗いで同期の青木/Link（リンク）に練習の相手をしてもらっている場面である。

場面1（緊無・義有・軽・同・親）

オリジナル版）青木；

迎えに行かないで、迎え入れる。

腰入れて。肘上げて。はい、左向く。(1:24:37)

リメイク版）Link；

Invite the lady in. And... make the connection.

Projecting to the third balcony. (0:58:35)

ここでは、日本語では平叙文と「～して」、英語では命令文を用いて個々の指示を淡々と伝えている。ここでの日本語の「聞き手が動作主の平叙文」は、常識や規則、一般的な手順等として聞き手が知っているべき内容、「～して」は補足として提示される注意事項と説明できる。これらと英語の命令文はいずれも議論の余地のない指示であると言えることから、英語の命令文－日本語の「聞き手が動作主の平叙文」/「～して」を一般的な依頼・指示・命令における基本的な組み合わせとみなすこととする。なお、オリジナル版とリメイク版でダンスレッスンにおける指導内容が異なるため具体例を出さないが、ダンススタジオにおけるたま子先生/*Ms. Mitzi* (ミズ・ミツィ) の生徒たちへの指示において、場面1と同様の表現が使用されていることが確認できた。この日本語と英語の基準ペアの丁寧度を表1で確認すると、日本語の「～して」が1、英語の命令文が2である。日本語の「聞き手が動作主の平叙文」は表1にはないが、Leech(2003, pp.108-109)が、*You will be silent.* は軍隊の命令のように厳しいものと説明している通り、英語の「聞き手が主語の平叙文」と共に非常に強制力が強いと言え、このような平叙文の丁寧度は1であると言える。従って、同様の状況で使われる日英表現の丁寧度が同じとは限らないため、以下、丁寧度は基本的に同じ言語内での比較のみに使用するものとする。

4.2 遂行義務

4.1 で紹介した例は、遂行義務有で、距離（上下関係）が同レベル間と上→下のものであった。次の例は、距離（上下関係）では下→上に該当する顧客対応で、決められた手続きを行う場面である。

場面2（緊無・義有・無・下→上・疎）

Sにおいて、見学のために初めてダンススタジオを訪れた杉山が、対応した舞に言われるがまま初心者コースに申し込むことに決める。舞は杉山に申込用紙への記入を求める。

オリジナル版) 舞；

こちらに、連絡先とお名前をお願いします。
(0:14:50)

場面3（緊無・義有・無・下→上・疎）

Gにおいて、銀行窓口にて口座開設のサインをしに来た Oda Mae (オダ・メイ) に、銀行員が用紙を差し出して署名を求める。

オリジナル版) 銀行員；

Just sign this card on the bottom line, please?
(1:23:26)

場面2では、実際に聞き手が取るべき行動を明確に述べずに「お願いします」で代用している。明言しないことで聞き手に選択の余地を残している点と I (p.189)から、基準ペアより丁寧な表現となっていると言える。一方、場面3では、基準ペアと同じ命令文に *please* と「？」が加わっている。井出他(1986, p.59)は、「*please*」や「*for a minute*」を付加しても丁寧度は少ししか変わらない」としているが、「？」で何う要素が加わるため、基準ペアよりは丁寧度が上がっている。従って、遂行義務有の例では、日本語、英語共、下→上の依頼になったことで上→下や同レベル間より丁寧度が上がり、3になったと言える。

次に、基準ペアの場面よりも内容の難易度が上がり、その結果聞き手の負荷が上がっている例を見る。Gにおいて、ゴーストとしてこの世に残っている Sam (サム) /七海が先輩ゴーストに志願して、物の動かし方の指南を受けている。なお、オリジナル版では中高年男性から若い男性へ、リメイク版では少女から若い女性へというコンテキスト条件の違いがあるが、ここでは考察には入れないこととする。

場面4（緊無・義有・中・上→下・親）

リメイク版) 先輩ゴースト；

こうして、気持ちをおへその下に集めて、一気に吐き出すの。(1:14:56)

オリジナル版) 先輩ゴースト；

You've got to take all of your emotions. . . . And push it, way down here into the pit of your stomach. And then let it explode, like a reactor. (1:14:57)

日本語では、終助詞「の」が付いて語調がやわらいでいるものの「聞き手が動作主の平叙文」であるのに対し、英語は命令文あるいは「聞き手が主語の

平叙文」である。従って、丁寧度は日本語が1、英語が2と1で、表現も丁寧度も基準ペアとほぼ同じであり、遂行義務有では負荷が変わっても丁寧度はあまり変わらないことが確認できた。

では、次に遂行義務無の例を見ることにする。場面2、3と同じく下→上で疎の相手への依頼である。たま子先生/Ms. Mitzi が急用で欠席したため、杉山/John は憧れの舞/Paulina (ポーリーナ) のレッスンを受ける。帰宅前に、杉山/John は舞/Paulina を食事に誘おうとする。

場面5 (緊無・義無・中・下→上・疎)

オリジナル版) 杉山；

食事をしてなかったものですから、食事をして帰ろうと思ったんですけど、一人で食べるのも味気ないし、もし先生もお腹空いていたらと思って。(0:46:59)

リメイク版) John；

I haven't eaten yet. If you haven't eaten yet, maybe we can go and... get a bite. (0:39:38)

場面5の依頼本体は、形式的には依頼に見えない。コンテキストの条件を見ると、杉山の方が年齢は上であるが、生徒から講師へであるため距離(上下関係)は下→上と言える。内容は、教わっているダンスと全く関係がない上に、男女2人での外食という心理的負荷が高めのものである。日本語の依頼本体は、場面2の形式に近い言い差し文で、予想する聞き手の状況を述べている。英語は、日本語と違って文は完成しているものの、食事をするのが可能であるという客観的事実のみ述べている。依頼内容を明確に言葉にしないことにより、話し手は聞き手が話し手の意図を察して希望内容を申し出るのを期待しているが、察しなくても形式上特に伝達ミスは発生しない。従って、聞き手が承諾したくない場合、察しなかったふりをするにより、明確に断ることを避けることも可能である。どちらも、核心部分の明言を避けることによって判断を聞き手に委ね丁寧度を上げている。表1に該当するものはないが、上記の状況から丁寧度は5であると言える。日英の違いをさらに指摘するとすれば、日本語では聞き手

の立場を考慮して主観的に訴えているのに対し、英語ではあくまで客観的事実のみを提示している。これは池上(2006, p.192)他多くの研究者が指摘する主客合体と主客対立の現象であると言える。

次は、オリジナル版とリメイク版で共通して見られる、同じダンス仲間の中の2つのやり取りを見る。たま子先生/Ms. Mitzi と舞/Paulina の特訓によって、豊子/Bobbie (ボビー) と組んで大会に出場した杉山/John は、ダンスのことを知らないはずの妻子が大会会場の観覧席にいることに気付き、気を取られて大失敗をした上、豊子/Bobbie に恥をかかせる。それ以来ダンスを止めてしまった杉山/John を豊子/Bobbie と青木/Link が訪ねる。場面6では、豊子/Bobbie が大会での失敗を気にしていないことを伝えてダンスを再開するよう勧め、場面7では、青木/Link がイギリスに旅立つ舞/Paulina のために催されるさよならダンスパーティーへの出席を勧める。

場面6 (緊無・義無・軽・同・親)

オリジナル版) 豊子；

あたし、全然気にしてないから、また一緒に踊ろう！(1:51:33)

リメイク版) Bobbie；

Yeah, I just hope that you weren't staying away from class on account of me. I'm not mad about you ripping my dress or anything. Seriously. (1:25:37)

場面7 (緊無・想定内・軽・同・親)

オリジナル版) 青木；

だから、それだけでも出席して欲しいんだ。舞さんのためにも。(1:52:25)

リメイク版) Link；

And we'd love for you to come. Really love it if you would come by. . . . we hope that we see you there. All right? (1:26:15)

場面6において、社交ダンスは3人の趣味にすぎず、大会終了後でもあるので、杉山/John がダンスを再開する義務は全くない(遂行義務無)。日英共に一般的な依頼の形式を採っていないが、日本語は社交辞令を含む勧誘であるのに対し、英語では後で念押

しの Seriously が追加されているものの依頼本体では希望を述べているのみであるため、I Sから丁寧度は日本語が1、英語は5と言える。日英間のこの違いには、トリアンディス(2002, p.80)の集団主義者と個人主義者の「プライバシーに対する態度」における違いの説明を適用できる。日本語では和が重視されるため所属していた集団に戻ることを促しているのに対し、英語では個が重視されるため希望を述べるのみに止めて個人の判断に任せているのである。

場面7は、場面6より少し遂行義務が高い(想定内)。さよならダンスパーティーは、舞/Paulinaとダンスでかかわった人物が招かれる場である。舞/Paulinaの存在が杉山/Johnのダンスを始めるきっかけであった一方、杉山/Johnの大会出場は舞/Paulinaが新たな気持ちで再び競技に挑戦するきっかけとなった。つまり、杉山/Johnと舞/Paulinaはダンスにおいて相互に大きな影響を与え合った関係である。それに加え、青木/Linkが舞/Paulinaから杉山/John宛の直筆の出席依頼の手紙を預かってきている。こうした事情から、杉山/Johnはダンスを止めた後でもパーティーへ出席することを期待されている。日本語では、自分の希望を述べる表現にとどまっているため、依頼本体は承諾を強制しない曖昧な表現とも言える。しかし、日本語が察することを期待する聞き手責任⁴⁾の文化であることを考えると、明確な希望の表明は十分に直接的な表現である。また、話し手は青木であるが、大会で杉山らの特訓した講師である舞の名前が挙がったことにより、舞と杉山の間の上→下という関係が影響すると考えられる。つまり、舞の名前を持ち出すことにより、依頼の強制力が増すのである。なお、「舞さん」と名で呼んでいるのは、舞の両親が開くダンス教室で出会ったからと考えられ、それ以上の特別な関係や感情を考慮する必要はないとする。一方、英語では、Johnに出席して欲しいことを直接的な表現で明確に述べ、異なる表現で重ねて希望を伝え、さらに去る間際にも何度も意図が伝わったかどうか確認している。従って、場面6との比較においても日本語との比較においても、直接的

な表現で明確に伝えている。これにより、英語は伝える方に責任があると考えられる話し手責任の文化であることが表れているとも言える。丁寧度は表1から日本語が2、英語は3と言える。

なお、日本語、英語に関わらず、聞き手が話し手の意図を必ず察しなければならないような関係や状況であれば、話し手は聞き手に明確に内容を伝えようと努力をする必要がない。従って、遂行義務が高すぎるコンテキストでは、一見丁寧度が高いと思われる間接的な表現が増える可能性がある。この点に関しては、距離(上下関係)の節で再度言及する。

表2 遂行義務別まとめ(カッコ内は丁寧度)

	日本語	英語
有	聞き手が動作主の平叙文(1) ~して(1) ~をお願いします(3)	聞き手が主語の平叙文(1) 命令文(2) 命令文+please?(3)
想定内	~して欲しい(2)	We'd love to~(3)
無	~しよう!(1) もし(聞き手)が~と思って(5)	I hope that~(5) Maybe we can~(5)

以上、見てきた遂行義務に関わる様々な例の形式のみをまとめたものが表2である。この表に表れているように、英語は遂行義務以外の要因がどのような構成であっても遂行義務が高ければ直接的な表現が多く、低ければ間接的な表現が多いと言えるが、日本語はそうではない場合もある。

4.3 負荷

4.2にて、英語における遂行義務の依頼本体への影響の大きさを確認し、加えて日本語における距離(上下関係)の影響の可能性について言及した。次に、Sにおけるたま子先生/Ms. Mitziから舞/Paulinaへの依頼場面をいくつか見る。

場面8 (緊無・義無・軽・上→下・親)

大会に向けた特訓の初日、たま子先生は帰ろうとする舞に杉山の指導を依頼する。

オリジナル版) たま子先生;

悪いんだけど、杉山さん、ちょっと見てあげてくれる?(1:20:28)

場面9 (緊無・義無・中・上→下・親)

⁴⁾ 池上嘉彦『英語の感覚・日本語の感覚 <ことばの意味>のしくみ』(日本放送出版協会、2006年)、202ページ。「日本語は……一般にコミュニケーションの成功を支えるのは話し手よりも<聞き手責任>である」

大会に向けた特訓初日の後半、熱心に指導する舞に残り3ヶ月も指導に参加するよう依頼する。

オリジナル版) たま子先生;

この人たち、大会まで私と一緒に見てあげてくれない?(1:24:11)

場面 10 (緊無・想定内・軽・上→下・親)

John が見学のつもりで初めてダンススタジオに足を踏み入れる。入口付近にいる John を見て、Ms. Mitzi が Paulina に対応するよう言う。

リメイク版) Ms. Mitzi ;

Could you help? (0:08:57)

場面 11 (緊無・想定内・中・上→下・親)

John のレッスン初日の最後に、Paulina に Francesco (フランチェスコ) とデモを見せるよう依頼する。

リメイク版 ; Ms. Mitzi ;

Would you and Francesco mind giving our new students a little demonstration? (0:14:25)

日本語の1回きりの内容である場面8と3ヶ月に及ぶ内容に関わる場面9では、負荷が高い後者の方で、より拒否しやすい否定疑問文となっているのがわかる。英語では、両方共1回きりの内容だが、場面10はPaulina1人に対して、場面11は別々のことをしているPaulinaとFrancescoの2人に対して依頼している。個人レッスンを中断することになるため、場面10でも比較的丁寧な表現が使われているが、場面11では非常に丁寧と言われる表現が使われている。表1から丁寧度は、日本語の「~してくれる」が1、否定形の「~してくれない」はIの別表(p.189)から2、英語の「Could you~?」、「Would you mind~ing?」は共に4と言える。日本語は業務外のため遂行義務無、英語は業務の中心ではないながら想定内と考えられるため、本要因だけを考慮すると英語よりも日本語の方でより丁寧な表現が使われるのが自然であるが、実際には逆となっている。

次も上→下の依頼であるが、場面9、11より負荷が高い場面を見る。Sにおいて、いつも強気な豊子/Bobbieがダンスに夢中になるあまり過労で倒れた後、講師のたま子先生/Ms. Mitziがまだ初心者の方の杉山

/Johnに豊子/Bobbieのパートナーとして大会に出場することを提案する場面である。

場面 12 (緊無・想定内・重・上→下・親)

オリジナル版) たま子先生;

豊子さんが元気になったら、彼女と組んで、大会に出てみようよ。……週に3日、ダンス教室が終わってから、2時間だけちょうだい。……特訓するの。……大会まで、あと3ヶ月あるんだから、何とかなるわ。ね?舞ちゃん?(1:12:47)

リメイク版) Ms. Mitzi ;

Bobbie needs a partner for the competition. Why not you, John? . . . I'll work with the both of you after class, Two extra hours. The Miss Mitzi Special. We've got three months. (0:49:20)

場面12は、話し手が聞き手に同意してほしいと考えているが、聞き手にとって難易度が高いため負荷が高く断られる可能性のある内容を描いている。この場面では、日本語、英語共、提案表現となっている。依頼に使われる表現の形式として提案形式について言及されていることは筆者が知る限り多くないが、Brown & Levinson (1987, p.128; 2011, p.176) がポジティブ・ポライトネス・ストラテジー13「理由を述べよ(もしくは尋ねよ)」の例として「Why not?」を挙げており、Kuraya(Oshima)(2012, p.254)は「Why don't you ~?」の例を挙げ、Noと言わせたくないが強い言い方を避けたいために用いる表現としている。場面12の依頼内容は聞き手にとって負荷が高いため、負荷を軽く見せかけるよう、依頼本体に軽い表現を用いているが、講師から生徒への提案のため、実際には最後まで断り切れる余地があまりない。上記のような提案表現が使われているのは、強制が目立たないようにし、かつ聞き手が自ら承諾を選択する方向に仕向けているのである。その証拠に、杉山/Johnは一度は拒否するが、たま子先生/Ms. Mitziが、拒否の根拠となり得る2点の解決策を提示してさらに交渉した結果、最終的に承諾している。表1に提案表現が見られないが、丁寧度は、軽い印象ながら強制力の強い「~しようよ」が1、疑問文の形の英語は3と考えられる。

表3 負荷別まとめ (カッコ内は丁寧度)

	日本語	英語
軽	~してくれる?(1)	Could you~?(4)
中	~してくれない?(2)	Would you mind ~ing~?(4)
重	~しようよ(1)	Why not you?(3)

以上の内容をまとめると表3のようになる。日本語・英語共、軽から中に負荷が上がるとより断りやすい表現となっているが、重では意図的な操作により逆に丁寧度が下がっている。日本語では、提示した例がすべて「上→下・親」の依頼であったことから、距離(上下関係)や親疎が優先されて丁寧度が低めになったと考えられる。それに対して、英語では全体として丁寧度が高く、日本語においてよりも負荷が尊重される傾向にあると言える。しかし、4.2から「緊無・上→下・親」との条件が同じで遂行義務有の例を表に追加すると規則性が乱れることから、日英共負荷よりも遂行義務が優先されると考えられる。ただし、ここで提示した例の数が少ないため、下→上や疎の条件における依頼場面を含む数多くの例を確認する必要がある。

4.4 距離(上下関係)

ここまで各要因を距離(上下関係)にも注目しながら観察してきたので、本節ではそれらを踏まえながら距離(上下関係)を中心として選んだ数例を見る。場面13から場面15はGから、場面16はSからの場面である。日英間で条件を満たす同じ出来事を描いた場面が存在しないが、いずれも緊急性がなく、遂行義務は想定内の内容である。

場面13 (緊無・想定内・軽・上→下・近)

出社直後、来客が既に待っているため焦っているSamに、秘書がSam宛の送金依頼の電話があったことを告げる。指定の時間が来客が帰るより前であると予想されるため、代わりにCarl(カール)に処理を依頼する。

オリジナル版) Carl ;

Can you transfer it to his account? (0:06:44)

場面14 (緊無・想定内・軽・下→上・疎)

霊媒師 Oda Mae の相談室にて、Mrs. Orlando (オ

ーランド夫人) がようやく自分の番となって相談室に通されたが、Sam が Oda Mae に話し掛けているために一向に自分の相談が始まらない。Mrs. Orlando は、しびれを切らして Oda Mae に急ぐように言う。
オリジナル版) Mrs. Orlando ;

Can you please hurry this up? (0:18:50)

場面15 (緊無・想定内・軽・上→下・親)

恋人のジュノの誕生日に、定時後すぐ社用車で帰宅中の社長の七海が、運転手に急ぐように言う。

リメイク版) 七海 ;

少し急いでください。(0:34:49)

場面16 (緊無・想定内・軽・下→上・親)

杉山が、青木に誘われて出掛けたダンスホールで、たま子先生と一緒に踊ってほしいと伝える。

オリジナル版) 杉山 ;

あの、もしよろしかったら、たま子先生と踊りたいんですけど。(0:58:31)

まず、英語の場面13と14を比較すると、下→上に当たる場面14でpleaseが足されている分、少し丁寧になっているが、その差は、「?」が追加された場面3での観察内容より小さい。日本語の場面15と16を比較すると、場面15では「~してください」と最も一般的と言える依頼表現を使っているのに対して、場面16では自分の希望を逆説の言い差し文で伝えているが、核となる部分が常体のため丁寧度は大きくは変わらない。丁寧度は、表1から「~してください」が2、「~したいんですけど」が「~してほしいんですけど」と同等で3、「Can you~?」が4である。結果として、英語では、距離(上下関係)で丁寧度にあまり変化が見られないが、日本語では変化が見られることが確認できた。

ただし、英語でも、上下差が大きくなると遂行義務が大きくなると考えられる。Gのオリジナル版では、Samが何も恐れるものがないゴーストの地位を利用して脅迫することを覚え、Oda Maeに強気で命令する。一度Oda Maeの協力を得た後、Samは恋人にさらなる危険が迫っていることを伝えるべく、再びOda Maeの下を訪れて協力を依頼する場面である。

場面 17

Sam; I need your help again.
 Oda Mae, there's something we need to do.
 Oda Mae; No, I'm not doing anything else with you,
 Sam. . . .
 Sam; I've got to talk to you now. I've got a plan.
 (1:18:54)

依頼本体は、自分が必要な内容を一方的に伝える平叙文となっている。聞き手は依頼として理解することなく無視することも可能であるため、より丁寧な依頼と説明することもできる。しかし、拒否権がほとんどない場面では、逆に明確でない内容を理解して的確に対応する必要があるため、むしろより強制力の強い表現であると考えべきである(Tannen, 1993, p.174 参照)。ここでは、Oda Mae が繰り返し拒否しているものの、どの依頼に対しても最終的には脅されてしぶしぶ従っている。その結果は、ゴースト Sam が実質的に持つ権力の強大さを示しているとも言える。表現自体の丁寧度は表 1 の「I want you to ~」と同等の 3 である。

以上の例を表にまとめると表 4 のようになる。なお、斜体は前節以前に提示した例である。日本語では、上→下か下→上かで明確に表現様式が分かっているが、英語では、特に大きな違いがないことがわかる。従って、依頼本体の表現を決める上で、日本語では距離（上下関係）が重要であるが、英語ではあまり重要ではないことが確認できた。

表 4 距離（上下関係）別まとめ
 （カッコ内は丁寧度）

	日本語	英語
上→下		I need~, I've got to~(3)
	~しようよ(1)	Why not you?(3)
	~してくれる?(1)	Can you~?(4)
	~してください(2)	Could you~?(4)
下→上	~をお願いします(3)	命令文+please?(3)
	~したいんですけど(3)	Can you please~?(4)

4.5 親疎

次に、親疎に着目した例を見る。いずれも S の「緊無・想定内・軽・上→下」の依頼場面である。

場面 18 （緊無・想定内・軽・上→下・親）

ダンススタジオで自主練習をしていた豊子が、パートナーを確保するために初心者クラスの 3 人のうちの 1 人に声を掛ける。
 オリジナル版) 豊子；
 ちょっと、相手してよ。(1:06:44)

場面 19 （緊無・想定内・軽・上→下・疎）

ダンスサークルに参加している女性の 1 人が、会場の端に突っ立っている初参加の杉山に声を掛ける。
 オリジナル版) 年配の女性；
 よろしかったら、踊っていただけませんかでしょうか?(0:35:35)

場面 10 （緊無・想定内・軽・上→下・親）

リメイク版) Ms. Mitzi ；
 Could you help? (0:08:57)

場面 20 （緊無・想定内・軽・上→下・疎）

John がレッスンの日にダンススタジオに入りづらくて前を通り過ぎた後、道で偶然息子に会う。息子がガールフレンドと会う予定の店へ一緒に行き、彼らがフロアで踊っているのを見ていたが、女性に踊りたいか聞かれ、急に踊りたくなってレッスンに行くことにする。そして去り際に、息子への伝言を依頼する。
 リメイク版) John ；
 Could you say goodbye to Evan for me? (0:45:01)

まずは、日本語の場面 18 と 19 を比較すると、一見するだけで大きく形式が異なることがわかる。場面 18 では、終助詞の「よ」がついて語気が和らいでいるものの基準ペアにもあった「~して」であるのに対して、場面 19 では、前置きが付いた上、尊敬語の「いただく」が中心の否定疑問文である。丁寧度は、表 1 から「~してよ」が 1、「~していただけませんか」は「~していただけませんか」にさらに丁寧表現が増えて 5 であると言え、大きな格差がある。それに対し、英語の場面 10 と 20 は、全く同じ Could you~? である。従って、日本語では親疎が依頼本体を決める重要な要因の 1 つであるが、英

語では重要でないことが確認できた。

これらをまとめたのが表5である。表4同様、前節以前に提示した例は斜体となっている。

表5 親疎別まとめ (カッコ内は丁寧度)

	日本語	英語
親	~しようよ(1)	<i>Why not you?</i> (3)
	~してよ(1)	<i>Could you?</i> (4)
	~してくれる?(1)	<i>Can you please?</i> (4)
	~してくれない?(2)	<i>Would you mind ~ing?</i> (4)
	~してください(2)	
	~したいんですけど(3)	
疎	~をお願いします(3)	<i>命令文+please?</i> (3)
	~していただけませんか?(5)	<i>Could you?</i> (4)

4.6 緊急度

最後に、緊急度に着目して例を見る。まずは、比較対象として、既出の例を再掲する。

場面 18 (緊無・想定内・軽・上→下・親)

S オリジナル版) 豊子；

ちょっと、相手してよ。(1:06:44)

場面 10 (緊無・想定内・軽・上→下・親)

S リメイク版) Ms. Mitzi；

Could you help? (0:08:57)

次に、Gから緊急度有の場面を見る。幸せの絶頂の時に不本意にも殺されゴーストとしてこの世に残っている Sam/七海は、相談室で相談者の相談を受けている霊媒師 Oda Mae/運天五月が自分の声に反応していることに気付き、本当に聞こえているか確認するために自分の名前を言うよう迫る場面である。

場面 21 (緊有・義無・無・下→上・疎)

リメイク版) 七海；

ねえ、聞いて。私、星野七海と言います。一つ、お願いがあるの。ねえ、聞こえてるなら、星野七海って言って。星野七海。(0:56:46)

オリジナル版) Sam；

Hey, you. Hey, you, my name is Sam Wheat. Can you hear me? Say my name. Say it. (0:43:28)

対照例の場面 18 や 10 と比較して、場面 21 では、

緊急度以外の要因の多くがこれまで丁寧度を上げる理由として説明してきた条件である。具体的には、Sam/七海が予約の上料金を支払う通常の相談者ではないため、遂行義務はない。霊媒師が特殊技術を持っている専門家と分類できるため下→上の依頼と言える。Sam/七海と Oda Mae/運天五月はこの場面で初めて出会うため、疎である。言われた名前を言い返すだけの負荷がほぼ無い例ではあるが、それ以外の要因を考慮すると基準ペアと同じ日本語は「~して」、英語は命令文では丁寧度が低すぎると言うべきである。しかし、Sam/七海は、危険が迫っている恋人に事情を説明するために霊媒師に仲介してもらおうと必死になっており、元インチキ霊媒師 Oda Mae/運天五月は初めてゴーストの声が聞こえて狼狽している。この双方の事情が合わさって緊急度が増し、結果として丁寧である必要性が下がったと解釈できる。つまり、緊急度はこれまで見てきた4つの要因を覆す程大きな影響を持つのである。これに前節以前から数例(斜体分)を加えてまとめたものが表6である。

表6 緊急度別まとめ (カッコ内は丁寧度)

	日本語	英語
有	~して(1)	<i>命令文(2)</i>
無	~してよ(1)	<i>Could you?</i> (4)
	~してください(2)	<i>Can you please?</i> (4)
	~をお願いします(3)	<i>Would you mind ~ing?</i> (4)
	~していただけませんか?(5)	

5. おわりに

本稿では、コンテキストを定義付ける要因として、緊急性、遂行義務、負荷、距離(上下関係)、親疎の5つに着目し、オリジナル映画とそのリメイク映画の間で同じエピソードが描かれている場面を中心に日本語と英語の表現の組み合わせを観察した。これら5つの要因のすべてが依頼本体である表現に何らかの影響をもたらすことが確認できたが、日本語、英語共、特に、緊急性の影響が大きいことを確認した。また、日本語では井出他(1986)が確認したわきまえ方式に該当する距離(上下関係)、親疎の優先度が高いことに加えて(pp.25, 62)、遂行義務も重要であるのに対し、英語では遂行義務、負荷の順で尊重されると言える。

今回は2作品4本からの限られたデータによる分析であったため提示すべきコンテキスト条件の場
面が存在しない場合もあり、本稿の結論を一般的な
結論として扱うことはできない。しかし、よく似た
コンテキスト条件が多いリメイク映画とそのオリジ
ナル映画を使うことにより、5つの各要因の影響を
効率的に見ることができたと考える。今後はより多
くの作品で本稿の結論が当てはまることを確認す
ると共に、さらに日本語、英語に特徴的な各要因の優
先順位についても詳細に調査していきたい。

使用データ

DVD)

- 周防正行原案・脚本・監督(2005). *Shall We ダンス?*
1996年公開 DVD 角川映画
- 周防正行原作 オードロー・ウェルズ脚本(2005).
Shall We Dance? ピーター・チェルソム監督 2004
年公開 DVD バップ
- ブルース・ジョエル・ルービン脚本(2011). *ゴースト
ニューヨークの幻* ジェリー・ザッカー監督 1990
年公開 DVD パラマウントジャパン
- ブルース・ジョエル・ルービン原作、佐藤嗣麻子、中
園ミホ脚本(2011). *ゴースト もういちど抱きしめ
たい* 大谷太郎監督 2010年公開 DVD バップ
スクリプト)
- Rubin, B. J. (1990). *Ghost Script In The Internet Movie
Script Database* Retrieved October 7, 2012 from
<http://www.imsdb.com/scripts/Ghost.html>
- Shall We Dance script* (n.d.). Retrieved June 18, 2013
from [http://www.veryabc.cn/movie/uploads/script/
ShallWeDance.txt](http://www.veryabc.cn/movie/uploads/script/ShallWeDance.txt)

参考文献

- Brown, P., & Levinson, S. C. (1987). *Politeness — Some
universals in language usage—*. Cambridge:
Cambridge University Press. (田中典子監訳 斉藤早
智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲・山下早代子訳
(2011). *ポライトネス 言語使用における、ある普
遍現象* 研究社)
- Halliday, M.A.K. (1994). *An Introduction to Functional
Grammar* 2nd Ed. Kent: Edward Arnold. (山口登・笈

壽雄訳(2001). *機能文法概説—ハリデー理論への
誘い—* くろしお出版)

- Kuraya (Oshima), N. (2012). Request Expressions: A
contrastive analysis of English and Japanese through
film scripts. *Nihon University GSSC JOURNAL*, 12(3),
245-256 Retrieved February 8, 2012, from
[http://atlantic2.gssc.nihon-u.ac.jp/kiyou/pdf12/12-245-
256-Kuraya.pdf](http://atlantic2.gssc.nihon-u.ac.jp/kiyou/pdf12/12-245-256-Kuraya.pdf)
- Leech, G. (1983). *Principles of Pragmatics*. Essex:
Longman Group.
- Takahashi, H. (2012). *A Cognitive Linguistic Analysis of
the English Imperative*. Amsterdam: John Benjamins
Publishing Company.
- Tannen, D. (1993). The Relativity of Linguistic
Strategies: Rethinking Power and Solidarity in Gender
and Dominance. In Tannen, D. (Ed.), *Gender and
Conversational Interaction*, (pp. 165-188). New York:
Oxford University Press.
- Triandis, H.C. (1995). *Individualism and Collectivism*.
Colorado: Westview Press. (神山貴弥・藤原武弘編訳
(2002). *個人主義と集団主義—2つのレンズを通し
て読み解く文化—*北大路書房)
- 池上嘉彦(2006). *英語の感覚・日本語の感覚<ことばの
意味>のしくみ* 日本放送出版協会
- 井出祥子・荻野綱男・川崎晶子・生田少子 (1986). *日
本人とアメリカ人の敬語行動* 南雲堂
- 井上史雄(2011). *経済言語学論考—言語・方言・敬語
の値打ち—*明治書院
- 牛江ゆき子・西尾道子(2009). *日本語映画の英語字幕
に見られるポライトネス* 通訳翻訳研究,(9)2009,
253-272.
- 戸田奈津子(1994). *字幕の中に人生* 白水社
- 藤濤文子(2007). *翻訳行為と異文化間コミュニケー
ション—機能主義的翻訳理論の諸相* 松籟社
- ネウストプニー, J.V. (2002). *モーウェルにおけるオー
ストラリア人と日本人: ビデオを使った 24 時間の
試み* J. V. ネウストプニー・宮崎里司 (編) *言語研
究の方法* くろしお出版 pp.157-161.
- 安本真弓(2009). *依頼表現スタイルの日中対照研究—
映画・テレビ・現代劇のシナリオから—*野州国文
学, 82, 1-17.

グレアム・グリーン『ジュネーヴのドクター・フィッシャーあるいは
爆弾パーティー』
—物語の分岐点「13」における様々な事物とその役割—

山村 結花
日本大学大学院総合社会情報研究科

Graham Greene: *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party*
—The symbolic roles of diverse things at the number "13" which is the turning point of the story—

YUKA Yamamura
Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

Graham Greene (1904-1991), who is called a Catholic novelist, published *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (1980) when he was seventy six. Although the theme of the story focuses on the limitless greed of human being and the cruel image of almighty God of a man with power and wealth, it admits of various interpretations.

This story consists of seventeen sections. Interestingly, the section number 13 is the dramatic turning point of the progression of the story itself and the life of Alfred Jones who is the main character as well as the narrator of this story. And at the scenes of the section number 13, such things as Jones's complicated feelings, signs of his happiness and indications of misfortune about his wife Anna-Luise are presented.

In this paper, therefore, I tried to clarify the roles of several things, with focusing on the section number 13 in this story to find out the peculiarity and charms of Greene's literature.

1.はじめに

『ジュネーヴのドクター・フィッシャーあるいは爆弾パーティー』(*Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party*, 1980) は、カトリック作家と称されるグレアム・グリーン (Graham Greene, 1904-1991) が、七十六歳の時に出版した小説である。原書が百五十ページにも満たず、彼の他の中編・長編小説よりも比較的短いこの小説は、物語全体を通して章と記されておらず「1」～「17」となっている。

この物語の特徴は、人間の貪欲の深さを主要テーマとしていること、そして、劇的アイロニーによって描かれたグリーン独自のカトリシズムの解釈が示されていることであると言える。その一方で、本作品における「13」は、幸福な結婚生活を送っていた主人公アルフレッド・ジョーンズ (Alfred Jones) の人生が妻アンナ・ルイーゼ (Anna-Luise) の事故死をきっかけに不幸へと転じていく物語構成における分岐点として位置づけられており、そこには、ジ

ョーンズの複雑な心境、妻への愛の再認識、幸福感の儂さが、様々な事物や比喩を用いて克明に描かれているということももう一つの特徴であると言える。

そこで、本論考の目的は、第一に、本作品における「13」の前にあたる「12」におけるジョーンズの状況を把握することで「13」の位置づけを明確に理解し、第二に、それを踏まえたうえで、「13」における比喩を含めた様々な事物とジョーンズの心情や思考の描写に着目して本作品における物語技法の検証を進め、第三に、これまで見出されることのなかったグリーン文学の特質の一端を明らかにしようとするものである。

2.プロット

この物語の舞台は スイスのジュネーヴであり、その語り手は主人公アルフレッド・ジョーンズの回想による一人称である。ジョーンズは、1940年、ロンドンでの空爆により左手を失っている。彼は、スイス

のチョコレート会社で翻訳の仕事に就き、高収入とは言えないものの生活するには十分な収入を得、平凡な暮らしをしている。ある日、彼は街のカフェで出会った、自分より三十歳ほど若いアンナ・ルイズと愛し合うようになり結婚を決意する。彼女の父は、様々な花のフレーバーの歯磨きを発明したことで大富豪となったドクター・フィッシャー (Dr Fischer) である。彼は裕福な人間たちの食欲さに限界があるのかを探るため、自宅でパーティーを主宰し、自分の侮辱行為に耐えた者に高価な賞品を与えている。

アンナ・ルイズとのささやかな結婚式の後、ドクター・フィッシャーが主宰するパーティーの招待状を受け取ったジョーンズは、ほんの興味本位からそのパーティーに参加する。しかし、ジョーンズは、招待客たちが食欲さのあまりドクター・フィッシャーが決めたルールに従い、彼からの侮辱に耐え続け、我先にと賞品を手に入れようとする姿に驚愕する。

アンナ・ルイズとの幸せな結婚生活も束の間、ジョーンズはスキー事故により彼女を亡くしてしまう。彼は悲しみと寂しさを理由に自殺を考えるようになる一方で、娘の葬儀に出席しなかったドクター・フィッシャーに対して憎悪を抱き、彼を辱めたいと思うようになる。そして、ジョーンズはこれまで拒絶していたドクター・フィッシャーのパーティーに再び参加することを決意する。

物語の結末、ジョーンズが出席したドクター・フィッシャーのパーティーに突然スタイナー (Steiner) が現れる。スタイナーは、アンナ・ルイズの母であり、ドクター・フィッシャーの妻のアンナ (Anna) とモーツァルトの音楽を楽しんだことに嫉妬したドクター・フィッシャーによって、職を奪われ人生を変えられた人物である。この日、彼に初めて直面したドクター・フィッシャーは、自分を軽蔑できる人間は存在しない、自分はスタイナーの給与を増やすことも、アンナとスタイナーにモーツァルトの音楽を買い与えることもできたのと言った後、一人歩き去り、湖に面する雪が積もった自宅の庭で拳銃自殺を図る。その死体を見ながら、ジョーンズは、自分には自殺する勇気さえないことを自覚する。そして、スタイナーと自分にとっての

「敵」として存在していたドクター・フィッシャーが死んだことにより、彼に対する自分たちの憎悪は無くなったが、今の自分たちに残ったものはただ「愛」のみであると彼は確信するのである。

3. 「12」の考察による「13」の位置づけ

山形和美が、この物語におけるジョーンズとアンナ・ルイズの関係にみられる愛について、

アンナとジョーンズの愛の触れ合いは、グリーン作品では希にみるほどに心優しく心ませる男女関係を思わせるが、だからこそ、アンナの不慮の死は残酷なほどに哀れなものと移り、ドクターの呪いすら感じられる。つまり、グリーンは、世俗的な成功が人間を孤独で毒を含んだ存在にし、人を愛し、人から愛されることを不可能にするということを示そうとしたのだと読むこともできよう。¹⁾

と述べているように、アンナ・ルイズの事故死を起点として、ジョーンズの人生は愛のある人生から愛のない人生へと逆転する。そして、この彼女の事故死は本作品における「13」に起こる。そこで、彼女の事故死の前にあたる「12」におけるジョーンズの状況を見ていきたい。

降雪が続いたその年のクリスマスの様子は次のように描かれている。

The snow continued to fall. It was going to be a very white Christmas. There were blocks even on the autoroute and Cointrin airport was closed for twenty-four hours. It mattered nothing to us. It was the first Christmas we had ever had together, and we celebrated it like children with all the trimmings. Anna-Luise bought a tree and we laid our presents for each other at its foot,

¹⁾山形和美編集・監修「24.ジュネーヴのドクター・フィッシャー」〔あらすじ〕『グレアム・グリーン文学全集』(彩流社、2004年)、162ページ。

gift-wrapped in the shops with gay paper and ribbons. I felt more like a father than a lover or a husband. That didn't worry me - a father dies first.²⁾

その年のクリスマスは、'a very white Christmas' になると思われるほどの降雪が続き、高速道路や空港が二十四時間閉鎖されるに至る大雪となったが、それは、ジョーンズとアンナ・ルイズには何の関係もなかった。彼らは初めてともに過ごすクリスマスをまるで童心に帰ったような気持ちで祝ったのである。そして、アンナ・ルイズが購入したクリスマス・ツリーの根元に、二人は、包装されリボンが付けられたお互いのプレゼントを置いたのであった。このように、この場面には新婚である二人の幸福に満ちた様子が描かれている。しかも、ジョーンズは、父親が娘より早く死ぬことはないという理由から、彼は親子ほど年の差のあるアンナ・ルイズの愛人や夫というよりは、むしろ、彼女の父親のような存在であることに満足している。つまり、ジョーンズは、自分が彼女の死をみとどけることはないと確信しているのである。

こうしてみると、この作品における「12」に描かれたクリスマスには、ジョーンズの満ち足りた幸福感が表されていると言え、この時点で、彼はアンナ・ルイズの死とそれによって自分にもたらされる孤独を想像すらしていないことが理解できる。しかしながら、ジョーンズの想像を絶するアンナ・ルイズの事故死という不幸が、その後の「13」において彼にもたらされてしまう。つまり、「13」は本作品の物語構成における分岐点の「セクション」として位置づけられていると考えられるのである。

本項を踏まえ、事項からは、「13」の事物に着目し、本作品における物語技法の検証を進めることにする。

4. アンナ・ルイズのセーター

アンナ・ルイズが事故に逢う日に着ていたジョーンズからのクリスマス・プレゼントである新しい

セーターは、次のように記されている。

She put on a new sweater that I had given her for Christmas: heavy white wool with a wide red band round the shoulders: she looked wonderful in it.³⁾

それは、白の厚手ウール製品であり、肩の周りの部分だけに幅広の赤い帯が付けられている。先述したように、その年のクリスマスは彼らにとって初めて二人で過ごすクリスマスであり、自分たちがいかに幸福であるのかを味わった日であった。つまり、彼女が着ているこのセーターは、二人にとって彼らの結婚生活における幸福の象徴と言っても過言ではない。そして、その幸福の象徴であるセーターを着ている彼女を見て、ジョーンズは彼女の美しさを改めて実感し、幸福感に浸っているのである。

アンナ・ルイズは、子供の頃から母親にスキーを教わっていたことから、かなりのスキー上級者である。片や、ジョーンズはアンナ・ルイズのようにスキーができないため、彼女が滑り終えるまでしばらくの間カフェで待つことにする。

I found it easy to pick her out because of the red band on the sweater.⁴⁾

彼は、彼女が着ている白いウールのセーターに赤い帯が付いていることで、どんな人ごみの中でも彼女を見つけることが容易であると確信する。

このように、アンナ・ルイズがこの日着ているセーターは、ジョーンズの愛と幸福の象徴であるとともに、彼女を容易に見つけ出す目印である。

その後、ジョーンズは持参したペーパー・バックを読む。そこに、急遽、誰かが事故に遭ったという知らせが入ってくる。今ルイズが戻ってきてもおかしくない時間であるにもかかわらず、彼女がまだ戻ってこないことに対し、ジョーンズは不安を募ら

²⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.80.

³⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.84.

⁴⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.85.

せていく。しかし、タンカーで運ばれてくる女性を遠く離れた場所から見ていた彼は、一瞬その女性がアンナ・ルイーゼではないと認識する。

She was wearing quite a different kind of sweater from the one I had given Anna-Luise – a red sweater.⁵⁾

その理由は、彼にはタンカーで運ばれてくるその女性が赤いセーターを身に着けているように見えたからなのである。彼は、アンナ・ルイーゼが着ていたセーターは白く、肩の周りにだけ赤い帯が付いていたことから、事故に遭ったその女性がアンナ・ルイーゼではないと思ったのである。しかし、彼はすぐにそれが間違った認識であったことに気付く。その女性が身に着けているものは、赤いセーターではなく、白いセーターが血に染まり、それがまるで赤いセーターのように見えただけであった。

I thought from where I stood that she had white hair and then I realized that they had bandaged her head before bringing her down.⁶⁾

もう一つ、彼が一瞬アンナ・ルイーゼではないと認識してしまった理由は、運ばれてくる女性の頭部が白髪頭のように見えたからでもあった。実は、負傷した女性の頭蓋骨が骨折し、頭部に白い包帯を巻かれていたために、彼はその女性を白髪の老女と間違えてしまったのである。

では、アンナ・ルイーゼの髪はどのように描かれているのか確認しておきたい。物語冒頭において、ジョーンズが初めてアンナ・ルイーゼに出会った日、彼女の髪は次のように描かれている。

She had hair the colour of mahogany with a gloss on it like French polish, long hair which

she had pulled up on her scalp and fastened by a shell with a stick through it in what I think is called the Chinese manner,....⁷⁾

この場面において、ジョーンズは、艶出し剤をつけたマホガニー色の長い髪を頭部の高い位置に巻き上げ、それを龍甲の簪で留めていた彼女の髪型に、中国式の髪型なのかと思う。

こうしたアンナ・ルイーゼの髪に関する描写から、ジョーンズが事故に遭った女性をアンナ・ルイーゼではなく別人だと思えるのも当然であり、彼女の変わり果てた外見に、彼自身も彼女が重傷であることを理解せざるを得ないのである。

It was Anna-Luise. The sweater wasn't white any more because of the blood.⁸⁾

目印である肩の周りの赤い帯は今や帯としての見分けもつかず、その白いセーターは出血により赤く染まってしまっている。

このように、アンナ・ルイーゼが身に着けている衣類の状態や包帯という事物を用いた彼女の外見の変化は、彼女が極めて危険な状態であることを、読者は一瞬にして把握できる働きをしていると考えられる。そして、この彼女の外見上の変化は、幸福から不幸へ転じるジョーンズの運命の分岐点であるとともに、物語構成における分岐点であることを明示している。この理由を説明するに当たり、ここで改めて事故が起こる前のアンナ・ルイーゼの外見の様子を明確にしておきたい。

彼女の髪はマホガニー色、いわゆる、赤褐色であり、まとめられるほど長く豊かである。彼女は彼女の肩周りに赤い帯の付いた白いウールのセーターを着ている。つまり、彼女の体を縦軸とし、赤い帯の付いた彼女の肩のラインを横軸の基準とすると、彼女の外見は肩のラインより上部が赤褐色であり、その横軸から彼女の腰までの下部は白であることが分

⁵⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.90.

⁶⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.90.

⁷⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.14.

⁸⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.90.

かる。

次に、事故後の彼女の外見の様子を改めて確認したい。彼女の頭部には白い包帯が巻かれ、赤い帯の目印は見分けがつけられないほどそのセーターは血に染まり赤くなってしまっている。つまり、事故後の彼女の外見の様子は彼女の体を縦軸とし、赤い帯の付いた彼女の肩のラインを横軸の基準とすると、上部が白く、その横軸から彼女の腰までの下部は赤く染まっていることが分かる。

つまり、スキー事故を機に、アンナ・ルイーゼの外見における配色が上下逆転し、この配色の変化はアンナ・ルイーゼ自身の頭蓋骨骨折と出血がもたらした結果なのである。しかし、彼女の体に起こった頭蓋骨骨折と出血はジョーンズにその女性がアンナ・ルイーゼではないという間違った認識を一瞬持たせられたものの、その後すぐに、彼女が大げげにより外見が変わってしまったことを彼に気付かせている。そして、この一瞬なる安堵感を彼自身が持ったことで、その後現実を目の当たりにした彼は、安堵感の真逆と化した不安感に襲われることになる。すなわち、彼の心情も彼女の頭蓋骨骨折と出血による外見の変化により逆転してしまうのである。こうしてジョーンズの幸福の象徴であった彼女へのクリスマス・プレゼントのセーターは、一瞬にして彼の不幸の始まり、いわば、不幸の象徴に転じることになるのである。この逆転には、幸福と不幸が常に背中合わせにあり、幸福感が永続することのない人生の厳しさや空しさが描かれていると言えるであろう。

物語はこの時点分岐点として、この時点まで幸福に浸っていたジョーンズの人生が不幸へと逆転する。それに伴い、物語構成においても、ジョーンズがこれまで拒絶していたドクター・フィッシャーと再び接することになる展開へと変わり始めるのである。

5. 四つの事物に暗示される危険

アンナ・ルイーゼが事故に遭う日、ジョーンズは朝七時半に起き、電話で天候を調べた。

Everything was OK though caution was advised. I made some toast and boiled two

eggs and gave her breakfast in bed. 'Why two eggs?' she said.

'Because you'll be half dead of hunger before lunch if you are going to be there when the ski-lift opens.'⁹⁾

その際、彼は万事大丈夫だが注意するようにと警告されている。まず、この警告はこの日事件が起こる可能性がゼロではないことを示しており、天気予報はこの日の第一の危険の予兆であると考えられる。

その後、ジョーンズはトーストと茹で卵二つを彼女の朝食として用意する。しかし、この場面で彼女はなぜ卵二つなのかと彼に尋ねている。この理由として彼は 'you'll be half dead of hunger' と述べ、空腹により死にそうになるだろうからきちんと食べておかなければならないことを明確にしている。しかし、彼がここで用いた 'half dead' という語は、彼が意図していないにもかかわらず、この日の彼女が生死をさまよう運命にあることを暗示しているようにも思われる。すなわち、彼による 'half dead' という会話で用いられた言葉はこの日の第二の危険の予兆と考えられる。

セント・デニス (St Denis) に到着した二人は小さな言い争いをする。

She wanted to make a long round from Corbetta and ski down the black piste from Le Pralet, but my anxiety persuaded her to come down the easier red piste to La Cierne.¹⁰⁾

スキー上級者であるアンナ・ルイーゼは、コルベッタ (Corbetta) から遠回りをしてル・プラレ (Le Pralet) からの黒コースを滑りたがる。しかし、ジョーンズはその危険性を不安に感じ、彼女の意思に反してラ・シェルヌ (La Cierne) からの赤コースを滑るようにと彼女を説得する。

⁹⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.84.

¹⁰⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), pp.84-85.

この彼の不安な気持ちを説明する語りは、「冬の雪のゲレンデ」に対する彼の意見にもかかわらず、「夏の海辺のビーチ」にたとえ次のように表現している。

I never fancied Anna-Luise skiing on an empty slope. It was too like bathing from an empty beach. One always fears there must be some good reason for the emptiness – perhaps an invisible pollution or a treacherous current.

'Oh dear,' she said, 'I wish I'd been the first. I love an empty piste.'¹¹⁾

ジョーンズは、アンナ・ルイズが人気のない場所でスキーをすることを、まるで人気のないビーチで泳ぐようなものであるとして非常に恐れている。さらに、彼は人気がないビーチというものには必ず理由が存在するはずだとし、おそらく、目に見えない汚染や危険な潮の流れが潜んでいるかもしれないと心配しているのである。

ここに描かれたジョーンズの語りは、この物語にみられる対照的な事物を用いた比喩表現と言えよう。まず、この場面における描写で分かることは、雪のゲレンデを海辺のビーチと表現することで、彼はスキーよりも、むしろ、海に関する物事の方が詳しいのかもしれないと想像させると同時に、ジョーンズがアンナ・ルイズほどスキーの知識や技術がなく、彼女のように上達したスキーヤーでないことを表していることである。

さらに、もう一つ分かることは、ゲレンデの危険を 'an invisible pollution or a treacherous current' と表現し、海における目に見えない汚染と危険な潮の流れにたとえることで、対照的と思えるどんな場所であろうと自然と関わるレジャーにおいて想定される危険は人が招く「人災」、あるいは、天候による「天災」であるということが暗示されているということである。

こうして、人のいないゲレンデを滑りたがるアン

¹¹⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.85.

ナ・ルイズはジョーンズに説得され、渋々彼の指示に従う。しかし、彼によるこの危険の分析は裏目に出て、彼女の死という悲しい結果を導くことになる。彼が自分の意見を押し通した理由が、彼女の身の危険を回避するためであったことは明らかであるが、幼い頃からスキーを始め、今やスキー上級者である彼女にとってみれば、彼の説得は彼女の意思に反しており、彼女が心から望み自らが選択したものではない。つまり、この彼の説得は違和感を与えるものであるとともに、彼女のスキーにおける習慣に反するものであった。このようにみていくと、彼女のスキーレベルに適さないスキーコースの選択は第三の危険の予兆と考えられる。

続いて、第四の危険の予兆については、以下に記す詳細な検証になる。

アンナ・ルイズを待つ間、ジョーンズが読もうと決めたペーパー・バックは、ハーバート・リード (Herbert Read)¹²⁾ 編集により 1939 年に出版された *The Knapsack* と呼ばれる詞華集であり、兵士が持ち歩くのには小型で便利なものであった。

It was an anthology of prose and verse called *The Knapsack* made by Herbert Read and published in 1939, after the war broke out, in a small format so that it could be carried easily in a soldier's kit. I had never been a soldier, but I had grown attached to the book during the phoney war.¹³⁾

ジョーンズ自身は出征兵の経験がないものの、戦中でありながら戦闘の無い状態の間この本に親しんでいたのである。しかし、1940 年、彼はこの本を読んでいた時空爆に遭い、無残にも左手を失ってしまう。

¹²⁾ Sir Herbert Read (1893–1968) ヨークシャー生まれの詩人、批評家。1930 年代から 60 年代までの現代アートムーブメントにおいても活躍した。"Sir Herbert Read." *ENCYCLOPÆDIA BRITANNICA*. Encyclopædia Britannica, Inc.. 3 June 2013. <<http://global.britannica.com/EBchecked/topic/492804/Sir-Herbert-Read>>.

¹³⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.85.

it was, ironically, Keats's *Ode on a Grecian Urn*:

Heard melodies are sweet, but those unheard
Are sweeter...¹⁴⁾

その時、ちょうど彼が読んでいたのは皮肉にもキーツ (Keats)¹⁵⁾ の『ギリシャの壺に寄せる賦 (オード)』 (“*Ode on a Grecian Urn*”) であり、それは沈黙の美しさを歌ったものなのである。

And, little town, thy streets for evermore
Will silent be...¹⁶⁾

「永遠に沈黙を続け……」この先を読む前に、空襲サイレンが鳴り響いた。その後、突然爆発が起き、彼の左手は吹き飛ばされてしまったのである。これは彼にとって消えることのない記憶となったが、久しぶりに彼がこの本を読んだ日、すなわち、アンナ・ルイーズを事故によって失う日も、彼にとってまた消えることのない記憶となってしまう。しかし、この時点ではまだ彼自身はそれを夢にも思っていない。アンナ・ルイーズを一人待つ時間はジョーンズにとって長く感じられ、彼はエズラ・パウンド (Ezra Pound)¹⁷⁾ の「海を行く人」 (“*Seafarer*”) を読み始める。

Hung with hard ice-flakes, where hail-scur
flew,
There I heard naught save the harsh sea

And ice-cold wave...¹⁸⁾

ここで、ジョーンズはこの詩に描かれている荒れた海の天候をカフェの窓から見えるゲレンデの風雪に置き換え、空想をふくらませながら愛する妻の帰りを心待ちにしていたと見ることもできる。その後、ジョーンズは金聖嘆 (きんせいたん)¹⁹⁾ の『幸福な時、其の三三』 (“*33 Happy Moments*”) を読む。

After that I opened the anthology at random and reached Chin Shengt'an's *33 Happy Moments*. To me there always seems to be a horrible complacency about oriental wisdom: 'To cut with a sharp knife a bright green water-melon on a big scarlet plate of a summer afternoon. Ah, is not this happiness?'²⁰⁾

この中国の詩は、夏の日午後、大きな深紅色の皿の上で明るい緑の西瓜を鋭いナイフで切ることが幸せという他ないと述べている。彼はこの詩の内容になるほどと思い一応は納得する。

Though I don't share the Christian belief I prefer Pascal. 'Everyone knows that the sight of cats or rats, the crushing of a coal etc. may unhinge the reason.' Anyway, I thought, I don't like water-melons. It amused me, however, to add a thirty-fourth happy moment just as complacent as Chin Shengt'an's.²¹⁾

しかしながら、彼はキリスト教の信仰に同調はしな

¹⁴⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.86.

¹⁵⁾ John Keats (1795–1821) イギリス・ロマン派の詩人。最後の詩集には不朽の名作オード数編が収められている。25歳の短命ながら天賦の偉才を遺憾なく発揮してシェークスピアに比肩するといわれる詩業を樹立した。「キーツ (Keats, John)」、ブリタニカ国際大百科事典、小項目電子辞書版、2008年。

¹⁶⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.86.

¹⁷⁾ Ezra Pound (1895–1972)、詩人。T.S.エリオットと並び、詩におけるモダニズム美学を促進した中心的人物。

“Ezra Pound.” POETS.org., Academy of American Poets. 3 June 2013. <<http://www.poets.org/poet.php/prmPID/161>>.

¹⁸⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.87.

¹⁹⁾ 明末清初の文芸批評家。江蘇蘇州の人。名は人瑞。聖嘆は号。(？～1661)

「金聖嘆 (きんせいたん)」、広辞苑第六版、2008年。

²⁰⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), pp.87–88.

²¹⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.88.

いが、パスカル²²⁾の言葉をより好んでいる。つまり、彼は自分の目に見えるものが理性を錯乱させるものであるというパスカルの考えに同調するのである。また、彼自身が西瓜を好まないという理由から、この中国の詩を参考に、彼は自分なりの幸福の時というものを考え始める。

"To be sitting warm in a Swiss café, watching the white slopes outside, and knowing that soon the one you love will enter, with red cheeks and snow on her boots, wearing a warm sweater with a red band on it. Is not this happiness?"²³⁾

この一節に表された彼にとっての「幸福」の概念が、中国の詩における対照的な事物を「寒暖」を用いて描写されていることに気付く。中国の詩における「夏の日」は彼の詩において「白いスロープのある外の景色を見ながら、暖かいスイスのカフェで座る」に、また、「明るい緑の西瓜」は「寒さで赤い頬をし、ブーツに雪をつけ、さらに、赤い帯の付いた暖かいセーターを着たアンナ・ルイーズ」に、そして、「ナイフでカットする」は「愛する彼女が入ってくる」に替わっているのである。

このように、「冬」を表す事物はジョーンズにとって幸福を実感させるものであり、熱い夏から受けるイメージより寒い冬から受けるイメージの方が彼には幸福を連想し易いのである。そして、外気の寒さを暖かい室内から遠目に見る一方で、暖かい室内でアンナ・ルイーズを見ることが彼にとって至福の時なのである。

彼は、その後「ドクター・ダンの最後の日」(*The Last Days of Doctor Donne*) のページを見たが、不吉に感じてすぐに別のページを開き、編集者ハーバ

ート・リード (Herbert Read) 自身の言葉である、「サン・カーンタンからの撤退」(*Retreat from St Quentin*) を読み始める。

"I thought this is the moment of death. But I felt no emotion. I recalled once reading how in battle when men are hit, they never feel the hurt till later."²⁴⁾

この詩には、「the moment of death」「死の瞬間」、「no emotion」「感情の無さ」という言葉が用いられ、あまりの衝撃と痛みは人にその感覚を失わせ、後になってその痛みを実感するという内容が記されている。そして、この詩を読み終えた直後、彼はアンナ・ルイーズが事故に遭ったことを知るのである。

つまり、この詩は、彼にとって忘れられない記憶となるアンナ・ルイーズの事故死によって、ジョーンズにもたらされる衝撃と悲痛を体現しているとも言え、この詞華集も危険の予兆と考えられる。

1940 年、空爆により彼が左手を失う直前、彼はこの本を読んでいた。そして、それ以来、久しく読んでいなかったこの本を再び読んだ直後、彼は愛する妻アンナ・ルイーズを事故死により亡くしてしまう。一度目は彼の身体が傷つけられ、彼の左手が奪われた。そして、二度目は彼の精神が傷つけられ、彼の最愛の妻が奪われた。つまり、左手を失った日に読んでいたこの詞華集 *The Knapsack* を再び読むというこの日の彼の行為もまた第四の危険の予兆と考えられるのである。

6. 事物に示されるスキー事故後のジョーンズ

アンナ・ルイーズを乗せた担架が救急車に運び込まれ、その横にジョーンズは座る。

I told myself that I would pick it up one day when she was better, and all the time I watched her face, waiting for her to come out of this coma and recognize me. We won't go to

²²⁾ Blaise Pascal (1623–1662)、フランスの哲学者、数学者。23 歳頃からヤンセニウスの教えを奉じるポール＝ロワイヤル修道院の厳格なキリスト教に心をひかれ、1654 年秋の深い宗教体験以後は痛烈な信仰生活に入った。
「パスカル (Pascal, Blaise)」、ブリタニカ国際大百科事典、小項目電子辞書版、2008 年。

²³⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.88.

²⁴⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.88.

that restaurant, I thought, when we return, we'll go to the best hotel in the canton and have caviare like Doctor Fischer. She won't be well enough to ski, and by that time probably the snow will have gone.²⁵⁾

この日の朝、彼は自分の車にアンナ・ルイーゼを乗せスキー場に来ていたのであるが、今彼は救急車に乗っているために自分の車を現地に残したままなのである。しかし、彼はこの車を後で取りに戻り、その時は彼女と高級ホテルに泊まり、不愉快なレストランではなくドクター・フィッシャーのように豪華にキャビアを食べようと計画し、それはおそらく雪が解ける頃になるだろうと予測している。

生死をさまようアンナ・ルイーゼを目の前にしながら、具体的な事物によって示される彼の計画には、彼女が失神状態から回復し、再び二人がともに幸せな時間を過ごすことができると信じている彼の気持ちが表れていると言える。それだけでなく、アンナ・ルイーゼが自分を一人残して死ぬはずなどない、彼女は健康を取り戻し、雪も解け、暖くなる頃には、より優雅な休暇をともに過ごせるのだというジョーンズの自信さえも感じられるのである。

救急車が病院に着くと、ジョーンズはその建物の隣に死体置き場の看板があることに気づく。

The ambulance went crying down the hill to where the hospital lay and I saw the mortuary sign which I had seen dozens of times, but now I felt a dull anger about it and the stupidity of the authorities who had put it just there for someone like myself to read. It's got nothing to do with Anna-Luise and me, I thought, nothing at all.²⁶⁾

彼はこれまでに幾度となく死体置き場の看板を目にしている。しかし、この時とばかりは、今の自分の

ような境遇の者がそこにいるにも関わらず、死体置き場の看板を掲げる病院関係者のその愚行自体に対し腹立たしさを感じている。しかしながら、彼は直ちに今の自分たちには全く関係のないことであると考え直す。

この場面において、ジョーンズが死体置き場の看板に対し非常に敏感になっていることは明らかである。つまり、彼はアンナ・ルイーゼの身に起こる万が一の事態を想定しているのである。それと同時に、彼はその不吉な考えから逃避しようとしているとも考えられる。むしろ、死体置き場の看板を掲げる病院関係者のその愚行に対するジョーンズの怒りは、アンナ・ルイーゼを失うかもしれないという恐怖心の表れであると解することができるのである。

病院内では、すでに二人の医師が待機しており、全てが手際よく進められていく。

The Swiss are very efficient. Think of the complex watches and precision instruments they make. I had the impression that Anna-Luise would be repaired as skillfully as they would repair a watch – a watch of more than ordinary value, a quartz watch, because she was Doctor Fischer's daughter. They learnt that when I said I must telephone to him.

'To Doctor Fischer?'

'Yes, my wife's father.'²⁷⁾

この場面において、ジョーンズはアンナ・ルイーゼを最高級のクォーツ時計にたとえている。ジョーンズは、スイス人が複雑で精密な機器を作ることから知られていることから、彼らが効率の良い人々であるとし、きっとアンナ・ルイーゼは手厚い処置を受けらるであろうと思っている。さらに、この時計、すなわち、アンナ・ルイーゼは、ただの時計ではなく大富豪ドクター・フィッシャーの娘であるからして、非常に価値の高い時計なのだとは声を大にして言

²⁵⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.92.

²⁶⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.92.

²⁷⁾ *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), pp.92-93.

いたいとも思っている。

どうしても医師たちに手厚く正確に治療するように念を押したいジョーンズは、彼女の父に事故の報告をするために電話をしたいと彼らに頼むことで、アンナ・ルイズがドクター・フィッシャーの娘であることを明らかにする。この場面において、ジョーンズがドクター・フィッシャーの名を持ち出すことは、まるで、大富豪として有名な人物の娘の手当てに際し、失敗は許されないと言わんばかりであり、ジョーンズは彼らに対する脅迫めいた言葉のようにドクター・フィッシャーの名を用いているのである。

これまで、ジョーンズはドクター・フィッシャーとアンナ・ルイズが親子でありながらその性格は正反対であると思っていた。初めて参加したパーティーにおいて、ドクター・フィッシャーの侮辱行為を目の当たりにしたジョーンズは彼に対し好感を持たず、むしろ、拒絶的であった。しかし、愛する妻が危険な状態となった今、いくら自分が彼女の父ドクター・フィッシャーに拒絶感を抱いていても、彼の富と権力を間接的に見せつけることで、ジョーンズは是が非でも彼女を救おうとしている。このジョーンズの言動に、アンナ・ルイズを失いたくないとする彼の必死な思いを感じざるを得ない。

また、既述したように、この物語の舞台はスイスのジュネーヴである。宮本靖介は、著書『グレアム・グリーンの小説——宗教と政治のはざまの文学——』の中で、この物語の舞台について「この小説の舞台としてジュネーヴが選ばれたのは、人間の食欲さとサディスティックな本性を明確に示すのに最適の場所であったからだ、とヘイン・ゴードン (Hain Gordon) は指摘している²⁸⁾」と述べている。そして、この地が国際金融の牙城であったゆえに、かつてこの地を本拠地とした国際連盟がヒトラーやムッソリーニらの暴挙を阻止できなかつたとし、ドクター・フィッシャーによって体現される諸悪に対する無関心が蔓延していたことを指摘している。²⁹⁾ この

意見を参考にし、改めて、生死をさまようアンナ・ルイズが運ばれてきた病院での場面を考えてみたい。

アンナ・ルイズの父親がドクター・フィッシャーであると知らされた医師は、彼女のレントゲン撮影を待って彼女の父親に電話をするべきかと質問したジョーンズに次のように答える。

I think as Doctor Fischer has to come from Geneva you should perhaps tell him at once.³⁰⁾

医師は、ドクター・フィッシャーがジュネーヴから病院に向かわなければならないため、ジョーンズは今すぐ彼に告げるべきだと言うのである。つまり、この場面で、あえて物語の舞台であるスイスとその首都ジュネーヴが明示されている理由は、この場面の後、すなわち、物語後半部において、ジョーンズが残忍で諸悪なドクター・フィッシャーと再び接するようになるその前置きと同時に、ジュネーヴという都市を諸悪に対する無関心が蔓延する場所として読者に再認識させるためのものであると解することができる。アンナ・ルイズの生命の危機的状態において、あえて彼女をクォーツの最高級時計に、そして、医師たちを精密な仕事をするスイスの職人たちにたとえるジョーンズの語りと、医師によるドクター・フィッシャーの住むジュネーヴの明示は、改めてこの物語の舞台を読者に印象付けるとともに、彼女がジョーンズにとって唯一最高の価値あるものであることを示していると考えられる。

くわえて、なんといっても彼女の父は有名な資産家ドクター・フィッシャーである。ドクター・フィッシャーの富と権力によって、自分の最も大切なもの、すなわち、アンナ・ルイズの愛を維持し続けたいというジョーンズの「愛」に対する食欲の深さが、この彼の言動に表れているとも言えるであろう。そして、切れることなく存在し続けているドク

²⁸⁾この引用には「Haim Gordon, *Fighting Evil: Unsung Heroes in the Novels of Graham Greene* (London: Greenwood Press, 1997)56.」と注釈がつけられている。

²⁹⁾宮本靖介著「ジュネーヴのドクター・フィッシャー」『グレアム・グリーンの小説——宗教と政治のはざまの文学』(音羽書房鶴見書店、2004年)、

179 ページ。

³⁰⁾*Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party* (London: VINTAGE BOOKS, 1999), p.93.

一・フィッシャーとの縁と、ジョーンズの意識の中
にあり続けたドクター・フィッシャーの存在感の大
きさを、読者はこのジョーンズの言動を通して実感
できるのである。

7.おわりに

本論考では、グレアム・グリーンの晩年に出版さ
れた『ジュネーヴのドクター・フィッシャーあるいは
爆弾パーティー』における「13」の位置づけを、
その前にあたる「12」におけるジョーンズの状況把
握により物語展開の分岐点であると理解し、それを
踏まえたうえで、「13」における比喩を含めた様々な
事物と主人公ジョーンズの心情や思考の描写に着目
し、本作品における物語技法の検証を進めてきた。
その結果、以下の四点が明らかになった。

第一にアンナ・ルイーズのセーターはジョーンズ
の幸福と不幸の両方を象徴するものであるとともに、
物語展開ならびにジョーンズの心情における分岐点
を示す。

アンナ・ルイーズが事故に遭う日に着ていたセー
ターは、ジョーンズから彼女に贈られた初めてのク
リスマス・プレゼントであり、彼にとって幸福の象
徴であった。しかし、スキー事故を機に、それは彼
にとって不幸の象徴へと逆転する。彼女の怪我によ
る出血により赤く染まったセーターと頭蓋骨骨折の
ための包帯が頭部に巻かれたことで、彼女の外見が
本人であると認識できないほど変わり、その姿にジ
ョーンズが人違いであると安堵感を抱いたのも束の
間、すぐに、彼は衝撃と不安感を抱く。そして、こ
の時点からジョーンズの人生は幸福から不幸へと逆
転し、物語構成においても、彼がドクター・フィッ
シャーと再び接することになる物語展開へと変わり
始める。

第二に、天気予報・朝食とその会話で用いられた
言葉・スキーコース・詞華集 *The Knapsack* には、
事故の日における危険の予兆が表されている。

天気予報による注意を促す警告、アンナ・ルイ
ーズの朝食として用意されたいつもより一つ多い茹
で卵、ジョーンズが用いた‘half dead’という言葉、
上級者用ではない赤のスキーコースの選択、空爆に
より左手を失う直前に読んでいた詞華集 *The*

Knapsack を、事故当日アンナ・ルイーズを待って
いる間に再び読むというジョーンズの行為は、すべ
てこの日の大惨事を予示しているかのように用いら
れている。

第三に、ジョーンズの語りは、「寒暖」を表す語を
用いることで、ある事柄の状況や彼の心情を描いて
いる。

ジョーンズにとって、「冬」を表す事物を用い、外
気の寒さを表す描写の中で、室内において彼自身が
感じる暖かみを表す描写は、彼自身が浸っている幸
福感を表している。

第四に、スキー事故後の物語中に用いられている
事物によって、ジョーンズの希望や恐怖心を読み取
ることができるだけでなく、物語の舞台とともに彼の
「愛」に対する食欲さが明らかにされる。

ジョーンズが救急車に乗っている間において、ア
ンナ・ルイーズとともにスキー場へ自分の車を取り
に戻る際、彼女とともにスキー場の高級ホテルに宿
泊し、豪華レストランでキャビア食べようという具
体的な事物を用いた彼の計画には、彼が抱くアン
ナ・ルイーズ生還への希望と自信が見て取れる。く
わえて、彼が目にする死体置き場の看板によって、
自分たちには関係ないと思う彼の現実逃避と恐怖心
が押し寄せる。さらに、医師たちをスイスの精密機
器職人たちにたとえ、ドクター・フィッシャーの娘
であることからアンナ・ルイーズをクォーツの高級
時計にたとえることによって、物語の舞台が改めて
読者に印象づけられるとともに、ドクター・フィッ
シャーの名をあえて明かし、最高級の治療によって
彼女の愛を維持し続けようとするジョーンズの「愛」
への食欲さが露わになる。

このように、この物語構成において分岐点となる
場面に用いられている事物には様々な役割がある。
こうした事物の役割は、登場人物の心情や物語の特
定の場面におけるその状況を、登場人物を通して読
者に理解させ、その人物が抱く感覚を読者に想像さ
せるものであると言えよう。

こうした事物が担う役割が首尾良く機能すること
で、その場面における登場人物の心情の変化や物語
展開の急転にスピードが加速され、読者の好奇心を
さらに誘引することに繋がる。それと同時に、この

物語におけるもう一つのテーマと言える人生における幸福感の儂さや逃れることの出来ない苦境とその苦悩を印象づけている。

これこそ、グリーンランドと呼ばれる、グリーン独自の作品世界における特異な物語技法であり、これまで注目されることのなかった新たなグリーン文学の特質の一端と言えるであろう。

<使用テキスト>

Greene, Graham. *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party*. London: VINTAGE BOOKS, 1999.

グレアム・グリーン著、宇野利泰訳『ジュネーヴのドクター・フィッシャーあるいは爆弾パーティー』、早川書房、1981年。

<参考文献>

1. 外国語文献

- ① Allot, Kenneth. and Farris, Miriam. *The Art of Graham Greene*. London: Hamish Hamilton, 1951.
- ② Couto, Maria. *Graham Greene: On the Frontier*. New York: St. Martin's Press, 1988.
- ③ Edit by Evans, Robert O. *Graham Greene: Some Critical Considerations*. Lexington: University of Kentucky Press, Kentucky Paperbacks, 1967.
- ④ Gordon, Haim. *Fighting Evil*. Westport: Greenwood Press, 1997.

2. 日本語文献

- ① 安徳重一著『G.グリーン文学の核心——解釋ノート——』、東京教学社、1982年。
- ② 竹野一雄著『想像力の巨匠たち』、彩流社、2003年。
- ③ 宮本靖介著『グレアム・グリーンの小説——宗教と政治のはざまの文学』、音羽書房鶴見書店、2004年。
- ④ 山形和美著『グレアム・グリーンの世界——異国からの旅人——』、研究社、1993年。
- ⑤ リーランド・ライケン著、山形和美監訳『聖書の文学』、すぐ書房、1990年。

3. 辞書・辞典

- ① Ryken, Leland. *Dictionary of Biblical Imagery: An Encyclopedic Exploration of the Images, Symbols, Motifs, Metaphors, Figures of Speech, Literary Patterns and Universal Images of the Bible*. Illinois: Inter-Varsity Press, 1998.
- ② 山形和美編集・監修『グレアム・グリーン文学辞典』、彩流社、2004年。

報告論文

(自由投稿論文 : Review)

ネオ・ジャポニズムと国際文化交流

鄭 榮蘭

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程

International cultural exchange and "Neo-Japonisme"

Chung Youngran

Waseda University Graduate School of Asia-Pacific Studies

Recently, Japanese food culture (such as sushi, yakitori, soba, and ramen), have been became popular in all over the world. Dress and ornaments of japan (such as designer brands, young fashion, etc.), are also in vogue even in the Western society.

In particular, Japanese popular culture (such as manga, anime, and games), called Japanese Cool, have been gained high popularity, and this phenomenon is called "Neo Japonisme", "the Second Japonisme", or "Modern Japonisme", by analogy with the trend that Japanese culture is sparked in Western society in the past.

This paper is a study of the inter-cultural exchange between Japan and the West, which has continued for long time until the present, by analyzing the phenomenon of the "neo Japonisme" out breaking now, combining with the stream of "Japonisme" produced about 150 years ago.

はじめに

日本の食文化（すし・鉄板焼き・焼き鳥・そば・ラーメンなど）は、現在、世界中でポピュラーな物となり、服飾文化（デザイナーズブランド・若者ファッション等）なども、西欧社会でも人気となっている。特に、Japanese Cool と呼ばれる日本大衆文化、ポップカルチャー（漫画・アニメ・ゲームなど）は、欧米諸国でも高い人気を博しているが、この現象は、過去に日本文化が西欧社会に巻き起こした潮流になぞらえて、「ネオ・ジャポニズム」・「第2のジャポニズム」・「現代のジャポニズム」などと呼ばれている。

米国 Newsweek 誌の記者デーナ・ルイス (Dana Lewis) は、この「第2のジャポニズム」・「ネオ・ジャポニズム」と明治時代の「第1のジャポニズム」について、次のように述べて日本文化がもたらした文化交流とその影響力を高く評価している。

「1876年のフィラデルフィア万国博覧会に日本が出展すると、アメリカは日本のアートや建築、デザインに魅せられ、すっかり「日本熱」に浮かされた。万博の目的は、アメリカの栄華を紹介することだった。しかし日本政府が、60万ドル（現在の貨幣価値で約1,000万ドル）を超える予算をつぎ込んで豪華な展示を行い、主役の座を奪った。ハーパーズ・ウィークリー誌¹は、日本館が「来場者を最も興奮させた」と言い切った。それから半世紀近く続いた日本熱の中で、アメリカの芸術家や建築家、そしてデザイナーたちは、異質な日本の美学を学び、模倣した。だが、第一次大戦の足音が忍び寄る頃、日本熱は消滅した。デザイン史家であるハンナ・シグール²

¹ Harper's Weekly、ニューヨークの地元紙、1857年創刊、1916年に廃刊。

² Hannah Sigur：美術史研究家、カリフォルニア大学デービス校講師、サンフランシスコ州立大学客員教授、

は、彼女の著書『デザインにおける日本美術の影響』に、「日本的美的理念は取り入れ尽くされ、それとは分からないほどになった」と書いた。ジャポニスムは、もう新しいものではなく「普通のもの」になっていた。

そして歴史は繰り返される。1963 年に『鉄腕アトム (Astro Boy)』のアニメが、アメリカで放映されてから 50 年、「クール・ジャパン」という言葉が生まれて 10 年ほどが過ぎた今、アメリカでは日本熱は一時よりは冷めつつある。しかし文化コンテンツは、国のイメージに影響を与え、対日感情の悪かった国を含め、マンガやアニメのおかげで、世界中の多くの若者が日本びいきになった。このプラスの影響は消えることはない。³

最初のジャポニスムでは、日本文化の伝統的な美意識が主題であったのに対して、第 2 のジャポニスムは、アニメや漫画やファッション、ゲームが伝えた、とりわけ若年層の奇矯な風俗に対する関心を機縁とする、日本への好奇心が引き起こした出来事であるように見える。しかし別の見方をすると、この新たな文化も、その育成課程で西欧の文化の影響を受け入れ、吸収して、融合した文化であり、感性の優れた若者によって、日本の伝統文化が今様に表現されたものであると言うことも出来る⁴。

このように、現代においても、日本の大衆文化が、「ネオ・ジャポニスム」、「第 2 のジャポニスム」などと呼ばれ、さして大きな抵抗も無く欧米諸国で受け入れられている背景には、19 世紀の「ジャポニスム」の流行から、長い年月をかけて続いてきた、日本と欧米の間の、国際的な異文化交流の歴史があると考えられる。

本稿では、現在発生している「ネオ・ジャポニスム」の現象と併せて、今からおよそ 150 年前に生み

出された「ジャポニスム」の潮流を分析することによって、現在まで延々と続いてきた、日本と欧米間の異文化交流を考察してみたい。

1 ジャポニスムと国際文化交流

1.1 ジャポニスムが西欧芸術に与えた影響

今から 100 年以上も以前に、日本の大衆文化が、フランスを中心とする欧米文化に、多大な影響を与えた時代があった。ジャポニスム (仏語: Japonisme 英語: Japonism・ジャポニズム)⁵と呼ばれるこの潮流 (ムーブメント) は、19 世紀中頃の万国博覧会 (国際博覧会)⁶への、日本製品の出展などをきっかけに、大きな流れとなった。新たな国造りを進めた、時の明治政府は、万国博覧会を、一つは「先進国の工業技術・芸術を学習する研究の場」として、いま一つは「日本製品の売り込みの場」としての 2 面から捉え、国民の啓蒙と国威発揚、殖産興業と輸出振興を目的に、積極的に参加するとともに出品を奨励し、国策として援助を行った。当時の日本においては、世界水準に達した工業製品は皆無であったため、必然的に日本文化の独自性を演出しつつ「伝統的な文化産品」の売込みを図ることとなった。このような日本政府の文化・産業政策によって、江戸時代に大きく発展した日本大衆文化 (浮世絵・琳派等の絵画、陶磁器・漆器・七宝等の工芸品、装飾品、和歌・俳句等の大衆文学、歌舞伎・文楽等の演劇など) が、西欧で大きな注目を集めた。

特に浮世絵などの日本美術は、マネ (Édouard Manet)、モネ (Claude Monet)、ドガ (Edgar Degas)、ルノワール (Pierre-Auguste Renoir) などの印象派の画家達だけでなく、印象派の画家たちの影響下で

³ Dana Lewis 「カワイイだけじゃ生き残れない：提言「クールジャパンが失速した今ソフトパワー大国になるために日本がやるべきことは」『ニューズウィーク』27(20) 1303 阪急コミュニケーションズ 2012 年、58 頁を参照。

⁴ 永見文雄 「パリにおける日本のプレゼンス」『日仏文化』日仏会館 2009 年、80 頁を参照。

⁵ 欧州で見られた日本趣味・日本文化心酔現象のこと。フランスを中心としたヨーロッパでの潮流であったため、ここではフランス語読みの「ジャポニスム」に表記を統一する。

⁶ 影響の大きかったのは 1867 年と 1878 年のパリ万博。67 年には徳川幕府と薩摩・佐賀藩が、78 年には明治政府が主体となって日本の美術・工芸品を大々的に紹介したところ、フランス国内はもとよりヨーロッパ中に熱狂的な日本ブームが巻き起こった。

制作活動を始めた次の世代の画家たち、ゴッホ、(Vincent van Gogh) ゴーギャン (Eugène Henri Paul Gauguin)、ボナール (Pierre Bonnard)、クリムト (Gustav Klimt) などにも、歴然とした影響を残している。

我々は、ジヴェルニーにあるモネの晩年の家を訪れると、モネが収集した数多くの浮世絵を見ることができる。モネの庭には「睡蓮の池」と、それにかかる「日本橋」があり、この庭を描いたモネの睡蓮の絵は世界各国の美術館で展示されている。

また、ヴァン・ゴッホがアルルから送ったおびただしい数の手紙の中には、随所に日本美術に対する讃美と同時に、彼の絵画を日本美術に接近させようとしている努力が語られている。彼が、1888 年 9 月 24 日、弟テオに宛てた手紙には、次のように書いている。

「ビング⁷の複製図版のなかで、僕は「一茎の草」と「ナデシコ」の素描、そして北斎がすばらしいと思う。しかし僕にとっては、平板な色調で彩色された、ごく普通のクレポン（縮緬絵）が、リューベンス⁸やヴェロネーゼ⁹と同じ理由ですばらしい。— (中略) — 日本の芸術を研究すると、賢明で、達観していて、知性の優れた人物に出会う。彼は何をして時を過ごすのか。地球と月の距離を研究しているのか。違う。彼が研究するのはたった「一茎の草」だ。しかし、この一茎の草がやがては彼にありとあらゆる植物を、ついで四季を、風景の大きな景観を、最後に動物、そして人物を素描させることとなる。彼はそのようにして人生を過ごすか、すべてを描くには人生はあまりに短い。そう、これこそかくも単純で、あたかも己れ自身が花であるかのごとく自然の

なかに生きるこれらの日本人が、われわれに教えてくれることこそ、ほとんど新しい宗教ではあるまいか。¹⁰」

これはまさに、ゴッホにとってのジャポニズムが凝縮されている手紙であると思われる。浮世絵を単に一枚の絵画として見るのではなく、その背景に広がる日本人の世界観、自然観、人生観を洞察することによって、「芸術とは何か（どうあるべきか）」という根本的なテーマについての回答を導き出そうとしている。

日本美術は、独特の空間表現や色彩感覚、西洋のものとは異なる遠近法、不規則性と非対称性などの独自の表現技法を持っている。また日本人の伝統的な自然観、美意識に基づいた、カエルや昆虫などの小動物、野の花や草木などの植物も素材として利用する、流麗で装飾性豊かな表現に大きな特色がある。これらの特徴は、アール・ヌーヴォー¹¹の作家たちに多大な影響を与え、ホイットラー (James Abbott McNeill Whistler)、ロートレック (Henri de Toulouse-Lautrec) や、ガレ (Charles Martin Émile Gallé)、ラリック (René Lalique) といった工芸家が直接取り入れた。

ロートレックの芸術の特徴は、複雑な視覚的現象を、思いきって単純化して描き出すところにあった。黒を含めての思い切った色彩、判然とした輪郭線、平塗りの色面の並置、画面の大胆な区切り方、視点の置き方など、彼の華麗なポスターの斬新で大胆な手法とみなされるものは、いずれもみな浮世絵版画が有する芸術要素が適用されている¹²。

⁷ Samuel Bing、本名 Siegfried Bing (1838-1905) パリで美術商を営んだドイツ人。

⁸ ピーテル・パウル・ルーベンス (Peter Paul Rubens、1577 年-1640 年)。バロック期のフランドルの画家。オランダ語では「リューベンス」と発音する。

⁹ パオロ・ヴェロネーゼ (Paolo Veronese、1528 年-1588 年)。イタリアルネサンス期ヴェネツィア派の画家。

¹⁰ ヴィンセント・ファン・ゴッホ (著) 二見史郎 (編訳)、園府寺司 (訳) 『ファン・ゴッホの手紙』みすず書房 2001 年、293 頁に詳しい。

¹¹ 仏語: Art Nouveau 「新しい芸術」の意味。19 世紀末から 20 世紀初頭、ヨーロッパを中心に開花した国際的な美術運動。花や植物等の有機的なモチーフや自由曲線の組み合わせによる従来の様式に囚われない装飾性や、鉄やガラス等の新素材の利用などが特徴。

¹² 吉田秀和『トゥールーズ＝ロートレック』中央公論社 1983 年、30 頁を参照。

またガレは、1885 年より 88 年までナンシー水利森林学校に留学した、日本の農商務省（前：工部省）官僚で、美術に造詣の深かった高島得三¹³と交流を持ち、日本の文物や植物などの知識を得た。そして、ガレは北斎漫画など日本美術の写生的な描写に深い感銘を受け、また彼自身昆虫好きだった事も加わって、モチーフに蜻蛉・コウロギ・蝶・蛾を採り入れ、当時のヨーロッパには珍しい鯉・蟹・蛙・鶏なども採り入れられた。自然をモチーフにしたガレの「日本様式」は、またたく間に、その模倣者によって全ヨーロッパに広められた。これがすなわち、アール・ヌーヴォーの展開であった¹⁴。

18 世紀末にイギリスから始まった産業革命は、19 世紀初めにはフランスにも波及し、西欧社会に、近代的自我に目覚めた中産階級を大量に出現させた。その中で芸術家達も、封建的支配階級に寄生した旧来の因習から、自己を開放した新たな展開が求められていた¹⁵。日本美術、工芸品が持つ西洋とは異なる美的感覚・美意識は、新たな表現方法を模索していた西洋の芸術家たちを、伝統に束縛された慣習から解き放つ契機となったのである。

この以前 17 世紀後半から、中国産美術工芸品の収集をはかる、シノワズリー（仏語：Chinoiserie）と呼ばれる「中国趣味」が流行し、18 世紀の中ごろに最高潮に達した。ジャポニスムの第一段階であるジャポネズリー（Japoniserie）現象も、日本の美術品の熱狂的な収集から始まったが、この一連の流れはシノワズリーとは異なり、一時的な流行で終わらなかった。例えば、マネの絵『エミール・ゾラの肖像・1866 年』は、マネ自身の日本趣味を表しており、ジャポネズリーの代表的なものであり、画中の人物の

後ろに浮世絵などの日本の絵画がちりばめられているが、この作品そのものには日本の絵画の表現方法が取込まれているわけではない¹⁶。背景に浮世絵が描かれているゴッホの『タンギー爺さん（あるアートショップのオーナー）』も同様の感覚によるものである。

このように、日本芸術の初期の評価も、最初は単なる異国趣味の一つに過ぎなかったが、浮世絵などで使われていた日本独特の空間表現や色彩感覚が、次第にヨーロッパの芸術家に「研究」され、「吸収」され、取り入れられていくことにより、一時的な流行・ブームで終わらずに、「ジャポニスム」と呼ばれる大きな潮流となっていった。

1.2 ジャポニスムを契機とした国際文化交流

万博への参加を通して日本は西洋文明を貪欲に吸収する一方、万博の会場では、西欧に驚きの目で迎えられ、西洋社会に新たな衝撃を与えたのは、優れた技に支えられた日本の美術・工芸品であった。

まず、1862 年の第 2 回ロンドン万博に、英国の初代駐日公使であったオルコック卿が収集した 600 点以上にのぼる美術工芸品などを展示した。甲冑、刀槍、書画骨董をはじめ、衣服、陶器、漆器等の生活用具など種々雑多な品物の私的な陳列であったが、この時期からヨーロッパ、とりわけイギリスとフランスに、「ジャポネズリー」と呼ばれる日本美術工芸品に対する愛好、収集の熱が、急速に広まった。また、福澤諭吉らを含む総勢 38 人の文久竹内遣欧使節団¹⁷が、英国での交渉の最中にこの万博の開幕式に賓客として出席しており、この万博は日本人が史上始めて見学した万博となった¹⁸。

英語「Exhibition」を日本語の「博覧会」と訳し

¹³ 高島北海（本名は得三、1850-1931 年）明治～大正期の日本画家。工部省に入省、政府の命により「ナンシー水利林業学校」に 3 年間在学（35～38 歳）。公務の合間に自修で山水画を研究し、後に雅号を「北海」として中央画壇で活動した。

¹⁴ 由水常雄『ジャポニスムからアール・ヌーヴォーへ』中公文庫 1994 年、169 頁を参照。

¹⁵ 大島清次『ジャポニスム 印象派と浮世絵の周辺』講談社学術文庫 1992 年 46-47 頁に詳しい。

¹⁶ フランソワーズ・カシャン(著)藤田治彦(監修)遠藤ゆかり(訳)『マネー近代絵画の誕生』（「知の再発見」双書 137）創元社、2008 年、74 頁を参照。

¹⁷ 幕府はイギリスを含む欧州 6 カ国に、開港延期の交渉をするため、1861 年（文久元年）から竹内下野守保徳を正使とする使節団を派遣した。

¹⁸ 吉見俊哉『博覧会の政治学 まなざしの近代』中央公論社 2001 年 108-109 頁を参照。

たのは、この使節団に参加していた福沢諭吉だと言われている¹⁹。

また、徳川幕府・薩摩藩・佐賀藩が参加した 1867 年のパリ万博では、特に浮世絵版画が大きな衝撃をもたらした。セーヌ河畔で開催されたこの万博では、それまで一部の愛好家のみ知られていた日本文化を、広範囲の人々が知る機会となり、浮世絵などの美術品は、当時の西欧美術界に大きな影響を与え、「ジャポニスム」流行の契機となった。

次に、明治新政府が初めて公式参加した 1873 年のウィーン万博では、大隈重信が博覧会事務総裁に就任し、優れた工芸品を数多く出品し、日本ブームを巻き起こした。日本から大工を送り、神社と日本庭園を造り、白木の鳥居、奥に神殿、神楽堂や反り橋を配置した。敷地内に設けた日本庭園は、開園式を兼ねた橋の渡り初めに皇帝・皇后の来場もあって人気が高かった。産業館にも浮世絵や工芸品を展示し、名古屋城の金の鯨、鎌倉大仏の模型、高さ 4 メートル程の東京谷中天王寺五重塔模型や、直径 4 メートルの浪に竜を描いた提灯などが人目を引いた。これらの選定は、オーストリアの公使館員であるシーボルト(H. Siebold)²⁰ が推薦した、ワグネル(G. Wagener)²¹ の指導によるものであった。

その後、1876 年のフィラデルフィア万博、1878 年のパリ万博、1893 年のシカゴ万博など、一連の万国博覧会で紹介された日本の美術・工芸品は、西欧の美術工芸界に大きな影響を与えたことは周知のとおりである²²。この当時の新興国家日本が、文化・産業政策の中心に据えた万国博覧会への積極的な参加

が、西欧社会に日本文物を広めると同時に、「ジャポニスム」の成立と、更なる拡大を促したと言える。

ジャポニスムの流行に伴い、日本の美術工芸品は、盛んに輸出されて外貨獲得に貢献したが、多くの粗悪品も輸出されたことなどから次第に飽きられ、1900 年の第 5 回パリ万博では、日本のデザインは、装飾過剰で時代遅れと酷評された。図案研究の重要性を痛感した日本の芸術家たちは、海外のデザインの研究に取り組み、結果的に、当時絶頂期を迎えていたアール・ヌーヴォーを基調とした作品を作り出していった。日本美術から刺激を受けて生まれたアール・ヌーヴォーは、逆輸入の形で日本にも影響を与えることになった。

アール・ヌーヴォーの伝播、逆輸入をきっかけとして、日本の工芸家たちの間でも、技巧を重視した「職人的」なものから脱却し、創作性豊かな「芸術的」な工芸品を制作しようとする意識が高まった。そして、西洋の単なる模倣ではなく、新たに日本独自の表現を模索する動きが見られるようになった。浅井忠²³や杉浦非水²⁴は、写生を重要視し、正確な自然観察にもとづく図案の制作を提唱した。これにより、過去の模様や西洋のデザインを模倣するのではなく、自然の草花を観察して写生を行い、独自の装飾模様を作り出そうとする美術家があらわれるようになった。

その結果、日本でも日本固有の伝統的美意識が再発見され、西洋の単なる模倣ではない日本独自の新たな表現を模索する動きも現れ、その後の伝統的美術・工芸品の再生と存続の契機となった²⁵。文明開

¹⁹ 福沢は慶応 2 年出版の『西洋事情』で「博覧会」という項目を設け、万博の紹介を行っている。

²⁰ ハインリッヒ・フォン・シーボルト (Heinrich von Siebold, 1852-1908 年) 父はフィリップで、父との区別から通称「小シーボルト」と表記される。

²¹ ドクトル・ゴットフリート・ワグネル (Dr. Gottfried Wagener, 1831-92 年) 1868 年に来日、1870 年から大学南校 (東京大学の前身校) の教師、ウィーン大博覧会の準備のための技術顧問となる。

²² 各万国博の概要は、国立国会図書館資料 (<http://www.ndl.go.jp/exposition/index.html>) などを参考にして筆者が纏めた。

²³ 明治期の洋画家・教育者 (1856 年-1907 年)。1898 年に東京美術学校 (現東京芸術大学) の教授となり、1900 年からフランスへ西洋画のために留学。1902 年に帰国後、京都高等工芸学校 (現京都工芸繊維大学) 教授となり、後進の育成にも努力した。

²⁴ 三越、カルピス、専売公社 (たばこ) のデザインで知られるグラフィックデザイナー (1876-1965 年)。多摩帝国美術学校 (現多摩美術大学) 創設に参加し同校の校長となる。

²⁵ 国立近代美術館編『日本のアール・ヌーヴォー 1900～1923 : 工芸とデザインの新時代』国立近代美術館、2005 年、10 頁を参照。

化期には圧倒的な西洋文明に茫然と学ぶことに夢中だった日本は、やっと自らの固有の文化に思いをいたし始めたのがこの時期であり、その機縁となったのは西洋の芸術に取り込まれた日本であった²⁶。

西欧では 14 世紀以降、何度か大きな文化的な変革が起こった。14 世紀から 16 世紀にかけて、イタリアを中心に興ったルネサンス（仏：Renaissance）においては、自然回帰運動が起きて大きな変革をもたらした。その後、芸術の世界でも、具象を在りのままに捉え写実性を求める動きが強まり、19 世紀中頃にクールベ（Gustave Courbet）らによって名実ともに写実主義（仏：Réalisme）が定着した。

そして、19 世紀後半からは写実主義が衰え、印象主義（仏：Impressionnisme）を経て、抽象主義（英：Abstractionism）、超現実主義（仏：Surréalisme）などのモダニズム（英：modernism）に至る変革が起きたが、この変革の最初の段階で、決定的な作用を及ぼしたのがジャポニスムであったと考えられている。この様に、ジャポニスムは単なる日本趣味の流行・ブームにとどまらず、それ以降 1 世紀近く続いた、印象主義からモダニズムに連動する世界的な芸術運動の発端となったと捉えられ、欧米ではルネサンスに匹敵する大きな変革運動として評価されている。

2 ネオ・ジャポニスムと国際文化交流

2.1 第 2 のジャポニスム

現在、日本の伝統文化のみならず、食文化、服飾文化などが、フランスなどヨーロッパで高い人気を博していることは前述したとおりである。そして、特に Japanese Cool と呼ばれる大衆文化、ポップカルチャー・おたく文化（漫画・Manga、アニメ・Anime、ゲーム・Games など）に対する盛り上がりは、「ネオ・ジャポニスム」、「現代のジャポニスム」、「21 世紀のジャポニスム」などと称され、日本のプレゼンスを増大させている。

しかし、この第 2 のジャポニスムは、最初のジャ

ポニスムと、かなり様相が異なっている。1860 年代から 1890 年代のジャポニスムは、明治政府の輸出振興を目的に、国家の事業として取り組んだ、万博への参加が機縁となった。最初のジャポニスムは、伝統に根ざした美意識が問題となっていたのに対して、第 2 のジャポニスムは、アニメや漫画やファッション、ゲームが伝播した、現代のとりわけ若年層の奇矯な風俗に対する関心が惹起した、現代日本への好奇心のことで、日本の伝統美とは一見無縁の出来事であるように見える。しかし一方では、ユネスコ大使であった近藤誠一氏²⁷の指摘のように、感性のすぐれた若者によって、日本の伝統文化が今様に表現されたものであって、日本文化への入りやすい「入り口」なのである、との見方も出来る²⁸。

マンガ・アニメの世界を見ると、フランスでは、1980 年代に TV アニメを見て育った、第 1 世代とも言うべき日本のサブカルチャー愛好家を中心にマンガの受容は急速に進んだ。その後、家庭用ゲーム機の普及（第 2 世代）を経て、インターネット環境の整備により、ほぼリアルタイムに日本のサブカルチャーに接触することが可能な第 3 世代を中心に、日本に憧憬を抱く人々は更なる広がりを見せつつある。

この現象は、フランスを中心とするヨーロッパのみならず、アメリカでも同様の流行を見せている。日本製アニメについてみると、2002 年に『千と千尋の神隠し』が米国で公開されて以来急速に普及し、3 年後の 2005 年には世界市場の 60% を占めるに至り、米国市場にも着実に浸透している。全米放映された日本製アニメは 1963 年の『鉄腕アトム』即ち“Astro Boy”だが、98 年の『ポケットモンスター』のヒットを機に放映が増加し、05 年 4 月時点では、米国東海岸で、35 タイトル以上が 14 局で放映された²⁹。

一方日本国内に目を転じてみると、そもそもマン

²⁷ 日本の外交官。ユネスコ大使、デンマーク大使を経て、2010 年から文化庁長官。

²⁸ 永見文雄「パリにおける日本のプレゼンス」『日仏文化』日仏会館、2009 年、80 頁を参照。

²⁹ 今井隆志「米国に浸透するアニメ・マンガ・ゲーム：日本の性・暴力表現は通用しないー「ソフトパワー」が抱えるリスク」『論座』（129）2006 年、222-223 頁を参照。

²⁶ 海野弘『日本のアール・ヌーヴォー』青土社 1988 年、28 頁を参照。

ガやアニメは、日本においても最近に至るまで、文化・芸術に値しない「低俗なもの」というイメージであったと言わざるを得ない。しかし「下位文化」とされていた評価が、近年一変し、「日本の誇れる文化の一つ」とまで見なされるようになったが、その理由としては、「マンガ・アニメは、日本のソフト・パワーの重要な源泉である」との認識が広まったことにあると思われる。

まず 2002 年にダグラス・マッグレイが、“Foreign Policy”誌上で、「日本文化の世界的な影響力は、政治と経済の逆境によって崩壊するどころか拡大を続けている。大衆音楽から家電製品まで、建築からファッションまで、料理から美術まで、日本は経済の超大国であった 1980 年代よりも、現在の方が文化の影響力がはるかに大きくなっている³⁰。」と述べ、日本の大衆文化の影響力を評価したことが、日本国内でも大きな反響を呼んだ。

続いて、2004 年にジョセフ・S・ナイが、自著“Soft Power: The Means to Success in World Politics”の中で、上記マッグレイの著述を引用しつつ、「1990 年代の 10 年間、景気の低迷が続いたが、日本のメーカーはテレビゲームの世界を支配しており、日本が作り出すイメージは過去 5 年間、子供たちの心を見事に捕らえている。ポケモンは世界 65 ヶ国で放送されており、アニメ映画はアメリカの映画関係者と若者の間で大ヒットしている。日本経済が減速した後も、日本の大衆文化はソフト・パワーの源泉になりうるものを生み出しており、日本はアジア各国のなかで、ソフト・パワーの源泉になりうるものを、特に大量に持っている³¹。」と著したことから、世界で圧倒的シェアと人気を誇る日本のアニメ・マンガがソフト・パワーと結び付けられて論じられるようになった。そして、このような経緯を経つつ、日本のマンガ・アニメの国内の評価も見直されていったと考えられる。

このように、“MANGA “や” ANIME “は、SUSHI、KABUKI や ZEN などと同様に、今や世界中の共通語となり、日本国内での評価も得つつ、ネオ・ジャポニスム現象の中核コンテンツと位置付けられている。

2.2 マンガ・アニメの発信力

日本の「アニメ (anime)」は、最初から国際市場を意識して製作され、世界的にも日本製アニメーション (animation) を示す名詞として広まっているが、一部では「暴力的で残酷」とであると、バッシングを受けることもあった。1983 年には、フランス政府は、『ドラゴンボール』など暴力シーンの多いアニメに危機感をいだき、文化侵略であるとして、フランスのアニメ製作者へ助成金を支給すると共に、外国番組クォーター制度³²を導入し、間接的に排除を試みた。この結果、1990 年代には、テレビ局の政治的配慮もあって、日本のアニメ放送は殆ど無くなってしまった³³。

しかし、日本の製作者たちが作る映像・アニメ作品の中でも優れたものは、言語や文化の壁を容易く越えられるということ、宮崎駿 (はやお) などが立証した。2001 年に公開された劇場アニメ『千と千尋の神隠し』は、ベルリン国際映画祭金熊賞、アカデミー長編アニメ賞など各国の映画祭で受賞し、世界各国で絶賛された。その後、2002 年になると TV アニメ放送も、フランスでも放送再開され、ドイツでは 30 分番組で換算すると週 51 本、ベルギーでは週 47 本、イタリアでは週 40 本の日本のアニメが放送された³⁴。

1983 年から日本で放映され、その後ほぼ世界中で放送されているテレビアニメ『キャプテン翼』は、世界的にも最も知名度の高い番組であろう。フラン

³⁰ McGray, Douglas. “Japan’s Gross National Cool” (Foreign Policy, May/June, 2002), P47.

³¹ ジョセフ・S・ナイ (著) 山岡洋一 (訳) 『ソフト・パワー：21 世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社 2004 年、140 頁を参照。

³² 放送番組の 60% が EU 製 (EU クォーター)、うち 40% は仏製 (国産クォーター)。

³³ 井上泰浩「日本アニメの世界流通と受容・市民意識」『文化の国際流通と市民意識』慶応義塾出版 2007 年、128 頁を参照。

³⁴ 杉山知之『クールジャパン』祥伝社、2006 年、30 頁を参照。

スの人気選手であったジネディーヌ・ジダンも、小さい頃から『キャプテン翼(フランス語タイトル: olive et tom)』を見て、サッカー選手にあこがれ、イタリアの名選手フランチェスコ・トッティやアレックス・デル・ピエロ、スペインのフェルナンド・トーレスも、同様に憧れを持ってプロ選手になったと言うことは象徴的な話である。

アラビア語圏でも『キャプテン・マージド』(Majid Kamil; マージド・カミル) となり、少年達の最大の人気番組となっている。マージドとは、「砂漠のペレ」と呼ばれたサウジアラビアの伝説のプレーヤー、マージド・アブドウラー選手を指している。この名前を付けたテレビアニメ『キャプテン翼』は、中東でも爆発的な人気を得ている。

イラク戦争後、復興支援の任務で、イラクのサマーワに派遣された日本の自衛隊の給水車に、『キャプテン・マージド』として人気の、「翼」の絵が描かれた大きなステッカーがはられ、子供達をはじめ、現地で大人気になった。給水車 26 台全てにキャプテン翼のステッカーが施され、それらの給水車によってムサンナー県全域に水が配られたが、特筆すべきことは、『キャプテン・マージド』が描かれた給水車は、一台も被害に遭うことがなかったことである。その結果、2004 年から 2006 年まで、日本の自衛隊と外務省が駐在したサマーワは、イラクで最も安定した地域の一つになり、国際的にも大きな評価を得た³⁵。サマーワの給水車の件は、日本のソフト・パワーが発揮された一例とも言える。

また、日本経済新聞による「リラックマは襲われない」と題する記事³⁶では、マンガ・アニメとそのキャラクター産業が、海外で活動する他の日本産業へ与える影響を、次のように配信している。

「2013 年 9 月 6 日、金曜日のランチタイム。中国最大の商業都市である上海の超高層オフィスビルの

地下 1 階にあるコンビニ、ローソンの店先で「超可愛(超かわいい)！」と黄色い歓声が上がった。彼女たちの目当ては、中国でも人気の日本のキャラクター「リラックマ」の着ぐるみ。これは、かわいらしい熊の「リラックマ」を店舗デザインに取り入れたローソンの新店の開店イベントだった。お待ちかねの「リラックマ」が登場すると、記念撮影をしようと若い女性たちが殺到し、瞬く間に列をなした。

2012 年 9 月、日本政府による尖閣諸島の国有化に端を発した反日デモは、中国の 100 都市以上に広がった。パナソニックの現地工場には火が放たれ、スーパー「イオン」や百貨店「平和堂」の一部店舗は、暴徒化したデモ隊に襲撃された。ローソンも、重慶の一部店舗がデモ隊の投石を浴びた。

ローソンの結論は「皆の腰が引けている時こそ、冷静にマーケットを見極めよう。そして、自らの経験やノウハウを生かして攻略していくべき」。基本的に立ち返れば、答えは実にシンプルだった。あえて、日本で培ってきた強みを打ちだしたらどうか。その一つが、中国でも人気のアニメや漫画のキャラクターを前面に出した店づくり。反日デモの余韻が冷めない昨年 11 月、上海市内に「名探偵コナン」をテーマにデザインした店舗を開き、今年 7 月には、忍者が題材で世界的に人気の「NARUTO 疾風伝」版の店舗を 5 店も出した。「リラックマ」の店も、そんな人気キャラクターを使った出店戦略の延長線上にある。

ローソンは日本国内でもアニメや歌手と組んでオリジナル商品をつくるなどエンターテインメント分野の商品開発はもともと得意だった。中国でも「ウルトラマン」などの関連グッズを売り、日本のキャラクターをフルに使う。「ローソンはおもしろい」、「お店が変わってきている」と、今までと違った評価や反応が顧客から返ってくるようになった。

中国でも人気のキャラクターを使ったローソンの店舗は、単なる「人気とり」だけが目的ではない。そこには、親しみのある人気キャラクターの店舗は反日感情の標的になりにくい、という計算も込められているのだろう。ほんの 1 年前には、こんなほほ笑ましい光景は想像できず、身を縮めるしかなかっ

³⁵ 日本外務省HP「在サマーワ連絡事務所よりーサマーワ「キャプテン翼」大作戦ー」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/renrak_u_j_0412a.html

³⁶ 日経ニューズメール 2013. 9. 10
http://mxt.nikkei.com/?4_15911_1307758_1

たのだから。」

ローソンのこのような店づくりが、反日感情の緩和と反日デモの襲撃防止に、直接的に効果があるか否かは議論の分れるところであろう。しかし、長い目でみれば、日本に対して複雑な感情を持つ中国の消費者とローソンとの距離を縮める効果はある。アニメ・マンガとそのキャラクターは日本文化の象徴的存在であり、コンビニエントストア（コンビニ）もまた現代日本文化の産物と言える。将来の主要顧客である若者との心理的な距離を縮めることによって、文化交流と理解が促進されることを期待したい。

一方、外務省関連の独立行政法人、国際交流基金（The Japan Foundation）は、1979 年から海外の日本語学習人口などの調査を行っているが、調査を開始した 1979 年から機関数、学習者数ともに一貫して増加している。（表 1 参照）

1979 年には世界中で 1,145 機関であった日本語教育機関は 2009 年には 14,925 機関（13.0 倍）に、13 万人であった日本語学習者数は、世界 133 ヶ国で 365 万人（28.1 倍）へと大幅に増加している。その中でも特に、1990 年に 98 万人だった世界の日本語学習人口は、2003 年に 235 万人と 137 万人、倍以上に増加しているが、国際交流基金はこの理由を、「多くの国から、日本のアニメ、マンガ、ファッション、ゲーム、映画などのポップカルチャーに対する関心から日本語学習を始める若者が増えているとの報告があり、その大きな要因は、テレビから流れてくるアニメの主題歌が日本語なので、自然に日本語に関心をもつ子供たちが増えてきたことによる」としている³⁷

このように、マンガ・アニメに代表される日本のポップカルチャーは、今までとはまったく違う関心を、文化の重要な伝達ツールである日本語に対しても生んでいる。そして、この動きは将来的にも、より深淵な日本文化の理解だけでなく、広範な相互交流にも寄与していくと考えられる。

³⁷ 国際交流基 HP：
<http://www.jpff.go.jp/j/japanese/survey/result/dl/2003gaiyou.pdf>

表 1 海外における日本語学習機関数・学習者数の推移

年度	機関数（含民間語学学校）		日本語学習者数	
	機関数	伸率（%）	学習者数（人）	伸率（%）
1979 年	1,145	-	127,167	-
1984	2,620	128.8	584,934	360.0
1088	3,096	18.2	733,802	25.5
1990	3,917	26.5	981,407	33.7
1993	6,800	73.6	1,623,455	65.4
1998	10,930	60.7	2,102,103	29.5
2003	12,222	11.8	2,356,745	12.1
2006	13,639	11.6	2,979,820	26.0
2009	14,925	9.4	3,651,232	22.5

出所：国際交流基金、『海外の日本語教育の現状』、凡人社、2010 年を基に、筆者が作成。

3 ジャパン・エキスポと異文化交流の背景

3.1 ジャパン・エキスポに見る文化交流

今まで見てきたように、現代の日本文化に対する関心が高まる中、パリ郊外のノール・ヴィルパント展示会会場で、マンガやアニメを中心にした日本のポップカルチャーの見本市とも言える「ジャパン・エキスポ」（Japan Expo）が、毎年開催され、年々活況を呈している。この催しは、1999 年に日本文化の情熱的なファンであった数人のフランス人の若者が、漫画・アニメなどの「現代の日本文化」と、その奥にある「伝統的な日本文化」に特化したイベントを開催するという壮大なプロジェクトを企画したことから始まった。

日本のテレビアニメやゲームで育った世代を中心に、愛好家たちで自主的に運営されている”Japan Expo”は、企業参加によるゲームやマンガ、ファッ

ションの新作展示会としても、拡大を続けてきた。来場者もフランス全土、さらにはベルギーやドイツ、イギリスと西欧全域に広がりを見せている³⁸。

ジャパン・エキスポは、日本のポップカルチャーと、書道・茶道・華道・折り紙、剣道・柔道・合気道などの伝統的な日本文化をテーマとして開催され、今や総合的な日本文化の国際博覧会となっている。また、ゴスロリ（ゴシック調のロリータファッション）や、可愛いパUNKスタイルなど、東京のストリートスタイルなども紹介されている。

こうした取り組みは、来場者数の急増となつて表れ、2000年の第1回参加者は3千200人だったが、2012年には、来場者数も主催者発表で20万人を超えた。（表2参照）

次に来場者の年齢構成を見ると、15才未満が23%、15才～25才が46%と、25才未満が約7割を占める、まさに若者たちが中心の国際交流イベントに成長した³⁹。（表3参照）

このような集客力の大きさに日本政府も注目し、第11回（2010年7/1-7/4）から、外務省、文化庁、経済産業省が共同で出展している。また、日本の地方自治体の国際化を支援・推進する財団法人、自治体国際化協会のパリ事務所が、1,209人に対して、「日本についてどんな関心を持っているか」というアンケート調査を行った。日本の魅力を聞く調査（複数回答可）では、1位・日本食（回答数353人）、2位・伝統文化（351人）、3位・マンガ（340人）、4位・アニメ（260人）、5位・TVゲーム（227人）の結果であり、マンガ、アニメ、TVゲームの合計で827人となり、ポップカルチャーの人気を裏付けている。

また、訪日経験に関する調査では、訪日経験「なし」が83.6%、「1回」が12.0%となり、来場者の大半が10代から20代の若者であるので、訪日経験が無いのもうなずける。だが、日本に行ったことが

ないが日本に関心があるフランス人達が、4日間のイベントに20万人も集まったのである⁴⁰。

表2 「ジャパン・エキスポ」入場者推移

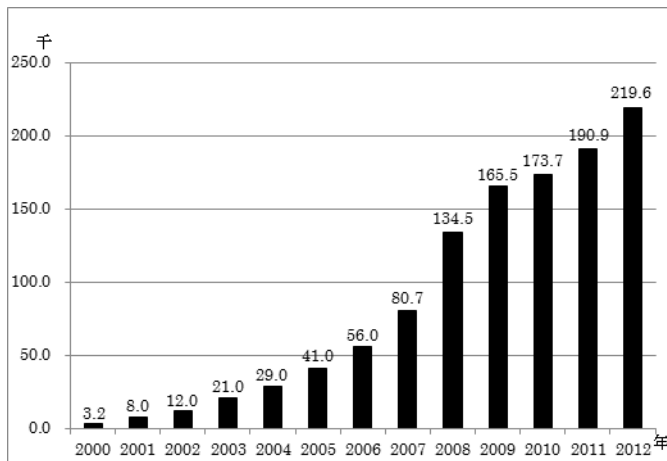


表3 「ジャパン・エキスポ」入場者年齢構成

年齢	15歳未満	15-25歳	25-40歳	40歳以上
構成比率	23%	46%	19%	12%

出所：SEFA EVENT 社（主催者）HP

<http://nihongo.japan-expo.com/index.php?Page=460>

このようにパリ会場でのイベントが年々活況を呈する一方で、この催しは徐々に地理的な拡大も図られている。2013年の一年間を見ると、7月にフランス・パリ郊外で開催される本体の第14回「Japan Expo」に加えて、3月にはフランス・マルセイユで第5回の「Japan Expo Sud」が、10月末にはフランス・オルレアンで第3回「Japan Expo Centre」が、11月初旬にはベルギー・ブリュッセルで第2回の「Japan Expo Belgium」が開催される。そして2013年からは、新たにアメリカ・サンフランシスコで第1回「Japan Expo U.S.A」が8月末に開催された。

³⁸ 紀葉子「テレビアニメーションが開いた新しいジャポニスムの扉について」『現代社会研究』東洋大学現代社会研究所 2008年、13頁を参照。

³⁹ 永見文雄「パリにおける日本のプレゼンス」『日仏文化』日仏会館 2009年、81頁を参照。

⁴⁰ 日本貿易振興機構「欧州へのコンテンツ紹介の窓口：ジャパン・エキスポ」『ジェットロセンサー』(2)日本貿易振興機構（ジェットロ）2011年、28頁に詳しい。

例え一国の政府が莫大な費用を投じたとしても、このような催しを開催し、これだけの入場者を集客することは困難であると思われ、「ジャパン・エキスポ」は、欧米で現代日本文化がいかに愛好されているかを示す一つの事象であると考えられ、日本の大衆文化が、現代でもこのように欧米に受け入れられ、流行し、影響を与え続けている背景には何があるのだろうか。

3.2 日欧間の国際異文化交流の背景

19 世紀半ばから 20 世紀初頭まで、半世紀以上に渡って流行した「ジャポニスム」は、芸術家だけでなく、一般大衆の日常生活にまで影響を与える社会現象となった。日本的な美的感覚は、着物に影響を受けたガウン、花や鳥などのモチーフを取り入れた食器など、芸術運動を超えて日常生活にも浸透するようになった。そして現代でも、日本の食文化、服飾文化、大衆文化などが、「第 2 のジャポニスム」などと呼ばれ、西欧で高い人気を博している。このような日本文化の西欧社会への影響は、単に美術品のデザインや技法や、映像やファッションの新鮮さが受け入れられているのではなく、その背景にある日本の美意識、そしてまたその奥にある古来の日本文化や日本人の精神の中に、西欧の人々の心・魂の琴線に触れるものが存在するからであると思われる。

日本文化を表現する言葉として、「奥深さ」・「和洋折衷」・「伝統と近代の融合」などの言葉があるが、日本人は、外部から新しい物、あるいは良い物を取り込み、旧来からの物と組み合わせ、より洗練した物に作り上げる事が得意であるような気がする。天麩羅（テン普拉）やトンカツ、カステラや金平糖（コンペイトウ）など、日本固有のものと思われがちなものも、その起源はヨーロッパである。また、現代の若い女性たちに愛好されるゴスロリと呼ばれるゴシック・アンド・ロリータ（Gothic & Lolita）ファッションも、ストリートファッションでありながら西洋の伝統や文化を継承しようとする姿勢を持っている。このように、日本人の文化は、実は長い歴史の中で、様々な地域の様々な文化を融合させた結

果であるので、どこかに、西欧人の感性にも通じるものがある筈である。彼らにとって、全く異なる未知の文化というわけではなく、異文化を感じさせつつも、その奥には共通性が感じられる、拠り所になるものがある文化と捉えられているのではなかろうか。

そして、TV アニメを見て育った、第 1 世代とも言うべき日本のサブカルチャー愛好家を中心にマンガの受容が急速に進み、その後、家庭用ゲーム機（第 2 世代）の普及を経て、インターネット環境の整備によって、リアルタイムに日本のサブカルチャーに接触出来ることが可能な第 3 世代を中心に、日本に憧憬を抱く人々は、親世代から子世代へと更なる広がりを見せている。また、それに加え、日本のアポックカルチャーに対する関心は、文化の重要な伝達ツールである日本語に対しても興味を呼び起こし、日本語学習を始める若者の増加という現象を生んでいる。そしてこのような動きが、文化への面的広がりだけでなく、より深淵な日本文化への理解を増進していと考えられる。

日本人がフランスのルーブル博物館やオルセー美術館で西洋芸術を堪能するように、真に美しいもの、感動的なものは、時代や国境を越えて普遍性がある。逆に、日本文化を堪能し、日本人の美意識に心を奪われたりするのには日本人だけではない。和と洋、クラシックとモダンというように、相対するものを融合することによって、新たな感動が生み出される日本文化の多様性が見直され、評価が高まっていると考えられる。

明治時代の「ジャポニスム」は、万国博覧会（国際博覧会）への出展という、日本の政府の文化政策、経済政策を背景にした、所謂「官製」・「官主導」によって潮流が形作られたものであった。「一等国」となることを目指して国造りを進めた明治政府は、「文化的独自性」を主張することを通して、国威発揚、殖産興業、輸出振興を目的に、万博への出品を奨励するとともに、様々な援助を行っていった。

一方、「第 2 のジャポニスム」、「ネオ・ジャポニスム」は、文化産業の企業や現代の若者を中心に、謂わば「民生」・「民主導」で展開され浸透しつつある

ものであり、決して日本政府の政策によって生み出されたものではない。下位文化とも言える日本の大衆文化（サブカルチャー）が、「日本文化への入りやすい入り口」となって、ごく自然に、その奥にある伝統文化への興味を掘り起こしている。そしてこれが、日本文化の新たな魅力を喚起し、拡散していることは間違いない。

このように見てくると、「ジャポニズム」、「ネオ・ジャポニズム」は、その潮流が生み出された背景は異なるものの、文化の多様性を認め、双方向の交流を経て成立した、国際的な文化交流の好例とも言える。

参考文献

井上泰浩「日本アニメの世界流通と受容・市民意識」『文化の国際流通と市民意識』慶応義塾出版、2007 年。

今井隆志「米国に浸透するアニメ・マンガ・ゲーム：日本の性・暴力表現は通用しないー「ソフトパワー」が抱えるリスク」『論座』(129)、2006 年。

海野弘『日本のアール・ヌーヴォー』青土社、1988 年。

大島清次『ジャポニズム 印象派と浮世絵の周辺』講談社学術文庫、1992 年。

ヴィンセント・ファン・ゴッホ（著）二見史郎（編訳）、関府寺司（訳）『ファン・ゴッホの手紙』みすず書房、2001 年。

紀葉子「テレビアニメーションが開いた新しいジャポニズムの扉について」『現代社会研究』東洋大学現代社会研究所、2008 年。

国際交流基金、『海外の日本語教育の現状』、凡人社、2010 年。

国立近代美術館編『日本のアール・ヌーヴォー 1900～1923：工芸とデザインの新時代』国立近代美術館、2005 年。

杉山知之『クールジャパン』祥伝社、2006 年。

永見文雄「パリにおける日本のプレゼンス」『日仏文化』日仏会館、2009 年。

日本貿易振興機構「欧州へのコンテンツ紹介の窓

口：ジャパン・エクスポ」『ジェトロセンサー』(2)日本貿易振興機構（ジェトロ）、2011 年。

フランソワーズ・カシヤン(著)藤田治彦(監修)遠藤ゆかり(訳)『マネー近代絵画の誕生』(「知の再発見」双書 137) 創元社、2008 年。

由水常雄『ジャポニズムからアール・ヌーヴォーへ』中公文庫、1994 年。

吉田秀和『トゥールーズ＝ロートレック』中央公論社、1983 年。

吉見俊哉『博覧会の政治学 まなざしの近代』中央公論社、2001 年。

ジョセフ・S・ナイ（著）山岡洋一（訳）『ソフト・パワー：21 世紀国際政治を制する見えざる力』日本経済新聞社、2004 年。

Dana Lewis 「クールジャパンが失速した今ソフトパワー大国になるために日本がやるべきことは」『ニューズウィーク』27(20) 1303 阪急コミュニケーションズ、2012 年。

McGray, Douglas. “Japan’s Gross National Cool” (Foreign Policy, May/June, 2002.)

日経ニューズメール 2013. 9. 10

http://mxt.nikkei.com/?4_15911_1307758_1

日本外務省 HP：「在サマーワ連絡事務所よりーサマーワ「キャプテン翼」大作戦ー」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq・/renraku_j_0412a.html

国際交流基金 HP：

<http://www.jpfa.go.jp/j/japanese/survey/result/dl/2003gaiyou.pdf>

国立国会図書館資料

<http://www.ndl.go.jp/exposition/index.html>

SEFA EVENT 社 HP：

<http://nihongo.japan-expo.com/index.php?Page=460>

ジャパンカジノの可能性を探る

The possibility of the Japan casino is explored

日本国際情報学会
増子 保志

MASUKO Yasushi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In recent years, the opportunity that a ban will be removed on a casino is growing in Japan. However, many difficult problems exist about the removal of the ban on the Japan casino. Many of argument are affirmative about the Japan casino. But, the environment which surrounds the Japan casino is very severe. In this paper, it considers referring to the example of the Macau casino about the possibility of the Japan casino.

1. はじめに

わが国では、賭博行為は刑法 185 条で禁じられている。しかし、特定複合観光施設区域（特区）を指定して、特区に限って規制を緩和し、カジノを解禁しようという機運が高まっている。カジノの候補地としては、お台場、大阪、沖縄など全国各地でカジノ導入に向けた議論が活発化している。

これまで、カジノ解禁の動きはブームと退潮を繰り返してきた。2000 年に石原慎太郎氏が都知事選の公約に掲げた「お台場カジノ構想」で最初の火がついた。前知事の都市博開催中止で宙ぶらりんになっていた埋立地活性化の起爆剤としてぶちあげたものから始まる。

最近では、2011 年 3 月の東日本大震災を契機に、東北復興の財源づくりという名目の下で議論が活発化し、同年 8 月には超党派の議員連盟が I R 推進法案を公表し、政府への積極的な取り組みを迫った。しかし、他の政策課題に押しやられてしまい、国会提出には至らなかった。政府の姿勢に変化が見られたのは、2012 年 12 月の政権交代からである。安倍政権は、成長戦略を一大テーマに掲げている。民間

投資を刺激して経済効果を期待できるカジノが改めて注目されることとなった。1 月には安倍首相肝いりの産業競争力会議で、竹中平蔵氏が「カジノ・コンベンションの推進」を提案、楽天の三木谷氏も大都市の娯楽の魅力の向上が必要だと主張し、「カジノ開設と風俗営業法の緩和」を訴えた。

日本のカジノ候補地



2013.6.8 『週刊東洋経済』より筆者作成

カジノ解禁には慎重論も根強い。2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定したことが、カジノ解禁には追い風との見方もある。日本にカジノが誕生すれば、外国人観光客の増加、税収増による地域振興、震災復興費用の捻出、雇用の拡大などが期待されている。

カジノ合法化については、マカオやシンガポールが大きく先行していること、フィリピンや韓国がカジノをさらに強化しつつあること、台湾やロシア極東で新たなカジノ開設の動きがあること、近隣の中国や韓国との関係悪化で多くの観光客が見込めないことなど、問題は山積の状況である。さらに現在、議論されている多くはカジノ合法化の是非やハードな面でのメリット、デメリットといった議論が多く、ソフト面での議論は少ない。特にそのメリットを挙げる議論においては、カジノばら色論が多数を占めている。

本稿では、ラスベガス抜き、世界一の規模となったマカオカジノの成功例を参考にしながら、ジャパンカジノを取り巻く環境とジャパンカジノの可能性について考察する。

2. ジャパンカジノを取り巻く環境

アジア地域では、“東洋のラスベガス”と称されるマカオをはじめ、近年、シンガポールや韓国、マレーシア、ベトナムなどカジノの解禁が相次いでいる。このようなアジアの状況を見れば、我が国がカジノにすぎりたくなる心情は理解できる。ラスベガス抜き、世界一の規模となったマカオでは、2012年カジノからの収入が前年比13.5%増の3041億3900万パタカ（約3兆3200億円）に達した。

また、シンガポールでは、2012年に2つのカジノを開業し、オープン後の観光収入は、2ケタ増ペースで増大したことで、我が国のカジノ解禁推進者に刺激を与えた。現在、ジャパンカジノを取り巻く他諸国のカジノ状況を概説する。

1) シンガポール

観光客の落ち込みに直面したシンガポール政府は、2005年に観光振興戦略を発表し、指定地域に限りカジノを解禁した。新規カジノ業者には、アメリカ・

サンズ社とマレーシアのゲンティン社の2社が選ばれた。サンズ社は、ビジネス客を対象とした「マリーナ・ベイサンズ」、ゲンティン社はユニバーサルスタジオ併設の「リゾートワールドセントーサ」を開業し、2つのカジノはいずれも商業的には大成功で、2012年の収入は50億ドル（約4500億円）に上った。

シンガポールでは市民のカジノ利用を禁止してはいないが、入場者に特別な条件を定めている。高額な入場料を設定して低所得層の入場を抑制し、過去に自己破産した人や、国から長期の生活支援を受けている人も入場ができない。

2) 韓国

韓国では現在、17カ所でカジノが開設されている。そのうち、江原ランドカジノ（Kangwon Land Resort）1ヶ所だけが韓国国民に開放されている。同カジノは、ソウルから数百キロメートル離れた、高速バスで3時間かかる山間部にある。平日夜にサラリーマンが遊びに来るのを防止するのが狙いだ。だが「特急タクシー」が高速バスの半分の時間で移動を可能にしており、その来場者数や収益の統計は、韓国人のギャンブル好きを裏付けている。

江原ランドカジノの来場者数は1日平均1万人。カジノの全座席数のおよそ5倍の人数だ。収入は2011年に1.2兆ウォン（約1000億円）に上り、外国人限定の残り16カジノの合計収入よりも多かった。カジノ利用者にIDカードの提示を求め、月間15日を超える来場を禁止し、賭け金の上限も30万ウォン（約2万5000円）に制限しているにもかかわらず、盛況ぶりを呈している。

江原ランドカジノの混雑ぶりから、他のカジノも韓国人に開放するよう求める声が上がっている。だが韓国政府は、同カジノは景気低迷に苦しむ地域の活性化のために行われた1カ所限りの限定プロジェクトであるとして、この要求を拒否している。

3) フィリピン

2013年3月にニノイアキノ国際空港から近いマニラベイ地区に「ソラーレマニラリゾート」が開業した。フィリピン証券取引所に上場するブルームベリー・リゾート&ホテル社が投資、運営する大型の

カジノリゾートである。マニラベイ地区には、既に計 4 社にカジノライセンスが付与されており、フィリピンの SM インベストメント社とマカオのメルコクラウン社のジョイントベンチャーが 2013 年中に「ザ・ベルグランデ」を開業させる予定である。また、マレーシアのゲンティングループが「リゾートワールド」、日本のパチスロ機器大手のユニバーサルエンターテインメントが「マニラベイリゾート」を、地元企業と合弁で 2017 年頃までに開業させる予定がある。完成後の予測として、フィリピンのカジノ収入は 100 億ドルに達し、シンガポールやラスベガスを超えるとの見方も一部にある。しかしながら、フィリピン国内の政情不安など課題も多い。

4) 台湾

カジノ合法化で注目を浴びている台湾では、2013 年 5 月、「観光カジノ場管理条例（観光賭場管理条例）草案」が採択された。この草案によると、台湾のカジノは 3 つの離島（金門、馬祖、及び澎湖）に限定されるが、順調に行けば 2019 年に台湾初のカジノがオープンする予定となる。カジノを開設することに対して比較的保守的と見られる金門、おそらく来年住民投票が行われると見られる金門に先行して、馬祖は住民投票を実施してカジノ開設を決定しており、現在は台湾の立法院による観光カジノ場管理条例の審議を待つ状況である。早ければ法案は年内にも通過する見込みで、法案が成立すれば、シンガポールの統合リゾート開発を参考にして、国際入札が行われ、1 つあるいは 2 つのカジノライセンスが認められる可能性が高く、まずは空港を備えている北竿が最も有望な候補地であると言われている。

5) マカオ

ポルトガルの植民地だったマカオは、1847 年にカジノを合法化。マカオのカジノは約 160 年の歴史を誇る。中国返還前のカジノ産業は、“カジノ王”と呼ばれるスタンレー・ホー氏が、STDM 社¹を通じて 40 年にわたり独占支配していた。STDM の独占経営権が返還直後に期限切れとなることを受け、マカ

オ政府はカジノ産業の対外開放を決定する。現在は 6 社が競争を繰り広げている。

マカオは一人当たり GDP でアジアトップになるなど、この僅か 10 数年の間に急成長を遂げた。マカオが成功した理由としては、1999 年 12 月 20 日にマカオがポルトガルから中国に返還されたことから始まる。当初は、中国返還に反対する地元ヤクザが相次いで爆破事件を起こすなど一時混乱が見られたが、返還後のマカオの治安は驚くほど安定した。また、2002 年に STDM 社のカジノ独占経営権が期限切れを迎えたことにより、マカオ特区政府は“カジノ事業の独占制度”の見直しを行い、公開入札により、外国資本を含む合計 6 社にカジノ経営権が付与された。最大のポイントは、米国の大手カジノ事業者にもマカオ市場への参入が認められたことである。

その結果、マカオには海外から巨額の投資資金が流入し、世界最先端の“カジノホテル”や“複合リゾート”が次々と建設されることになった。同時に、中国大陆での高度経済成長と香港・マカオを含む海外渡航規制の緩和などにより、中国人富裕層がマカオに呼び込まれた。ここに、“東洋の奇跡”と呼ばれるマカオの発展が始まったといえる。マカオへの来訪者数は年々増加し、2006 年にはカジノ売上高でラスベガスを抜いてマカオが“世界一のカジノシティ”になった。

2016~17 年にコタイ地区に、MGM、ウィン、SJM、ギャラクシーなどが新しいカジノリゾートをオープンさせる計画である。当然それらのカジノは競合するが、それぞれ異なる市場を基盤とすることで互いに補完し合い、アジアでのカジノ集積によって認知度が高まり市場を拡大する。さらに、刺激し合うことで新市場を開拓するなど、多くのプラス効果も期待され、共存共栄を図っていくものと考えられる。

30 以上のカジノを有し、カジノ売上高は世界トップで、カジノについてはアジアで圧倒的な優位な立場にあるマカオでさえも、このようなアジア各国での新しいカジノ開設の動きには非常に敏感である。このような話が出る度に、政府関係者、カジノ事業者、学者などのカジノ専門家がマカオのカジノ産業

¹ Sociedade de Turismo e Diversões de Macau(澳門旅遊娛樂有限公司)

への影響を巡って論争を行ないます。まさに経済のグローバル化によって、カジノ政策について、アジア各国あるいは各都市は激しい競争を行わざるを得ない状況になっていると言える。

以上のように、今後アジア各地に新しい大型カジノリゾートが次々と建設されていく予定である。このようなアジアのカジノトレンドに我が国が既に乗り遅れていることから、ジャパンカジノ成功の可能性は非常に厳しいものが予想される。

3. マカオカジノ成功の理由

マカオのカジノ業界は2013年3月と8月に記録的な売上増となった。2013年の全収益は前年比17%増、すなわち年間収益440億ドル(約4兆4,000億円)に至ると見られている²。

マカオの5月のカジノ収入は前年同期比で13.5%増加し、296億マカオパタカとなり、過去2番目の記録となった。今年に入ってからも14.5%という高い成長率を維持している³。

マカオ統計局によると、マカオの2013年第1四半期の実質GDP成長率は、前年同期比で10.8%と2桁台になった。さらに、下半期には、カジノ企業のコタイ地区のプロジェクトが相次いで政府の認可を取得して工事を始めることが見込まれており、引き続き上半期の成長トレンドが維持され、今年の実質GDPは2桁台の成長を達成すると予想されている⁴。

マカオの成功は、①カジノ市場を独占市場から外資を導入した競争市場とし、市場の活性化を図ったこと ②地域全体を滞在型リゾートとし、健全化、安全化し、滞在可能なエンターテインメント施設化を志向したこと③マカオのカジノ産業の制度の整備と健全化、安全な運営体制の構築 ④中国の経済発展や中国国民の富裕化に伴い、それらのニーズに上手くマッチしたこと⑤中国本土からマカオを訪問する中国人のビザ発給要件を緩和したこと等が挙げられる。

² 『Macau business』2013年Oct.pp.32

³ 同上

⁴ 同上

1) ジャンケットの存在

マカオのカジノの発展は、1999年のポルトガルから中国への返還と2002年のカジノの対外開放から始まった。それまでスタンレー・ホー氏が率いるSTDM社が独占してきたカジノ経営権が、米ラスベガス系のカジノ事業者3社を含む合計6社に与えられることになった。その結果、6社のカジノ事業会社を通じて、海外から多くの投資資金やカジノ運営に関するノウハウ、VIPのカジノ顧客(High-rollerとも呼ばれる)がマカオにもたらされ、マカオの大きな経済発展につながっていった。

マカオカジノの成功は、確かに対外開放による市場開放に負うところは多大であるが、忘れてならないのは、STDM社独占体制時代から連綿と続くマカオカジノ特有のものといえる“ジャンケットシステム”の存在である。中国人はギャンブル好きだが中国本土では違法で、特別行政区であるマカオでは合法である。故に富裕層が大挙して来ている。こうした地域的な背景とともにジャンケットシステムの存在こそが成功の鍵であるといえる。

ジャンケットとは、幅広いコネクションを利用してVIPのカジノ顧客をカジノ事業者の代わりに送客やカジノ資金の融通、宿泊先の手配やその他、カジノに関する一切を取り仕切る仲介業者で、カジノ事業者が得る収入の40%相当を報酬として手にする(因みにラスベガスでは、カジノがギャンブラーの身元を調査し、直接、資金を貸す)。

中国本土では賭博が違法なため、中国人にとってはマカオが格好の目的地となる。マカオカジノ特有のジャンケットシステムが、裕福な中国人をマカオに呼び込むのに重要な役割を担っている。

今年1-6月期に、マカオの総賭博収入は前年同期比70%近く増加したが、VIPがその伸びを後押しした。この期間の総賭博収入の70%弱をVIP客の賭け金が占めた。

VIPを集めて信用を供与し、手数料と引き換えに債権を回収する世話役的存在であるジャンケットは、カジノの利益を圧迫するが、事業規模の拡大と信用リスク低減に寄与する。マカオのカジノ客の大半は中国人だが、同国にはカジノの掛け金を回収する合

法的な手段がない。現在、マカオで活動中のジャンケット業者は75社。うち、上位5社がマカオVIP市場の約80%を掌握している。

しかしながら、ジャンケットシステムにおけるマイナスの面も存在することを忘れてはならない。

仮に中国本土の経済が減速すれば、不動産投資の価値が急落し、マカオで営業している200前後のジャンケットは顧客から資金を回収する事が困難になる可能性がある。また、債権を回収できないジャンケットが破綻して、カジノ事業者が巨額の損失を負う可能性もある。カジノ幹部の多くは、ジャンケットにいくらの貸しがあるかも知らないらしく、デフォルトがどのくらいの規模になるかを判断することさえ困難だ。しかしながら、カジノ事業者は意外にも楽観的な見方をしている。これまでに大手のジャンケットが融資の焦げ付きを報告してきた例はないという。

2) マネーロンダリング

中国政府は、好況が続くマカオのカジノ業界と、ジャンケットに対する監視を強化している。中国では個人がマカオを含む本土外に年間で5万ドル以上、送金することは禁じられている。マカオは香港と同様に中国の一部だが、一国二制度により独自の金融システムと法律がある。この送金規制によって、一部のVIP顧客は中国の法律をかいくぐり、より大きな利益を得るのにジャンケットに頼っている。

マカオ政府は、近年、反マネーロンダリング（資金洗浄）規則を見直している。マカオのカジノ事業者も中国資本が絡む国境を越えた金融取引の規制が強化されたことに気付いており、先ごろマカオ警察から各社のホテル滞在客に関する情報の提供を求められた。

マカオ政府も基本的なマネーロンダリング対策は行っているが、いち早くマフィアとの関係を断ち切ってカジノを大きな産業に発展させたアメリカや政府の規制が非常に厳しいシンガポールなどと比べると、マカオのマネーロンダリング対策は緩いと一般的に言われている。規制があまり厳しくないため、世界各地からまた中国大陸から多額のお金がマカオに集まり、マカオが「世界一のカジノシティ」に成

長したことも否定することはできない。

先ごろ、マカオ政府がマネーロンダリング対策のために「現金持ち込み申告制度」（マカオの各イミグレーションで入境時に持ち込む現金の金額などを自己申告する制度）の導入を検討しているというニュースが流れた⁵。カジノは短時間に大きな金額のお金が移動するため、当然マネーロンダリングに利用されやすい。カジノを合法化している各国の金融当局やカジノ監督機関は、様々なマネーロンダリング対策を実施している状況である。

3) カジノ大衆化戦略

カジノ事業者はジャンケットの破綻など最悪の事態を回避する必要がある。実際、カジノ事業者は、娯楽としてギャンブルを楽しみたい一般大衆をターゲットとした顧客を呼び込む戦略を強化している。

米カジノ運営大手ラスベガス・サンズは、VIPを対象とするマーケティング戦略を見直している。ジャンケットを削減することで利益率向上を図るといふ積極策を志向する反面で、事業を成長させる上で中間業者を利用する「経済的意義を学ぶ」用意があると語った。しかし、サンズの新経営陣は、ジャンケットに支払う手数料を抑制する大胆な戦略がジャンケットとの関係を悪化させないようにしたいと考えている。ジャンケットは長年、中国で賭博が唯一、合法とされるマカオの賭博収入をけん引する強い勢力だった。

VIPを直接呼び込むサンズ・チャイナの取り組みは、理想的には利益率に貢献するが、バランスシート上のリスクを増大させる危険性が存在する。さらに、カジノ事業者の集客力がジャンケットに劣りかねない点も懸念材料といえる。直接営業の方が利益率にはいいと誰もが理解しているが、問題はカジノ事業者が事業を成長させ続けることができるかどうかにかかっている。

サンズ社はVIP顧客に対する直接営業の最も強力な推進派だが、同様の手法は他社も採用している。例えばウィン・マカオ社は少数ではあるが独自のVIP顧客に直接営業を行っている。

⁵ マカオカジノ新聞 2013年7月14号

マカオ政府の統計によると、VIP顧客によるカジノ収入は7-9月期に前年同期比1.1%減となり、09年以降で初めて減少に転じた。スロットマシンと一般顧客による収入は27%増えた⁶。

現在、マカオのカジノ産業の発展は多方面に影響を与えている。香港や上海で建設される超高級ホテルやショッピングモールは、世界最高レベルといわれるマカオのカジノホテルやショッピングモールの影響を受けつつある。また、マカオの国際展示場（コタイエキスポ）は、これまで一般的であった殺風景な箱物ではなく、いたる所にシャンデリアやジュータンが使われ高級感を持ち、アジアの新しい国際展示場建設に影響を与えている。ラスベガスと同様に、マカオにおいても毎晩世界一流のショウが開催されており、中国やアジア諸国のエンターテインメント業界に影響を与えつつある。

この十数年の間にマカオは飛躍的な発展を遂げてきた。今なおマカオは発展途上にあり、3年後、4年後くらいまでの具体的な開発計画が作られ実行されている。代表的なものはコタイ地区でのギャラクシー、SJM、MGM、ウィンなどの新カジノリゾートの建設、マカオの新交通システムの整備、マカオの隣の横琴新区の開発、香港珠海マカオ大橋（港珠澳大橋）の開通、埋め立てによる新都市建設プロジェクトなどで、さらに中国とのイミグレーションやマカオ国際空港の拡大も検討されている。

マカオの新たな施設には、コンベンション施設やショッピングモールも併設され、ファミリー層も滞在可能な統合リゾート化を志向してはいるが、現実にはギャンブル好きの中国人富裕層に支えられた市場であることは否めない。

4) ロケーション

カジノの集客で最も重要なことは、ロケーションである。なぜマカオが成功しているのかと言うと、高度な経済成長により富裕層が急増している中国大陸という大市場がすぐ横にあるためである。また、数年前にカジノを開設したシンガポールの周辺にもインドネシア、マレーシア、インドなど新興国の市

場が存在している。すなわち、カジノが成功するための重要な前提条件は、すぐ近くにカジノが合法化されていない（合法化されていたとしても限定的である）巨大な市場が存在していることである。

では、アジアの富裕層を呼び込む目玉としてカジノを開設する大阪や東京は本当にベストなロケーションといえるのであろうか。確かに、近隣に中国、韓国、台湾など新興国の大市場がある。しかしながら、既に韓国には複数のカジノがあり、台湾やロシアでもカジノを開設する動きが進んでおり、同地域における「競合」という点からは日本が有利な状況にあるとは言えない。

また、最も懸念されることは、日本と中国や韓国の関係が良好ではないことである。仮に、大阪や東京にカジノを開設しても、日中関係や日韓関係の悪化によってカジノ顧客が急減し、カジノ経営は非常に不安定なものになる可能性が高いと予想される。

マカオにおいても、中国大陸の景気動向や鳥インフルエンザなどの疫病の流行、中国共産党における汚職取締り、中国政府によるマカオへの渡航規制など、カジノ顧客の増減に影響を与える要因に対して、常に動向を注目している。中国や韓国がダメなら東南アジアのカジノ顧客を日本に誘致すれば良いという考え方もあるが、カジノ顧客は移動距離に非常に敏感で、少しでも長くなるとリピートする頻度が低下する。

さらに、東南アジアのカジノ顧客が日本にやってくる手前には、シンガポール、マカオ、フィリピン、韓国などの多数のカジノが障害物のように存在し、日本までたどり着く東南アジアのカジノ顧客は少ないという見方もある。このような日本の状況にもかかわらず、米国などの大手カジノ事業者が大阪や東京への進出に積極的な理由は、彼らは海外の顧客よりも日本国内の顧客に興味があるからである。

したがって、今のままの状況で大阪や東京にカジノを開設したとしても、主なカジノ顧客は日本人ということになってしまい、「アジアの富裕層を呼び込む目玉とする」という本来の目的は達成できない。この機会に、もう一度しっかりと顧客ターゲットングとロケーションの検討を行って、慎重に日本のカ

⁶ 『Macau business』2013年 Oct.pp.32

ジノ合法化を進める必要があると考える。

5) 観光都市戦略

2005年の世界文化遺産登録によって、マカオのイメージは大きく変わり、世界中から多くの観光客がマカオを訪れるようになった。

マカオでは、22の歴史的建造物と8カ所の広場の合計30カ所が「マカオ歴史市街地区」として世界文化遺産に登録されている。マカオは、約450年の長きにわたり、中国とポルトガルの両国民が相互の生活様式や価値観を認め合い、文化を融合・共有してきた地域である。東西の国際貿易港として、またヨーロッパの宣教師達の東アジアへの布教活動における拠点として、マカオは発展していった。彼らもたらした西洋的な社会インフラ技術や建築遺産の数々が、中国の伝統的建築物に囲まれ完全な形で保存されているスタイルが、マカオの世界遺産たる価値である。

マカオの2012年の国際旅行客数は全世界で第20位に並び、昨年の国際観光収入は全世界で第6位である。マカオ政府とマカオ観光局は消費額多い裕福な観光客を増やし観光客の滞在日数を延ばそうと政策転換しており、世界第6位の国際観光収入はそれらの政策が功を奏していることを示している。

マカオの国際観光客到着数は12.9百万人で世界第20位である。一方、日本の国際観光客到着数は6.2百万人で世界第40位である。日本の国際観光収入が110億米ドルで世界第28位であるのに対して、マカオは385億米ドルで世界第7位である。ここ数年のマカオの伸び率から推測すると、数年内には更に上位にランクされる可能性がある。単に外国人観光客数だけを増やすのではなく、より富裕層に観光でたくさんのお金を使ってもらおうというマカオ政府の観光政策が功を奏しているのである。

このようなマカオの観光産業の発展に世界文化遺産が貢献していることは事実あるが、これほど多数の外国人観光客と多額の国際観光収入をマカオにもたらしているのは、いうまでもなくカジノの存在である。日本も世界有数の観光立国を目指すのであれば、カジノとのコラボレーションは避けられないであろう。

6) MICE との相互補完

国際会議の誘致などの取り組みを「MICE」と呼ぶ。7実は、カジノ産業とMICE産業は非常に相性が良い。米国のラスベガスでは早くからカジノとMICEの相互補完性に注目し、官民あげてMICE産業の育成に取り組み、今では全米一の「MICEシティ」となっている。近年マカオにおいてもMICE産業の育成に入れており、アジアで有数の「MICEシティ」となる日もそう遠くはないと考えられる。

ラスベガスやマカオの最新の国際展示場はこれまで一般的であったいわゆる「展示場」と呼ばれる殺風景な箱物とは異なり、至るところに高級なシャンデリアが飾られ、通路には厚い絨毯が敷き詰められ、パーティ会場も数多く併設されている。また、すぐ近くに数千の客室を備えた高級ホテル、数百のレストラン、巨大なショッピングモール、劇場やシアター、それにカジノなどが存在する。すなわち、高級な国際展示場と複合リゾートの組み合わせこそが、「MICE成功の鍵」といえる。それにいち早く気づいたシンガポールは、カジノを合法化し、マリーナ・ベイとセントーサに2つのカジノを含む「統合リゾート」を建設した。その結果、シンガポールは国際会議開催件数などにおいて、アジアトップの座を保持することに成功している。

MICEの視点からみても、日本が「観光立国」を目指すのであれば、やはりできるだけ早くカジノを合法化せざるを得ないと言える。カジノ、MICEなど、これから日本がマカオから学ぶことは多い。

4. ジャパンカジノの可能性

1) マカオ、シンガポールモデルは可能か

我が国が目指しているのはシンガポールやマカオのモデルで、統合型リゾートを含めて全体的に地域にお金が落ちるものであるが、シンガポールがカジノ設置後1年でラスベガス規模まで急成長した経緯を考えると、そのストーリーにのせる期待で、外資

⁷ MICEとは、「M」Meeting、「I」Incentive、「C」Convention、「E」Exhibitionの4つのビジネスセグメントの頭文字をとった造語で、国際会議や展示会を誘致することを意味する。

や国内産業からも多額の投資を呼び込める状況にはあろう。

外国人観光客が、日本へ来るには飛行機に乗る必要がある。最近日本は円安で外国人観光客がやや復活してきたとはいえ、今後も外国為替の動きや国家感情次第では外国人観光客が減少してしまうことは十分考えられる。我が国がマカオやシンガポールと同じようになりきれ、という保証は全くない。

しかしながら、我が国のカジノを合法化の動きに関して、マカオのカジノ事業者は深い関心を持っている。サンズグループのCOOのマイケル・リーブン（邁克爾・利文）氏は、「スケジュールが分からないで、かつそれを予測できる人は誰もいないと思っている。しかし、単一の投資プロジェクトとしては、日本の投資金額が過去の投資プロジェクトの中で最高額になることと思われ、東京の投資金額は60億米ドルとなる見通しである。⁸⁾」と表明した。また、「日本は五輪開催の準備をしているため、建設コストが増加する一方であることが最近指摘されている。韓国であるならば、日本のような巨額の投資を要しないから、建設コストはおそらくシンガポールより低くすることができるだろう。ベトナムでは、賃金と建設費が比較的低いから、工事費も低くなると推測される。台湾においてもカジノ合法化は可能であり、投資金額はおそらく韓国とほぼ同じであろう⁹⁾。」と述べるなど他のアジア諸国への関心の深さを示している。

同じくサンズグループのアデルソン（艾德森）会長は、「もし日本に投資するならば、2つのことに集中する。まず、シンガポールの統合リゾートモデルを採用する。なぜならば、日本は地域社会の保護に関心を持っており、シンガポールのようにカジノ入場料を徴収しそうだからである。次に、日本側は会議・展覧会（MICE）を重視しているので、観光産業を発展させることである。世界中でサンズのように

⁸⁾ 10月18日に行われたサンズチャイナ（金沙中国）の第3四半期の業績発表の際に、同社が日本のカジノ合法化について注視していることが明らかになった。

⁹⁾ 同上

MICE の経験に富んでいる会社は他に一つもない。シンガポールの統合リゾートが開幕してから24ヶ月が経つが、シンガポールの観光産業が41%も成長したことで、サンズのビジネスモデルがシンガポールを変え、マカオを変えたということが、人々の間で広く認められている。我々は、東京と大阪にとってサンズが必要だと考えている。そのため、既に東京と大阪の政府に彼らの要望に応えることができると通知している¹⁰⁾。」と表明した。

さらに、マカオでCity of Dreamsを経営するメルコクラウン社（新濠博亞）も、「日本がカジノ合法化を加速しているという声が高まっており、マカオのカジノ企業も参与の意欲を示している。すなわち、マカオモデルが受け入れられ、アジアの他の地域まで広がるのが極めて可能であると一般に考えられている。¹¹⁾」と述べている。

この様に、我が国のカジノ合法化は、マカオカジノ業界でも注目を集めており、相次いで投資の意向を示している。マカオ総合リゾートモデルの成功はアジアでカジノを開放したいと考えている地域の関心を引き付けている。そしてマカオやシンガポールモデルをベースにしたいと考えている。

カジノの収益に対する税率ではマカオが39%なのに対し、シンガポールは一般顧客15%、VIP顧客は5%。ラスベガスのあるミネバダ州は6.75%である。海外の有力カジノ事業者を誘致するには税率を下げた方が有利だが、その分期待できる直接の税収は下がる。逆に税率を高くすれば、カジノとしての競争力が落ちる。

日本は世界第2位のカジノ市場に成長するかもしれないと見られているが、日本とアジア各国の歴史的な出来事がおそらく海外顧客誘致の障害となる可能性がある。

さらに、アジア地域はマカオモデルやシンガポールモデルを参考にしており、多いが、それらがすべて順調だとは限らない。日本が将来カジノをオープンさせたとしても、海外顧客の交通費が比較的

¹⁰⁾ 同上

¹¹⁾ マカオカジノ新聞 2013年7月14号

高いことに加えて、アジア各国との歴史的な出来事のために、海外市場の開拓には抵抗があり、簡単にアジアのカジノセンターになるとは限らない。

ヨーロッパ型の中規模的なカジノを目指すのではなく、マカオ、ラスベガス型の大規模カジノを目標とするのであれば、マカオ、シンガポールと同様に外国資本の導入は避けて通れないであろう。

2) IR 推進法案によるカジノ合法化

2013年4月17日の「産業競争力会議」(議長・安倍晋三首相)で「アベノミクス戦略特区」によるカジノ合法化が提言され、「カジノ・コンベンションの推進」が提出された。その内容は「IR(統合型リゾート)市場の形成に向け、積極的取り組みを開始している自治体、民間と連携した推進体制を構築「統合型リゾート整備促進法(仮称)」の制定に向けて、内閣官房に担当部署を設置。関係省庁(観光庁、警察庁、法務省、経済産業省、総務省など)と連携した検討体制を整備。」と明記されている。

カジノに関係する部分については、①「統合型リゾート(IR)について、IR推進法案の制定の前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止などの観点から問題を生じさせないために必要な制度上の措置の検討を関係府省庁において進める¹²⁾」と明記されている。したがって、我が国におけるカジノ合法化は、カジノ合法化規定を含むIR推進法の制定によって、カジノを含む統合型リゾート(IR)の開設という形で行われるものと推測される。カジノに対する拒否反応が強い中でカジノ合法化を推進する方法としてはこの方法が有効であると考えられている。

②「人と知恵、さらには投資を惹きつける」の前文には「国際会議等のMICEの誘致・開催の推進は、海外の人と知恵をわが国に呼び込む重要なツールであり、ビジネス機会の創出・イノベーションの創出や地域への大きな経済効果を生み出し、都市の競争力・ブランド力を向上するといった幅広い意義を有する。(中略)海外競合先との誘致競争に打ち勝った

め、国際会議等のMICE分野の国際競争力強化を図る必要がある¹³⁾。」と明記されている。このことから、統合型リゾート(IR)すなわちカジノ合法化の主目的は、MICEの推進であることが考えられる。この手法は、所謂カジノとMICEの一石二鳥の効果を狙ったものである。

米国ラスベガスでは、カジノとMICEという2つの産業を組み合わせ成功し、今や世界の主流となっている手法である。したがって、もし我が国で、カジノ合法化が実現すれば、展示場、ホテル、カジノを中心に、ショッピングモール、フードコート、劇場、プール、公園などを備えた世界最大級の統合リゾートが建設されることになる。

このようなIR推進法の制定による統合型リゾート(IR)の開設という形でのカジノ合法化は我が国で果たして成功するのであろうか。カジノ議連は、単にカジノを作りたいからカジノ合法化を目指しているのではなく、IR開設の手段としてカジノを設置するというものである。所謂、大規模事業を呼び込むための

ひとつの“手段”としてのカジノ合法化である。

カジノを含む統合型リゾート(IR)の導入による経済効果については、数多くの試算がなされており、多大な経済波及効果や雇用創出効果、地域振興が期待されている。限定された施設数で導入されれば、シンガポールなどの例からも、ある程度のプラスの経済効果は期待できるであろう。さらにわが国のIR導入の議論は最終的に、MICEの振興を目的としたものであることに留意したい。MICEは約3兆円という経済規模の大きさに加え、企業、大学等の知的人材の国際的交流の機会を提供することで、ビジネスチャンスを創出するなどのメリットが周知され、各国間で誘致競争が繰り広げられている。

この分野では非常に遅れているわが国としては、マカオやラスベガス資本など競争力のある施設や実績を持つ外国資本による大規模なMICE施設の運営方法を導入することで、MICE分野における競争力を向上させる以外に方策はないであろう。

¹²⁾ 国土交通省「観光立国推進ワーキングチーム中間とりまとめ」2013年5月20日より

¹³⁾ 同上

3) 顧客ターゲティング

マスメディアでの議論に共通していることは、カジノのもたらすプラスの効果に対する期待であり、最も重要な“誰のためのカジノか”という視点が決定的に欠落している。

法を整備し、カジノを造れば終わりではない。利益を出すには、投資規模は数千億以上の巨大な宿泊、商業施設、テーマパークなどの観光インフラとの相乗効果が必要とされる。さらに投資を回収するには安定した集客が前提となるが、重要なのは人数だけでない。マカオの例にもみられるように利益の源泉は少数のVIP顧客である。つまるところ、カジノ成功の鍵は如何に資金を持った顧客を呼び込むかにつく。

マカオは中国本土からの利便性が良く、西洋の匂いを感じられるカジノは、中国の富裕層にとって憧れの的である。シンガポールには、ユニバーサルスタジオなどのテーマパークやコンベンションホールとカジノを組み合わせた複合施設があり、周辺地域からの顧客が集まってくる。

では、ジャパンカジノの集客戦略は如何にすべきであろうか。確かにアジア周辺諸国にVIP顧客が存在するといっても、自国語が通じ、生活習慣や伝統的な文化、思考法が通用する自国に素晴らしいカジノが存在すれば、わざわざ長時間飛行機に乗ってまで日本のカジノに来ることはないであろう。外国から顧客を呼び込むためには、顧客をその気にさせる“理由付け”が必要である。既に数多くの国でカジノが開設されている以上、わざわざ金と時間をかけるだけの価値のあるジャパンカジノへ行く“理由”を作り出さなければならない。顧客ターゲティングの面からみて、ジャパンカジノが成功する鍵はもはやその独自性を如何にだすかという一言につきるであろう。

さらに、顧客の差別化を図ることも重要な鍵である。わが国では、特にサービス業界において、生半可な「お客様至上主義」や「平等主義」が蔓延している傾向にある。しかし、その様な姿勢では、カジノ経営はおぼつかない。カジノ産業では、カジノに來場したお客様がすべて「神様」ではないのであ

る。大金を使うお客様が「神様」なのである。このような厳しい状況の中で、いかに早くカジノの合法化を進め、いかに工夫して世界から注目されるカジノを作り、VIP顧客や観光客を呼び込むのかということから、日本は取り組んでいく必要があるといえるであろう。

4) 外資系事業者の活用

我が国はあらゆる業界において外国資本の参入に閉鎖的である。仮にカジノが解禁されたとしても、もし外国資本を排除してしまったり、その参入を限定的なものにしてしまったりしたら、マカオのような成功はおそらく期待できない。マカオの成功は、2002年にカジノライセンスを外資に開放したことから始まる。カジノ経営のノウハウは国内には皆無であり、国際的なカジノ顧客（特にVIP）を多く誘致するためにはグローバルに展開しているカジノ事業者の存在が不可欠である。マカオが行った“大胆なカジノ経営権の対外開放”と“外国カジノ事業者の誘致”が、我が国におけるカジノ成功への大きなポイントである。

5. まとめ

観光立国、地域経済の活性化などと謳って景気の良い試算を行っているが、実際の数字には相当なバラツキがみられる。さらに、実際にカジノが解禁になった場合、その弊害を予測できない部分が多い。例を挙げれば、カジノ経営のノウハウがわが国にはない。ギャンブル依存症問題と治安悪化の懸念、マネーロンダリング対策その他、税率の問題などソフト面の問題は数多くある。この様に、社会的にみてカジノ解禁は、「諸刃の剣」であることに注意しなければならない。

また、箱物行政の不得意な日本である。最悪なシナリオとしては、読みが甘い上に日本お得意の規制をかけすぎた結果、最初の意図とはまるで異なったカジノになってしまう可能性は大いにあると考えられる。

我が国でのカジノ誕生に関しては、まだまだ前途多難といわざるを得ない。現状のカジノに対する認識のまま、我が国にカジノを導入しても、成功する可能性はゼロに等しい。

国際観光産業振興議連会長の古賀一成氏は「私は（カジノは）必ず成功すると思う。わが国には観光の宝がある。四季豊かな自然や固有の文化、“おもてなしの心”がある。治安もいい。海外のカジノ経営者は口をそろえて“日本なら世界最高のものをつくれる”」と語っている¹⁴。“おもてなしの心”でカジノが成功するとは、思えないが、悲しいかなこの程度の認識でジャパンカジノの成功の可能性を論じている状況である。

カジノ議連に名を連ねている議員諸氏も支持者向けのパフォーマンスの為に合法化賛成という立場をとっている部分もあるだろう。

いずれにしても現状のカジノに対する認識のまま、我が国にカジノを導入しても成功はおぼつかない。ビジネスも人生も同様だが、ギャンブルとは本来、リスクを伴う挑戦である。投資しなければ利益配分を受けられないように、“賭け”がなければ“勝ち金”を手にすることは不可能である。極論を言えばカジノで成功して幸せになれる可能性があるのは、昔から“胴元”だけなのである。

(参考文献)

増子保志「カジノ都市国家としてのマカオ」

放送大学文化情報科学群・総合文化プログラム
研究科修士論文。(2003)

マカオカジノ新聞ホームページ

<http://blog.livedoor.jp/macaucasinonews/>

(2013年10月25日アクセス)

IR*ゲーミング学会ホームページ

<http://www.jirg.org/>

(2013年10月25日アクセス)

『CASINO japan』2013年6月号。

大川潤、佐伯英隆『カジノの文化詩』中央公論新
社。2011年11月10日。

『MACAU business』2013.Jan~Nov。

¹⁴ 『朝日新聞』2011年7月29日。

中国海洋政策に影響を与える理念・思想

—海洋の核心的利益とその理念・思想—

西海 重和
日本国際情報学会

Thoughts and World View Supporting China's Maritime policy

—Ideological Background to the Core Interests of Seas—

NISHIUMI Shigekazu
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

In the context of China's Maritime policy, regions of the South China Sea, the East China Sea and Taiwan make up vital areas which represent what the Chinese Communist Party calls the core interests . They are so called in terms of the revolutionary thought that was instrumental in establishing the modern nation state of "China". This idea was, however, connected with, and influenced by a world view of China as the World Center which regards national unification as recovery of lost territories. It was a revised version of traditional self-centeredness which encourages the formation of nationalism. Concerning matters about the South China Sea and the East China Sea, the Chinese Nationalist Party of Taiwan has insisted dominium of islands (involving Senkaku Islands) and interests and rights in sea areas since earlier periods than the Chinese Communist Party. Thus the Chinese Communist Party has to insist the same rights and interests, i.e. what is called the core interests.

1.はじめに

本論文は、中華人民共和国（以下、中国という）の海洋政策における強硬姿勢や恣意的な主張の背景にある戦略、さらにその戦略に根底にある理念及び思想は何かを解明する論文である。中国は、南シナ海及び東シナ海について、法的有効性の疑わしい歴史的権利を根拠にした¹島嶼の領有や、国際法及び判例の趨勢とは異なる海洋境界の画定方法等恣意的な主張を繰り返し、近年は、両海域の海洋権益を「核心的利益」と呼び、紛争相手国と一切妥協しない強硬姿勢をとっている。

筆者は、中国の海洋政策という現在進行中の難しいテーマを研究するため、国際法や判例、それらを反映させるはずの国内の海洋法制という法律論の視

点から、中国海洋政策の分析に入った。しかし、中国の国際法解釈には、自国に有利となるよう恣意的な解釈がみられ、国内の海洋法制にも、国際法や判例から逸脱した独自の規定が設けられていた。さらに、法執行では、中国は、周辺国との紛争海域も法執行可能な管轄海域であると法令²で規定し、同海域内での外国船の活動に対して法執行を行う等、国際法が禁じる最終的な合意を妨げる行為を行っており、何故、独自の国際法解釈や国内法の規定、強硬な法執行を堅持しているのか、筆者には疑問であった。

また、「核心的利益」については、中国外交を統括する戴秉国・国務委員が 2010 年 12 月に発表した論文³によれば、(1) 中国の国体、政治体制、政治の安

¹ ICJ REPORT のブルキナファソとマリの事件判決等から歴史的な地図や事実、領有の根拠とならない。

² 排他的経済水域及び大陸棚法で 1998 年に規定。

³ 浅野亮「中国の対外政策方針の変化 その決定メカニズムとプロセス」『国際問題 No602』、2011 年、P36-44

定、即ち、共産党の指導、社会主義制度、中国の特色ある社会主義、(2) 中国の主権の安全、領土保全、国家統一、(3) 中国の経済社会の持続可能な発展という基本的保障であると説明されていることから、中国は、南シナ海及び東シナ海の海洋権益を、国家体制、存立意義、生存権に関わる重大かつ譲歩のきかぬ問題と捉えていると解釈できる。しかし、その一方で、中国は、太平洋やインド洋にも積極的な海洋進出を行っており、例えば、太平洋では、事前通報のない海洋調査活動⁴を行い、第二列島線の完成を目指す戦略を立てていると評され⁵、インド洋では、沿岸国に軍事拠点の港湾を整備し、海上交通路の確保や制海権を図る戦略を立てていると評されるが⁶、これらの海域について、中国は「核心的利益」と主張はしていない。海洋における「核心的利益」とは何基準なのか、例えば、地理的近接性なのか、重要な輸送ルートなのか、筆者には全く不明であった。

以上のような問題認識は、法律論のような論理性の高い視点から解明できないため、法律論や法理(法律の基本的考え方、原理原則)を羈束する国家の戦略や理念、思想に解明の鍵を求めるとした。そして、本論文では、次のような仮説を立てた。①中国の海洋政策は、軍事的・経済的な利益や合理性に基づいて進められているが、領土・海域の回復による国家統一や共産党政権の正統性の証明と維持の観点から海洋政策の方針が定められている面もある。海洋権益や海洋政策をめぐる問題が、国家・政権の基盤となる理念や思想に影響がある場合には譲歩・妥協の難しい「核心的利益」となる。②南シナ海・東シナ海の島嶼部や海洋権益は、中国が回復し、統一しなければならない固有の領土や海洋に含まれていること、③両海域が、中国が回復、統一すべき固有の領土・海域とされた理由は、孫文等革命家が、革命・建国に民衆のエネルギー、ナショナリズムを広く動員するため、伝統思想や清朝の最大版図を固

⁴ 日本の海上保安庁の定義では、事前申請等の無い調査や事前申請等の内容と異なる調査活動を行っていると思われるものを「特異行動」と呼称している。(海上保安レポート2012の巻末資料の注。)

⁵ 沖ノ鳥島付近で中国公船が事前通報無し調査を実施。

⁶ 米議会報告で使われた米国の関与阻止ラインの呼称。

有の領土・海域としたことに由来すること。④台湾は、統一すべき固有の領土とされるだけでなく、台湾の国民党が主張する島嶼の領有や海洋権益について、同等以上の主張をしなければ、共産党政権の正統性が揺らぎかねない潜在的脅威であること。これらの仮説を検証し、結論につなげてまいりたい。

さて、本論文のテーマに係るこれまでの先行研究であるが、非常に少なく、丸川哲史著『思想課題としての現代中国』⁷、海洋政策研究財団編『中国の海洋進出』⁸がある程度である。『思想課題としての現代中国』は、清朝末から現代に至るまでの近代化・革命思想と課題についての概説書であって、海洋進出の章立てもあるが、日清戦争、戦後処理、日中国交正常化での尖閣諸島の扱いに限定され、かつ、台湾について、海洋中国「台湾」として中台連携が進んでいるという現実認識から疑義のある論が展開されているため、理念、思想の基礎を理解するための参考とした。また、『中国の海洋進出』については、天下思想や中華世界の回復の思想、近代的な統一国家「中国」を目指す国民党と共産党の正統性を巡る争いに焦点を当てており、最も参考となる著作であるが、孫文が革命で目指した近代的な統一国家「中国」と天下思想や中華回復の思想がどこでどうつながったかの歴史的考察が無いため、天下思想や中華世界の回復は、21世紀以降の中国知識人の中で復活してきた思想であるという思想の影響を限定的に捉える論旨となっている。このため、本稿では、天下思想や中華回復の思想が、近代統一国家「中国」の理念、思想にどう影響を与えたかにも触れた。

2. 中国海洋政策の戦略と理念、思想との関係

2.1 中国海洋政策の基本戦略

海洋政策において、中国が行っている恣意的な国際法解釈や国内法の独自規定、強硬な法執行方針等は、国家の海洋戦略に沿って進められている。従って、中国海洋政策の根底にある理念、思想を解明するために、まず、海洋政策に係る中国の戦略(国家

⁷ 丸川哲史『思想課題としての現代中国 革命・帝国・党』、平凡社、2013年

⁸ 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出 混迷の東アジア海洋圏と各国対応』、成山堂書店、2013年

を運営していくに当たっての将来を見通した方策；
広辞苑）を把握しておく必要がある。

中国の海洋政策の戦略は、国連で海洋秩序の改変を目指す国連海洋法条約の起草作業が始まった1958年に「領海に関する声明」という形で最初に示されている。同声明では、台湾と南シナ海の島嶼部の領有及び領海の設定、領海の3海里から12海里への拡大、領海内での軍艦の無害通航の制限等の基本戦略が示された。つまり、台湾と南シナ海は統一すべき領土・海域であり、統一の動きを妨げる米軍の介入を阻止するため、領海内の無害通航を認めないという戦略である。

次は、1982年に国連海洋法条約が成立（採択）時に、中国海軍のトップである劉華清より、1985年に「近海防御戦略」が打ち出されている。同戦略の骨子は、国連海洋法条約に基づき、中国は東シナ海、南シナ海を含む300万km²の管轄海域、「海洋国土」を設定できるが、この資源の宝庫でかつ安全保障上重要な海域は、「歴史的な原因」により、資源開発、排他的経済水域や大陸棚の範囲、島嶼の領有で周辺諸国との紛争があるため、海軍はこれを防御しなければならないという戦略である。この直後、1986年から1987年にかけて共産党内部において「戦略的辺疆」という戦略概念が提起された。これは、国境という地理的境界とは異なり、勢力圏は軍事力や総合的な国力の増減に従って伸縮するというもので、海洋という境界の曖昧なところが残る空間では勢力圏（中国からすれば安全保障圏）の拡大が可能という国際法から逸脱した恣意的な戦略概念である。

さらに、1992年の国連海洋法条約の発効後に、海洋の基本的な戦略が出されている。1996年の同条約の批准時に、中国は「解釈宣言」を行い、大陸棚の範囲と境界の設定方法の法理（原理原則）を中国に有利な大陸棚自然延長による設定方式⁹とし、排他的経済水域等での軍艦等¹⁰の通航・活動の制限等を主張して、国内法に独自の規定を盛り込み、それを南シナ海及び東シナ海で定着させるために、海上法執

行の執行部隊（国家海洋局の海監総隊等の整備・増強）の整備を行っている。これらの声明・宣言や法制・法執行という国家実行で示された台湾との統一、米国の介入阻止と国土の安全保障、資源の確保は、中国の海洋政策の基本戦略であり、固有の領土・海域の再統一、近代化による富強中国の再興という国家理念や思想的な背景に支えられているとみるべきであろう。

2.2 海洋進出を支える戦略

しかし、中国は、2000年以降、南シナ海及び東シナ海について領有や海洋権益の主張を強め、法執行活動も活発化する等強硬姿勢を鮮明にしている。また、両海域以外のインド洋や太平洋においても沿岸国に事前の説明の無い調査活動や軍艦の通航、寄港地の建設など海洋進出を加速している。中国の海洋政策の戦略に大きな変化でも生じたのであろうか。

2006年の全国人民代表大会で決定された「第11次五カ年計画」（2006年～2010年）では、「海洋意識を強化し、海洋権益を守り、海洋生態を保護し、海洋資源を開発し、海洋総合管理を実施し、海洋経済発展を促進する」という内容が盛り込まれた。安全保障や台湾との統一、米国の介入阻止以外に、中国の経済発展、生活水準の向上等に対応し、海洋のエネルギー資源や漁業資源を獲得して経済発展と巨大な人口を養うことの重要性が益々増大したということであろう。その根底には、やはり、近代化、経済発展を成し遂げて、「富強中国の再興」を実現するという革命以来、統一とともに一貫して目指してきた理念、思想があるとみてよい。

それでは、南シナ海や東シナ海の個々の紛争海域における中国の領有権や海洋権益の主張には、どのような理念や思想が影響しているか、次にみよ。

3. 海洋における核心的利益と思想、理念

3.1 南シナ海一何故、核心的利益と表明されたか

中国の南シナ海進出に理念、思想がどう影響を与えているか。それを解明する手掛かりとして、中国が南シナ海島嶼部の領有権を主張する前に、中華民国（1949年前の国民党政府による中華民国をいう。以下同じ。）主張が先行していた事実を取り上げてみ

⁹ 大陸棚の海域は、大陸からの大陸棚の自然延長部分ができるだけ大陸側の国に帰属させるという考え方。

¹⁰ 等には、海上法執行機関等の保有船（公船）も含む。

よう（表 1 参照）。

第二次世界大戦終結前に、南シナ海沿岸国で同海域島嶼への主権を主張していたのは、日本を除けば、中華民国とフランスないしベトナムのみであった。既に 1909 年 3 月、清は西沙諸島に行政権行使のための行政機関を設置し、2 回に渡る現地調査を行って

表 1 南シナ海島嶼の領有に向けた関係国の取組

西暦	清朝／中華民国	ベトナム（仏）／比
1909	両広総督、西沙群島弁処設置 15 島嶼に命名、主要島嶼に国旗掲揚	
1921	広東民政長官、西沙群島を海南島衛県支庁に編入を発表。 次いで広東省への編入発表。	
1931		西沙群島の仏権益を中華民国に対し主張
1933	仏（ベトナム）の領有告示に対して抗議	南沙群島 9 島の領有を告示（仏）
1945	台湾気象局、永興島に国旗掲揚、接收	
1946	東沙群島を日本から接收 西沙群島を日本から接收 南沙群島を日本から接收	西沙群島占領、同年 9 月に撤収（仏・ベトナム） 南沙群島の国防範囲への包含の外相声明（比）
1947	西沙・南沙群島建設実施会議で、海南行政特別区設置決議（編入） 在南京仏大使館へ西沙群島主権を通告 南海領土範囲決定（曾母暗沙を南端） 内政部、南・西・東沙諸島の広東省編入公表（抗議なし）	外務省、西沙群島のベトナム領声明。中華民国の駐留に抗議 軍艦トンキン号を西沙群島に派遣するも、撃退される。

出所 浦野起央『南海群島国際紛争史』より、清国と中華民国の時期に絞って関係国の取組を整理した。

¹¹、先んじて同諸島への占有（先占）¹²を行った。中華民国は、1921 年に法的手続きを経て、西沙諸島を

¹¹ 1909 年 4 月と 6 月の 2 回。このときの活動を通じて、清国は西沙群島 15 の島嶼を調査し、それぞれを命名、主要島嶼に国旗を掲揚した。これら一連の清国の行動に対して、フランス政府は行動をとっていなかった（浦野起央『南海群島国際紛争史』、刀水書房、1997 年、P158-159）。

¹² 先占とは、国家がいずれの国家領域にも属していない地域を、領有意思をもって実効的に占有すること（杉原高嶺『現代国際法講義第 3 版』有斐閣、2003、p.105）。

海南島管轄へ編入した。1945 年 12 月には、中華民国台湾気象局による西沙諸島接收が行われ、1946 年 7 月には行政院電令をもって、広東省管轄としている。さらに中華民国は、1946 年 8 月以降、東沙諸島、西沙諸島及び南沙諸島への記録整理、軍艦による現地調査等の活動を通じて、1947 年 4 月 1 日には海南特別行政区を正式に成立させ、西沙諸島及び南沙諸島を同区に編入するとともに、南シナ海領土の南端を曾母暗沙までと決定、公布し、「11 段線」（1947 年に中華民国の内政部地域局が作成し、国民党政府が公表。1953 年に、中華人民共和国によって「9 段線」に書き換え）¹³を描いている。従って、中国からすれば、清国及び中華民国は、南シナ海島嶼部への領有権主張に必要な一定の妥当性を有する手続きを履行しようと努力し、実効支配も試みていたと言われている。勿論、その手続き、11 段線が囲む地理的範囲は、今日の国際法（国連海洋法条約等）や国際司法判例に照らすと不十分かつ非常識と言える¹⁴が、1940 年代までの時期、中華民国の領有権主張に一定の妥当性と努力が認められ、実効支配の実績もある程度みられる以上、中国共産党としては、この問題に関して国民党より譲歩した

¹³ 11 段線は、中華民国政府作成の『南シナ海諸島新旧名称対照表』及び『南シナ海諸島位置図』に記載。段線は、上述の通り、中華人民共和国が書き換え。この 11 段線の法的地位については、賈宇「南海“断続線”的法律地位」『中国边疆史地研究』2 号、2005 年及び李国強「中郷と周辺国家の解除国境問題」『境界研究 No.1』、2010 年、p45-56 によれば、中国の最も有力な学説、解釈は、「伝統疆界線（国境線）」である。すなわち、線内の島、礁、浅瀬、砂洲及び周辺海域は中国に属しており、線外の区域は公海または他国に属する。当線は断続した国境線、すなわち、未画定ではあるが、国境線を基に描かれたもの、「中国と外国との境界」を示している。線内は中国領、線外は隣国領あるいは公海となる。また、当線は中国と隣国の中間線に位置し、南シナ海諸島の範囲あるいは外部との境界を表示しているという説である。

¹⁴ 国連海洋法条約は、沿岸国の権利として、陸地（島を含む）を基点とする 200 海里の海域での排他的経済水域、350 海里までの大陸棚延長の設定を認めるとともに、国際判例では、行政権の行使等は有効であるが、漁業や軍によるパトロールは、島嶼の領有に有効とは認められてない。

主張をすることは至難といってよい。何故なら、紛争回避のため譲歩すれば、後述するように、近代中国革命における最も重要な要件である中華世界の統一・再興を果たす革命主体としての正統性について、中華世界住民から大きな疑義を投げかけられるおそれがあるからである。ここに、南シナ海問題に対する中国の歴史的権利の主張や核心的利益であるといった頑迷な主張、強硬姿勢の背後にある理念、思想を見いだすことができる。

3.2 東シナ海—尖閣諸島

では東シナ海についてはどうであろうか。現在最も中国が強硬かつ独自の歴史認識から主張をしている尖閣諸島の領有権主張についてみてみよう。これについても、台湾（1949年以降の台湾における中華民国のことをいう。以下同じ。）国民党政権（台湾は、今日、民進党との政権交代があるため、政権与党名も併せて表記。以下同じ。）の主張が先行した事実に着目しなければならない。台湾の国民党政権は、1971年2月に尖閣諸島への領有権を突然主張し始め¹⁵、中国は、これに遅れること10ヶ月後の同年12月になって領有権を主張し始めた。それまで、尖閣諸島については米国が信託統治する沖縄の一部とみなす文書もあったから、中国は、明示的に自国の領土とは意識していなかったと見なせる（1950年代～60年代の『人民日報』の記事等からも十分に推察できる¹⁶）。

このように、1971年までは日本の尖閣諸島領有に異議を唱えていなかった中国が、台湾の主張の後、領有権を主張し始めたこと、その根拠も強引で国際常識から逸脱している理由は、同周辺海域の石油ガス資源や漁業資源の確保という実益のためだけではないだろう。それは、中国の革命・国家統一・近代

化の主体としての正統性を争った、台湾の国民党政権が先に主張したからであり、その台湾と統一しなければ近代国民国家「中国」の形成という国家理念は成就せず、革命主体としての正統性の獲得も成就しないからである。その点は、現在も変わっていない。実際、昨年、尖閣諸島の国有地化¹⁷後、中国は、台湾の国民党政権に対し、「中華民族の大義」を掲げて「対日共闘」を呼びかけ続けた。中国としては、尖閣問題での共闘を台湾統一のステップとし、革命主体としての正統性の問題も決着をつけたいと考えていた可能性があるが、台湾は、中国の共産党が、台湾の政府を認めていないことを理由に中国との連携はできないと拒絶した¹⁸。直後に台湾と日本と長年妥結できなかった「日台民間漁業取り決め」を締結し、台湾の保釣協会は、これまで資金支援してきた香港の団体（保釣行動委員会）も含め、尖閣諸島に接近して領有権を主張する示威活動（上陸計画を含む）を控えさせており¹⁹、この問題が、革命や国家統一の理念、思想それを体現する両政党の正統性の問題と深く関係があることを再認識させた。

3.3 台湾の二重の重要性

以上から、台湾は、統一問題が中国の海洋戦略の中でも重要な位置を占めているだけでなく、海洋権益に係る台湾の動向が、中国の海洋戦略の根底にある理念、思想の面で重要な意味を持っていることが

¹⁷ 元々日本人の私有地を国有地にしたため。

¹⁸ 台湾の外交部（外務省に相当）がホームページで「釣魚台（尖閣の台湾での呼称）列島の主権声明」「中国大陸と合作しない立場」と題した声明及び産経新聞2013年3月21日付け記事。声明は、（1）法的見解の相違（2）争議解決姿勢の相違、（3）「中華民国」の統治権への中国の不承認（4）中国の干渉が及ぼす日台漁業協議への影響（5）地域の安定や国際社会の関心に必要な配慮—の5項目を中台連携への反対理由に挙げている。（2）は、馬英九総統が2012年8月、「争議の棚上げ」「資源の共同開発」などを盛り込んで提唱した「東シナ海平和イニシアチブ」を中国側が無視していること、中国が尖閣に関して国際司法裁判所に委ねることを指している。

¹⁹ 環球時報2013年8月13日付け記事及び毎日新聞2013年8月14日付け記事。

¹⁵ 最近、米国のフーバー研究所より、順次公開されている蒋介石日記によれば、蒋介石日記で、蒋介石は、石油に着目して尖閣島の領有権を主張したという記録を残している。但し、この時期の蒋介石は、尖閣諸島の帰属について沖縄か、台湾か、明確な整理ができていなかったことも日記にはある。

¹⁶ 「琉球群島人民反対美国占領的闘争」『人民日報』、1958年1月8日など

分かる。換言すると、台湾は、中国固有の領土として統一されなければならないという辛亥革命以降の目標であるとともに、中国共産党と政権の正統性を争う立場にある国民党が依拠しているため、海洋権益に係る台湾の動向が、中国の海洋政策の目標や政権の正統性に影響を与え得るという点で、中国にとって二つの重要な意味を持っている。

従って、台湾の領有と台湾を基点とした排他的経済水域や大陸棚延長を中国のものと法令に規定し、主張することは、奇異であっても、共産党にとって、絶対に譲歩できない方針である。また、台湾の国民党政権が、1949年以前の中華民国期に実効支配を図る取組を行い、主権を主張した南シナ海の島嶼や海域について、中国が同様の主張・行動をするのは、当然の帰結と言えよう。

ところが、実は、台湾は歴史的に中国固有の領土であったとは必ずしも断言しにくい。日本による統治以前にも、17世紀前半にオランダ、17世紀後半に鄭氏の支配下にあり、大陸の中華帝国の支配から離脱していた。また、日清戦争前、台湾に漂着した宮古島漁民が殺害された事件で、当時の清国は、殺害した台湾原住民を「化外の民」であるとして責任をとらず、裁判権も日本の随意であると主張して、日本の台湾出兵を招いた（牡丹社事件。征台の役。）。この「化外の民」とは、「王化の及ばぬ所、教化の外」、即ち、中国皇帝の影響（王化）の受けぬ場所、中華思想・中華文化の圏外（教化の外）という意味であり、台湾は中華世界の欠かせない一部という現在の見解とは元々は異なっていた。

それでもなお、台湾は中国固有の領土の一部であると中国が主張する背景にある理念、思想は何であろうか。中国大陸を統治した歴史上の各王朝は、紀元前から台湾の存在を認識していた。南宋時代（12世紀）には、台湾に付属する澎湖諸島に対し行政権を行使していた²⁰。さらに、明末（17世紀）には、一部とはいえ、台湾島に中央直轄行政機関を設置して、統治を全島に拡大していったのである。また、17世紀以降、中国大陸から台湾島への移民が多くな

り、1893年には、総数50万7千戸、254万人余に達した²¹。今日の台湾住民の民族構成は、漢民族98%及び原住民（高山族等ポリネシア系）2%となっており²²、近代以降の台湾住民のほとんどが、漢民族で占められている。以上から、中国からすれば、途中で統治が中断しているため固有の領土とは言いきれないが、台湾は百年単位で中華世界の統治下にあり、かつ、住民のほとんどが漢民族で占められる台湾を中国が固有の領土と主張するのは、歴史学上正しくはなくとも²³、不当な主張ではないということであろう。この点は、中華帝国時代の冊封国の一つに過ぎず、薩摩にも服属・朝貢していた両属の「琉球王国」の地位とは、決定的に異なる。

以上が、台湾の領有と台湾を基点する排他的経済水域、大陸棚延長、さらに台湾の国民党政権が領有や主権を主張する南シナ海や尖閣諸島について、中国が「核心的利益」とする理由であり、その背景には、統一による近代主権国家建設の革命理念、後述する中華世界回復の思想、さらには革命主体としての正統性の理念があることが分かる。台湾の場合は、こうした理念や思想レベルでの重要性が、軍事的・経済的な実益とオーバーラップしていることに留意しなければならず、それが益々台湾の領有と海洋権益に対する中国の主張を強硬なものにしている。軍事的・経済的な実益とは、深度が浅く、軍艦の良港や潜水艦活動に不向きな中国沿岸部（渤海平均深度18m、黄海平均深度44m）に比べ、台湾の東側は深港が可能で、台湾有事の際の接近拒否や米国の西太平洋への軍事的関与や影響力の弱体化を狙いとしたり、いわゆるA2/AD戦略（いわゆるという意味は、中国側でなく、米国による呼称のため。）²⁴の戦略的要

²¹ 前掲『国家海上安全』、p414

²² 丸川哲史『台湾ナショナリズム』、講談社、2010年、p9

²³ 日本による統治の前にも、17世紀前半にはオランダ（1624～64年）の支配下、さらに、17世紀後半（1662～83年）に鄭氏の支配下にあったなど、大陸の中華帝国の支配から離脱していた時期があることを指している。

²⁰ 辞海編纂委員会『辞海3』、上海辞書出版社、2009年、p2193

衝という軍事的な実益と海上貿易の重要ルートという経済的利益のことである。

3.4 太平洋、インド洋—中華世界の回復の圏外

当該海域への中国の海洋進出も近年顕著であり、問題も起きている。西太平洋の代表例としては、沖ノ鳥島周辺での事前通報のない調査活動や国際法が認める科学調査なのか、軍事・資源探査なのか不明な活動（特異行動）があり、インド洋では、「真珠の首飾り」と呼ばれる、ミャンマー、パキスタン等インド洋沿岸国での中国海軍の寄港拠点の整備が挙げられる。前者は、中国が2050年までに概成させたいとしている防衛戦（第一・第二列島線）に位置し、対米のA2/AD戦略を実行する上での要衝である。インド洋も、中国の経済発展に必要な石油輸入等の重要なシーレーンである。しかし、これらの海域には、軍事的・経済的な利益と戦略はあるが、中華世界の外であり、海洋進出と密接に関わる理念、思想は無い。あるとすれば、知識人や孫文等の革命家が一貫して目標としてきた中国の近代化と富強化という歴史的連続性のある思想である。しかし、当該海域に制海権や勢力圏まで求めなければならない根拠にはなり得ない。中国の伝統的な天下思想や政治哲学は、世界統治理論の方式について、ある国家が世界的指導を努め、自国の利益を全世界に強要するのは「霸道政治」であって明らかに根本的な政治的錯誤であり、正当性がないと考えている²⁵。その意味では、当該海域での中国の海洋政策は、軍事力とい

²⁴ A2/AD 戦略とは、2009年にアメリカ国防長官官房が議会に提出した年次報告書「中華人民共和国の軍事力・2009」において提唱された戦略の呼称（Anti-Access/Area Denial,）。Anti-Access（A2；接近阻止）は、アジア・西太平洋戦域で行なわれている軍事作戦に対するアメリカ軍の介入を阻止するための戦略。主として地上基地を基盤とする兵力を対象とする。Area Denial（AD；領域拒否）は、第2列島線以内の海域において、アメリカ軍が自由に作戦を展開することを阻害するための作戦。主として海軍力を基盤とする兵力を対象としている（大熊康之『戦略・ドクトリン統合防衛革命』かや書房、2011年）。

²⁵ 趙汀陽「天下 概念興世界制度」秦亜青主編『中国学者看世界・国際秩序巻』、新世界出版社、2007年、p13

う力による霸道政治に他ならず、伝統的な思想とは明らかに論理矛盾ないし破綻をしておき、「核心的利益」には決してできない。シーレーンの航行の自由と安全確保も国際公共財であって、中国だけの利益ではない。

中国の国境概念について、つまり、南シナ海、東シナ海、台湾は、中国の総合的な国力によって実効的な支配力が伸張しても、元々中国固有の領土、歴史的な権利を有する海洋権益と主張していることから、この戦略概念の適用外であろう。一方、人民解放軍でタカ派とされる張文木は、19世紀末以降、米国が英国の海洋覇権を覆すに至った展開を、現在の米国との中国との関係に置き換えた主張を行い²⁶、伝統的な中華世界を超えた海洋進出を正当化しようとしている。こうしたシーパワー論²⁷的な軍事思想は、軍における世界認識、海洋認識の構造変化であり、大陸国家が海洋国家（江沢民前総書記は、1995年、海洋強国²⁸という表現を用いていたが。）も目指すという地政学上の新しい思想であるが、これを中国の伝統的な世界秩序、政治哲学からも正当化することは困難で、強硬・頑迷な姿勢を貫いて海洋進出を図るのは難しいであろう。

4. 中国海洋政策の背後にある思想、理念

3.で、南シナ海や台湾、後には尖閣諸島や東シナ海を、清や中華民国、あるいは国民党、共産党が統一・回復すべき領土・海域と認識し、核心的利益と位置付けた経過を整理したが、それでは、統一すべき国家としての中国の範囲はどこまでなのか。また、何故、近年「中華の再興」²⁹と結び付けられるよう

²⁶ 張文木『世界地政における中国国家安全利益分析』山東人民出版社、2004年、p388-389

²⁷ 米国の軍事思想家であるアルフレッド・マハンが、1890年刊『海上権力史論』で創始した国家戦略理論の一つ。通商保護のため制海権を確保し、海上交通路を保全しながら国防を達成するための原則論を提示。地政学の視点を取り入れ、帝国主義列強を大陸国家と海洋国家に分け、成立条件を整理した。彼の理論は、その後発展してシーパワー論とも呼ばれるようになった。

²⁸ 「中国海洋年鑑2006年版」、海洋出版社、p11

²⁹ 今日の中国共産党のスローガン。起源は孫文が辛亥革命時につくったスローガン。

になったのか、4.で中国海洋政策の背後にある思想、理念の分析をさらに掘り下げてみたい。

4.1 中華恢復と台湾の歴史、権力の正統性

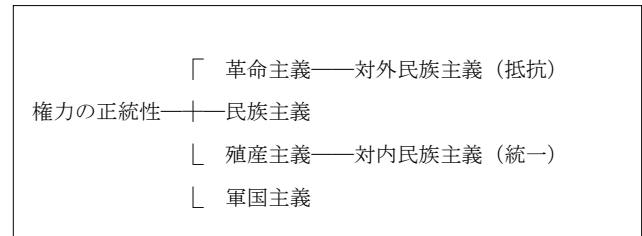
古来より、中国大陸の世界には、「天下」という超国家の世界観、社会秩序が存在していた。中華的世界では、服属や国境、主権は曖昧で両属も容認されていた。また、周辺の騎馬民族等異民族による支配・王朝交替はあったが、中国の知識・文化を超えることはなく、夷が華に同化していく歴史であった³⁰。

こうした中華的世界観の秩序、思想を破壊したのが、19世紀半ばの「西洋の衝撃（ウェスタン・インパクト）」である。西欧の帝国主義列強は、中華的世界観・秩序を否定し、西欧の国家や国際秩序、価値観を中華世界が受容することを強要した。即ち「天下は瓦解」し、統一された近代国民国家という西欧近代の新しい概念が中国大陸に持ち込まれた。さらに、近隣の日本が近代的な国民国家に変貌し、日清戦争で台湾や朝鮮を中華的世界から離脱させたことにより、天下は完全に瓦解したのである。これを機に、中国知識人の中で従来の王朝とは異なる近代統一国家を作るという革命運動が起こり、「中華天下の新たな恢復」が目指された。その中華天下（中華世界）の中に、後述するように台湾も南シナ海も中華世界の一部として含まれたのである。

実は、革命政党である中国国民党、中国共産党とも、「近代統一国家中国の実現＝中華の天下恢復・再建」という命題を革命という手段によって実現するという意味では共通の目標を置いていた³¹。というのは、両党の結成当時の中国が、帝国主義勢力によって半植民地状態にされ、軍閥割拠によって半分裂状態だったこと、統一指向は、大衆にとって権力の正統性を量る基準³²を伴っていたこと等から、両党にとって統一問題は最優先の重要課題であった。特に、中華世界の重要な一部である台湾との統一問題は、天下観念に連節し、中華恢復の思想から統一は必須

であり、統一を放棄することは、両党にとって、辛亥革命以降目指してきた近代主権国家「中国」を実現する革命権力としての正統性を失うことを意味した（図1参照）。その中華天下恢復の象徴である台湾に依拠し、共産党と正統性を争った国民党政府が、尖閣諸島や南沙諸島等は台湾省に属するという領有権主張をしている以上、大陸の中国共産党政権としては、国民党が撤回しない限り、いかなる理由があろうと日本に譲歩することはできないのである。尖閣諸島や南沙諸島等は、天下恢復という文脈において、台湾とともに「核心的利益」となるのである。

図1 革命、統一と政権の正統性の相関図



出所 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出 混迷の東アジア 海洋圏と各国対応』P129を参考に編集。

それでは、近代中国の革命思想の形成過程において、近代統一国家としての中国の範囲、外縁はどう整理されたのか。台湾や東シナ海、南シナ海はどう整理されたのか。そして伝統的な中華世界の思想との関係はどう整理されたのか、次に考察しよう。

4.2 梁啓超、孫文と主権国家中国の範囲

その前にまず、「西洋の衝撃」前の東アジア世界、特に中国が考えていた東アジア地域の世界観、秩序観は、西欧のような国民国家や国境という概念に比べて、曖昧であったことを認識しなければなるまい（図2参照）。

清朝では、朝貢国（朝鮮等）は礼部（部署）が対応し、藩部（モンゴル・チベット・新疆等）は理藩院の管轄で、大臣を派遣して統治していたが、清国皇帝を中心として同心円状に広がる東アジア独特の中華思想という国際関係において、独立国や属国がどこまでなのか、外交交渉権はどこまで及ぶかという判断基準は曖昧で、そもそもそうした画然とした

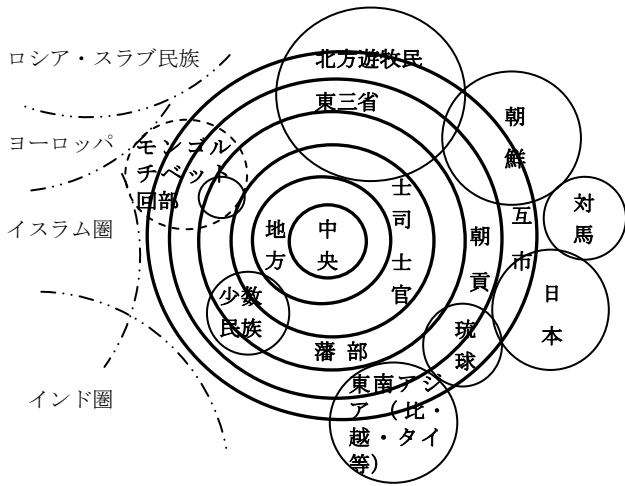
³⁰ 横山宏章『中国近代政治思想史入門』、研文出版、1987年、p13

³¹ 前掲、p23

³² 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』、研文出版、1996年、p334

線引きをしようという発想自体は伝統的になかった。

図2 伝統的な中国の秩序・世界観



出所 浜下武史「東アジア史のなかの日清戦争」『日清戦争と東アジア世界の変容』上、1997年

このため、清朝末期の為政者は、朝貢国には主権を認めるが、北京から大臣を派遣している藩部に関しては清の主権を主張して版図として維持していこう、という考え方によって、清は近代的領域主権国家へと転換していこうとした³³。その後、この近代国家中国＝清朝版図＝中華世界回復という論理は、梁啓超のような知識人や孫文等の革命家に参考にされ、革命への勢力結集のために活用された。

清朝末期の政治家で戊戌の変法を主導した康有為と親交のあった思想家、梁啓超³⁴は、日本亡命を経て、国民国家やナショナリズムに目覚め、「資治通鑑」³⁵などの中華伝統の歴史観・中華思想と、康有為の

「大同思想」³⁶、さらに民族主義を融合させて新たな歴史観・民族観を作ろうとした。その著作「中国史叙論」の中で、梁は、清の版図を新たに「中国史」の範囲に見立て、漢民族主導の富強化を図る理念・思想を打ち出した。梁自身は漢民族を中心とする近代国家建設を目指す「小民族主義」と満州・蒙古・ウイグル・チベットも糾合した近代統一国家の樹立を目指す「大民族主義」との間で揺れ動いたが、強大な帝国主義列強への対抗上、分散して対抗するより大同団結して対抗すべきとの考えから、最後は「大民族主義」に傾いた。「中華」という言葉、概念はその過程で創出されたが、彼自身は、中華民族＝漢民族か、それとも他の少数民族も含むか、必ずしも明確にはしなかった³⁷。

近代統一国家「中国」＝史上最大であった清朝の版図＝回復すべき中華世界（天下）という考えを定着させていったのは、孫文である。彼は、1905年の中国同盟会結成時の綱領では、韃靼（韃靼とは韃靼人の蔑称。韃靼とは元来モンゴルを意味するが、この場合は清帝国の満州人のことを指す）の駆除を唱え、漢民族中心の近代国家建国を主張しつつ、中華の回復も提唱していたが、中華の範囲、外縁は明確にしていなかった。しかし、1912年、臨時大総統となった孫文は、就任宣言で、目指す近代的統一国家「中国」は、漢民族中心の近代国家建設ではなく、漢民族・満州族等5つの民族が大同団結し、史上最大であった清の版図をそのまま引き継ぐという考え方を明確にした（初期三民主義の民族主義からの変更）³⁸。これは中華的世界の中枢である華を大きく広げるパラダイム転換であり、文化・言語的に中華

³³ 川島真・服部龍二『東アジア国際政治史』、名古屋大学出版会、2007年、p16-24

³⁴ 梁啓超（1873年－1923年）は、中国の政治家、ジャーナリスト、思想家。戊戌の変法を主導した清朝末期の政治家、康有為の大同思想に当初共鳴し。行動をともにするが、変法派への弾圧を避けて日本の亡命し、日本で西欧の知識や近代化を吸収し、中国の統一、近代化を説き、その過程で伝統的な思想の影響も受けて「中華の再興」という新たな統一・近代化の概念を創出した。

³⁵ 資治通鑑は、北宋の司馬光が、1084年に編纂した、編年体の歴史書。資治通鑑は、伝統的な中華思想、朱子学などの伝統的な政治哲学により編纂された史書。

³⁶ 大同思想とは、元々、儒家の経典の一つ『礼記』の礼運篇に見える言葉で、孔子が、遠い古代には「大道」（すぐれた道徳）が行われ、天下は公有のものであったとされ、公平で平和な共産的理想社会を説いたユートピア的思想（竹内弘行『康有為と近代大同思想の研究』、汲古書院、2008年 及び 井上源吾「康有為における大同思想の成立」、長崎大学学術研究電子紀要、2013年）。

³⁷ 黄斌「中国における近代ナショナリズムの受容とネーションの想像－章炳麟・梁啓超及び孫文のナショナリズム論を中心に－」、2010年、p130-138

³⁸ 前掲、p169-174

世界の外(化外の民)と清朝がしていた台湾南部も、居住や行政権行使のなかった南シナ海の島嶼部も統一近代国家中国の欠くべからざる部分とされたと言えよう。現在の「中華の振興」「中華民族の偉大な復興」はその中から出現している³⁹。

では、その背景は何か。孫文は、革命によって近代主権国家を樹立するための国民のエネルギーを凝集しなければならなかったが、その凝集の原理は、民族主義、ナショナリズムであった。孫文は、大衆を近代的な統一国家建設に動員する思想的根拠として、伝統的な中華世界の思想を参考に、今日の共産党のスローガンになっている「振興中華」を掲げた⁴⁰。

4.3 富強中国の再興

以上、南シナ海、東シナ海、台湾における海洋問題には、固有の領土・海域の統一・中華恢復、米国の介入阻止、国土の安全保障等の理念、革命思想、伝統思想が大きく影響していることを述べてきたが、もう一つ歴史的連続性のある「富強中国の再興」の理念、思想の影響の有無も検証する必要がある。

中国の経済発展に欠かせない石油の輸入の8割は、マラッカ海峡と南シナ海を航行している⁴¹。従って、南シナ海は中国にとって重要であり、しかも沿岸に強力な同盟国を持たないため、そのシーレーンの安定確保は、中国にとって死活問題である。しかも、南シナ海の海底には、石油や天然ガス等の資源があるが、その開発については、フィリピンやベトナムなど紛争中の周辺国が先行し、中国は開発ができず、『中国経済週刊』の特集記事等の報道では、被害者意識⁴²や焦慮を深めているものとみられる。中国の対外石油依存度は、2020年には65%に達するとみられるが、今後は、新興国も含めた経済成長と需要増

³⁹ 平野聡『中国民族問題の近代的起源—多様性の維持と後発国型国家建設の相克』、2006年、p39。

<http://modernchina.rwx.jp/magazine/19/hirano.pdf>

⁴⁰ 黄斌、前掲論文、p174-185

⁴¹ 飯田将史「南シナ海で強硬姿勢に転ずる中国」『月刊東亜』2011年8月号、2011年、p42

⁴² 姚冬琴「南海宝蔵 失去南海就相当於失去中国油气資源の三分之一」『中国経済週刊』、2012年5月29日。
<http://mli.news.sina.com.cn/2012-05-29/0823691725.html>

大で世界的な石油不足が起きるため、中国は、2020年には4300万t、2030年には2億2300万tの石油の輸入不足になるという予測も出ている⁴³。中国が沿岸国として主権(海洋権益)を主張する大陸棚等における石油埋蔵量は246億t、天然ガスの埋蔵量は15.79兆m³に及ぶ⁴⁴。既に2008年に自国による石油生産の6割、2800万tを海洋から得ている中国にとって海洋権益の拡大は至上命題といえる。実際、中国の現代国際関係研究所の北米研究室副主任である席来旺は、その著作「21世紀中国戦略大画策、外交謀略」の中で、「海上石油の開発がアジア太平洋地区のエネルギー戦略の重点になる」⁴⁵と述べている。但し、経済発展による「富強中国の再興」は、「核心的利益」の根底にある理念、思想ではあるが、南シナ海及び東シナ海の資源で中国のエネルギー等の需要を賄える訳ではなく、また、島嶼部を領有し、両海域の大半を中国の排他的経済水域や大陸棚にしなければ、海上交易ルートの安定が脅かされる訳ではないため、南シナ海及び東シナ海の資源その他経済的利益により、両海域が核心的利益に位置付けられたとはみるべきではない。

4.4 戦略的辺疆とシーパワー論

もう一つ、中国の海洋政策における恣意的な主張や強硬姿勢を支える戦略、理念及び思想として、「海洋における戦略的辺疆」の戦略概念、軍を中心に注目されているシーパワー(海洋覇権)論や「海洋強国」論がある。例えば、中国で発行されている「太平洋上の較量—当代中国的海洋戦略問題」⁴⁶という著作では、海洋地政学の古典的大家とされる米国人アルフレッド・マハンの「あらゆる国家の盛衰は海洋をおさえることができるかにかかっている。」という言葉を取り上げ、これが「海権強国—貿易發達—国家富強」の発展戦略モデルであると、まさに海洋

⁴³ 「人民日報海外版・日中新聞」、2011年9月9日、p6

⁴⁴ 「中国海洋報」、2011年9月20日、4面

⁴⁵ 席来旺「21世紀中国戦略大画策、外交謀略」、紅旗出版社、p77

⁴⁶ 吳純光「太平洋上の較量—当代中国的海洋戦略問題」、今日中国出版社、p29

強国論とシーパワー論を結びつけている。しかし、前述のように、中国は、南シナ海及び東シナ海の島嶼部と海域は、固有の領土・海域と位置付けているため、戦略的辺疆や海洋覇権論の戦略概念や思想は無縁である。中国の海洋政策の主張や強硬姿勢を支える戦略、理念・思想というより、伝統的な中華世界の圏外の進出を支える戦略とみるべきであろう。

5. おわりに

5.1 まとめ

本研究の結果、以下のようなことが明らかになった。まず、①中国の海洋政策は、国連海洋法条約の策定や批准に際して表明された声明や宣言にあるように、できる限り領海や排他的経済水域、大陸棚等沿岸国の主権の及ぶ海域を広く設定し、漁業資源・エネルギー資源を確保するとともに、これら主権の及ぶ海域（管轄海域）における外国の軍艦・公船の通航・活動を規制し、台湾との円滑な統一、安全保障を図ることを基本戦略としていることが分かった。このうち、②台湾と南シナ海及び東シナ海の島嶼の領有、両海域の主権の及ぶ海域（大陸棚等）の確保等は、経済的利益もさることながら、外国の半植民地化を排して固有の領土・海域を再統一し、近代的な統一国家「中国」を実現するという国家理念（建国理念）、革命思想の中心の一つであると確認できた。従って、中国が両海域の島嶼の領有と海洋権益を、チベットやウイグル等と同じ「核心的利益」と位置付けているのも、経済的利益だけでなく、この国家理念、革命思想と密接に関連するからだと言えよう。その根拠として、③南シナ海島嶼部については、1949年前の中華民国の国民党政権が固有の領土・海域と認識して、領有権の主張や実効支配を試み、11段線という一方的な国境線のようなものが引いていたことが挙げられる。中国による歴史的権利の主張や9段線による一方的な国境線の提示、海上法執行の実施といった恣意的な主張、強硬姿勢も以上のような理念、思想的背景があるからとすることができる。また、④海洋政策の根底にある理念、思想は、清朝末期以降、革命で目指されてきたものであるため、1949年以前の中華民国を率いた国民党も同じ理念、思想を体現する資格を有しており、それ故、台湾の

国民党政権の海洋権益に係る考え、取組が中国の海洋政策に大きな影響を与えていることが分かった。その根拠として、⑤東シナ海では、1971年、台湾の国民党政権が尖閣諸島の領有と周辺海域の資源の主権を主張したため、それまで同島を領土と明確に認識していなかった中国も、台湾から10か月遅れて、領有権と海洋権益を主張し始めたという事実が挙げられる。従って、東シナ海の尖閣諸島の領有と海洋権益の問題は、台湾の国民党政権によって惹起され、中国は、国民党と争った、国家統一、革命を担う政権の正統性を引き続き保持するため、台湾の国民党政権と同等以上の主張をし、譲歩のできない「核心的利益」となっていることが分かった。東シナ海の問題において、中国による立証不十分な歴史的権利という恣意的な領有権の主張や国際法理から逸脱した大陸棚の海域設定の主張、海上法執行機関による強硬な姿勢には、こうした理念、思想的背景があり、特に東シナ海は台湾の主張、行動が南シナ海より顕著なため、重層的かつ複雑な問題となっていることが解明できた。そして、こうした海洋政策の理念、思想的背景の起源も分析した結果、④この回復すべき固有の領土・海域の範囲の概念は、伝統的な中華的世界観、思想が、西欧の衝撃以来の失地回復の思想と結びつき、中華的世界の再統一＝「天下恢復」という理念、革命思想となっていることが確認できた。20世紀初頭、梁啓超や孫文等が、近代主権国家の統一、近代化・富強を掲げて革命を志向し、民衆のエネルギーを革命に動員するために、伝統的な中華思想、天下概念から中華ナショナリズムを創出した。そこでは、革命が外国の実効的支配から回復すべき固有の領土等として、清朝の版図を基礎に、化外の地もあった台湾、南シナ海、東シナ海（中国では南海、東海）が、固有の領土や海域（歴史的権利）と整理された。今日、台湾・南シナ海・東シナ海の領有、海洋権益の確保が、「中華の再興」という伝統的な世界観、理念、思想と結びつけられているのも、こうした理由からである。なお、⑤中国が近年進出を進めているインド洋、台湾や東シナ海より東方の太平洋については、軍事的・経済的な実益はあっても、完全に中華世界の圏外であり、革命の理念や国家統一、中華天下の恢復は結びつかない。従

って、陸地から海洋まで拡大された「核心的利益」は、これらの海域までは広がらないとみてよい。

5.2 本論文の結論から導かれる解決に向けた取組

こうした研究成果からさらに分析を掘り下げた成果として、中国の海洋政策への対応について当たっては、最後に整理する。

中国の海洋政策に対して、海洋覇権や米国への対抗を目指しているという視点で全体をみている論調や分析がみられるが、これはミスリードになると筆者は考える。太平洋やインド洋のように中華世界の圏外で理念、思想的背景のない海域では、合理的な実益中心で海洋進出が進められているため、中国にも国際法の遵守や合理的な主張・判断が期待でき、権益調整や妥協可能であろう。

一方、南シナ海及び東シナ海については、固有の領土、海域の回復・再統一という理念、革命思想と結びつき、中華世界の回復という伝統思想、ナショナリズムとも関連があるため、中国が恣意的な主張や強硬姿勢を変えることは容易ではない。しかも、東シナ海の場合は、政権の正統性の競合相手である台湾の国民党政府が惹起したため、中国は同等以上の主張や強硬姿勢を貫くことから、中国だけでなく、台湾とも海洋政策とその理念、思想的背景を理解し、調整や協調の途を模索しなければならない。

台湾は、本研究で中国海洋政策の理念、思想的背景の起源となった孫文の革命思想の正統な継承者を自認している。さらに、米国とともに、日本敗戦後の尖閣諸島を含む東シナ海の島嶼部の戦後処理の当事者でもある。しかも、台湾は、中国から、尖閣問題での共闘を提案され、米日との離間・分断、台湾併呑の動向にも警戒しなければならない立場にある。以上から、東シナ海の問題については、台湾と、その海洋政策の理念、思想的背景を理解した上で、国連海洋法条約等の国際法や海洋秩序との整合性、国際情勢を踏まえた紛争回避、国際協調を図ることが必要である。現在の国民党政権首脳は、和中親米友日が外交方針であり、中国との経済的な関係強化は図りつつも、米日と切り離されて中国に併呑されることは望んでいない。蒋介石総統（1971年当時）自身も、尖閣諸島の領有を主張しつつも、台湾、香港、

在米華僑界での「保釣運動」の盛り上がりに対しては、71年4月中旬の日記の中のメモ書きで「釣魚台問題を口実として、共産勢力に操られている」と批判し、日米台の離間・分断工作や台湾統一の橋頭保として利用されることを危惧していたことから、台湾には、理念、思想的背景を堅持しつつも、紛争を協調に変える話し合いをする余地は十分あると言ってよい。また、台湾の現状維持が方針であれば、ウイグルやチベット等を「核心的利益」とし、それを海洋にも適用することは抑制的であると期待できる。

以上から、日本と台湾の協議では、台湾の領有や海洋権益の主張は尊重しつつも、紛争海域や漁業操業・資源共同開発の海域を日本と台湾の200海里排他的経済水域が重なる広い海域に設定すべきである。本年4月の日台漁業取り決め（国家同士とならないため、協定でなく、民間ベースの取り決めという。）も、同じ方向性であると言える。資源共同開発も、馬英九総統は、2012年8月に「東シナ海平和イニシアチブ」を発表し、関係方面に「対立をエスカレートさせない」、「争いを棚上げし資源の共同開発を」と平和的解決を呼びかけ、台湾と日本、台湾と中国、日本と中国の3組の二国間対話から始めて、台日中の多国間対話へもっていく構想を提起しているが⁴⁷、日本と台湾で資源共同開発海域を広く設定し、一方的に開発を始めた中国の天然ガス田（春曉及び天外天）を資源開発手続きの工夫により後付けで承認しつつ、注文をつける等、妥結の道を探ることが優先されるべきであろう。

⁴⁷ 「東シナ海平和イニシアチブ」は、馬総統の米国ハーバード大学留学時代の博士論文「海底油田を擁する海域をめぐる争い—東シナ海における海床境界と海外投資の法的諸問題」（1980年）が基礎である（楊永明・国家安全会議副秘書長証言）。

土地制度史への時間的観点による一考察

井上 隆

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of the History of Land Ownership and Tenure System from Temporal Viewpoint

IOUE Takashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This study analyses the history of land ownership and tenure system of the areas such as Europe, India, China, Japan from the ancient times to the modern times specialized on the terms of possession, occupancy, and loan, etc. from temporal viewpoint. The rule of large land ownerships became firm by the conversion of the tenure right to the substantial land ownership. As the rule of large land ownerships reached to the monopolistic level, the land ownerships were restricted by the national powers or the extensions of the tenure rights by newly risen classes. Then the land uses spread again. This process or cycle can be observed in the history. The definitions of land ownership and occupancy have been swung between them reflecting the power balances of the social structures or the classes.

1.はじめに

当論文は土地制度と土地所有に関して、所有と占有、貸借の期限や期間等の時間的観点から、土地制度史の古代から近代までを中心に比較し考察するものである。現代の土地制度と土地制度史の先行研究においては、法学者は土地や相続等の権利と法の定義解釈、構造等を中心とし、また、経済学者は地代、賦課、貨幣経済等の経済状況、経済関係を中心として分析してきた。土地制度において、空間と時間としての地積と期間という要素と条件こそが、人的要素と並び最も重要なものである。しかし、土地制度に対する地理や地勢、土壌等の空間的要素に比べ、期間、期限という時間的要素を中心とした考察は少なく、そのような観点からの考察は重要である。斯様な観点から、以下、歴史の時系列に沿って、国別、地域別にヨーロッパ、インド、中国、日本等を中心に時間的観点から土地制度に対する考察を進める。

2.古代各国の土地制度

2.1 古代メソポタミア

古代メソポタミアのラガシュ第一王朝（Lagash、前26世紀頃-24世紀頃）の第10代王ウルカギナ（Urukagina、在位前2378-2371）は、支配者（Ensi=王）や高級神官等による土地等の神殿財産の横領、中間搾取を非難し、改革のために王に選ばれた。また、イシン王朝（Isin、前2017-1794）のリピト・イシュタル王（Lipt-Ishtar、在位前1934-1924）の法典では、果樹園等の地上物への制度的保証が記されている（第10条）。隣家への強盗侵入に対しては、不在地主の弁償義務を規定している（第11条）。不在地主の土地所有権喪失について、他者のその土地への3年間の労働付加と公租公課履行を所有権移譲に必要としている（第18条）。これらの3か条はハンムラビ法典に継承された。¹

古バビロニア王国（前1830-前1530）のハンムラビ法典（前1792-前1750）には農地法、借家法も含

¹ 馬場武敏『世界古代土地制度史』住宅新報社、2000、P96,97

まれている。農地法では耕作や開墾の義務を定め、現物地代及び、一部、貨幣地代での小作料と地代の支払いを規定している。開墾には3年の期間が許され、1年目は地代なし、2年目は半額、3年目は全額の地代を義務付けている。開墾放棄の場合は地主に返還し、1年分の地代を支払う(第44条)。果樹園栽培を請負った者は4年間で成長させ、5年目には地主と収穫を折半する(第60条)。放棄の場合は、未開墾地ならば、果樹園に仕上げて地主に返し、1年分を地主に支払うとされる(第63条)。²また、借家契約は1年単位でなされた。土地は通常、息子たちが相続し、等分割された。兵士への授与地は、1年間、不在化した場合は請求権を保持できる(第31条)が、それ以上の場合、他人の3年間の耕作と賦役によって、兵士の請求権は消失した(第30条)。³

2.2 ヒッタイト王国

ヒッタイト王国(前1700頃—1200頃)のヒッタイト法典(前15世紀頃成立)は土地私有制と貨幣経済を前提に成立している。世界最古の地価の公定も含まれている。土地に関しては慣習法により、法典では主に兵士への封地に関するものが規定されている。土地の区分は原・果樹園・宅地であり、相続も慣習法に従った。放棄された耕地は、地租等の義務履行で使用者が土地所有者となった。⁴

2.3 旧約聖書の土地法

旧約聖書(前10世紀—前1世紀に成立)では、主に土地法はモーゼ5書の第3書「レビ記」の「聖法典」に記され、土地は神から与えられ、基本的に売却禁止とされる。そして、50年ごとのヨベル(Jubilee)の年に土地の所有関係を原状に戻せるとあり、現土地所有者は元来の所有者に返却義務がある。都市の耕作地売却は不可だが(レビ記25の34)、近親者は買取り可能である。しかし、買戻しは常に可能であり、これもヨベルの年には戻される(レビ記25の25)。⁵

² 馬場、前掲、P118

³ 同上、P122,126

⁴ 同上、P142,144

⁵ 同上、P161

2.4 古代エジプト

古代エジプトにおいて、全土をファラオの所有と定めた第1王朝(前3100頃—前2890頃)第5代王デン(Den、別名Udimu、在位：前2970—前2928頃)は最初の土地台帳を作成させたと言われる。それは地租の基準となり、耕地の種類で税率に差があった。国土王有の原則から、やがて土地の私的所有化が生じ、古王国時代には地方豪族や高級官僚に土地の私的所有が認められた。中王国時代には庶民の地位が向上し、第12王朝後期には下級官僚を先頭に私的土地所有化と土地売買も始まった。⁶その国土王有下の私的土地所有は下級所有権と解される。

2.5 古代ギリシア

古典時代(前500末頃—前350頃)のアテナイでは、農民にとって、集落前面の平地の私有地である穀畑や果樹園と共有地である森林・放牧地の用益は不可分だった。その放牧権は私有地に含まれ相続されたと考えられる。遺産相続権の根拠として、「区」「フラトリア」への戸籍登録が必要であった。共同体所有の不動産を個人に売却した場合には、国家は売却価格の100分の1相当額を徴収した。⁷貴族制ポリスの貴族は行政中心地で国政を運営すると共に在地の村落では豊かな果樹園・穀畑等を所有していた。ポリスの国防の中心である重装歩兵は土地所有の面では主として中小農民層であったが、貧民は富者に隷属しその土地を耕した。⁸

2.6 古代ローマ

古代ローマでは、伝説の最初の王ロムルス(Romulus、前8世紀)が市民に2ユーゲラ(0.5ヘクタール)の世襲地を与えたと伝えられている。⁹家長の私有財産である世襲地の租税の税率は穀物の10分の1、果樹園の5分の1であったが、¹⁰分配地は数十ユーゲラへ拡大し、私有による占取と貸与も

⁶ 同上、P245,253

⁷ 岩田拓郎「ギリシアの土地制度理解のための一試論」石母田正他編『古代の土地制度』学生社、1963、P19,27

⁸ 同上、P36,43,44

⁹ 篠塚昭次『土地所有権と現代』日本放送協会出版、1974、P27

¹⁰ 村上堅太郎『羅馬大土地所有制』日本評論社、1947、P7

認められた。¹¹古代ローマは前 3 世紀頃まで、小地主市民団を中心とする都市国家であり、氏族の農地を共有したと見られるが、絶対的土地所有権の確立は共和制末期の前 200 年前後と考えられている。前 367 年のリキニウス・セクスティウス法によって一人 500 ユーゲラ (125 町歩) に保有面積を制限されたとの説もある。¹²しかし、公有地が大土地所有 (ラティフンディウム) の母体をなし、前 2 世紀以降、小土地所有の兼併が進んだ。拡大する征服地ではその 3 分の 1 を公有地とした。¹³

護民官ティベリウス・グラックスは、前 123 年の農地法で、一家族 1000 ユーゲラまでの永久占有と子供二人まで各 250 ユーゲラの相続を許し、地代も免除した。弟のガイウス・グラックスも前 122 年に護民官となるや、三人土地分配委員会を復活させ、貧市民に分配した 30 ユーゲラまでの土地も私有地として認めさせたが、イタリアでは割当て地が不足するほど分配が進捗した。¹⁴グラックス兄弟死後の前 111 年には 500 ユーゲラを完全な私有地と認める土地法が成立した。公有地の大部分は売買の自由と私有権を獲得し、¹⁵金力による大土地所有形成への障害はなくなった。¹⁶小作地も普及し、紀元 1,2 世紀にはラティフンディウムと並び土地制度の根幹になった。賃貸借は売買契約に酷似し、契約期間は 5 年の場合が多く、10 年のこともあった。¹⁷開墾地や総小作人 (Conductor) が 10 年間耕作していない荒地は小作人が開墾し、新たに植えた果樹園に対しては 5-10 年の免税期間があった。しかし、2 年間の耕作中止で、家が建っていても総小作人や所領管理人 (Vilicus) の権利に帰した。また、シシリーの監察官管轄地では、10 分の 1 税を伴う 5 年毎の賃貸の更新継続により、所有地と大差のない場合が多かった。¹⁸独裁官であったスッラ (Sulla : 前 138-前 78) やカエサル (Caesar : 前 100-前 44) も土地分配委員

によって老兵や貧民に 7~30 ユーゲラまでの土地を分配し、小土地所有者の創出に努めた。ラティフンディウムでは奴隷か小作人かは経済的に選択されたが、小作契約は 5 年以下が多く、自動的更新ができた。¹⁹ローマは征服地の一部を公有地として一般市民に開放し、未期限で貸与したが、国家は随時回収の権限を持っていた。公有地占有者は穀物の 10 分の 1、果樹園の収穫の 5 分の 1 を支払う義務があったが、富裕層に独占され、私有地のごとく扱われ相続された。²⁰中小農は追放され、元老院議員や騎士に独占された征服地の公有地では、大規模な奴隷労働によるラティフンディウムが形成されたが、その保有者はローマで二千人にも満たないとも云われた。²¹

ローマは所有権と占有権を区別したが、皇帝私有地の占有者はそれを売却できた。また、空地占有者は地主が入るのを法的に拒むことが出来た。²²ゲルマン法でも、1 年と 1 日の占有を続けると、その間に提訴しない権利者は権利を喪失したが、古代ローマで最初の成文法である十二表法では、2 年間の土地占有 (その他の物は 1 年間) により、占有者は権利者の攻撃を防御出来た。²³ローマ法の土地所有権は、基本的には国家と挑戦者に対する絶対的性によって構成され、地租からの自由と戸口調査表による土地所有権は共和制土地法の原則であり、ローマの法律家は自由で完全な所有概念を持っていた。²⁴ラティフンディウム形成過程において、占有訴権は富裕者層に有利に設計されたと思われる。²⁵共和制下で通常 5 年の土地占有の契約期間は、帝政期には長期になっていき、占有者 (借地人) には占有訴権が与えられ、法的な地位は所有権者に近づいた。皇帝私有地を永借するのは元老院貴族等であったが、コンスタンティヌス帝 (在位 : 後 305-337) はそれらに対し古典法の用益権をもって期限付き所有権を承認し、4 世紀以降は土地の長期賃貸借関係は永借権と

¹¹ 吉野悟『共和制ローマの公有地と私有地—特に土地所有の側面から—』『法制史研究』法制史学会、創文社、1964、P129

¹² 篠塚、前掲、P29,30

¹³ 村上、前掲、P7

¹⁴ 同上、P13

¹⁵ 篠塚、前掲、P30

¹⁶ 浅香正「ローマ大土地所有制」石母田編著、前掲書、P71

¹⁷ 村上、前掲、P70,71

¹⁸ 同上、P120,145

¹⁹ 篠塚、前掲、P33

²⁰ 浅香、前掲、P56,58

²¹ 篠塚、前掲、P26,27

²² 一柳俊夫『古代ローマの共同体—E・M・シュタイエルマン『ローマの土地所有』について (一)』宇都宮大学教育学部紀要第 31 号第 1 部 P48,49、宇都宮大学教育学部編、1981-12

²³ 吉野、前掲、P126,127

²⁴ 同上、P119,144

²⁵ 同上、P130,137

言えるものになった。

東部では借地料と公課の3年間の未納で永借権も消滅するものの、西部では永借権は殆ど所有者者と変わりがなくなった。コロヌスと呼ばれる小作農は植民市の基本法によって5年毎の公有地賃貸を受ける定住農民であった。2世紀初のチュニスの皇帝所領でコロヌスは5年間か10年間、果樹果実の採取が自由だが、耕作を止めた時から2年後その権利は剥奪されることになっていた。²⁶

3. インドの古代—19世紀の土地制度

3.1 インド：ヴェーダ時代

ヴェーダの成立以降（前1200頃）、アーリア人はパンジャブ地方に進入を開始したが、その土地制度は農耕・牧畜が基盤であった。その時代に始まった土地私有化はアーリア人のガンジス川流域進出後（前1000頃—前600頃）には確立していた。アーリア人は占拠した地域の土地を各氏族ごとに家族単位で割り当て、家父長は土地を世襲化・私有化した。土地は肥沃地と荒地に区別され、牧地や山林には共同利用地があったとされる。²⁷マガタ王国時代(Magadha、前600頃—前23頃)には大土地所有者が出現し、広大な王領地が形成されたが、直営地と開拓した地方植民地に分かれていた。地方植民地における開拓農民は、耕作によって一定期間の免税特権と一代に渡る保有地を与えられ、実質的な世襲が認められた。耕地等の購入に際し、親族等には先買権が与えられたが、不動産の売買には競売がなされた。²⁸マヌの法典（前2世紀—後2世紀に成立）は既成化していた土地私有の明確化および所有と利用を区別し、10年間の他者の占有と耕作の黙認による土地所有権の喪失(第8章117条)を定めた。カウティルヤの実利論(Kautilya's Arthashastra：前4世紀—後2世紀に成立)では、20年間の不在放置で不動産権利が喪失されるとした(3巻16章31節)。²⁹

3.2 インド：4世紀—12世紀

インド史においては、グプタ朝（後320-550頃）から封建制が成立したという説があり、バラモン等に対する村落・土地の施与が重視されている。また、官吏や封建領主に対する土地施与を以って封建制を8世紀からとする説もある。11,12世紀には官吏・軍人・郷村の支配層(領主)への村落・土地の賜与が顕著であった。³⁰7,8世紀から12世紀にかけては支配層が各地方に土着し、地方分権的な政治形態が一般化した。13世紀ごろからムスリム支配下に入り、中央集権化が進行した。ムガル朝(1526-1858)では、農民は永小作権というべき権利を持っていた。³¹ムガル支配は全土に下級地方官僚を配置し、集権的貢租徴収行政機構を樹立しようとしたが、同じく取り分を受領する村落の地主・富農階層とのバランスの上に成り立っていた。取り分権は重層的構造を持ち、農民からの収奪は圧倒的な割合になっていった。農村では地主・富農・自作農・小作農・農業労働者等の階層があったが、政府の取り分が大きかったため、長期の放棄地の取り戻し権を除いては自作と小作の差は小さかった。共同耕作はほとんど行われず、一般に耕作者の占有権は侵されることはなかったが、土地を離れての生存が困難であったことから、土地への緊縛も生じなかった。³²

3.3 インド：18世紀—19世紀

18世紀末、イギリス支配下にあった南インドのマドラス管区では、土地耕作者は土地世襲権を持つミラースダール(mirassadar)とその土地の耕作のため移住してきたパヤカリ(pyacarris)に分かれていた。定住パヤカリは収穫の45%以上は得られないが、非定住パヤカリはそれより5%多い収穫を得ており、³³多くは1年契約による耕作が行われた。定住パヤカリはイギリスのコピーホルダーに類似し、少なくとも一生の間は土地権益を保持することができたが、

²⁶ 吉野、前掲、P155,156,158

²⁷ 馬場、前掲、P360,361

²⁸ 同上、P394,408,409

²⁹ 同上、P417

³⁰ 山崎利男「四—十二世紀北インドの村落・土地の施与」山崎利男・松井透編著『インド史における土地制度と権力構造』東京大学出版会、1969、P39-42

³¹ 松井透「ムガル朝支配期の土地制度と権力構造」山崎利男・松井透前掲書、P175,176,181

³² 同上、P188,189

³³ 松井透『インド土地制度史研究』東京大学出版、1971、P120,121

ある種のパヤカリは世襲的な土地耕作権を持っていた。³⁴南インドのカーナラ (Canara) 地方では地主もしくは所有者はナーヤル・ムール・ゲーニー (nair mulguenies) と呼ばれる。彼らの土地は住民の法に従って相続され、税の未納によっても、その所有権を完全に剥奪できなかった。狭小な土地を有する実質的な小地主も永久小作人を持っていた。カーナティックおよびマイソール地方のバラモンに絶対的所有権がある村では、特定の土地に対する権利の成立を排除し、定期的な一種のくじ引きによって、所有地を転換させた。³⁵

東インド会社はムガル皇帝から継承したベンガル・オリッサ・ビハール州の財務権原において、1789年に、旧大土地所有層であるザミンダール・独立ザミンダール等を納入者として認め、10年間の地租納入契約を結んだ。しかし、会社政府の永代査定後の十数年間にザミンダール等によって、ベンガルの総面積の1/3から1/2が売却された。³⁶19世紀初頭、東インド会社がグジャラートの直接支配を始めたとき、二つの村落類型を見出した。一つは農民村落であり、もう一つは土豪地主が1村から数十村の土地財産を支配する土豪地主村落であった。会社政府は農村の一般耕地を政府の国有地としたが、土豪や世襲役人の特権的所有地を私有地として除外した。18世紀末から19世紀前半にかけて、会社政府はマドラス州、次いでグジャラートを含むボンベイ州に土地国有化を推し進め、農民の土地への権利を占有に限定するライーヤトワリー制度を導入した。ザミンダールへの地租額は1820年までに45%ないし80%にまで引き上げられ、領主としての法的地位から失墜させられたが、1860年頃にはボンベイ政府に地主としての地位を認められるに至った。³⁷

1801年 - 1803年にイギリスの支配下に入った北西州では当初、太守政府の貢租官吏であったタフシールダールに地租徴収が委ねられ、課税地の所有権が賦与された。それによって、伝統的な重層的土地

所有権と利用の関係が解体され、多くの農民が世襲的耕作権を失い小作農へ転落した。³⁸セポイの反乱後、旧領主の私的土地所有が承認され、寄生地主制土地所有制度が成立した。1866年の条例では66%を会社政府が徴収し、その残りを所有者が取得することになり、その比率は30年間、固定された。³⁹1859年にはベンガル地代法によって、二種類の小作層が創設されたが、1859年以前の20年間の小作料納入か、1859年以降の12年の耕作によって永代占有権を与えられた。また、セポイの反乱の中心地であったアワド地方に対する1868年のアワド地代法は、アワド併合前30年間に所有または耕作していた所有地を失い小作化した農民の現耕作地に対し、相続可能な占有小作権を認めた。⁴⁰

4. 中国の古代 - 宋代の土地制度

4.1 夏・殷・周時代：(前2079-前771)

夏・殷・周の土地制度は西周(前1066-前770)において集大成された。夏の地租は、「貢」(田賦と貢)といい現物地代であった。孟子は夏において、家(戸)に対する土地配分は50畝(100畝=1.9ha)であったという。「助」と称された殷の地租は公田の周囲に私田を配し、公田を共同耕作させる労働地代で、家に対する土地配分は70畝だったとみられる。西周の地租は「徹」と称し、労働地代と現物地代が併用された。その土地配分は1家につき100畝であった。孟子は上記の三時代の地租を約10分の1と記している。⁴¹西周の井田制における田地の配分で、耕作に従事する男子には25畝が、一家を成した男子には100畝が授田された。漢書では還田の期限を60歳としているが、実際には世襲されたと考えられる。私田でも土地は公有で、売買、譲渡、賃貸は認められなかった。⁴²西周は井田制を基底として封建制を確立した。⁴³

³⁴ 柳沢悠「十八世紀南インドにおける土地保有関係」松井透編『インド土地制度史研究』東京大学出版会、1971、P120

³⁵ 同上、P123,124

³⁶ 多田博一「1859年ベンガル借地法」松井透編『インド土地制度史研究』東京大学出版会、1971、P198-201

³⁷ 深沢、前掲、P243,245

³⁸ 多田博一「十九世紀北インドにおける地主・小作関係」山崎利男・松井透、前掲書、P232

³⁹ 同上、P288

⁴⁰ 同上、P300,304

⁴¹ 馬場、前掲、P508,509

⁴² 同上、P524,525,527

⁴³ 同上、P553

4.2 春秋戦国時代：(前 770—前 221)

東周時代は春秋時代(前 770—403)と戦国時代(前 403—221)からなる。東周では封建制と井田制は次第に弛緩し、戦国時代には崩壊した。しかし、郡県制による中央集権的な領域国家が形成され、兵制と邑制、田制を一致させた阡陌制への移行が始まり、土地私有と土地売買も可能となった。阡陌制では 100 畝を頃(約 4.7ha)と称する単位に定めたが、井田制より 2.4 倍に標準耕地が拡大した。⁴⁴

4.3 秦漢時代：(前 221—後 220)

秦の始皇帝は法令(前 206)で、全国統一の土地私有権を確立し、阡陌制に集約した。⁴⁵漢朝の土地制度も秦の制度を踏襲したが、貨幣経済に伴う大土地所有者の伸張に伴い、土地を失った農民が増加した。新(後 8—23)の王莽(前 45—後 23)は井田制復活を試み、土地所有を制限し、男子 8 人以下の家には 1 井(900 畝)以上の田の所有を禁止した。また、土地売買を禁じ、王田の確立を試みたが、3 年間で撤廃された。後 25 年には後漢の光武帝(前 6—後 57)が収穫の 30 分の 1 の田租を復活した。光武帝の度田(田の測量等地籍調査)による地方豪族の土地兼併の制限も豪族達の反対で失敗した。⁴⁶

4.4 北魏—南宋：(後 386—1279)

漢以来、豪族の大土地所有の進展により没落した小農民は、客戸(移動する農業労働者)となり、豪族の土地を小作した。北魏時代の 485 年に孝文帝によって、均田制が華北に発布され、8 世紀後半まで、土地班給制度として諸王朝に受け継がれた。⁴⁷唐の中頃以後、均田制も崩壊に向かい、五代より宋に至って大土地所有が促進された。唐代末と五代には貴族ないし官僚である形勢戸が荘園を所有していた。また、武人・豪族も大土地所有者であり、五代の内乱を経て門閥・貴族が没落した後の宋・金代には形勢戸・官戸となった。⁴⁸宋代の荘園を耕作した佃戸とは祖(地代)を納める小作農か、移住した農民で

あった。⁴⁹北宋・南宋では屯田も行われた。唐の中頃から賦税の格差是正のため地積に基づく均税法が行われた。それは後唐、五周と踏襲され、宋に至って方田均税法として施行されたが、弊害により廃止された。⁵⁰また、南宋末の公田法は田を買って、金と蒙古を防ぐための軍費を賄うものであった。⁵¹

5. ヨーロッパ諸国の中世以降の土地制度

5.1 ゲルマン系諸国：9 世紀—16 世紀

チャールズ大帝の 814 年の死後、フランク王国は解体した。フランスでは 11 世紀、ドイツでは 12 世紀、イギリスでも 11 世紀に、ほぼ共通の封建体制が形成されたが、それは重疊的支配であり、共同体的支配や利用が生み出された。領主と家士にはオマージュと呼ばれる誠実誓約が行われ、その恩貸地が封である。当初、恩貸地保有は領主か家士の死亡時までには制限され、承継には、オマージュがやりなおされた。11 世紀には封の世襲はフランスとドイツで一般化し、家士による再下封も行われていたと思われる。封はローマ法の占有に近い。農民も領主の支配を受け、耕作地の保有権は世襲されたが、村落共同体によって、潜在的または顕在的に支配されていた。その封建体制も 13 世紀以降、商業と貨幣経済の発達で衰退を始めた。⁵²15 世紀末から 16 世紀初にかけての新大陸発見は毛織物工業を発展させ、都市住民の羊肉の需要も高まった。かくして、行われた囲い込みによって、ゲルマン法型の土地所有(保有)権は解体され、当時の小農には不利なローマ法型の絶対的支配権に変化していった。⁵³

5.2 ドイツ：15 世紀—20 世紀

ドイツの土地制度はエルベ川より西部はほぼフランスに類似したものだが、東部は 15,16 世紀以降、領主の直営大農場が発展した。多くの農民が保有地の世襲権を奪われ、領主の直営地に編入され、無償労働を強いられた。16 世紀後半の直轄地では、囲い

⁴⁴ 馬場、前掲、P580,595

⁴⁵ 同上、P369

⁴⁶ 同上、P680,685-688

⁴⁷ 堀敏一『均田制の研究』岩波書店、1975、P278

⁴⁸ 周藤吉之『中国土地制度研究』東京大学出版会、1954、P3-5

⁴⁹ 同上、P279-282

⁵⁰ 同上、P498-500

⁵¹ 同上、P593

⁵² 篠塚昭次『土地所有権と現代』NHK ブックス、日本放送出版協会、1974、P38-41

⁵³ 同上、P44,45

込みと同様の独占的土地支配が行われた。三十年戦争後、領主の支配体制はさらに強まり、ラティフンディウムに酷似した土地制度が19世紀に至るまで続いた。18世紀末には貨幣地代の普及によって、直営大農場は賃労働者を基礎とする農場経営に変わっていき領主はユンカーとなった。⁵⁴19世紀初頭からは、土地の商品化が強く推し進められた。⁵⁵ローマ法は15世紀末の領主直営大農場の形成期にドイツに影響を与え始め、1616年には法律によって、農民は土地保有の世襲権を失った。ドイツ・フランス等の大陸法型では、「絶対的所有権」を持つ「物権」としての「土地所有権」はまさに絶対的のものであった。⁵⁶その後、ワイマール期に至って、漸く絶対的所有権に対する社会的規制が行われた。1933年、ナチスは緒世襲農地法によって、世襲農地を原則的に譲渡禁止にした。土地経営についても、国家が介入し、経営能力のある男子の一人相続によるものとした。⁵⁷

5.3 フランス：14世紀－19世紀

中世のフランスでは共同地が存在し、領主もその存在を承認していた。貢納関係においては農民に土地の保有権を賦与し、領主の上級所有権と農民の下級所有権による重疊的構造があった。⁵⁸14世紀には戦乱とペストで農民が離散し、領主は費用のかかる大土地経営よりも農民小作を選んだ。16世紀に至って、農民の農地保有権は判例と慣習で世襲化されたが、17世紀には土地台帳の整備で20年か30年ごと登記が更新され、領主的支配が強化された。15世紀末からフランス革命に至る間にさらに領主の採草地保護のための囲い込みが行われたが、フランス革命とフランス民法は農民の下級所有権を所有権とし、遂に領主の上級所有権を廃止した。⁵⁹しかし、それによって主に土地を取得したのは新興ブルジョワジーであった。こうして、ローマ法型の絶対的な土地所有権がフランスで定着し、資本主義的農業が発展

していった。共同利用地の復活は1890年まで実現しなかった。⁶⁰

5.4 デンマーク：古代－17世紀

デンマークでは現代、土地所有権は原始的所有権と派生的所有権に分けられ、さらに土地利用権、地益権があるが、古代デンマークでは土地の権利移転は村落会合で、長老の口頭の合意によった。そのため、証人の死亡や記憶の喪失に備えて、権利取得者の権利が時効により保障されたが、1683年のデンマーク法典では、時効は20年後と定められている。⁶¹

6. イギリスの11世紀以降の土地制度

6.1 イギリス：11世紀－18世紀前半

イングランドの土地財産制度は極めて複雑で、その土地法の歴史は法的な擬制と回避(evasions)の歴史とも言われる。イギリスでは伝統的に土地の権原は最終的に国王にあり、国民は保有(hold)によって、利用権を有するのみで、占有を所有権の基礎としてきた。⁶²現代でも、国民の有する土地は「単純絶対封土権」(fee simple absolute possession)と呼ばれ、その下封された土地では無期限で使用・処分・収益の絶対的な自由が認められている。そして、「単純絶対封土権」を一定期間借り受ける賃借権は「絶対期間権」(term of years absolute)と呼ばれる。これらは、小作人の弱い土地賃借権が資本家による土地経営を経て、地主に対する土地所有権に優越するものに変化していった結果である。⁶³

1066年のノルマン征服以前には、大部分の土地は自営農民や小農の手中にあったと推測されるが、⁶⁴イングランドはローマ法を直接継受せず、領主と領民による封建的土地保有が長く続いた。その封建制は荘園を単位として構成され、農民保有地、領主直営地、共有地に分かれていたが、13世紀のヘンリー二世の下で、最も完全な段階に達した。14世紀後半

⁵⁴ 篠塚、前掲、P57-59,61,62

⁵⁵ 丸山英気「ドイツ所有権法思想の発展」『土地所有権の比較法的研究』日本土地法学会編、有斐閣、P16

⁵⁶ 篠塚、前掲、P69,70

⁵⁷ 丸山、前掲、P21,27

⁵⁸ 甲斐道太郎・稲本洋之助・戒能通厚・田山輝明『所有権思想の歴史』有斐閣新書、有斐閣、1979、P74

⁵⁹ 篠塚、前掲、P47,55

⁶⁰ 同上、P50,51

⁶¹ 山口健治『土地は公のもの』財団法人大蔵財務会、2000、P297

⁶² 同上、P205

⁶³ 水本、前掲、P38,39

⁶⁴ フレデリック・ボロック『イギリス土地法—その法理と歴史』(訳：平松紘・石井幸三・加藤哲実)、日本評論社、1980、P211,212

までは、賃借権 (lease) の譲渡・転貸しは認められなかったが、その後、毛織物業の発展やワット・タイラーの農民一揆が起こり、農民を引き止めるために直営地の賃貸借が行われるようになった。さらに農民保有地にも賃貸借が出現した。⁶⁵ 永代借地権はイングランド法にはなかったが、賃借権の年数を制限する法もなかった。⁶⁶ 封建的關係が解体し、貨幣地代の発展とともに農民の占有が強化され、13,14世紀の農奴は15,16世紀にはコピーホールド (copy hold : 贍本保有地権) を持つ農民に転化した。⁶⁷ 16世紀にはイングランドの土地の3分の1がコピーホールドとなっていた。その更新はあくまで準則であり、保有者の地位は不安定で、一生涯から多生涯、あるいは数年という期間で保有していた。一例として、コーンウェルでは7年毎に更新料を支払う協定借地人 (conventional tenants) が存在した。⁶⁸

15,16世紀には、また毛織物工業の発展に伴い、羊毛の需要が増大し、第一次囲い込みが進展した。共有地や直営地も囲い込まれ、農場に転化し、封建制に代わって土地賃借権が土地制度の中心になっていった。農民も農地を失った農業労働者、工業労働者と富農、商人に分解していった。1499年にはリースホールド (lease hold : 土地賃借権) に対し、第三者への対抗力が認められ、土地賃借権が資本化していった。⁶⁹ ドイツでは土地賃借権は19世紀末の民法典第二草案まで、日本では農地借地権は昭和初期まで認められなかった。かくして16世紀にはリースホールドがコピーホールドを圧倒していった。⁷⁰ そのような状況に対し、ヘンリー八世 (Henry VIII, 1491年-1547年) の「ユース法 (The Statute of Uses : use = 土地信託の一種)」は国王への許可料なしの土地譲渡を規制するものであった。しかし、土地移動を規制し得なかったばかりか、そこから、借地権の設定と譲渡契約、フリーホールド (free hold : 自由土地保

有権) の譲渡契約を発展させ、土地譲渡が一般化した。⁷¹

15世紀の末にはヨーマン (独立自営農民) が中心となって、領主の農場経営を担っていたが、フリーホールド (free hold : 自由土地保有権) やリースホールドを持っている者もいた。リースホールドを受けたリースホルダーは賃労働者に農作業をさせ、収益で領主か地主に地代を支払った。1536年には法令で修道院解散の処置が取られ、旧土地貴族やジェントリーと呼ばれた新興土地投資家層がその所領を入手した。⁷² 16世紀における慣習的な土地保有農の多くは贍本保有農 (コピーホルダー) であった。⁷³ 1633年において、あるヨーマンは10エーカーの囲い込み地、共同体の耕地と牧草地における90エーカーの土地を21年の期限で賃借し、3エーカーの土地を一代限りで贍本によって保有していた。⁷⁴ 16-18世紀のイギリスには共同体的土地所有、領主と小土地所有者による封建的土地所有、ブルジョア的土地所有が並存していた。⁷⁵

市民革命前、コピーホールドの慣習による権限強化と世襲的贍本保有あるいはフリーホールドへの転化として農民の保有権は強化されていたが、市民革命において、レヴェラーズ (ピューリタン革命期の急進的党派) は囲い込みによる農民追放、地代の搾取等に対し、コピーホルダーの開放を目指した。⁷⁶ 市民革命によって、国王の上級所有権が廃止され、土地所有権はフリーホールドとして、より完全に近い所有権への転化が行われた。しかし、実質的に旧領主 (貴族) と新興地主層がフリーホールドの地位を獲得し、借地農へ支配力を持つことになった。農民的保有の大部分であったコピーホールドは封建的保有制の中に放置された。⁷⁷ 17世紀、18世紀とイギリス資本主義が発展していくにつれて、土地賃借権の存続期間も長期化し、譲渡・転貸しも次第に認め

⁶⁵ 水本浩『土地問題と所有権』有斐閣、1973、P34,35

⁶⁶ ボロック、前掲、P145,146

⁶⁷ B・M・ラヴロスキー「近代イギリス土地制度と地代論」(訳：福富正実) 未来社、1972、P76

⁶⁸ ボロック、前掲、P46

⁶⁹ K・マルクス「資本論」第1巻、P721 (『マルクス=エンゲルス全集』第23巻第2分冊、監訳：大内兵衛・細川嘉六、大月書店、1978、P936)

⁷⁰ 水本、前掲、P35,36

⁷¹ 椎名重明『近代的土地所有』東京大学出版会、1973、P31,32

⁷² 篠塚、前掲、P66,67

⁷³ 田代正一「イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成」『鹿児島大学農学部学術報告』鹿児島大学農学部、2007、P4

⁷⁴ ラヴロスキー、前掲、P155,156

⁷⁵ 同上、P48

⁷⁶ 椎名、前掲、P36,38

⁷⁷ 大澤正男編著、日本土地法学会『土地所有権の比較法的研究』土地問題叢書9、有斐閣、1978、P31

られるようになった。

6.2 イギリス：産業革命－19世紀

18世紀後半の産業革命によって、農業の資本主義化が徹底されたが、第二次エンクロージャーは旧領主と新興地主層の土地所有拡大と地代収益増大を目的として行われた。すでに18世紀の中頃にはヨーマンは消滅し、第二次エンクロージャーによって、18世紀後半から19世紀前半までに共同体土地所有(入会地=common)がほとんど姿を消してしまった。⁷⁸もはや、コピーホールドは土地割り当ての権利として認められず、定期借地権へ転換されたが、それは小農民(20～30エーカーの借地農)の共同所有地からの排除を意味した。⁷⁹第二次エンクロージャーは1840年－1860年間にピークとなり、イギリスの耕作可能地の半分が私有化され、⁸⁰イギリス特有の大土地所有が形成された。1873年までに、1万エーカーの土地所有者363名がイングランド全土の約4分の1の面積を所有するに至った。ブリテン全体では、7000名足らずの大所有者が総面積の5分の4を所有していた。⁸¹1887年の時点で、ブリテン全体の借地経営面積が85.1%なのに対し、自作地面積は14.9%に過ぎなくなっていた。⁸²

18世紀末から19世紀初における借地形態を見るとリースは減少し、任意借地ないし、1年限りの借地が増大した。それらは、長期の借地契約を望む借地農に対して、年々解除可能な借地契約を選択する地主の優位を示している。⁸³18世紀中頃には任期借地も1年限りの借地と同様になり、1年限りの借地は年決めの定期借地になりつつあった。⁸⁴19世紀イギリスでは、資本制農業の発達とともに、土地所有と経営の分離が進み、大部分がそのような形態となった。1840-1860年代の農業改良期には大土地所有制と所有・経営・労働の三分割制が完全に実施され、農業の近代化が進んだ。1846年法以来、土地改良の手続きは囲い込み委員会の手に移り、1860年代まで、

土地改良が盛んとなった。多くが限定的所有者であった地主の土地改良投資に対する賦課期限は8年から25年が期限とされ、投資額に対する年賦課金は最高6－7%であった。⁸⁵また、スコットランド借地農の土地改良に対する投資資本回収に十分な借地期間は19年ないし20年の定期借地とされた。⁸⁶1883年農地法と1888年動産差押改正法により、それまで6年間の地代相当分まで認められた差押えが1年分に制限された。⁸⁷そのような状況下で1879年の不作後、農産物価格下落のため、19世紀末にかけて、地代(借地料)低下が起った。また、地価はそれ以上に低下し、ブリテン全体では1875年に30年買いだったのが、1894年には18年買いに地価が低下したと見られる。⁸⁸

6.3 イギリス：土地相続権と土地関連法令

イギリスの大土地所有はすでに17世紀に存在していた長子相続制度と継承的不動産設定(family settlement)を基盤とするものであった。それは不安定な土地保有権を生涯土地保有権へ向上させ、⁸⁹イギリス土地所有貴族階級の支配的地位維持に重要な役割を果たした。19世紀末までの土地所有権(保有権)は地代の徴収、作付け制限等の管理権等の利用権であり、所有者の生涯を越えて、自由に処分できるものではなかったが、事実上の相続を可能とし、土地所有権は個人ではなく家族に帰属していた。そして、この時期の自由土地保有権のほとんど(イギリス全土の3分の2から4分の3)が、継承的不動産であった。⁹⁰長子相続と継承的不動産設定の方法には、婚姻によるもの、厳格継承的不動産権設定、業者の継承的不動産権設定の三つがあった。婚姻によるものが典型的形態であったが、世襲財産として、代々引き継がせる場合は厳格継承的不動産権設定が用いられた。それは夫が生存期間を限度として自分自身に設定し、残余権を長子以下、年長順に与える。そして、長男が成人(21歳)に達したときに、限嗣(fee

⁷⁸ ラヴロスキー、前掲、P46,47

⁷⁹ 大澤、前掲、P32

⁸⁰ 椎名、前掲、P62

⁸¹ 同上、P55

⁸² 同上、P255

⁸³ 同上、P60

⁸⁴ 同上、P101

⁸⁵ 同上、P110

⁸⁶ 同上、P137

⁸⁷ 大澤、前掲、P37

⁸⁸ 同上、P187-195

⁸⁹ 大澤、前掲、P34,35

⁹⁰ 山口『土地は公のもの』P204

tail) の解除を行うものである。⁹¹また、19世紀前半の判例でも、継嗣の年齢に関係なく一生涯に21年を超えない期間が一般的な期間であるとされた。⁹²

土地の権限に関して、1832年の取得時効法(Prescription Act)、1833年と1874年の物的財産出訴期限法(Real Property Limitation Acts)によって、土地の12年間の占有に十分な法的対抗力を与え、さらに、その権利者の死亡から6年間の占有が認められた。しかし、非占有者の主張に与えられた期間は法定相続不動産権の保有者に対して、合計30年を超えることは出来なかった。他人の土地に関する諸権利は、その権利が地投権(easements:採光、通気、河川航行権のような権利)である場合は20年の継続的享有によって、入会権のような収益権の場合30年の継続的享有によって、それぞれ確定された。⁹³19世紀後半までの土地保有権は一代限りの限定された権利であったので、売却、賃貸、抵当権設定等ができなかったが、売却や貸借に向けて制定された1856年継承的不動産権設定法(Law of strict settlement)においても、現占有権者がなしうるのは、21年間以内の農地の賃貸に限られていた。また、地下資源採掘権や水路のリース(いずれも40年以下)、建物敷地のリース(99年以下)等の権限は受託者(trustees)に属した。⁹⁴1882年に改正された継承的不動産権設定地法によって、現保有者は所有地の全ての売却と長期賃貸が可能となった。さらに、1925年の改正継承的不動産権設定地法では、建設用地や森林のリースでは99年以下、鉱山のリースでは100年以下、その他のリースでは50年以下と延長された。⁹⁵

1856年から1882年にかけて、継承的不動産権の売却や長期賃借も可能となったことにより、大土地所有制の解体が始まり、土地は商品化され、土地所有権の近代化が推進された。土地の商品化の弊害は正も含め、1925年財産法(Law of Property Act,1925)において、長年、コモン・ローとして整備されてきた土地賃借法の封建的諸権利が整理された。その中で、土地所有権と土地賃貸権は遂に物的権利とされ

るに至った。現代でも、イングランドの一般的な土地保有形態は1年毎の更新による不確定期間の土地保有であり、個人が購入した土地でも厳密には999年の貸与という形が多い。⁹⁶建築賃借権は通常99年間(稀に80年を超えぬ期間)でなされており、採鉱賃借権は地方的慣習によって、期間が異なるが、普通60年を超えない。継承的不動産設定としては、200年から1000年というような非常に長い期間が受託者に与えられている。慣習的に保有者死亡時の手数料の支払いで更新する複数生涯賃借権は近年まで教会や法人の土地維持の一般的方法であった。⁹⁷

7.その他の国の土地制度

7.1 日本：古代—江戸時代

日本の古代氏族社会では土地が大家族または一族の共有であったと考えられている。土地私有制は、600年ごろの天皇の御陵、地方豪族の田園と称する領土の形成により発生した。⁹⁸大化の改新の班田收受とは、私地を公地とし、国が農民に土地の給付と死亡による返還をさせる制度であった。その口分田の給付は6年に一度であった。⁹⁹また、乗田(余剩田)は賃祖され、1年限りの売買と見做されたが、実情は公田の収穫の20%を小作料とする小作だった。722年の三世一身の法では、開墾地の子孫三代の私有を認めたが、古い溝地の開墾には一代だけだった。また、開墾者が6年以内に死亡した場合は18年の私有が認められたが、3年以内に開墾しないときは他人に開墾させた。¹⁰⁰天平15年(742年)の墾田衛生私有令によって、土地売買が活発化した。8-10世紀には墾田等の土地売買では五年買方式が主流を占めていた。

中世には律令法系による国衙領と荘園領、寺社領が並存していたが、次第に全国に荘園による武家領化が進んだ。鎌倉時代に入って、農民の口分田は領主地へと吸収され、班田制は崩壊した。荘園制度は土地公有制に反したが、領家職は墾田の永代所有権

⁹¹ 椎名、前掲、P322

⁹² ボロック、前掲、P244

⁹³ 同上、前掲、P181

⁹⁴ 椎名、前掲、P329

⁹⁵ 同上、P270

⁹⁶ 大沢正男『土地所有の構図』早稲田大学出版会、1985、P35

⁹⁷ ボロック、前掲、P145,146

⁹⁸ 大沢、前掲、P164

⁹⁹ 田辺勝正『日本土地制度史』日本土地制度史刊行会、1974、P62,66

¹⁰⁰ 同上、P97,98

から由来したものだ。1232年の貞永式目は封臣の一生涯の封地占有権を法制化し、荘園の私有制は封地制度すなわち知行制度に換っていった。¹⁰¹ 1582年の太閤検地は大名に知行地を与え、大名は農民に対して耕作権と引き換えに年貢徴収権を握った。¹⁰²

貞永式目により禁じられていた土地の処分は第三代将軍家光（在職：1623-1651）によって、1643年に百姓所持の田畑の永代売買禁止として明文化された。¹⁰³江戸時代初期において、武士は一子相続制であったが、百姓町民においては諸子分割相続制が行われていた。しかし、土地細分化による租税力低下のため、後に制限された。¹⁰⁴第八代将軍吉宗（在職：1716-1745）の享保の改革によって、五公五民の作得分での耕地10年買方式が確立した。また、新田開発等により小作地は全体の3割程度に上っていた。小作は数種に分類され、普通小作は年季小作と不年季小作に分けられたが、前者は3年、5年、7年というように期限のある小作のことで、不年季小作とは一方が解約しない限り、年々継続する小作を指す。¹⁰⁵永小作は永続的とされていたが、明治民法施行後は20年以上、50年以下と短縮された。認定永小作権は普通小作の期間が所定年限に達するときは、これを永小作と認めるものであったが、幕府法では20年以上とされ、地方農民の間では慣習によって、10年または15年であった。¹⁰⁶江戸末期においては、農民は制限付で使用・収益・処分を含む私的な土地支配権を持っていた。¹⁰⁷

7.2 タイ：19世紀-20世紀

1850年代の開国時には国王は全土を所有していた。国民には用益権が与えられていたが、3年間耕作を放棄した場合、王はその土地を取り上げることが出来た。ラーマ五世（在位：1868-1910）に近代的土地改革を行った。1909年の地券発行では、私的所有権を認めたが、開発証と占有証によって、前者

¹⁰¹ 山口『土地は公のもの』P172,173

¹⁰² 大沢、前掲、P166

¹⁰³ 山口『土地は公共財—繁栄のための土地公有化』近代文芸社 1996、P64

¹⁰⁴ 田辺、前掲、P144

¹⁰⁵ 田辺、前掲、P157-159

¹⁰⁶ 同上、P168,171

¹⁰⁷ 甲斐、前掲、P171,184

は2年以内、後者は3年以内に所有権に転換できた。現行の土地制度は1954年の土地法によって成立した。その中で、3年間耕作しないか空地にすると土地権利は消滅し、国有地とされる。¹⁰⁸

7.3 アメリカ：現代

アメリカではイギリスと同様、国民は土地の保有権（hold）しか持てないが、土地の最終処分権は州または連邦政府にある。土地の保有権はフリーホルドとリースホルドに大別される。フリーホルドにはFee Simpleという不動産に関する売却、譲渡、リース、排他的利用、建物建設等の完全な権利下に保有できるものから、一生涯限り等の条件付のものがある。Fee Simpleは日本の土地所有権に近いが、土地課税権、警察権（計画・規制権）、優越的領有権、国庫帰属権（相続者なき場合の国庫返還）はFee Simpleの上位にある。¹⁰⁹リースホルドは、確定期限付きのもの、定期的に更新されるもの、いつでも保有権を停止できるものに分けられる。保有権（hold）は占有、使用、収益の権利があり、譲渡できるが、公的権力に反しての処分は不可である。¹¹⁰

7.4 オーストラリア：現代

オーストラリアには、大別すると王室領（Crown Land）、私有地（Free hold land）、王室領の貸付地（Lease Hold Land）の三つの土地保有形態がある。王室領は各州政府が保有する。王室領の貸付地には各種あり、典型的なクイーンズランド州の例をとると、期間30年の牧畜用の土地貸与というもの、期間30年の農業・牧畜・酪農用の土地貸与で貸与面積は最大45,000エーカーというもの、永住用の最大限2,650エーカーの土地貸与というものからなる。私有地の世襲的土地保有では一定の土地の保有、処分と遺言相続ができ、日本の土地所有権に近いものである。Crown Landの場合、Fee Simpleは30年間の所有で成立し、所有者の死亡時、近親者に相続できる。Life Estateは保有者の生涯期間であり、権利人の死亡で終了する。Joint Estateは夫婦等の合同所

¹⁰⁸ 山口『土地は公共財—繁栄のための土地公有化』P173

¹⁰⁹ 山口『土地は公のもの』P258

¹¹⁰ 同上、P203

有であり、一方の死亡で他方が所有権を継承する。¹¹¹

8.おわりに

ローマ法系の大陸法を基盤とする独仏等の土地制度とゲルマン法系の英米法を基盤とする英米の土地制度は、学術的にも比較対象として分析されてきた。しかし、それらの国における現代の土地制度の利用状況と実用性には大差がない。それは社会厚生、社会的効用の観点から、大陸法型の国家は近代的土地所有権によって絶対的土地所有権に規制を加え、英米法型の国家も国王や政府に留保されてきた土地所有の最終的な権原を土地政策として積極的に行使するようになってきたからである。そして、所有権と占有権という対象的な権利が実は時代や状況によって相対的に定義される度合いが極めて高かったことを示していることは、上述の土地制度史比較からも伺えよう。

絶対的所有権の上に成り立つローマ法を形成した古代ローマの土地制度史を見ても、絶対的土地所有を基盤としつつも、占有権の強化や実質的な所有権への転化がイタリアと征服地の広大な公有地、皇帝の私有地において行われ、ラティフンディウム形成の権原となってきた。それは近代イギリスにおける国王から下封された占有地に対する領主と土地経営者の囲い込みによる大土地経営の拡大と法的な占有権強化の過程と類似している。封建制における土地の上級所有権（所有権）と下級所有権（占有権）という法概念を現代の日本を含めた大陸法型国家の土地収用を含めた土地に対する行政権と民間の土地所有権との関係にも援用するならば、それらの土地制度史上の類似性はより普遍性があると理解できる。

土地の所有権と占有を社会構造から見れば、政治的経済的強者は封建制や土地国有制の下では占有権の強化により、土地経営を拡大する。そして、占有権の実質的な所有権への転化によって、その大土地支配を強固なものとし、小農等の弱者の占有権を抑圧支配する現象も起こる。大土地支配が独占的な性格を増すにつれて、国家権力の土地所有権への制限や占有権強化あるいは社会の新興勢力の占有の拡張

によって、再び土地利用権が拡散する。このような過程やサイクルは土地制度史上、多くの例に見られ、土地所有権と占有権の定義も、社会構造上もしくは階級的な力関係を反映し、所有と占有の間で振幅してきた。

そのような歴史的状況に対し、民主主義と自由主義を制度的基盤とする現代の土地行政においては、市場経済の発展と人権の両面に配慮しつつ、社会全体の利益・効用の最大化、そして社会的厚生を基準とした適正でバランスの取れた土地の所有権と占有権、利用権の確立と土地政策の設計が必要であることは言うまでもない。

参考資料

- 岩井経男「共和制ローマの植民地政策—植民地建設と個人的土地分配（前393年—前134年）」日本西洋古典学会編『西洋古典学研究 33号』岩波書店、1985、P 58-70
- 加藤博『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、1993
- 竹内理三編『体系日本史叢書 6—土地制度史 I』山川出版社、1973
- 中村吉治編『土地制度史研究』芳恵書房、1948
- 馬場典明「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制—ローマ『農書』の再検討」『別府大学紀要第42号』別府大学、2002-12、P 31-48
- 馬場典明「ローマ共和制期に於けるシキリアの奴隷反乱と大土地所有」九州大学大学院人文科学研究院編『史淵第71号』九州大学大学院人文科学研究院、1956-12、P 79-103
- 松井透・山崎利男編『インド市における土地制度と権力構造』東京大学出版会、1969
- 吉野悟「共和制ローマの公有地と私有地—特に土地所有の側面から」法制史学会『法制史研究 14号』成文堂、1964、P 95-132

¹¹¹ 山口『土地は公のもの』P277-280

土地制度史への時間的観点による一考察

井上 隆

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of the History of Land Ownership and Tenure System from Temporal Viewpoint

INOUE Takashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This study analyses the history of land ownership and tenure system of the areas such as Europe, India, China, Japan from the ancient times to the modern times specialized on the terms of possession, occupancy, and loan, etc. from temporal viewpoint. The rule of large land ownerships became firm by the conversion of the tenure right to the substantial land ownership. As the rule of large land ownerships reached to the monopolistic level, the land ownerships were restricted by the national powers or the extensions of the tenure rights by newly risen classes. Then the land uses spread again. This process or cycle can be observed in the history. The definitions of land ownership and occupancy have been swung between them reflecting the power balances of the social structures or the classes.

1.はじめに

当論文は土地制度と土地所有に関して、所有と占有、貸借の期限や期間等の時間的観点から、土地制度史の古代から近代までを中心に比較し考察するものである。現代の土地制度と土地制度史の先行研究においては、法学者は土地や相続等の権利と法の定義解釈、構造等を中心とし、また、経済学者は地代、賦課、貨幣経済等の経済状況、経済関係を中心として分析してきた。土地制度において、空間と時間としての地積と期間という要素と条件こそが、人的要素と並び最も重要なものである。しかし、土地制度に対する地理や地勢、土壌等の空間的要素に比べ、期間、期限という時間的要素を中心とした考察は少なく、そのような観点からの考察は重要である。斯様な観点から、以下、歴史の時系列に沿って、国別、地域別にヨーロッパ、インド、中国、日本等を中心に時間的観点から土地制度に対する考察を進める。

2.古代各国の土地制度

2.1 古代メソポタミア

古代メソポタミアのラガシュ第一王朝 (Lagash、前 26 世紀頃-24 世紀頃) の第 10 代王ウルカギナ (Urukagina、在位前 2378-2371) は、支配者 (Ensi = 王) や高級神官等による土地等の神殿財産の横領、中間搾取を非難し、改革のために王に選ばれた。また、イシン王朝 (Isin、前 2017-1794) のリピト・イシュタル王 (Lipt-Ishtar、在位前 1934-1924) の法典では、果樹園等の地上物への制度的保証が記されている (第 10 条)。隣家への強盗侵入に対しては、不在地主の弁償義務を規定している (第 11 条)。不在地主の土地所有権喪失について、他者のその土地への 3 年間の労働付加と公租公課履行を所有権移譲に必要としている (第 18 条)。これらの 3 か条はハンムラビ法典に継承された。¹

古バビロニア王国 (前 1830-前 1530) のハンムラビ法典 (前 1792-前 1750) には農地法、借家法も含

¹ 馬場武敏『世界古代土地制度史』住宅新報社、2000、P96,97

まれている。農地法では耕作や開墾の義務を定め、現物地代及び、一部、貨幣地代での小作料と地代の支払いを規定している。開墾には3年の期間が許され、1年目は地代なし、2年目は半額、3年目は全額の地代を義務付けている。開墾放棄の場合は地主に返還し、1年分の地代を支払う(第44条)。果樹園栽培を請負った者は4年間で成長させ、5年目には地主と収穫を折半する(第60条)。放棄の場合は、未開墾地ならば、果樹園に仕上げて地主に返し、1年分を地主に支払うとされる(第63条)。²また、借家契約は1年単位でなされた。土地は通常、息子たちが相続し、等分割された。兵士への授与地は、1年間、不在化した場合は請求権を保持できる(第31条)が、それ以上の場合、他人の3年間の耕作と賦役によって、兵士の請求権は消失した(第30条)。³

2.2 ヒッタイト王国

ヒッタイト王国(前1700頃—1200頃)のヒッタイト法典(前15世紀頃成立)は土地私有制と貨幣経済を前提に成立している。世界最古の地価の公定も含まれている。土地に関しては慣習法により、法典では主に兵士への封地に関するものが規定されている。土地の区分は原・果樹園・宅地であり、相続も慣習法に従った。放棄された耕地は、地租等の義務履行で使用者が土地所有者となった。⁴

2.3 旧約聖書の土地法

旧約聖書(前10世紀—前1世紀に成立)では、主に土地法はモーゼ5書の第3書「レビ記」の「聖法典」に記され、土地は神から与えられ、基本的に売却禁止とされる。そして、50年ごとのヨベル(Jubilee)の年に土地の所有関係を原状に戻せるとあり、現土地所有者は元来の所有者に返却義務がある。都市の耕作地売却は不可だが(レビ記25の34)、近親者は買取り可能である。しかし、買戻しは常に可能であり、これもヨベルの年には戻される(レビ記25の25)。⁵

² 馬場、前掲、P118

³ 同上、P122,126

⁴ 同上、P142,144

⁵ 同上、P161

2.4 古代エジプト

古代エジプトにおいて、全土をファラオの所有と定めた第1王朝(前3100頃—前2890頃)第5代王デン(Den、別名Udimu、在位：前2970—前2928頃)は最初の土地台帳を作成させたと言われる。それは地租の基準となり、耕地の種類で税率に差があった。国土王有の原則から、やがて土地の私的所有化が生じ、古王国時代には地方豪族や高級官僚に土地の私的所有が認められた。中王国時代には庶民の地位が向上し、第12王朝後期には下級官僚を先頭に私的土地所有化と土地売買も始まった。⁶その国土王有下の私的土地所有は下級所有権と解される。

2.5 古代ギリシア

古典時代(前500末頃—前350頃)のアテナイでは、農民にとって、集落前面の平地の私有地である穀畑や果樹園と共有地である森林・放牧地の用益は不可分だった。その放牧権は私有地に含まれ相続されたと考えられる。遺産相続権の根拠として、「区」「フラトリア」への戸籍登録が必要であった。共同体所有の不動産を個人に売却した場合には、国家は売却価格の100分の1相当額を徴収した。⁷貴族制ポリスの貴族は行政中心地で国政を運営すると共に在地の村落では豊かな果樹園・穀畑等を所有していた。ポリスの国防の中心である重装歩兵は土地所有の面では主として中小農民層であったが、貧民は富者に隷属しその土地を耕した。⁸

2.6 古代ローマ

古代ローマでは、伝説の最初の王ロムルス(Romulus、前8世紀)が市民に2ユーゲラ(0.5ヘクタール)の世襲地を与えたと伝えられている。⁹家長の私有財産である世襲地の租税の税率は穀物の10分の1、果樹園の5分の1であったが、¹⁰分配地は数十ユーゲラへ拡大し、私有による占取と貸与も

⁶ 同上、P245,253

⁷ 岩田拓郎「ギリシアの土地制度理解のための一試論」石母田正他編『古代の土地制度』学生社、1963、P19,27

⁸ 同上、P36,43,44

⁹ 篠塚昭次『土地所有権と現代』日本放送協会出版、1974、P27

¹⁰ 村上堅太郎『羅馬大土地所有制』日本評論社、1947、P7

認められた。¹¹古代ローマは前3世紀頃まで、小地主市民団を中心とする都市国家であり、氏族の農地を共有したと見られるが、絶対的土地所有権の確立は共和制末期の前200年前後と考えられている。前367年のリキニウス・セクスティウス法によって一人500ユーゲラ(125町歩)に保有面積を制限されたとの説もある。¹²しかし、公有地が大土地所有(ラティフンディウム)の母体をなし、前2世紀以降、小土地所有の兼併が進んだ。拡大する征服地ではその3分の1を公有地とした。¹³

護民官ティベリウス・グラックスは、前123年の農地法で、一家族1000ユーゲラまでの永久占有と子供二人まで各250ユーゲラの相続を許し、地代も免除した。弟のガイウス・グラックスも前122年に護民官となるや、三人土地分配委員会を復活させ、貧市民に分配した30ユーゲラまでの土地も私有地として認めさせたが、イタリアでは割当て地が不足するほど分配が進捗した。¹⁴グラックス兄弟死後の前111年には500ユーゲラを完全な私有地と認める土地法が成立した。公有地の大部分は売買の自由と私有権を獲得し、¹⁵金力による大土地所有形成への障害はなくなった。¹⁶小作地も普及し、紀元1,2世紀にはラティフンディウムと並び土地制度の根幹になった。賃貸借は売買契約に酷似し、契約期間は5年の場合が多く、10年のこともあった。¹⁷開墾地や総小作人(Conductor)が10年間耕作していない荒地は小作人が開墾し、新たに植えた果樹園に対しては5-10年の免税期間があった。しかし、2年間の耕作中止で、家が建っていても総小作人や所領管理人(Vilicus)の権利に帰した。また、シシリーの監察官管轄地では、10分の1税を伴う5年毎の賃貸の更新継続により、所有地と大差のない場合が多かった。¹⁸独裁官であったスッラ(Sulla:前138-前78)やカエサル(Caesar:前100-前44)も土地分配委員

によって老兵や貧民に7~30ユーゲラまでの土地を分配し、小土地所有者の創出に努めた。ラティフンディウムでは奴隷か小作人かは経済的に選択されたが、小作契約は5年以下が多く、自動的更新ができた。¹⁹ローマは征服地の一部を公有地として一般市民に開放し、未期限で貸与したが、国家は随時回収の権限を持っていた。公有地占有者は穀物の10分の1、果樹園の収穫の5分の1を支払う義務があったが、富裕層に独占され、私有地のごとく扱われ相続された。²⁰中小農は追放され、元老院議員や騎士に独占された征服地の公有地では、大規模な奴隷労働によるラティフンディウムが形成されたが、その保有者はローマで二千人にも満たないとも云われた。²¹

ローマは所有権と占有権を区別したが、皇帝私有地の占有者はそれを売却できた。また、空地占有者は地主が入るのを法的に拒むことが出来た。²²ゲルマン法でも、1年と1日の占有を続けると、その間に提訴しない権利者は権利を喪失したが、古代ローマで最初の成文法である十二表法では、2年間の土地占有(その他の物は1年間)により、占有者は権利者の攻撃を防御出来た。²³ローマ法の土地所有権は、基本的には国家と挑戦者に対する絶対的性によって構成され、地租からの自由と戸口調査表による土地所有権は共和制土地法の原則であり、ローマの法律家は自由で完全な所有概念を持っていた。²⁴ラティフンディウム形成過程において、占有訴権は富裕者層に有利に設計されたと思われる。²⁵共和制下で通常5年の土地占有の契約期間は、帝政期には長期になっていき、占有者(借地人)には占有訴権が与えられ、法的な地位は所有権者に近づいた。皇帝私有地を永借するのは元老院貴族等であったが、コンスタンティヌス帝(在位:後305-337)はそれらに対し古典法の用益権をもって期限付き所有権を承認し、4世紀以降は土地の長期賃貸借関係は永借権と

¹¹ 吉野悟『共和制ローマの公有地と私有地—特に土地所有の側面から—』『法制史研究』法制史学会、創文社、1964、P129

¹² 篠塚、前掲、P29,30

¹³ 村上、前掲、P7

¹⁴ 同上、P13

¹⁵ 篠塚、前掲、P30

¹⁶ 浅香正「ローマ大土地所有制」石母田編著、前掲書、P71

¹⁷ 村上、前掲、P70,71

¹⁸ 同上、P120,145

¹⁹ 篠塚、前掲、P33

²⁰ 浅香、前掲、P56,58

²¹ 篠塚、前掲、P26,27

²² 一柳俊夫『古代ローマの共同体—E・M・シュタイエルマン『ローマの土地所有』について(一)』宇都宮大学教育学部紀要第31号第1部P48,49、宇都宮大学教育学部編、1981-12

²³ 吉野、前掲、P126,127

²⁴ 同上、P119,144

²⁵ 同上、P130,137

言えるものになった。

東部では借地料と公課の3年間の未納で永借権も消滅するものの、西部では永借権は殆ど所有権者と変わりがなくなった。コロヌスと呼ばれる小作農は植民市の基本法によって5年毎の公有地賃貸を受ける定住農民であった。2世紀初のチュニスの皇帝所領でコロヌスは5年間か10年間、果樹果実の採取が自由だが、耕作を止めた時から2年後その権利は剥奪されることになっていた。²⁶

3. インドの古代—19世紀の土地制度

3.1 インド：ヴェーダ時代

ヴェーダの成立以降（前1200頃）、アーリア人はパンジャブ地方に進入を開始したが、その土地制度は農耕・牧畜が基盤であった。その時代に始まった土地私有化はアーリア人のガンジス川流域進出後（前1000頃—前600頃）には確立していた。アーリア人は占拠した地域の土地を各氏族ごとに家族単位で割り当て、家父長は土地を世襲化・私有化した。土地は肥沃地と荒地に区別され、牧地や山林には共同利用地があったとされる。²⁷マガタ王国時代(Magadha、前600頃—前23頃)には大土地所有者が出現し、広大な王領地が形成されたが、直営地と開拓した地方植民地に分かれていた。地方植民地における開拓農民は、耕作によって一定期間の免税特権と一代に渡る保有地を与えられ、実質的な世襲が認められた。耕地等の購入に際し、親族等には先買権が与えられたが、不動産の売買には競売がなされた。²⁸マヌの法典（前2世紀—後2世紀に成立）は既成化していた土地私有の明確化および所有と利用を区別し、10年間の他者の占有と耕作の黙認による土地所有権の喪失(第8章117条)を定めた。カウティルヤの実利論(Kautiliya's Arthashastra：前4世紀—後2世紀に成立)では、20年間の不在放置で不動産権利が喪失されるとした(3巻16章31節)。²⁹

3.2 インド：4世紀—12世紀

インド史においては、グプタ朝（後320-550頃）から封建制が成立したという説があり、バラモン等に対する村落・土地の施与が重視されている。また、官吏や封建領主に対する土地施与を以って封建制を8世紀からとする説もある。11,12世紀には官吏・軍人・郷村の支配層(領主)への村落・土地の賜与が顕著であった。³⁰7,8世紀から12世紀にかけては支配層が各地方に土着し、地方分権的な政治形態が一般化した。13世紀ごろからムスリム支配下に入り、中央集権化が進行した。ムガル朝(1526-1858)では、農民は永小作権というべき権利を持っていた。³¹ムガル支配は全土に下級地方官僚を配置し、集権的貢租徴収行政機構を樹立しようとしたが、同じく取り分を受領する村落の地主・富農階層とのバランスの上に成り立っていた。取り分権は重層的構造を持ち、農民からの収奪は圧倒的な割合になっていった。農村では地主・富農・自作農・小作農・農業労働者等の階層があったが、政府の取り分が大きかったため、長期の放棄地の取り戻し権を除いては自作と小作の差は小さかった。共同耕作はほとんど行われず、一般に耕作者の占有権は侵されることはなかったが、土地を離れての生存が困難であったことから、土地への緊縛も生じなかった。³²

3.3 インド：18世紀—19世紀

18世紀末、イギリス支配下にあった南インドのマドラス管区では、土地耕作者は土地世襲権を持つミラースダール(mirassadar)とその土地の耕作のため移住してきたパヤカリ(pyacarris)に分かれていた。定住パヤカリは収穫の45%以上は得られないが、非定住パヤカリはそれより5%多い収穫を得ており、³³多くは1年契約による耕作が行われた。定住パヤカリはイギリスのコピーホルダーに類似し、少なくとも一生の間は土地権益を保持することができたが、

²⁶ 吉野、前掲、P155,156,158

²⁷ 馬場、前掲、P360,361

²⁸ 同上、P394,408,409

²⁹ 同上、P417

³⁰ 山崎利男「四—十二世紀北インドの村落・土地の施与」山崎利男・松井透編著『インド史における土地制度と権力構造』東京大学出版会、1969、P39-42

³¹ 松井透「ムガル朝支配期の土地制度と権力構造」山崎利男・松井透前掲書、P175,176,181

³² 同上、P188,189

³³ 松井透『インド土地制度史研究』東京大学出版、1971、P120,121

ある種のパヤカリは世襲的な土地耕作権を持っていた。³⁴南インドのカーナラ (Canara) 地方では地主もしくは所有者はナーヤル・ムール・ゲーニー (nair mulguenies) と呼ばれる。彼らの土地は住民の法に従って相続され、税の未納によっても、その所有権を完全に剥奪できなかつた。狭小な土地を有する実質的な小地主も永久小作人を持っていた。カーナティックおよびマイソール地方のバラモンに絶対的所有権がある村では、特定の土地に対する権利の成立を排除し、定期的な一種のくじ引きによって、所有地を転換させた。³⁵

東インド会社はムガル皇帝から継承したベンガル・オリッサ・ビハール州の財務権原において、1789年に、旧大土地所有層であるザミンダール・独立ザミンダール等を納入者として認め、10年間の地租納入契約を結んだ。しかし、会社政府の永代査定後の十数年間にザミンダール等によって、ベンガルの総面積の1/3から1/2が売却された。³⁶19世紀初頭、東インド会社がグジャラートの直接支配を始めたとき、二つの村落類型を見出した。一つは農民村落であり、もう一つは土豪地主が1村から数十村の土地財産を支配する土豪地主村落であった。会社政府は農村の一般耕地を政府の国有地としたが、土豪や世襲役人の特権的所有地を私有地として除外した。18世紀末から19世紀前半にかけて、会社政府はマドラス州、次いでグジャラートを含むボンベイ州に土地国有化を推し進め、農民の土地への権利を占有に限定するライヤトワリー制度を導入した。ザミンダールへの地税額は1820年までに45%ないし80%にまで引き上げられ、領主としての法的地位から失墜させられたが、1860年頃にはボンベイ政府に地主としての地位を認められるに至った。³⁷

1801年 - 1803年にイギリスの支配下に入った北西州では当初、太守政府の貢租官吏であったタフシールダールに地税徴収が委ねられ、課税地の所有権が賦与された。それによって、伝統的な重層的土地

所有権と利用の関係が解体され、多くの農民が世襲的耕作権を失い小作農へ転落した。³⁸セポイの反乱後、旧領主の私的土地所有が承認され、寄生地主制土地所有制度が成立した。1866年の条例では66%を会社政府が徴収し、その残りを所有者が取得することになり、その比率は30年間、固定された。³⁹1859年にはベンガル地代法によって、二種類の小作層が創設されたが、1859年以前の20年間の小作料納入か、1859年以降の12年の耕作によって永代占有権を与えられた。また、セポイの反乱の中心地であったアワド地方に対する1868年のアワド地代法は、アワド併合前30年間に所有または耕作していた所有地を失い小作化した農民の現耕作地に対し、相続可能な占有小作権を認めた。⁴⁰

4. 中国の古代 - 宋代の土地制度

4.1 夏・殷・周時代：(前2079-前771)

夏・殷・周の土地制度は西周(前1066-前770)において集大成された。夏の地租は、「貢」(田賦と貢)といい現物地代であった。孟子は夏において、家(戸)に対する土地配分は50畝(100畝=1.9ha)であったという。「助」と称された殷の地租は公田の周囲に私田を配し、公田を共同耕作させる労働地代で、家に対する土地配分は70畝だったとみられる。西周の地租は「徹」と称し、労働地代と現物地代が併用された。その土地配分は1家につき100畝であった。孟子は上記の三時代の地租を約10分の1と記している。⁴¹西周の井田制における田地の配分で、耕作に従事する男子には25畝が、一家を成した男子には100畝が授田された。漢書では還田の期限を60歳としているが、実際には世襲されたと考えられる。私田でも土地は公有で、売買、譲渡、賃貸は認められなかった。⁴²西周は井田制を基底として封建制を確立した。⁴³

³⁴ 柳沢悠「十八世紀南インドにおける土地保有関係」松井透編『インド土地制度史研究』東京大学出版会、1971、P120

³⁵ 同上、P123,124

³⁶ 多田博一「1859年ベンガル借地法」松井透編『インド土地制度史研究』東京大学出版会、1971、P198-201

³⁷ 深沢、前掲、P243,245

³⁸ 多田博一「十九世紀北インドにおける地主・小作関係」山崎利男・松井透、前掲書、P232

³⁹ 同上、P288

⁴⁰ 同上、P300,304

⁴¹ 馬場、前掲、P508,509

⁴² 同上、P524,525,527

⁴³ 同上、P553

4.2 春秋戦国時代：(前 770—前 221)

東周時代は春秋時代(前 770—403)と戦国時代(前 403—221)からなる。東周では封建制と井田制は次第に弛緩し、戦国時代には崩壊した。しかし、郡県制による中央集権的な領域国家が形成され、兵制と邑制、田制を一致させた阡陌制への移行が始まり、土地私有と土地売買も可能となった。阡陌制では 100 畝を頃(約 4.7ha)と称する単位に定めたが、井田制より 2.4 倍に標準耕地が拡大した。⁴⁴

4.3 秦漢時代：(前 221—後 220)

秦の始皇帝は法令(前 206)で、全国統一の土地私有権を確立し、阡陌制に集約した。⁴⁵漢朝の土地制度も秦の制度を踏襲したが、貨幣経済に伴う大土地所有者の伸張に伴い、土地を失った農民が増加した。新(後 8—23)の王莽(前 45—後 23)は井田制復活を試み、土地所有を制限し、男子 8 人以下の家には 1 井(900 畝)以上の田の所有を禁止した。また、土地売買を禁じ、王田の確立を試みたが、3 年間で撤廃された。後 25 年には後漢の光武帝(前 6—後 57)が収穫の 30 分の 1 の田租を復活した。光武帝の度田(田の測量等地籍調査)による地方豪族の土地兼併の制限も豪族達の反対で失敗した。⁴⁶

4.4 北魏—南宋：(後 386—1279)

漢以来、豪族の大土地所有の進展により没落した小農民は、客戸(移動する農業労働者)となり、豪族の土地を小作した。北魏時代の 485 年に孝文帝によって、均田制が華北に発布され、8 世紀後半まで、土地班給制度として諸王朝に受け継がれた。⁴⁷唐の中頃以後、均田制も崩壊に向かい、五代より宋に至って大土地所有が促進された。唐代末と五代には貴族ないし官僚である形勢戸が荘園を所有していた。また、武人・豪族も大土地所有者であり、五代の内乱を経て門閥・貴族が没落した後の宋・金代には形勢戸・官戸となった。⁴⁸宋代の荘園を耕作した佃戸とは祖(地代)を納める小作農か、移住した農民で

あった。⁴⁹北宋・南宋では屯田も行われた。唐の中頃から賦税の格差是正のため地積に基づく均税法が行われた。それは後唐、五周と踏襲され、宋に至って方田均税法として施行されたが、弊害により廃止された。⁵⁰また、南宋末の公田法は田を買って、金と蒙古を防ぐための軍費を賄うものであった。⁵¹

5. ヨーロッパ諸国の中世以降の土地制度

5.1 ゲルマン系諸国：9 世紀—16 世紀

チャールズ大帝の 814 年の死後、フランク王国は解体した。フランスでは 11 世紀、ドイツでは 12 世紀、イギリスでも 11 世紀に、ほぼ共通の封建体制が形成されたが、それは重疊的支配であり、共同体的支配や利用が生み出された。領主と家士にはオマージュと呼ばれる誠実誓約が行われ、その恩貸地が封である。当初、恩貸地保有は領主か家士の死亡時までには制限され、承継には、オマージュがやりなおされた。11 世紀には封の世襲はフランスとドイツで一般化し、家士による再下封も行われていたと思われる。封はローマ法の占有に近い。農民も領主の支配を受け、耕作地の保有権は世襲されたが、村落共同体によって、潜在的または顕在的に支配されていた。その封建体制も 13 世紀以降、商業と貨幣経済の発達で衰退を始めた。⁵²15 世紀末から 16 世紀初にかけての新大陸発見は毛織物工業を発展させ、都市住民の羊肉の需要も高まった。かくして、行われた囲い込みによって、ゲルマン法型の土地所有(保有)権は解体され、当時の小農には不利なローマ法型の絶対的支配権に変化していった。⁵³

5.2 ドイツ：15 世紀—20 世紀

ドイツの土地制度はエルベ川より西部はほぼフランスに類似したものだが、東部は 15,16 世紀以降、領主の直営大農場が発展した。多くの農民が保有地の世襲権を奪われ、領主の直営地に編入され、無償労働を強いられた。16 世紀後半の直轄地では、囲い

⁴⁴ 馬場、前掲、P580,595

⁴⁵ 同上、P369

⁴⁶ 同上、P680,685-688

⁴⁷ 堀敏一『均田制の研究』岩波書店、1975、P278

⁴⁸ 周籐吉之『中国土地制度研究』東京大学出版会、1954、P3-5

⁴⁹ 同上、P279-282

⁵⁰ 同上、P498-500

⁵¹ 同上、P593

⁵² 篠塚昭次『土地所有権と現代』NHK ブックス、日本放送出版協会、1974、P38-41

⁵³ 同上、P44,45

込みと同様の独占的土地支配が行われた。三十年戦争後、領主の支配体制はさらに強まり、ラティフンディウムに酷似した土地制度が19世紀に至るまで続いた。18世紀末には貨幣地代の普及によって、直営大農場は賃労働者を基礎とする農場経営に変わっていき領主はユンカーとなった。⁵⁴19世紀初頭からは、土地の商品化が強く推し進められた。⁵⁵ローマ法は15世紀末の領主直営大農場の形成期にドイツに影響を与え始め、1616年には法律によって、農民は土地保有の世襲権を失った。ドイツ・フランス等の大陸法型では、「絶対的所有権」を持つ「物権」としての「土地所有権」はまさに絶対的のものであった。⁵⁶その後、ワイマール期に至って、漸く絶対的所有権に対する社会的規制が行われた。1933年、ナチスは緒世襲農地法によって、世襲農地を原則的に譲渡禁止にした。土地経営についても、国家が介入し、経営能力のある男子の一人相続によるものとした。⁵⁷

5.3 フランス：14世紀－19世紀

中世のフランスでは共同地が存在し、領主もその存在を承認していた。貢納関係においては農民に土地の保有権を賦与し、領主の上級所有権と農民の下級所有権による重疊的構造があった。⁵⁸14世紀には戦乱とペストで農民が離散し、領主は費用のかかる大土地経営よりも農民小作を選んだ。16世紀に至って、農民の農地保有権は判例と慣習で世襲化されたが、17世紀には土地台帳の整備で20年か30年ごと登記が更新され、領主的支配が強化された。15世紀末からフランス革命に至る間にさらに領主の採草地保護のための囲い込みが行われたが、フランス革命とフランス民法は農民の下級所有権を所有権とし、遂に領主の上級所有権を廃止した。⁵⁹しかし、それによって主に土地を取得したのは新興ブルジョワジーであった。こうして、ローマ法型の絶対的な土地所有権がフランスで定着し、資本主義的農業が発展

していった。共同利用地の復活は1890年まで実現しなかった。⁶⁰

5.4 デンマーク：古代－17世紀

デンマークでは現代、土地所有権は原始的所有権と派生的所有権に分けられ、さらに土地利用権、地益権があるが、古代デンマークでは土地の権利移転は村落会合で、長老の口頭の合意によった。そのため、証人の死亡や記憶の喪失に備えて、権利取得者の権利が時効により保障されたが、1683年のデンマーク法典では、時効は20年後と定められている。⁶¹

6. イギリスの11世紀以降の土地制度

6.1 イギリス：11世紀－18世紀前半

イングランドの土地財産制度は極めて複雑で、その土地法の歴史は法的な擬制と回避(evasions)の歴史とも言われる。イギリスでは伝統的に土地の権原は最終的に国王にあり、国民は保有(hold)によって、利用権を有するのみで、占有を所有権の基礎としてきた。⁶²現代でも、国民の有する土地は「単純絶対封土権」(fee simple absolute possession)と呼ばれ、その下封された土地では無期限で使用・処分・収益の絶対的な自由が認められている。そして、「単純絶対封土権」を一定期間借り受ける賃借権は「絶対期間権」(term of years absolute)と呼ばれる。これらは、小作人の弱い土地賃借権が資本家による土地経営を経て、地主に対する土地所有権に優越するものに変化していった結果である。⁶³

1066年のノルマン征服以前には、大部分の土地は自営農民や小農の手中にあったと推測されるが、⁶⁴イングランドはローマ法を直接継受せず、領主と領民による封建的土地保有が長く続いた。その封建制は荘園を単位として構成され、農民保有地、領主直営地、共有地に分かれていたが、13世紀のヘンリー二世の下で、最も完全な段階に達した。14世紀後半

⁵⁴ 篠塚、前掲、P57-59,61,62

⁵⁵ 丸山英気「ドイツ所有権法思想の発展」『土地所有権の比較法的研究』日本土地法学会編、有斐閣、P16

⁵⁶ 篠塚、前掲、P69,70

⁵⁷ 丸山、前掲、P21,27

⁵⁸ 甲斐道太郎・稲本洋之助・戒能通厚・田山輝明『所有権思想の歴史』有斐閣新書、有斐閣、1979、P74

⁵⁹ 篠塚、前掲、P47,55

⁶⁰ 同上、P50,51

⁶¹ 山口健治『土地は公のもの』財団法人大蔵財務会、2000、P297

⁶² 同上、P205

⁶³ 水本、前掲、P38,39

⁶⁴ フレデリック・ボロック『イギリス土地法—その法理と歴史』(訳：平松紘・石井幸三・加藤哲実)、日本評論社、1980、P211,212

までは、賃借権 (lease) の譲渡・転貸しは認められなかったが、その後、毛織物業の発展やワット・タイラーの農民一揆が起り、農民を引き止めるために直営地の賃貸借が行われるようになった。さらに農民保有地にも賃貸借が出現した。⁶⁵永代借地権はイングランド法にはなかったが、賃借権の年数を制限する法もなかった。⁶⁶封建的關係が解体し、貨幣地代の発展とともに農民の占有が強化され、13,14世紀の農奴は15,16世紀にはコピーホールド (copy hold : 贍本保有地権) を持つ農民に転化した。⁶⁷16世紀にはイングランドの土地の3分の1がコピーホールドとなっていた。その更新はあくまで準則であり、保有者の地位は不安定で、一生涯から多生涯、あるいは数年という期間で保有していた。一例として、コーンウェルでは7年毎に更新料を支払う協定借地人 (conventional tenants) が存在した。⁶⁸

15,16世紀には、また毛織物工業の発展に伴い、羊毛の需要が増大し、第一次囲い込みが進展した。共有地や直営地も囲い込まれ、農場に転化し、封建制に代わって土地賃借権が土地制度の中心になっていった。農民も農地を失った農業労働者、工業労働者と富農、商人に分解していった。1499年にはリースホールド (lease hold : 土地賃借権) に対し、第三者への対抗力が認められ、土地賃借権が資本化していった。⁶⁹ドイツでは土地賃借権は19世紀末の民法典第二草案まで、日本では農地借地権は昭和初期まで認められなかった。かくして16世紀にはリースホールドがコピーホールドを圧倒していった。⁷⁰そのような状況に対し、ヘンリー八世 (Henry VIII, 1491年-1547年) の「ユース法 (The Statute of Uses : use = 土地信託の一種)」は国王への許可料なしの土地譲渡を規制するものであった。しかし、土地移動を規制し得なかったばかりか、そこから、借地権の設定と譲渡契約、フリーホールド (free hold : 自由土地保

有権) の譲渡契約を発展させ、土地譲渡が一般化した。⁷¹

15世紀の末にはヨーマン (独立自営農民) が中心となって、領主の農場経営を担っていたが、フリーホールド (free hold : 自由土地保有権) やリースホールドを持っている者もいた。リースホールドを受けたリースホルダーは賃労働者に農作業をさせ、収益で領主か地主に地代を支払った。1536年には法令で修道院解散の処置が取られ、旧土地貴族やジェントリーと呼ばれた新興土地投資家層がその所領を入手した。⁷²16世紀における慣習的な土地保有農の多くは贍本保有農 (コピーホルダー) であった。⁷³1633年において、あるヨーマンは10エーカーの囲い込み地、共同体の耕地と牧草地における90エーカーの土地を21年の期限で賃借し、3エーカーの土地を一代限りで贍本によって保有していた。⁷⁴16-18世紀のイギリスには共同体的土地所有、領主と小土地所有者による封建的土地所有、ブルジョア的土地所有が並存していた。⁷⁵

市民革命前、コピーホールドの慣習による権限強化と世襲的贍本保有あるいはフリーホールドへの転化として農民の保有権は強化されていたが、市民革命において、レヴェラーズ (ピューリタン革命期の急進的党派) は囲い込みによる農民追放、地代の搾取等に対し、コピーホルダーの開放を目指した。⁷⁶市民革命によって、国王の上級所有権が廃止され、土地所有権はフリーホールドとして、より完全に近い所有権への転化が行われた。しかし、実質的に旧領主 (貴族) と新興地主層がフリーホールドの地位を獲得し、借地農へ支配力を持つことになった。農民的保有の大部分であったコピーホールドは封建的保有制の中に放置された。⁷⁷17世紀、18世紀とイギリス資本主義が発展していくにつれて、土地賃借権の存続期間も長期化し、譲渡・転貸しも次第に認め

⁶⁵ 水本浩『土地問題と所有権』有斐閣、1973、P34,35

⁶⁶ ボロック、前掲、P145,146

⁶⁷ B・M・ラヴロスキー「近代イギリス土地制度と地代論」(訳：福富正実) 未来社、1972、P76

⁶⁸ ボロック、前掲、P46

⁶⁹ K・マルクス「資本論」第1巻、P721 (『マルクス=エンゲルス全集』第23巻第2分冊、監訳：大内兵衛・細川嘉六、大月書店、1978、P936)

⁷⁰ 水本、前掲、P35,36

⁷¹ 椎名重明『近代的土地所有』東京大学出版会、1973、P31,32

⁷² 篠塚、前掲、P66,67

⁷³ 田代正一「イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成」『鹿児島大学農学部学術報告』鹿児島大学農学部、2007、P4

⁷⁴ ラヴロスキー、前掲、P155,156

⁷⁵ 同上、P48

⁷⁶ 椎名、前掲、P36,38

⁷⁷ 大澤正男編著、日本土地法学会『土地所有権の比較法的研究』土地問題叢書9、有斐閣、1978、P31

られるようになった。

6.2 イギリス：産業革命－19世紀

18世紀後半の産業革命によって、農業の資本主義化が徹底されたが、第二次エンクロージャーは旧領主と新興地主層の土地所有拡大と地代収益増大を目的として行われた。すでに18世紀の中頃にはヨーマンは消滅し、第二次エンクロージャーによって、18世紀後半から19世紀前半までに共同体土地所有(入会地=common)がほとんど姿を消してしまった。⁷⁸もはや、コピーホールドは土地割り当ての権利として認められず、定期借地権へ転換されたが、それは小農民(20～30エーカーの借地農)の共同所有地からの排除を意味した。⁷⁹第二次エンクロージャーは1840年－1860年間にピークとなり、イギリスの耕作可能地の半分が私有化され、⁸⁰イギリス特有の大土地所有が形成された。1873年までに、1万エーカーの土地所有者363名がイングランド全土の約4分の1の面積を所有するに至った。ブリテン全体では、7000名足らずの大所有者が総面積の5分の4を所有していた。⁸¹1887年の時点で、ブリテン全体の借地経営面積が85.1%なのに対し、自作地面積は14.9%に過ぎなくなっていた。⁸²

18世紀末から19世紀初における借地形態を見るとリースは減少し、任意借地ないし、1年限りの借地が増大した。それらは、長期の借地契約を望む借地農に対して、年々解除可能な借地契約を選択する地主の優位を示している。⁸³18世紀中頃には任期借地も1年限りの借地と同様になり、1年限りの借地は年決めの定期借地になりつつあった。⁸⁴19世紀イギリスでは、資本制農業の発達とともに、土地所有と経営の分離が進み、大部分がそのような形態となった。1840-1860年代の農業改良期には大土地所有制と所有・経営・労働の三分割制が完全に実施され、農業の近代化が進んだ。1846年法以来、土地改良の手続きは囲い込み委員会の手に移り、1860年代まで、

土地改良が盛んとなった。多くが限定的所有者であった地主の土地改良投資に対する賦課期限は8年から25年が期限とされ、投資額に対する年賦課金は最高6－7%であった。⁸⁵また、スコットランド借地農の土地改良に対する投資資本回収に十分な借地期間は19年ないし20年の定期借地とされた。⁸⁶1883年農地法と1888年動産差押改正法により、それまで6年間の地代相当分まで認められた差押えが1年分に制限された。⁸⁷そのような状況下で1879年の不作後、農産物価格下落のため、19世紀末にかけて、地代(借地料)低下が起った。また、地価はそれ以上に低下し、ブリテン全体では1875年に30年買いだったのが、1894年には18年買いに地価が低下したと見られる。⁸⁸

6.3 イギリス：土地相続権と土地関連法令

イギリスの大土地所有はすでに17世紀に存在していた長子相続制度と継承的不動産設定(family settlement)を基盤とするものであった。それは不安定な土地保有権を生涯土地保有権へ向上させ、⁸⁹イギリス土地所有貴族階級の支配的地位維持に重要な役割を果たした。19世紀末までの土地所有権(保有権)は地代の徴収、作付け制限等の管理権等の利用権であり、所有者の生涯を越えて、自由に処分できるものではなかったが、事実上の相続を可能とし、土地所有権は個人ではなく家族に帰属していた。そして、この時期の自由土地保有権のほとんど(イギリス全土の3分の2から4分の3)が、継承的不動産であった。⁹⁰長子相続と継承的不動産設定の方法には、婚姻によるもの、厳格継承的不動産権設定、業者の継承的不動産権設定の三つがあった。婚姻によるものが典型的形態であったが、世襲財産として、代々引き継がせる場合は厳格継承的不動産権設定が用いられた。それは夫が生存期間を限度として自分自身に設定し、残余権を長子以下、年長順に与える。そして、長男が成人(21歳)に達したときに、限嗣(fee

⁷⁸ ラヴロスキー、前掲、P46,47

⁷⁹ 大澤、前掲、P32

⁸⁰ 椎名、前掲、P62

⁸¹ 同上、P55

⁸² 同上、P255

⁸³ 同上、P60

⁸⁴ 同上、P101

⁸⁵ 同上、P110

⁸⁶ 同上、P137

⁸⁷ 大澤、前掲、P37

⁸⁸ 同上、P187-195

⁸⁹ 大澤、前掲、P34,35

⁹⁰ 山口『土地は公のもの』P204

tail) の解除を行うものである。⁹¹また、19世紀前半の判例でも、継嗣の年齢に関係なく一生涯に21年を超えない期間が一般的な期間であるとされた。⁹²

土地の権限に関して、1832年の取得時効法(Prescription Act)、1833年と1874年の物的財産出訴期限法(Real Property Limitation Acts)によって、土地の12年間の占有に十分な法的対抗力を与え、さらに、その権利者の死亡から6年間の占有が認められた。しかし、非占有者の主張に与えられた期間は法定相続不動産権の保有者に対して、合計30年を超えることは出来なかった。他人の土地に関する諸権利は、その権利が地投権(easements:採光、通気、河川航行権のような権利)である場合は20年の継続的享有によって、入会権のような収益権の場合30年の継続的享有によって、それぞれ確定された。⁹³19世紀後半までの土地保有権は一代限りの限定された権利であったので、売却、賃貸、抵当権設定等ができなかったが、売却や貸借に向けて制定された1856年継承的不動産権設定法(Law of strict settlement)においても、現占有権者がなしうるのは、21年間以内の農地の賃貸に限られていた。また、地下資源採掘権や水路のリース(いずれも40年以下)、建物敷地のリース(99年以下)等の権限は受託者(trustees)に属した。⁹⁴1882年に改正された継承的不動産権設定地法によって、現保有者は所有地の全ての売却と長期賃貸が可能となった。さらに、1925年の改正継承的不動産権設定地法では、建設用地や森林のリースでは99年以下、鉱山のリースでは100年以下、その他のリースでは50年以下と延長された。⁹⁵

1856年から1882年にかけて、継承的不動産権の売却や長期賃借も可能となったことにより、大土地所有制の解体が始まり、土地は商品化され、土地所有権の近代化が推進された。土地の商品化の弊害は正も含め、1925年財産法(Law of Property Act,1925)において、長年、コモン・ローとして整備されてきた土地賃借法の封建的諸権利が整理された。その中で、土地所有権と土地賃貸権は遂に物的権利とされ

るに至った。現代でも、イングランドの一般的な土地保有形態は1年毎の更新による不確定期間の土地保有であり、個人が購入した土地でも厳密には999年の貸与という形が多い。⁹⁶建築賃借権は通常99年間(稀に80年を超えぬ期間)でなされており、採鉱賃借権は地方的慣習によって、期間が異なるが、普通60年を超えない。継承的不動産設定としては、200年から1000年というような非常に長い期間が受託者に与えられている。慣習的に保有者死亡時の手数料の支払いで更新する複数生涯賃借権は近年まで教会や法人の土地維持の一般的方法であった。⁹⁷

7.その他の国の土地制度

7.1 日本：古代—江戸時代

日本の古代氏族社会では土地が大家族または一族の共有であったと考えられている。土地私有制は、600年ごろの天皇の御陵、地方豪族の田園と称する領土の形成により発生した。⁹⁸大化の改新の班田收受とは、私地を公地とし、国が農民に土地の給付と死亡による返還をさせる制度であった。その口分田の給付は6年に一度であった。⁹⁹また、乗田(余剩田)は賃祖され、1年限りの売買と見做されたが、実情は公田の収穫の20%を小作料とする小作だった。722年の三世一身の法では、開墾地の子孫三代の私有を認めたが、古い溝地の開墾には一代だけだった。また、開墾者が6年以内に死亡した場合は18年の私有が認められたが、3年以内に開墾しないときは他人に開墾させた。¹⁰⁰天平15年(742年)の墾田衛生私有令によって、土地売買が活発化した。8-10世紀には墾田等の土地売買では五年買方式が主流を占めていた。

中世には律令法系による国衙領と荘園領、寺社領が並存していたが、次第に全国に荘園による武家領化が進んだ。鎌倉時代に入って、農民の口分田は領主地へと吸収され、班田制は崩壊した。荘園制度は土地公有制に反したが、領家職は墾田の永代所有権

⁹¹ 椎名、前掲、P322

⁹² ボロック、前掲、P244

⁹³ 同上、前掲、P181

⁹⁴ 椎名、前掲、P329

⁹⁵ 同上、P270

⁹⁶ 大沢正男『土地所有の構図』早稲田大学出版会、1985、P35

⁹⁷ ボロック、前掲、P145,146

⁹⁸ 大沢、前掲、P164

⁹⁹ 田辺勝正『日本土地制度史』日本土地制度史刊行会、1974、P62,66

¹⁰⁰ 同上、P97,98

から由来したものであった。1232年の貞永式目は封臣の一生涯の封地占有権を法制化し、荘園の私有制は封地制度すなわち知行制度に換っていった。¹⁰¹ 1582年の太閤検地は大名に知行地を与え、大名は農民に対して耕作権と引き換えに年貢徴収権を握った。¹⁰²

貞永式目により禁じられていた土地の処分は第三代将軍家光（在職：1623 -1651）によって、1643年に百姓所持の田畑の永代売買禁止として明文化された。¹⁰³江戸時代初期において、武士は一子相続制であったが、百姓町民においては諸子分割相続制が行われていた。しかし、土地細分化による租税力低下のため、後に制限された。¹⁰⁴第八代将軍吉宗（在職：1716-1745）の享保の改革によって、五公五民の作得分での耕地10年買方式が確立した。また、新田開発等により小作地は全体の3割程度に上っていた。小作は数種に分類され、普通小作は年季小作と不年季小作に分けられたが、前者は3年、5年、7年というように期限のある小作のことで、不年季小作とは一方が解約しない限り、年々継続する小作を指す。¹⁰⁵永小作は永続的とされていたが、明治民法施行後は20年以上、50年以下と短縮された。認定永小作権は普通小作の期間が所定年限に達するときは、これを永小作と認めるものであったが、幕府法では20年以上とされ、地方農民の間では慣習によって、10年または15年であった。¹⁰⁶江戸末期においては、農民は制限付で使用・収益・処分を含む私的な土地支配権を持っていた。¹⁰⁷

7.2 タイ：19世紀-20世紀

1850年代の開国時には国王は全土を所有していた。国民には用益権が与えられていたが、3年間耕作を放棄した場合、王はその土地を取り上げることが出来た。ラーマ五世（在位：1868 - 1910）に近代的土地改革を行った。1909年の地券発行では、私的所有権を認めたが、開発証と占有証によって、前者

は2年以内、後者は3年以内に所有権に転換できた。現行の土地制度は1954年の土地法によって成立した。その中で、3年間耕作しないか空地にすると土地権利は消滅し、国有地とされる。¹⁰⁸

7.3 アメリカ：現代

アメリカではイギリスと同様、国民は土地の保有権（hold）しか持てないが、土地の最終処分権は州または連邦政府にある。土地の保有権はフリーホルドとリースホルドに大別される。フリーホルドにはFee Simpleという不動産に関する売却、譲渡、リース、排他的利用、建物建設等の完全な権利下に保有できるものから、一生涯限り等の条件付のものがある。Fee Simpleは日本の土地所有権に近いが、土地課税権、警察権（計画・規制権）、優越的領有権、国庫帰属権（相続者なき場合の国庫返還）はFee Simpleの上位にある。¹⁰⁹リースホルドは、確定期限付きのもの、定期的に更新されるもの、いつでも保有権を停止できるものに分けられる。保有権（hold）は占有、使用、収益の権利があり、譲渡できるが、公的権力に反しての処分は不可である。¹¹⁰

7.4 オーストラリア：現代

オーストラリアには、大別すると王室領（Crown Land）、私有地（Free hold land）、王室領の貸付地（Lease Hold Land）の三つの土地保有形態がある。王室領は各州政府が保有する。王室領の貸付地には各種あり、典型的なクイーンズランド州の例をとると、期間30年の牧畜用の土地貸与というもの、期間30年の農業・牧畜・酪農用の土地貸与で貸与面積は最大45,000エーカーというもの、永住用の最大限2,650エーカーの土地貸与というものからなる。私有地の世襲的土地保有では一定の土地の保有、処分と遺言相続ができ、日本の土地所有権に近いものである。Crown Landの場合、Fee Simpleは30年間の所有で成立し、所有者の死亡時、近親者に相続できる。Life Estateは保有者の生涯期間であり、権利人の死亡で終了する。Joint Estateは夫婦等の合同所

¹⁰¹ 山口『土地は公のもの』P172,173

¹⁰² 大沢、前掲、P166

¹⁰³ 山口『土地は公共財—繁栄のための土地公有化』近代文芸社 1996、P64

¹⁰⁴ 田辺、前掲、P144

¹⁰⁵ 田辺、前掲、P157-159

¹⁰⁶ 同上、P168,171

¹⁰⁷ 甲斐、前掲、P171,184

¹⁰⁸ 山口『土地は公共財—繁栄のための土地公有化』P173

¹⁰⁹ 山口『土地は公のもの』P258

¹¹⁰ 同上、P203

有であり、一方の死亡で他方が所有権を継承する。¹¹¹

8.おわりに

ローマ法系の大陸法を基盤とする独仏等の土地制度とゲルマン法系の英米法を基盤とする英米の土地制度は、学術的にも比較対象として分析されてきた。しかし、それらの国における現代の土地制度の利用状況と実用性には大差がない。それは社会厚生、社会的効用の観点から、大陸法型の国家は近代的土地所有権によって絶対的土地所有権に規制を加え、英米法型の国家も国王や政府に留保されてきた土地所有の最終的な権原を土地政策として積極的に行使するようになってきたからである。そして、所有権と占有権という対象的な権利が実は時代や状況によって相対的に定義される度合いが極めて高かったことを示していることは、上述の土地制度史比較からも伺えよう。

絶対的所有権の上に成り立つローマ法を形成した古代ローマの土地制度史を見ても、絶対的土地所有を基盤としつつも、占有権の強化や実質的な所有権への転化がイタリアと征服地の広大な公有地、皇帝の私有地において行われ、ラティフンディウム形成の権原となってきた。それは近代イギリスにおける国王から下封された占有地に対する領主と土地経営者の囲い込みによる大土地経営の拡大と法的な占有権強化の過程と類似している。封建制における土地の上級所有権（所有権）と下級所有権（占有権）という法概念を現代の日本を含めた大陸法型国家の土地収用を含めた土地に対する行政権と民間の土地所有権との関係にも援用するならば、それらの土地制度史上の類似性はより普遍性があると理解できる。

土地の所有権と占有を社会構造から見れば、政治的経済的強者は封建制や土地国有制の下では占有権の強化により、土地経営を拡大する。そして、占有権の実質的な所有権への転化によって、その大土地支配を強固なものとし、小農等の弱者の占有権を抑圧支配する現象も起こる。大土地支配が独占的な性格を増すにつれて、国家権力の土地所有権への制限や占有権強化あるいは社会の新興勢力の占有の拡張

によって、再び土地利用権が拡散する。このような過程やサイクルは土地制度史上、多くの例に見られ、土地所有権と占有権の定義も、社会構造上もしくは階級的な力関係を反映し、所有と占有の間で振幅してきた。

そのような歴史的状況に対し、民主主義と自由主義を制度的基盤とする現代の土地行政においては、市場経済の発展と人権の両面に配慮しつつ、社会全体の利益・効用の最大化、そして社会的厚生を基準とした適正でバランスの取れた土地の所有権と占有権、利用権の確立と土地政策の設計が必要であることは言うまでもない。

参考資料

- 岩井経男「共和制ローマの植民地政策—植民地建設と個人的土地分配（前393年—前134年）」日本西洋古典学会編『西洋古典学研究 33号』岩波書店、1985、P 58-70
- 加藤博『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、1993
- 竹内理三編『体系日本史叢書 6—土地制度史 I』山川出版社、1973
- 中村吉治編『土地制度史研究』芳恵書房、1948
- 馬場典明「1世紀後半—2世紀初のイタリア大土地所有制—ローマ『農書』の再検討」『別府大学紀要第42号』別府大学、2002-12、P 31-48
- 馬場典明「ローマ共和制期に於けるシキリアの奴隷反乱と大土地所有」九州大学大学院人文科学研究院編『史淵第71号』九州大学大学院人文科学研究院、1956-12、P 79-103
- 松井透・山崎利男編『インド市における土地制度と権力構造』東京大学出版会、1969
- 吉野悟「共和制ローマの公有地と私有地—特に土地所有の側面から」法制史学会『法制史研究 14号』成文堂、1964、P 95-132

¹¹¹ 山口『土地は公のもの』P277-280

認証における現状と課題

—パスワードからみる認証—

久山 真宏
日本国際情報学会

The Current Status and Issues in authentication

—Authentication View from the password—

KUYAMA Masahiro
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

Many authentication is authentication using the password and ID. However, there is a problem in this. By revealing the problems, think the future of authentication.

1.はじめに

インターネットが普及したことにより情報化が進み、インターネットを通じて様々なサービスをその場に行かなくても受けられるようになった。これにより、便利な社会に変化している。しかし、インターネット上で様々なサービスを受けられるようになった。しかし、インターネットは匿名性が高く、通信相手が不明確であるため、確実に通信相手を持定するための認証技術やその仕組みが必要不可欠であり、誰もが安心できるサービスを提供するためには、信頼できるインターネット社会としての基盤が必要であり、高いセキュリティが求められている。

多くのシステムで用いられている認証は ID (identification) とパスワードを用いた認証方式 (以後はパスワード認証とする) である。しかし、パスワード認証に用いるパスワードは“本人以外が知りえない情報”でなければならないが、本人以外が知りえることが可能な場合がある。そのため、本人の知りえないところで他人になりかわって活動する「なりすまし」といった問題が生じており、インターネットをより安心・安全に利用するために、パスワード認証の仕組みを見直す必要がある。

そこで、本稿ではパスワード認証における問題とその対策を中心に、パスワード認証における課題を明らかにする。

2.認証

認証は、個人識別と本人認証の 2 つの機能を持ち、個人識別では区別性、本人認証では正当性を確認している (図 1)。個人識別において、 n 人の中から 1 人を識別し、本人認証において、識別された 1 人が本当に本人であるかどうか検証することで n 人の中から 1 人を認証している¹⁾。

個人識別を行うための情報はある程度の唯一性と不変性があれば良いが、本人認証に用いられる情報は固有情報でなければならない。固有情報とは主に生体情報、所持情報、知識情報に分けることができ、パスワードは”本人しか知らない情報”である知識情報に分類される。

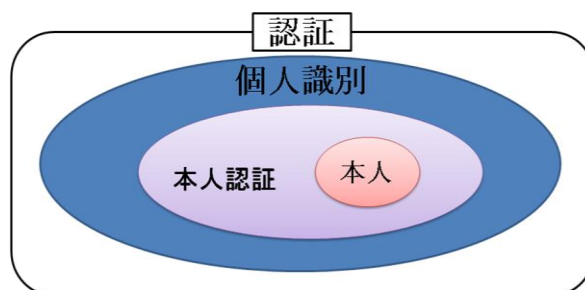


図 1 認証

2.1 本人認証と生体情報

生体情報は、主に顔や声紋、指紋、静脈などが用いられる。人固有の情報であり、一般的に不同である。本人以外が持ち合わせない情報であり、原理的に極めて「なりすまし」が困難な認証方式であるため、高いセキュリティを実現できるバイオメトリクス認証として研究されている。しかし、生体情報もバイナリで構成されるデータとして認証を行うため、生体情報を盗まれた際に、盗んだデータを用いることによって認証を突破される危険性がある。また、生体情報は、個人の身体・行動にかかわる固有の情報であり、不変不同のものであるため、プライバシーに関わる問題が懸念される²⁾。

2.2 本人認証と所持情報

所持情報は、本人しか所持していないものものを指し、主に身分証明書やクレジットカード、携帯電話、IC (Integrated Circuit) カードなどがある。特に IC カードは工学的にも高いセキュリティが確保されており、注目されている。しかし、インターネットを介する認証にはカードを読み取る機器が必要であり、インフラ整備等が求められており、普及していない。

2.3 本人認証と知識情報

知識情報は、本人しか知りえない情報のことを刺し、パスワード認証として最も普及・利用されている基本的な認証技術である¹⁾。

記憶するだけで良いため、汎用性が高くコストが低い。しかし、忘却・漏えいの危険性が高く、また漏えいした際に気付くまで時間がかかるといった問題がある。また、様々な攻撃手法が存在しており、セキュリティ的に問題がある。

3. パスワード

パスワード認証に対する攻撃が多様化する毎にパスワードの概念も変化している³⁾。認証を突破する際の攻撃は、「学習フェーズ」と「なりすましフェーズ」があり、学習フェーズ時にユーザとシステムの間を盗聴して認証情報を入手する攻撃手法を受動的攻撃、システムまたはサーバになりすましてユーザ

から認証情報を入手する攻撃手法を能動的攻撃と呼ぶ。認証を突破する攻撃は主にこの2つに大別することが出来る⁴⁾。

3.1 パスワードに対する攻撃

パスワードの攻撃手法として主に、パスワードを推測する①類推攻撃 (推測攻撃)、パスワードに用いられそうな文字列または文字列の組み合わせを試す②辞書攻撃、パスワードとして用いられる文字・数字・記号の組み合わせを試す③総当たり攻撃 (ブルートフォースアタック)、認証側のシステムの脆弱性を突いて攻撃を行う④脆弱性攻撃、ネットワークを盗聴してパスワードを盗みとる⑤スニффイング攻撃、人の心理を逆手にとってパスワードを盗みとる⑥ソーシャル攻撃、認証側のシステム管理者が不正を行う⑦内部不正などがある¹⁾。

3.2 パスワードに求められる要件

パスワードを脅威から守るために「複雑さの要件」が求められる。複雑さの要件とは主に、推測可能な文字列を用いない、長い文字列を使用する、大文字、小文字、数字、記号の中から複数の種類の文字を使用することの3つが挙げられている。しかし、複雑さの要件はパスワードの攻撃手法の中の一部の攻撃にしか有効性が認められない (表1)。

表1 複雑さの要件と対応可能攻撃

	IDと同一に しない	長い文 字列	複数の種類 の文字
①類推攻撃	○	△	○
②辞書攻撃	○	△	○
③総当たり攻 撃	×	○	△
④脆弱性攻 撃	×	×	×
⑤スニッフ ィング攻 撃	×	×	×
⑥ソール シャル 攻撃	×	×	×
⑦内部不正	×	×	×

①～③の攻撃手法については、パスワードに複雑さの要件を加えることによって対処可能であると言える。その反面、それ以外の攻撃に対しては、有効であるとは言い難い。

④と⑤は認証側の対策、具体的には④に関してはデバッグ、⑤に関しては暗号化といった対策が必要となることから、パスワードの使用者側ではなく認証システムの管理者側の問題であると言える。

また、⑥の攻撃手法はパスワードの利用者に対して行われる攻撃であるため、パスワードの利用者側の問題であり、これに対してセキュリティ教育が求められる。

⑦については、パスワードは本人以外にも認証側が知りえることが可能であるため、内部不正が起りやすくなっていると言うことができる。例えば、認証システムおよびそのサーバ内にパスワードを保管している場合、認証システムおよびそのサーバの管理者は保管されているパスワードを知ることが可能である。認証システムの管理者は利用者が同一のパスワードを他の認証システムに用いている場合、そのシステムにて本人だと偽って認証を突破する「なりすまし」行為を行うことができる。

2 次被害を防ぐために、パスワードは認証システム毎に使い分ける必要がある。従って、パスワードは複雑で推測されにくいといった要件に加え、さらに使い分けるといった要件が求められる。

つまり、パスワードは、

- I. 推測されないパスワード
 - II. 認証システム毎に使い分ける
 - III. 本人以外が知りえないようにする
- という3つの条件が要求される⁵⁾。

3.3 パスワードの利便性

パスワードに複雑さの要件や、3.2 で述べた条件を満たすパスワードは、使用者にとって使いにくいものとなり、パスワードを適正に管理しなければならない。これにより、パスワードをメモしてパソコンに張り付ける人が現れ、ソーシャル攻撃の標的となることも考えられる。

パスワード管理機能の導入やシングルサインオン

の実現、OpenID といった試みは進められているものの、普及しているとは言い難い。そのため、パスワード認証は提供者側の理屈がユーザに押し付けられている最たる例として挙げられている⁶⁾。

3.4 認証側に求められる対策

認証側は本人認証の際に情報を比較する必要があることから、パスワードを保有する必要がある。しかし、パスワードをデータベースにそのまま保存していると、内部不正や、不正アクセス等で情報漏洩した際の危険性が懸念される。そのため、認証側もパスワードを保護するために、パスワードをハッシュ化する等の対策が求められる。

しかし、ハッシュ化しても、パスワードとハッシュの対応表（逆引き表）を算出しておけば解析可能であり、これを実用化する手法としてレインボーテーブルが開発された⁷⁾。そのため、パスワードのハッシュ化だけでは十分なセキュリティを確保することが困難である。そこで、ソルトやストレッチングという対策が考案された。

ソルトは、パスワードに乱数を追加することで、見かけのパスワードを長くするとともに、ユーザ毎に異なる乱数を用いればユーザ毎にハッシュを算出する必要があり、一定のセキュリティを確保することが出来る。また、ストレッチングは、複数回ハッシュ化を繰り返すことで、パスワードを算出する手間を階乗することが出来る⁷⁾。しかし、パスワードが漏えいした際にはこれらの対策も意味をなさない。

パスワードの漏えいに対して一定のセキュリティを確保するために、リスクベース認証がある。これは、ユーザの情報を取得しておき、それらを過去の情報と比較して解析を行う認証方式のことであり、ユーザの利便性を確保したままセキュリティを強化することが可能であるため、注目されている⁸⁾。

3.5 新たな認証方式

パスワード認証で認証を行うのは危険であり、新たな認証システムが研究されている。その代表的なものとして、ワンタイムパスワード認証、チャレンジレスポンス認証、画像利用パスワード認証⁹⁾、PKI があり、研究が進んでいる⁴⁾。各認証システムの安

全性を受動的攻撃、能動的攻撃を元に表に表す（表1）。

表1 認証システムの安全性

認証システム	受動的攻撃	能動的攻撃
パスワード認証	×	×
ワンタイムパスワード認証	○	×
チャレンジレスポンス認証	○	×
画像利用パスワード認証	○	×
PKI	○	○

4.おわりに

安全なパスワードを目指せば目指すほど、ユーザにとって使いにくいパスワードとなっていく。使いにくくなればなるほどパスワードを統一したり、メモしたりといった脆弱性が現れる。

結果的にパスワード認証だけで認証を行うには限界がある。

そのため、ユーザの利便性を確保しつつ認証を行える、安全性と利便性が両立した認証方式が必要である。

今後は、受動的攻撃・能動的攻撃に対して高いセキュリティを実現できる PKI に注目したい。

また、本稿が今後の認証を考える一助になれば幸いである。

参考文献

- 1) 板倉征男、外川政夫、「ネット社会と本人認証—原理から応用まで—」、電子情報通信学会、2010年8月、p.202
- 2) 瀬戸要一、「サイバーセキュリティにおける生体認証技術」、共立出版、2002年5月、p.174
- 3) Richard E. Smith、「認証技術 パスワードから公開鍵まで」、オーム社、2003年4月、p.492
- 4) IPUSIRON、「パスワード解析 完全版」、データハウス、2010年6月、p.376
- 5) 久山真宏、「認証技術における信頼性向上のためのシステム監査手法の提案」システム監査学会第25回公開シンポジウム、2012年11月、p.159-162
- 6) 飯尾淳、清水浩行、「なぜ使いにくい情報システムが生まれるのか？」情報処理 Vol.54 No.1 通巻574号、2013年1月、p.4-9
- 7) 徳丸浩、「安全な Web アプリケーションの作り方 脆弱性が生まれる原理と対策の実践」、ソフトバンククリエイティブ、2011年3月、p.476
- 8) RSA、「正しい認証方式の選び方ハンドブック」、<http://japan.emc.com/collateral/tool/auth-handbook.pdf>
- 9) 日本セキュリティマネジメント学会、「誰でも安心して使えるパスワードに実現に向けて」、http://www.jssm.net/jssm/anniver25_03.pdf

報告論文

(研究ノート : Research Report)

国際情報コミュニケーションに関する一考察

—グローバル化時代の情報と文化の視野と共に—

A note on the international information and communication

- With the perspective of the information and culture in the globalization era-

符 儒徳

東京女学館大学国際教養学部

FU Ru-De

Faculty of Liberal Arts for Global Studies and Leadership, Tokyo Jogakkan College

This paper attempts to give a consideration to the international information and communication from cross-cultural communication point of view, because the international information and communication plays a key role in understanding the present-day chaotic world. After some definitions of communication and culture, and the communication related studies are surveyed, the relations among information and communication and culture are explored. And, the difference in these objects are also presented, in view of the fact that in the age of globalization the world becomes a single system, in which all the exchanges are seen as parts constituting and regulating the movements in various areas of human activities, while the Internet world is considered as a mirror site of the real world. By having weighed up all these, it arrives at three levels of information communication and cultural communication which will be essential guides to the communication under consideration.

1. 序論

現代社会においては、コミュニケーションという言葉は、あまりにも一般的になりすぎていて、改めて「コミュニケーションって何」と聞かれて、すぐに答えられる人はそう多くないかもしれないが、しかし、その一方では、コミュニケーションに関する研究は国内外を問わず盛んに行われているのが事実である。この古き新しい言葉については一見簡単そうだが、いざとなると厳密にその意味を述べることは相当むずかしい。

筆者はこれまでWebマーケティングと情報文化に関する研究においてしばしば、コミュニケーションに遭遇し、いろいろな場面でのコミュニケーションへのアプローチを試みてきた¹。

そのなかで、情報と文化の関係について1つの新しい関係というべきものに気づいた²。それは、筆者が作成した「バランスシステムの基本構図」³と改良した「バランスシステムの基本構図」⁴により、「情

報と文化は、ある空間のある軸の対極にある」ということがわかったのである。つまり、情報文化空間というものは、情報と文化という双極性をもっている。強いていえば、情報(N)と文化(S)とおくと、それぞれは磁石のN極とS極のような関係のように考えられるのではないかと思う。これに近い考え方を示した論文がある⁵。

本稿では、このような結果を踏まえつつ、異文化コミュニケーションからのアプローチ⁶を通じて、国際情報コミュニケーションに関する考察を行いたい。

以下では、まず、コミュニケーションの定義を示し、関連研究を概観する。次に、グローバル化とインターネットについて、そして、情報、特に国際情報とコミュニケーションの関係、さらに文化(文化コミュニケーション)と情報(情報コミュニケーション)の相違点について論じて、結論につなげたい。

2. コミュニケーション

2. 1. コミュニケーションの定義・種類・ツール

コミュニケーションを一義的に定義するのがむずかしい。それは視点の置き方や立場の違いによって様々な定義が可能となるからである⁷。一般的に言えば、コミュニケーション(communication)とは、「様々な情報内容」を「様々な手段」で「伝え合う」総称といえよう。つまり、「意思・感情・思考などの様々な情報内容」を「言葉・身振りや手振り・表情・通信技術などの様々な手段」を用いて「互いにそれらを伝え合う」ような状況が、コミュニケーションと総称される。コミュニケーションを行う存在は「人間同士」とは限らない。実際、技術分野では、communication の訳語として「通信」が用いられている。例えば、Information and Communication Technology (ICT) は情報通信技術と訳される。

現在、情報伝達や意思伝達などが話題になるあらゆる分野で、このコミュニケーションという言葉が使われている。例えば、言語学などの分野では、どんな手法で情報伝達が行われるかによって、非言語コミュニケーションやオーラルコミュニケーションなどの語が使用される。また、広く一般社会でも、意思疎通が行われるグループの種類によって組織内コミュニケーション、異文化コミュニケーション、世代間コミュニケーションなどの用語が使われている⁸。

このような意思伝達を図る能力のことをコミュニケーションスキルあるいはコミュニケーション能力などとも呼ぶ。また、情報通信の分野では、人間同士が連絡を取り合うためのあらゆるツールのことがコミュニケーションツールと呼ばれる。例えば、電話、ファックス、電子メールなど様々なツールがある。とくに Mixi、Twitter、Facebook、Path、Line などといった SNS (ソーシャルネットワークサービス: コミュニティ型の Web サイト) は気軽に利用できるコミュニケーションツールで、今や使わない人がいないほど広く利用されている。

インターネットや携帯電話の普及に伴い、企業や消費者及び一般生活者の情報環境はこの 10 数年間に大きく変わってきた。こうした変化は数字にも表れている⁹。

そこで、「放電コミュニケーション」¹⁰、「つぶや

き」などといった今までまったく無かった新しい形態のコミュニケーションができていく。放電コミュニケーションとは、強い意志によって発信するものではなく、脱力した自然体でまるで独り言のように発信することである¹¹。このことは、とくに、Twitter、Line などの SNS、いわば「ソーシャルメディア化するインターネット」¹²で、より顕著になっているのではないと思われる。SNS の価値は コミュニケーションの利便性だが、様々な弊害も目立っている¹³。

2. 2. コミュニケーション研究の概観

コミュニケーション研究は、心理学、社会学、言語学、文化人類学、通信工学などの多岐の学問領域にまたがっている。現時点では、確立されたひとつの学問としては存在しない¹⁴。情報・メディアと合わせて情報メディアコミュニケーション研究と呼ばれる場合が多い。情報学、メディア研究、コミュニケーション学といった名称は、学部・大学院・大学研究機関、学術誌、学術会議などでしばしば用いられる。例えば、東大情報学環学際情報学府、慶大メディアコミュニケーション研究所、北大大学院国際広報メディア研究科、同志社大学メディアコミュニケーション研究センター、国際大学グローバルコミュニケーションセンター(GLOCOM)がある。メディアやコミュニケーションの研究は、報道研究、マスメディア(マスコミ研究)、スピーチ研究などの名称の下に存在してきた。日本においては、それらは研究者、対象領域、手法、基礎知識などの面において互いに重複する部分が多い。その研究領域は情報処理、情報伝達、コミュニケーション行為などの社会的側面や人間との関わり、といった形で大まかに括ることができる。

ところで、人間のコミュニケーションに関する研究アプローチは、次の 2 つに分類・整理できる¹⁵。

- ① 記号作用もしくは意味過程としてのコミュニケーション研究。
- ② 人間関係もしくは社会関係としてのコミュニケーション研究。

人間のコミュニケーションの基本は F2F (Fact to Face) で、マルチメディアである。電話、テレビ、パソコンなどのメディアの出現とデジタル化技術によ

り、距離・時間の壁がなくなり、テレ・コミュニケーション（テレ=Tele：遠距離）が可能となってきた。ここで、例えば、「技術革新と社会システムの変遷について」¹⁶、「テレ・コミュニケーションの基本構成について」¹⁷、「主なパーソナルメディアの比較について」¹⁸、「コミュニケーションの基本過程について」¹⁹などを参考しながら、コミュニケーションツール研究についてももう少し見ることにする。

20世紀半ば、シャノン（Claude Elwood Shannon）は情報理論において、ヤコブソン（Roman Jakobson）は構造言語学において、コミュニケーションを送り手のメッセージが受け手に伝達されることと捉えたが、20世紀後半を通じ、そのモデルには異論が提出されつづけてきた。オースティン（John L. Austin）は言語行為論の立場から、発語行為は発語内容を越えた効果を持つと論じ、デリダ（Jacques Derrida）とド・マン（Paul de Man）はそれを継承し、独特の文学理論を構築した。他方ハーバーマス（Jürgen Habermas）は言語行為論を批判的的社会理論と接続し、コミュニケーションの二つの水準を区別した。しかしルーマン（Niklas Luhmann）は、オートポイエーシス理論を応用し、それらが不可分であると主張した²⁰。

国際コミュニケーション学会（ICA）の元会長ロジャーズ（Everett M. Rogers）は、次のように述べている。コミュニケーション理論と研究のための基本的な問題は、分析単位として二人またはそれ以上の個人間の情報交換関係を研究するか、または個人としての参画者だけを研究するかということにある。

人間のコミュニケーション研究では、分析単位として個人よりも情報交換関係に重点をおくべきである。そのための方向転換は、コミュニケーションの収束モデルとネットワーク分析で構成される知的パラダイムが最良の道案内となる²¹。ネットワーク・データには、普通にはみられない珍しい性質がある。基本的なデータは、もちろん個々の応答者についての情報であり、システム内で各応答者が外のどの個人とコミュニケーションを行うかの確認ができる²²。コミュニケーションを収束過程としての定義は、情報の分ち合いと共有が二人以上の個人の人間関係を

創出することを意味している。したがって、コミュニケーション行動自体が、コミュニケーション研究においては従属変数にすぎない²³。結局、シャノンのコミュニケーションモデルは「その理論がコミュニケーションの意味的、あるいは現実的なレベルを考慮していなかった」ことから、統一された人間コミュニケーションのモデル作りに失敗した²⁴。線形モデル（シャノンらのモデル）に基づいた研究は、コミュニケーションの過程を、4つの構成要素（S、M、C、R）²⁵と、時に応じてフィードバック・ループがあるなどというように、各変数のセットとして独立的に取り扱ってきた²⁶。

このように、研究者に期待される基礎知識、実践と研究の関わり方、研究手法、基本概念の定義などの諸面において、かなりの重複が認められるものの、同時に多様性が見られ、どのような研究教育のあり方が正統的、主流派であるかについて合意が形成されていないのがこの分野の特徴であると言える。

それに、情報メディアコミュニケーション研究については、学問として体系化は不可能か不必要で、学際的な交流の場のようなものとしてあるべきだと考える研究者も少なくない。

学際的な研究が活発になってきているなか、「コミュニケーション」というキーワードは2003年以前に殆ど使われていなかったが、2004年をはじめ登場し、キーワード全体の5.5%を占めていることが、論文内容とキーワードの分析による調査の結果でわかっている²⁷。しかし、現代のコミュニケーションにはパラドックスがあると指摘されている²⁸。

また、多機能化しつつある携帯電話によるコミュニケーションの研究に関しては、岡田朋之・松田美佐の『ケータイ学入門—メディア・コミュニケーションから読み解く現代社会』（有斐閣、2002年）が先駆的と思われるが、携帯電話（ケータイ）依存者が増えてきているなか、ケータイ依存と友人関係における「二つの自我」構造が存在すると指摘されている²⁹。それによる、人々は自分自身を複数のモジュールによって構成された存在だと見なし、その場に相応しいモジュールを自分として提示する。さらに、その複数のモジュールに断片化された「マルチ

ネットワーク」なコミュニケーションおよびその並列処理を情報通信手段が下支えているという。

さらに、19世紀というのは純粋なコミュニケーション、いわば無限回微分可能みたいな滑らかさで、その不完全な姿として様々な現実のコミュニケーションが布置していた。対して、20世紀といえば、メディア化された、不連続な、喩えていえば差分的にしか扱えないようなコミュニケーションの中にいる³⁰。そこで、もう純粋なコミュニケーションは信じられないが、人々がコミュニケーション批判のような形態でどんどんコミュニケーションを増殖させて、コミュニケーションを続けている。³¹

20世紀に入ってから、ラカン的な三世界（象徴界、想像界、現実界）がテクノロジー・メディアの登場と相俟って分岐した³²。つまり、コミュニケーションの不可能性を齎すメディアについての語りを様式化されている。

このほかに、「人びとは、(マスメディア・電子メディアや影響力などが媒介する)社会的コミュニケーションによって結びつくだけでなく、同時に分離している」という論者もいる³³。

何れにせよ、コミュニケーションは自己と他者の相互発見、自己と他者の関係の再構築の手段であることはいつまでも変わらないだろう。

3. グローバル化とインターネット

3.1. 世界を同じ1つのシステムとにしようとする動き

文化人類学者で日本文化庁長官もつとめた青木保（現国立新美術館館長）がその主著で、近代化（19世紀～）・国際化（1980年代～）・グローバル化（1990年代～）のいずれも「世界を同じ1つのシステムとにしようとする動き」と書かれている³⁴。しかもこの動きは多様な文化・地域・人間を包括する動きでもあり、それは「文明化」と呼ばれている。20世紀は世界を1つのシステムにしようとする動きが非常に強かったし、人類の歴史において初めてと言っていいくらいに、大きな動きとして広がった時代であった。東西のイデオロギー対立がなくなった1990年代には、「グローバル化（全地球を覆う形での展開と捉えられる）」³⁵という言葉が一般に使われるよう

になったが、グローバル化の動きは特に目新しいものではなく、西欧化、近代化と進んできた「世界を1つのシステムにするような動き」にすぎない。その中心にはヨーロッパや米国があり、そこで発達した政治・経済・技術・文化のシステムがある。そういう動きの一番新しい段階が現在のグローバル化といわれている。

ある意味でグローバル化は、欧米的な価値や尺度で世界を見つめよう、経済であれ、政治・技術・文化、何であれ、欧米的な基準で統一しようとする動きだといっても過言ではない。それを欧米の強力な国や産業が世界に押し付ける側面もあるが、同時に世界のほかの国々や社会は、それを受容することによって逆に積極的にそのシステムを利用し、自分たちの発展を図ってきた。そこに現代というものの性格が見られる³⁶。

3.2. 問題が国際化しやすくなる

グローバル化時代こそ、一国や一地域の問題が国際化しやすくなる。例えば、グローバル化時代での、民族・宗教問題がどうなっているのかというと、紛争や対立が国際化したと見ていることができる。チェチェン問題はテロのグローバルなネットワークに関係して広がっている。言うまでもなくパレスチナ問題、北朝鮮問題は全世界の課題となっている。中国のチベット自治区の問題も、世界の抱える困難な課題となっている³⁷。

実は民族・宗教問題は現代の世界にあってとても複雑であるだけではなく、すぐに地域や国境を越えて広がるし、少数民族の反抗もネットワーク化して、さらに複雑な方向に展開されていることを認識しなければならない。

近代国家では、人間は個人として捉えられ、国籍を有していれば国内では法の下に権利を有し一定の平等な扱いを受けられる。しかし、ある人が多数民であれば国民や市民とその個人は一致し、自他ともに同一視されるが、少数民族の場合は一致しないことが多い。この場合に族となってまとまらなければ権利や法の保護をうけられないからと集団で活動すると、社会的対立の要因になるし、逆に個人として生きれば不十分な条件に甘んじることになって、不平

等感や差別感が強くなり、国や社会の問題として、とても難しい状況が生じる³⁸。もう一度、国民国家を根本から見直す必要性が高まっている。つまり、人および族という呼び方も、国家のあり方の基本的な部分にかかわる問題を呈示している。そのため、グローバル社会を実現しようとする前提の下に各国家と社会が構築されるのである³⁹。

3. 3. インターネットの世界はグローバル化したリアル世界のミラーサイト

文字通り、インターネットは「グローバルなネットワーク」であるゆえに、グローバル化したリアル世界で生じる諸現象はインターネットの世界にも同様なことが起こり得ることに留意しなければならない。ある意味でいえば、インターネットの世界はグローバル化したリアル世界のミラーサイトと考えられる。強いて、インターネットの世界は、グローバル化した世界そのものである、といっても過言ではないと思われる。

このようなインターネットだが、支配的なパワーをもっているのが米国であることは言を俟たないだろう⁴⁰。

そして21世紀には、広範な意味での情報通信技術（ICT）は最も重要なパワー資源となる。インターネット支配という形でパワーを発揮するとともに、もっと重要な特質として、いろいろな情報機器が発達し、あらゆる国家、民族、あらゆる地域の人々が情報機器を手にするによって、グローバルな形でのコミュニケーションを展開する力をもつことが可能になるという側面もあることを忘れてはならない⁴¹。

グローバル化と情報化が推し進める現代世界の帝国化⁴²の中では、生物学的な差異から社会的かつ文化的な記号表現へと移動する⁴³。いわば、グローバル化と情報化あるいはインターネット普及の行き着きところ、世界はグローバル体制とでもいったものに覆われるといえる。現在進行中のグローバル化をよくみると、経済発展による都市の中間層の出現と、消費文化の拡大という社会の発展段階との間にある種の対応関係がある⁴⁴。

ところが、米国的な文化のグローバル化の強みは、消費欲望を起こさせるところだといえる⁴⁵。従って、

ある意味で言えば、グローバル化とは英語化だけでなく、米国化でもあると考えられる。

このように、リアルとインターネット（バーチャル）は違う世界と思われるかもしれないが、実は両方の世界とも米国は支配的な存在である。

このため、米国以外の国には少なくとも2つの悪影響が齎されることになる。グーグルやアマゾンなどの米国インターネット企業がプラットフォーム・レイヤ（大多数のユーザーがインターネット上の情報に行き着くために使うサービス）で圧倒的な競争力をもつため、世界のインターネット上での情報流通が米国インターネット企業に支配されつつある。その結果として、さまざまな国で、マスメディアやコンテンツ産業の収益悪化を通じた文化の衰退とジャーナリズムの衰退といった、国益に関わる問題が生じつつあるという問題提起がされている⁴⁶。

4. 文化と情報とコミュニケーション

4. 1. 文化とグローバル化

文化の議論は、文化人類学、そして社会学の領域ですでに多くの蓄積をもつ。一般に、文化とは、人間が長年にわたって形成してきた慣習や振舞いの体系を指す。

文化というものは大きく2つの潮流がある。いわゆる、マックス・シェラー（Max Scheler）の言う「文化とは、理念的な目標を目指す精神によって生み出された所産である」を受けているドイツ系概念（Kultur）と、エドワード・バーネット・タイラー（Edward Burnett Tylor）の言う「文化とは、ある社会の一員としての人間によって獲得された知識・信仰・芸術・道徳・法及びその他の能力や習慣を含む複合体である」とするフランス・アメリカ・イギリス系の流れ（culture）という2つの潮流がある⁴⁷。

文化には、目に見えない文化（観念的文化）と目に見える文化（物理的文化）がある。文化を、「自然環境に対する人間の適応の体系」として見る立場と、「認知システムとしての観念あるいはシンボルの体系」として見る立場とに分けられる場合もある⁴⁸。

要するに、文化学は2つの概念把握のもとに学問分野が形成されている。⁴⁹

イギリスの人類学者エドワード・タイラーは、衣、食、住などの日常生活に関わる慣習や習俗、それを支える芸能、道徳、宗教、政治、経済といった社会構造に加え、人間が社会の成員として獲得したあらゆる能力と慣習が文化に含まれることを指摘している。また、タイラーは単独の要素よりも様々な文化要素の複合に着目し、それらが全体として文化を構成すると主張している。このように、社会の成熟度が増していくにつれ、文化が多様化しながら複合している⁵⁰。

前述の文明（化）という語は、「物質文明と精神文化」のように文化と対比される、あるいは、一部は同義に用いられている⁵¹。しかし、技術が横系の文明をどんどん進化させているのに対して、縦系の文化を深化せず、逆に文化を薄くしているように見受けられる。しかし、技術が進歩して世の中が変わっても、社会のために維持すべきものは存在する。その1つは文化である。「文化は社会のインフラをなしている」⁵²ゆえに、どんな時代でも欠かせない存在である。

グローバル化は世界を同じシステムにしようとする動きであるが、その流れで明らかになってきたことは文化の多様性の認識である。人間の世界は、表面的には科学技術の発達を共有することによる共通化あるいは一様化という現象が加速されてきたように見えるが、同時に文化の多様性もまた根強く存在するということと言える。

グローバル化が進めば進むほど、文化の違い、価値の違い、生き方の違い、それぞれが目標とするものの違いも明らかになった。ところが、どんなに文化が違い、社会が異なっても、人間は互いに基本的な理解可能性の中に生きている。これは人間の基本的性質があるからである⁵³。

グローバル化は、欧米的なシステム、とくに米国的なシステムで世界を統合しようという動きとしても強く現れている。グローバル化といえば、米国化だという人も多い。グローバル化が多様性と共存する方向に向かわずに、どちらかという、一様化、画一化に向かうことへの危機感が世界各地に非常に強くあり、日本の中でもそれを指摘する人がいる⁵⁴。

また、インターネットの世界でも支配力をもっている米国企業は、他国には非常に悪影響をもたらしている。文化は、社会のインフラとして時代が変わっても必要であるゆえに、インターネットによって社会が大きく変わる中で文化をどう維持していくべきかという議論が必要なのである⁵⁵。

文化の多様性を守ることは、個人を守ることにつながる。個人と個々の文化が各々の魅力を積極的に外へ向けて開かれた形で表現しあう世界である。文化の多様性の擁護に敵対するものは、グローバル化による一元化・画一化であり、それによって生じる、人間と社会の個性の喪失、創造性の抑制、個人の埋没を防がなくてはならない⁵⁶。

そこで、多文化世界を創る必要性がでてくると思われる。多文化世界とは、文化の多様性の擁護を基本的な問題として含んでいるが、同時に世界の各地域の文化の担い手がその文化の力を認識しながら、魅力的なものに鍛えて、世界に発信し、地球全体の文化を豊かにするために努力をするという意味での運動を含んだものである⁵⁷。

4. 2. 情報だけは異空間に共有できるモノ⁵⁸

ここで情報とコミュニケーションの関わりについて考える。コミュニケーションとの対比における情報の見解は、情報の受け手の状況とのかかわりにおける情報の捉え方である。英語のコミュニケーション（communication）という語は、語源的にはラテン語の「共有された」「伝えられた」という意味を表わす *communicatio* や *communicatus* からきている。

コミュニケーションという言葉は、本来は必ずしも情報の移動にのみ関係するわけではなく、具体的・抽象的なモノの移動・伝達に関係する過程と手段を通しての、複数の人間主体相互間におけるモノの共有現象を指しているものと理解することができる。しかし、物質・エネルギー・情報というモノはすべて移動することは可能だが、異なる主体が同一対象物を同時に異空間において共有することができるモノとしては情報だけである。

こうしたコミュニケーションとのかかわりから情報をみると、たとえば「情報は現在知っていることと、メッセージを受け取ったあとで到達している知識レ

ベルとの間のギャップである」とするベケット(John A. Beckett)の解釈の如く、受け取ったメッセージのすべてが情報となるのではなく、受信者にとって役に立ったモノのみが情報となる。そして、「情報というモノはない、ただ情報に相当するモノがある」「何が情報であるかは、その都度個人が判断する」ことになり、必要情報の明確化が重要な課題となる。

また、マクドノウ(Adrian, M. McDonough)による「情報とは特定の状況における評価されたデータである」といった解釈によれば、送り手から受け手へのあるメッセージが情報あるか否かは、メッセージ自体の内容の如何というよりもむしろ、それを受け取った受け手の置かれている状況、目的意識の如何にかかわるものである。つまり、受け取られたメッセージのうちで、受け手のその時点における特定の意思決定にとって有用なものは情報である。そうでないものは単なるメッセージであり、データ⁵⁹である。

4. 3. 国際情報のアプローチ

前節で見たように、インターネットの普及と SNS の浸透により、世界中のあらゆる情報を瞬時に入手できる時代になった。そうした時代にあって、国際情報の果たす役割はますます重要さを増している。海外でおきた全ての出来事に関する情報を全て正確で信頼性のあるものとして伝えなければならないのは国際情報の役目であろう。しかし、世界のあらゆる情報が瞬時に世界に配信されたからといって、その事実だけを見てそれをすべて国際情報と一括りにしてしまうのも短絡的である。要するに、一口に国際情報といっても、その範囲が広いために非常につかみ所のないものになってしまう。そのため、序論で述べたように、国際情報の研究領域とそのアプローチの1つである「異文化コミュニケーションからのアプローチ」では、コミュニケーションを情報と捉え、非言語情報と言語情報に分けて考える。これは、前述のコミュニケーションの項にあるように、言語学などの分野でよく用いられる表し方である。つまり、どんな手法で情報伝達が行われるかによって、非言語コミュニケーションやオーラルコミュニケーションなどの語が使われる。

しかし、記号(シンボル)体系としてのコミュニケーションと文化については、米国人類学者ホール(Edward T. Hall)は、文化は言語化されていない「沈黙の言葉」として、それ自体がコミュニケーション的機能を果たしていることを重視し、「文化はコミュニケーションであり、コミュニケーションは文化である」と論じている⁶⁰。人間の文化は、シンボルによるコミュニケーションを通して創造、発展、継承されてきた。ドイツ哲学者カッシーラー(Ernst Cassirer)が人間をシンボルを操る動物と呼んだことは有名であろう。こうして、単に「コミュニケーション=文化」と考えてもよい。

ところで、さまざまなインターネット利用において現実に行われているものが、コミュニケーションである。その一般的な特性にのみ注目すると、コミュニケーションが社会における共同的な状態を維持するためには不可欠である。ただ、コミュニケーションは通常、次の「知」の側面と「情」の側面から成り立っている⁶¹。

- ① 知の側面とは、コミュニケーションによって何かの情報や知識として伝達されるという側面である。
- ② 情の側面とは、コミュニケーションそのものが目的となるような面をさす。

また、コミュニケーションは大きく次の4つの領域が想定される。

- ① パーソナルコミュニケーションの領域
- ② マスコミュニケーションの領域
- ③ 地域コミュニケーションの領域
- ④ 国際コミュニケーションの領域

場合によっては上記③と④は1つに纏められるが、しかし多くの場合においては④は「異文化コミュニケーションの領域」と読み替えてもよいと思われる。

4. 4. 文化とコミュニケーション

人間のコミュニケーション行動は、文化によって大きく規定される。言い換えれば、コミュニケーションは、認知システムとしての文化の共有が無ければ成立が困難であり、ここに、異文化間コミュニケーションの問題が生ずるゆえんがある。現代人がシンボル体系のコード(Code)を絶えず変化させてお

り、現代文化では社会と個人における情報化の進行によって、文化の記号性、コミュニケーション性が全面化し、顕在化している⁶²。

また、コミュニケーション過程は、コンテキスト（文脈、状況）によっても大きな影響を受ける。ここでいうコンテキストとは、コミュニケーションが生起する物理的・社会的・心理的・時間的な環境のすべてをさす（後述の表1を参照）。ホールは、メッセージの記号化や記号解読の過程で個人がコンテキストを考慮する程度によって、高コンテキスト文化と低コンテキスト文化とを区別した。高コンテキスト文化とは、日本がその1つの代表であり、そこでは内集団と外集団が明確に区別され、内集団の人々は互いに緊密な人間関係で結ばれ、成員間で行動規範が広く共有されている。高コンテキスト文化においてはコミュニケーションの場の全体的雰囲気などから伝達内容の意味を読み取る「察し」の能力が要求されることになる⁶³。

人は自らの生活経験を通して身につけた文化に基づいて他者とのコミュニケーションを行うが、異文化との接触は、文化によって個人の内部に体制化されている認知システムや行動パターンの再体制化を迫ることになる。現代社会においては、異なったライフスタイルや価値観をもった人々との共存が、時代の緊要な課題となっている⁶⁴。特に、2.2節で触れた、複数のモジュールに断片化され、その場に相応しいモジュールを自分として提示する「マルチネットワーク」なコミュニケーションを行うケータイ依存者やインターネットヘビーユーザーについてはなおかつい言えることであろう。そのために、文化の特性について理解し、またコミュニケーションに及ぼす文化の影響について理解することが肝要である。

4. 5. 情報伝達と文化コミュニケーションの相違点

情報と文化というのは意外と難しい関係にある。一般に、文化については常に情報は流れると仮にしたところで、ほとんどの場合、それは「速い情報」として流れる。異文化を知る／理解するのに、メディアや口コミを通じた「速い情報」と、文化の違いからくる目に見えない「遅い情報」を加味する必要

がある⁶⁵。

また、序論で述べたように、情報（N）と文化（S）はそれぞれは磁石のN極とS極のような関係にあると思われる。しかし、「情報伝達」（情報コミュニケーションといってもよい）と「（異）文化コミュニケーション」が違うものの、どちらも表1に示したように3つのレベルに分けて考えられる⁶⁶。

表1. 情報と文化のコミュニケーション（3つのレベル）

レベル	情報コミュニケーション	文化コミュニケーション
第1レベル	「記号」の認識と解釈 【効率性】	「信号」の認識 【自然的な条件反射】
第2レベル	「意味」の認識と解釈 【意味性】	「記号」の認識 【社会的な規則】
第3レベル	「意思」の認識と解釈 【有効性】	「象徴」の認識 【固有の価値や理想】

このように、コミュニケーションと情報文化空間⁶⁷は、電流と磁界⁶⁸のような関係をもつことを示唆していると考えられる。

なお、情報（N）と文化（S）としたのは実は次の理由がある。情報の世紀と言われる21世紀の核心をなす「情報」はインターネット（グローバルなネットワーク）抜きには語れないことから、「ネットワーク（Network）」の頭文字「N」で表される。対して、文化は社会のインフラをなすことから、「社会（Society）」の頭文字「S」で表される。これらの情報（N）と文化（S）は序論で述べた「バランスシステムの基本構図」で真上（北方向）と真下（南方向）におかれている。

5. 結論

これまで述べてきたように、国際情報コミュニケーションを、異文化コミュニケーションの観点からアプローチを試みた。社会と個人における情報化の進行によって、現代人がシンボル体系のコードを絶えず変化させており、文化の記号性、コミュニケーション性が全面化し、顕在化している。だが、コミ

コミュニケーションは、認知システムとしての文化の共有が無ければ成立が困難であり、ここに、異文化間コミュニケーションの問題が生ずる所以がある。

文化の特性について理解し、またコミュニケーションに及ぼす文化の影響について理解することが肝要であるが、しかし、文化を「自然環境に対する人間の適応の体系」として見る立場と、「認知システムとしての観念あるいはシンボルの体系」として見る立場とでは相当違うことを忘れてはならない。また、コミュニケーション (communication) という語は語源的には「共有された」「伝えられた」という意味を持っているから、何を共有 (コミュニケーション) したいのかを明確にしなければならない。加えて、コミュニケーションは「知」と「情」の側面をもつことを念頭におく必要がある。

グローバル化が進むにつれ、欧米的なシステムで世界を統合しようという動きはより強く現れている。その一方では、インターネットに代表される情報通信技術 (ICT) の技術革新スピードの加速化に伴い、多様なモノの混在化も加速している。そんな混沌な状態のなかで、純粋なコミュニケーションは信じられないが、人々がコミュニケーション批判や放電コミュニケーションあるいはつぶやきのような形態でどんどんコミュニケーションを増殖させて、コミュニケーションを続けている。

それだけでなく、人々は自分自身を複数のモジュールによって構成された存在と見なし、その場に相応しいモジュールを自分として提示する。この複数のモジュールに断片化された「マルチネットワーク」なコミュニケーションを技術的に支えているのが ICT である。

コミュニケーションは自己と他者の相互発見、自己と他者の関係の再構築の手段である限り、関連スキルアップを心掛ける必要がある。そのため、表 1 に示された 3 つのレベル (実践的な場合に限り、レベルをステップと読み替えてもよい) は本質的なガイドの 1 つであると思われる。

「情報だけは異空間に共有できるモノ」であるだけに、メディアやロコミを通じた「速い情報」ばかりが目に入ってしまうが、本当は文化の違いからく

る目に見えない「遅い情報」を加味することは異文化理解のうえで最も重要である。この遅い情報は第 3 レベルのコミュニケーションによって人々の間で共有可能である。これは国際情報コミュニケーションの最終目的であろうと考えている。

最後に、本稿は筆者が大学紀要の形式で公表した研究成果の一部を含んでいる。また、参考文献を主として参照し引用させて頂いた各著者に感謝の意を表したい。

¹ 例えば、符儒徳「EC 特性とコラボレーション型人材モデル—コミュニケーションを原点とする四次元空間—」『東京女学館大学紀要』(第 3 号、2006 年)、pp. 159-183; 符儒徳「EC 文化とイノベーションに関する考察—EC の高次マトリクス—」『東京女学館大学紀要』(第 4 号、2007 年)、pp. 123-151; 符儒徳「インターネット・マネジメントのバランスシステム」『東京女学館大学紀要』(第 7 号、2010 年)、pp. 47-57 頁; 符儒徳「グローバル化時代の情報と文化」『東京女学館大学紀要』(第 8 号、2011 年)、pp. 59-79。

² 符儒徳「混合型システムの情報文化的空間構造について」『情報文化学会講演予稿集 (第 21 回全国大会)』(東京大学、2013 年 10 月 12 日)、pp. 46-49。

³ 符 2010、前掲論文、p. 48 (図 2)。

⁴ 符儒徳「インターネット・マネジメントの情報文化的意味づけ—ソーシャルネイティブ時代にむけて—」『東京女学館大学紀要』(第 10 号、2013 年)、p. 72 (図 1)。

⁵ 八幡耕一「情報文化の空間構造に関する試論:『個』に焦点化した空間モデルを求めて」『情報文化学会誌』Vol. 19 No. 2 (2012 年 12 月)、pp. 11-17。

⁶ 折笠和文『国際情報論』(同文館出版、2003 年)「第 3 章 国際情報とその戦略的意義」で、国際情報の「6 つの研究領域とそのアプローチ」が述べられている。その 4 番目として、「異文化間コミュニケーションからのアプローチ」が紹介されている。

⁷ 武長脩行編著『文化情報論序説 椋山女学園大学研究叢書 5』(学文社、1999)、p. 132。

⁸ 前掲書、pp. 132-134。

⁹ 総務省資料「我が国の移動通信トラヒックの現状」<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/t>

suushin06.html (年度別・月別の推移)

¹⁰ 博報堂生活総合研究所「放電コミュニケーション」『週刊エコノミスト』2006年2月13日号(毎日新聞社、2006年)、pp. 108-109; 博報堂生活総合研究所「放電コミュニケーション—自己を活性化する生活者たち—」

(<http://www.hakuhodo.co.jp/news/pdf/20051214.pdf>) (2005年12月14日)。

¹¹ 前掲書、p. 108。

¹² 符 2013、前掲論文、p. 13。

¹³ ICT 総研「SNS 利用動向・広告活用状況に関する調査：レポート」

<http://www.ictr.co.jp/report/20111127000028.html> (2013年5月30日)

¹⁴ 武長、前掲書、p. 133。

¹⁵ 前掲書、pp. 133-134。

¹⁶ 前掲書、p. 91 (図 5-1)。

¹⁷ 前掲書、p. 93 (表 5-1)。

¹⁸ 前掲書、p. 95 (図 5-2)。

¹⁹ 前掲書、pp. 132-137。

²⁰ 東浩紀・濱野智史「情報社会を理解するためのキーワード 20」『季刊 InterCommunication』No. 55 (NTT 出版、2005年11月)、pp. 11。

²¹ Everett M. Rogers, *Communication Technology: The New Media in Society* (Macmillan, Inc., 1986).

安田寿明訳『コミュニケーションの科学—マルチメディア社会の基礎理論』(共立出版、2001年)、p. 218。

²² 前掲書、p. 219。

²³ 前掲書、p. 220。

²⁴ 前掲書、p. 98。

²⁵ 武長、前掲書、p. 136 (図 7-2)。

²⁶ ロジャーズ、前掲書、p. 219。

²⁷ 梅田恭子・齋藤ひとみ「ICT を利用した教育に関する研究の動向—論文内容とキーワードの分析による調査—」『教育システム情報学会誌』Vol. 22、No. 4 (2005年)、pp. 290-298。

²⁸ 日経 B P 社『日経情報ストラテジー』2006年3月号 (No. 167) (日経 B P 社、2006年3月)、p. 190。

²⁹ 鈴木謙介・辻大介「ケータイは“反社会的存在”か？」『季刊 InterCommunication』No. 55 (NTT 出版、2005年11月)、pp. 64-69。

³⁰ 佐藤俊樹・北田暁大・鈴木健「メタコミュニケーションへの欲望」『季刊 InterCommunication』No. 55 (NTT 出版、2005年11月)、p. 32。

³¹ 前掲論文、p. 31。

³² 前掲論文、p. 32。

³³ 正村俊之『コミュニケーション・メディア 分離と結合の力学』(世界思想社、2001年)。

³⁴ 青木保『多文化世界』(岩波新書、2003年)、p. 17。

³⁵ 前掲書、p. 24。

³⁶ 前掲書、p. 20。

³⁷ 前掲書、p. 80。

³⁸ 前掲書、p. 82。

³⁹ 前掲書、p. 83。

⁴⁰ 岸博幸『ネット帝国主義と日本の敗北—搾取されるカネと文化』(幻冬舎新書、2010年)、p. 27 (「ネット上は米国支配の世界」)。

⁴¹ 青木、前掲書、p. 131。

⁴² 帝国とは、空間的な全体を包み込む体制のことであり、文明化された世界全体を実際に支配する体制であって、それは領土による境界の制約を受けないものである。

⁴³ 青木、前掲書、p. 40。

⁴⁴ 前掲書、p. 126。

⁴⁵ 前掲書、p. 126。

⁴⁶ 岸、前掲書、pp. 23-32。

⁴⁷ 符 2013、前掲論文、p. 76。

⁴⁸ 武長、前掲書、p. 143。

⁴⁹ 片方善治「巻頭言 文理融合の知の再構築」『情報文化学会誌』第 11 巻第 1 号 (Vol. 11, No. 1 January 2005)。

⁵⁰ 前掲書、p. 169。

⁵¹ 前掲書、p. 3。

⁵² 符 2011、前掲論文、p. 59。

⁵³ 武長、前掲書、p. 102。

⁵⁴ 青木、前掲書、p. 25。

⁵⁵ 岸、前掲書、pp. 23。

⁵⁶ 青木、前掲書、p. 25。

⁵⁷ 前掲書、p. 195。

⁵⁸ 符 2011、前掲論文、pp. 63-64

⁵⁹ いま話題となっているビッグデータもデータであることを鑑みて、時代は逆行しているようにみえるが、実はデータと情報の関係からもわかるように、データを加工し情報になってからこそ大きな価値が生まれるのである。ビッグデータについての詳細は割愛するが、次は参考になれる。

Viktor Mayer-Schonberger & Kenneth Cukier, *Big Data: A Revolution That Will Transform How We Live, Work and Think* (John Murray Publishers Ltd, 2013).

齋藤栄一郎訳『ビッグデータの正体 情報の産業革命が世界のすべてを変える』(講談社、2013)。

⁶⁰ 武長、前掲書、p. 145。

⁶¹ 前掲書、p. 189。

⁶² 前掲書、p. 145。

⁶³ 前掲書、p. 147。

⁶⁴ 前掲書、p. 148。

⁶⁵ 青木、前掲書、p. 120。

⁶⁶ 符 2011、前掲論文、pp. 65-66／pp. 74-76；または、
符 2013、前掲予稿集、表 2。

⁶⁷ 情報文化空間とは、情報（N）と文化（S）から生成されるある種の空間である。

⁶⁸ 電流が流れると必ずまわりに磁界が生じ、磁界が変化すると電流が流れてしまう、といったように電流と磁界は互いに影響を及ぼしあう。

緊急時のリーダーシップ育成プログラム

木村 栄宏
千葉科学大学 危機管理学部

KIMURA Hidehiro

Faculty of Risk and Crisis Management , Chiba Institute of Science.

In the Great East Japan Earthquake, it is exposed of various problems from viewpoints of a business organization, a business continuing plan, etc., and the argument is made. For example, we have also seen many examples which the constituent of an organization should take leadership how in an emergency like a great earthquake, should have taken, or were excellent about the leadership of the top of a company, etc. regardless of the prime minister and the government at the time, the electric power company, and the scale, and examples which cannot but avert their eyes simultaneously. Although two years and a half have passed from the great earthquake and the importance about the leadership in an emergency is recognized enough, the argument about the training is considered to be few if compelled. Then, the image of a training program for what to contribute to necessity and its training performs some consideration to leadership training in an emergency about what kind of thing it should be.

キーワード 緊急時、リーダーシップ、BCP

I. はじめに

東日本大震災では、企業組織や事業継続計画等の観点から様々な問題点が露呈し、議論がなされている。例えば、大震災のような緊急時において組織の構成員がどのようにリーダーシップをとるべきか、とるべきだったか、時の首相や政府、電力会社、規模を問わず企業トップの指導力等について優れた事例と同時に目を背けざるをえないような事例も我々は多く目にしてきた。大震災から2年半が経ち、緊急時のリーダーシップについての重要性は十分認識されてきたものの、いざその育成についての議論は少ないように思われる。

そこで、緊急時のリーダーシップ育成に何が必要か、その育成に資するための育成プログラムのイメ

ージはどのようなものであるべきかについて若干の考察を行う。

前提として、企業や官公庁が策定するBCPが有効に機能するにかかわらず、緊急時に遭遇した人がどのように状況判断し、リーダーシップを発揮することができるようにするために何が必要か、という視点で、既存のBCP研修を想定題材とした。

II. 研修体制をどう考えるか

まず、研修を受ける対象者をどうするか。

緊急時におけるリーダーシップ研修育成プログラムを検討するにあたり、前提として、制度的な全員参加研修とするのか、対象者を明確にして選抜型で行うのかを検討する必要がある。

最近では、BCP研修においても一般的な演習・研修ではなく、各部署別（製造現場、物流部門、間接部門等々）に内容を変えて行うBCP研修のニーズが高まり、実際にインターリスク総研でそうした演習・研修を行っているが、「緊急時におけるリーダーシップ」はどんな社員・役員（新入社員であれ部長であれ社長であれ）でも必須である以上、全員が各部署・各役職段階のどこにおいても実施できるプログラムを設定するのがひとつである。

社内体制の例としては、BCP策定・支援部署に専用メンバーに社内との連携・調整を行えるべく人事セクションと経営企画セクションの兼務者を入れる。BCMのPDCAサイクルの中に明確に位置づける。

一般的なBCPに関する訓練や演習には、以下の分類がある。

- 机上（図上）訓練
- シミュレーション訓練（オープンシナリオ訓練、ワークショップ訓練、ロールプレイング訓練）
- 実働訓練
（以上、内閣府「企業の事業継続マネジメントにおける連携訓練の手引き」p 8（平成25年3月）

あるいは、BCM戦略に対する演習のタイプと方法については、

- 机上チェック
- ウォークスルー、シミュレーション、重要な活動の演習
- インシデントマネジメントを含む全事業継続の演習
に分けられる（以上、BS 25999-1：2006..9.3 BCMへの取り組みに関する演習）

緊急時におけるリーダーシップ研修を行う場合、上記のような、企業によってはいくつかあるいは全てのケースで行っているようなBCP訓練・演習の中で十分と考えることもできるが、東日本大震災時にうまく成果が出なかったとみなされて

いる以上、リーダーシップの焦点をあて、その育成の意義を理解した上でのプログラムへの参加が必須となる。

では、次に、リーダーシップ研修はどのように行われているか、社外における教育訓練の現状を見てみる。

この場合は、対象者を分けて行う形が一般的である。リーダーシップ育成研修の場合、新入社員や中途入社社員向けにグループ・イニシエーション（仲間としての心理的同調を養う、仲間作りを行い、そこから徐々に各段階でのリーダーシップを獲得させていく）としての位置づけで行うものと、経営幹部向けに経営者マインドを持った人材養成のために行うものがある。後者は対象人材を選抜し、企業内大学として研修期間も半年以上（通常業務を行いながらのもの、通常業務から離れさせるものがある）、費用も一人あたり100万円単位といった形等々、多様である。

例えば2002年の資料であるが（ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス・レビュー、2002年10月号）トヨタでは2002年1月にトヨタインスティテュートを設立。グローバルリーダー育成スクールとミドルマネジメント育成スクールで構成され、グローバルにトヨタウェイを浸透させ、グループを支える経営者養成を目的としている。グローバルリーダー育成スクールの中級プログラムでは、対象は全世界の将来の経営幹部候補であり、平均40代前半の次長職、日本人と外国人の合同40人前後。集合研修（日本及びペンシルバニア大学ウオートン校、各1週間と提言プロジェクト（約半年）、非公募選択式（指名）といった形である。

多様な企業から参画する形では野村マネジメントスクールや内外における経営幹部向け短期MBAコースなど多岐にわたる。

リーダー育成研修の元祖として有名なのが、GEリーダーシップ開発研究所であり、その立地クロトンビルと言えばGEのリーダー育成の代名詞ともなっている。

1981年にジャックウェルチGE会長が経営開

発研究所を企業研修センターに改組して始まったものだが、全従業員の中から数パーセントの社員が選抜されて研修を受けている。階層（平社員から執行役員といった具合）別に研修が行われるが、その研修方法に特徴がある。ここでは、ケーススタディを更に進めた、アクション・ラーニングで行っていることである。アクション・ラーニングによる研修とは、具体的には「GEの抱える重大問題について関係する各部門のリーダーとオープンな形で議論し、対応策を作成し、提示する」という問題が提示され、研修参加者が具体的に問題解決に向かう、極めて実践的な研修スタイルである。

研修方法には一般に、ケーススタディ（事例研修）とケースメソッドがある。

ケーススタディは、現実生じた実際の事例や、学習意図を明確にして作成された事例を教材として、研修を受ける者が、第三者の立場にたつことで客観的に事象を捉え、実際にそうした事例に直面した時に自分や組織がどのような行動を行うのか、行うべきなのかを理解することができる。緊急時のリーダーシップで言えば、本報告書で多様に紹介あるいは論じられている実際のケースを元に、知識を習得し、適切な対応方法、BCPの原理原則や適用の仕方を知識として理解し、獲得する。

一方、ケースメソッドでは、ケース（事例）を通じて研修参加者が互いに討議して学んでいく形式である。研修参加者は、実際に自分がそのケースの当事者の立場に立ち、模擬体験をし、互いに討議しあい、その中で自分自身で考え判断していくことで、多様なものの見方も養え、判断力もついてくる。危機管理とは一言で言うと、例えば「多様なものの見方ができること」でもあり、ケースメソッドは有効である。

BCP演習・研修では、参加者をいくつかのグループに分け、各グループ毎に参加者に例えば社長・工場長・本社スタッフ等の役割を与え、いきなり大地震発生、刻一刻と時系列で損害状況や企業内外の状況が変化し、そのポイントを参加者が知らされ、各役割に応じてどのように対応していくかを模擬体

験し、多様な視点からふりかえる、という形を取っているものが多いと思われるが、ケーススタディで多様な事例を検討・知識として格闘した上で、こうした模擬演習を行うと、知識が体の体得に結びつき、実際の緊急時におけるリーダーシップ発揮に繋がると期待される。

つまり、ケースメソッドでは、各自の討議を通じ、お互いがどのような原則を持っているかやなぜそれをよりどころにするかといったことが明らかになり、自らの原則とその偏りに気づいたり、他のメンバーとの間での意見の違いや判断の際のジレンマに直面したりする。すると、自分自身で考え、判断するという、自律・自立的なリーダーシップの涵養にもつながる。自ら考え、自問自答しながら、即座に判断する必要性を理解し、体得する。優先順位を考え、優先順位を判断し、決断することの重要性を体得する。

また、重要なのは、この演習を通じて、自分たちの属している組織の価値観（企業のウェイ）を再認識させ、メンバー間で、組織の価値観の共有を図ることに繋がられることである。

緊急時のリーダーシップ育成研修においては、いきなりGEのアクション・ラーニングのような形式で行うよりは、ケーススタディ、ケースメソッドの2つを順に行っていくのが良いと思われる。アクション・ラーニングは、1999年に日産自動車が存続の危機に陥った時、救世主カルロス・ゴーンが導入して成功したCFT（クロス・ファンクショナル・チーム）（※）や、あるいは社長交替を契機に、全社で新しい価値観を生み出す、新しい事業展開を考える、新しい中期経営計画を立てるといった際に、若手中心に全社プロジェクトを立ち上げ、期間を区切ってその成果を全社員に発表させる、といった実践型プロジェクト実施に大いに有効であるが、「緊急時のリーダーシップ育成」を目的としたプログラムとしては、内容が広がりすぎると考えられる。

一般には、ケーススタディとケースメソッドでは、ケーススタディの方が受身でケースメソッドの方は討議という能動的なものとなるので、組織が成熟している企業においては、ケースメソッドの方により

力点を置くと良い。つまり、「緊急時のリーダーシップ育成」研修の実施においても、自社の発展段階や企業風土がどのあたりにあるのかを客観的に捉えた上で、どこから始めるか、何を目的とし、ゴールとするかを定める必要がある。

(※) クロスファンクショナルチーム(CFT : Cross Functional Team)とは、元々、1980年代に圧倒的に強い競争力を持っていた日本企業の強さの背景として欧米が指摘したものであり、日本の場合は以前より現場主義と言うことで自然発生的に生じていたと言われる。部門間の情報共有や協働作業が実現しており、いわば企業における「喫煙ルーム」の効用に類似する。しかし、これを明確化したのがゴーンによる日産である。CFTは決断を下す組織ではなく、提案を行なう組織であって、実際に決断を下すのは日産の場合は、経営委員会である。各種資料から日産のCFTの特徴を列挙すれば、

- ・ 1999年、グローバルで部門を横断したメンバーからなる9つのCFTを組成
- ・ すべてのCFTは事業の発展・収益の改善・コスト削減を目的とする計画の提案という共通目標を持つ
- ・ メンバー構成は、2名のリーダー役の役員ーパイロットと呼ばれる羅針盤ー各メンバーという形
- ・ ルールはひとつ。「聖域・タブー・制約は一切排除する」
- ・ 様々な分野の人々が部門や職務の壁を乗り越え、活発に議論。昔ながらの慣習、やり方を壊す。目指すは、「既成概念をぶっ壊す！」
- ・ 最初のCFTは3ヶ月間集中、直接の関係者は200人、そのまわりに何倍もの社員が支援。2000件のアイデアが検討され、日産リバイバルプランにまとめられた。

というものである。その成功のポイントとしては、実際の役員の方が講演会等で話されたこと等を元にとすると、①1回限りで終わる組織ではないこと(存続し続け、今も日産に刺激を与え続けている)②常

に、チームの中心役となる「パイロット」と呼ばれる羅針盤に、2名体制でリーダー役の役員が付く(購買役員と開発役員、といったように、利害で対立する2名)③このリーダーがしっかりメンターの役割を果たす④裏の組織でありながら、常に社長に直結し、社長に提言し、活性化・チャレンジし続ける組織となっていることであり、つまり、「スポンサーがついていて、相談相手がいって、やる気と経験のある人が実施したこと」につきるとされる。

しかし、以下の前提があったからこそ、成果がでたのではないと思われる。

- (1) トップの、明確な遂行意識
- (2) 役員自身がメンターになれるだけの覚悟
- (3) 実際に課題遂行ができるだけの実行力がチームメンバーにあること

この(1)(2)はリーダーの条件であり、また、(3)は、問題解決を行うための考え方とツール類を使いこなす、実際にメンバー各人の役割分担と権限・責任の明確化を行なうことを含め、事前のトレーニングも必要となる。

こうしてみると、緊急時にリーダーシップを発揮するには、個々人の持つベースの資質として、スキル、コンピテンシー、意思(Will)の存在が重要だと考えられる。そして、緊急時にリーダーシップがうまく発揮され、組織全体がうまくその緊急時を乗り切るには、優れたリーダーと、Willに富んだメンバーの双方が必要である。

ちなみにリーダーとリーダーシップは、相違した考え方であり、組織の役職上のリーダーでなくても誰でもリーダーシップは発揮できる。状況に応じて、誰でも必要に応じて、またその場に応じて、発揮できる。リーダーは良きフォロワーの存在と共に能力を発揮し、リーダーシップは役職や階級とは関係なく、その場に応じて噴出する。平常時の固定的組織におけるリーダーが緊急時に不在の場合、組織の一員が自立・自律的にリーダーシップを発揮するとその組織は見事に事業継続に繋がる。

Ⅲ. 組織があらかじめ保持すべきこと

東日本大震災時にはリーダーシップ発揮や組織力により速やかに事業を再開した例が多く見受けられる。では、緊急時に必要なリーダーシップに必要な資質や特性は何か。これについてインターリスク総研が調査した結果を見ると、行動力、決断力、責任力（もしくは使命感）の3つが必要だとする回答が群を抜いている。

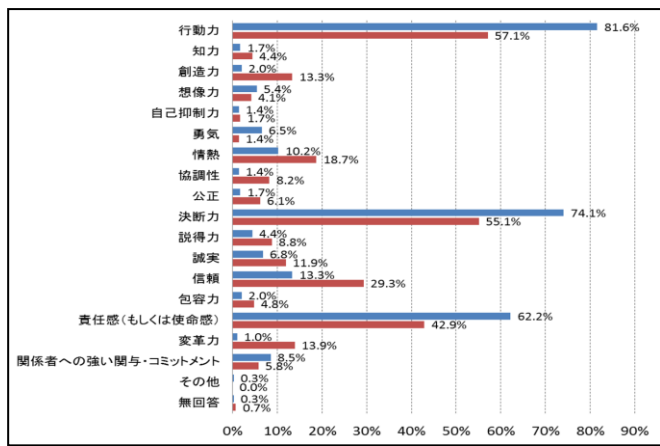


図1 緊急時に必要なリーダーの資質/特性
上段：緊急時 下段：平常時

(出所：インターリスク総研『組織パフォーマンス向上への取組みに関する日本企業の実態調査報告書』)

この3つは互いに関連した資質と考えられる。

著名な例であるが、東京ディズニーリゾートが東日本大震災発生時の緊急時に、キャスト（アルバイトを中心とするスタッフ）が優れたリーダーシップを発揮できた背景には、同社の危機管理の考え方「全てはお客様の満足のために」「ゲストの満足 + 社員も満足」「最悪を想定した事前準備」があった。

そして有名なSCSEという根本的な経営理念（まず Safety（安全）、そして courtesy（礼儀正さ）、次いで show（ショー）、最後に efficiency（効率））の元に、全スタッフが行動した。重要なことは、5万5千人の来園者＝被災者が一切パニックに陥らず、また、2万人の園内に留まり夜を明かした客からも

一切クレームが無かったことは、某社に対する、常日頃からの顧客の「信頼」があったからにはほかならない。緊急時において優れたリーダーシップが発揮され、そしてフォロワーがそれに基づいたきちんとした行動をとれるのもベースにはそのリーダーへの「信頼」があるからだ。企業や組織を取り巻くステークホルダー自身の、その企業や組織に対する普段からの「信頼醸成」がないと、せつかくのリーダーシップも事業継続に結びつかないと言えるのではないか。

また、緊急時の行動及び判断には、「使命感」が必要である。この場合の使命とは、まさに命を使って行うという強い意識（公安系公務員がその典型である。消防官、警察官、海上保安官、自衛官等々、公安系の公務員の方々の基本にあるものはこの使命感である）であり、ミッション、任務、命令等の言葉でも置き換えられて用いられている。組織において、「使命感」が共通の価値観として徹底していれば、緊急時において迅速なリーダーシップが発揮できる。

緊急時において「使命感」「共通の価値観」によって危機を乗り切った企業として、危機管理の分野で極めて有名な事例に、J&J社の「タイレノール事件」がある。

これは、1982年9月、青酸カリによりシカゴで7人が死亡した際、シカゴ警察は、死亡した7人は、直前に、ジョンソン&ジョンソン（J&J）社のグループ企業が製造する鎮痛薬「タイレノール」を服用していたと発表したものだ。顧客7人が死亡した事故を聞いて、J&Jは経営会議を招集、直ちにバーク会長は消費者に「タイレノール」を服用しないように警告、広告・製造の中止、対象ロットの回収を決定。1週間後には製品回収と正常品との交換を決定した。この時点では、まだ自社製品と死亡事故の間に因果関係があるかどうか明らかでなかったが、にもかかわらず、即座に回収を実施、また回収にあたっては、地元警察の協力を得て、パトカーのスピーカー等で地元民に情報を徹底周知させた。その後、何者かが店頭の商品を開封し、青酸カリを混入したものと判明してJ&Jには直接責任がなかったこと

が判明したが、アメリカ国民は、こぞってJ&Jの経営哲学「我が信条」(クレド)に則った行動を称賛し、結果として、6週間後に包装を変更して再発売した際、半年間販売中止していたに関わらず、事件前に既に市場シェア1位だったタイレノールのシェアは、事件前のシェアを越え、その年の決算は前年度を上回る好業績を得たと言うものである。

J&Jには危機管理マニュアルはなかったものの、経営哲学「我が信条」が全役員社員に徹底されており、それに基づいた緊急時の対応、緊急時のバーク会長の採ったリーダーシップが、会社を救ったといえる。まさに、経営哲学「我が信条」(クレド)という価値観自体が、究極のBCPであったといえる。J&Jのクレドとは、1935年に「啓発的自己利益」(社会との関わりや環境への配慮などを土台とした行動が自社の利益に結局はつながるという考え方)の理念を盛り込んだTry Realityを発表したことに源があり、「企業は顧客を第一に、第二は社員、第三は地域社会、第四は株主」という順番で重視するという、社会的責任の考え方を示したものである。1943年には「地域社会」が加わり、1948年には「我が信条(Our Credo)」として公に発表されたもの。つまり、このクレドの第一部分「消費者への責任」に従って行動した結果、結果的に企業の事業継続に成功した。

IV. プログラムのイメージ

プログラム内容のイメージの一例を例示してみる。

まず、前提として、緊急時のリーダーシップ育成の手順として、参加者が、

- ① 自分を知る
- ② 自分が所属する組織を知る
- ③ リーダーシップについて知る

段階を得ていることが必要である。

- ① は、実際に自分が普段どのような行動様式を取っているか、思考様式を取っているのか、自分の価値観は何か等を、十分に理解する段階(キ

ャリ開発研修を援用することで対応可と考えられる)

- ② は、いわゆる「企業理念」(あるいは行動基準: 資生堂ウェイとかトヨタウェイとか)の研修(一般に、コンプライアンス研修で行っていると思われるが)研修でしっかり理解する。
- ③ は、①②を踏まえた上で、リーダーシップについて、知識を獲得する。

この③は、具体的には「事前研修(予習)」の形で行える。リーダーシップを検討するために既存の映画を教材として活用できる。ファシリテーションの観点では、たとえば映画「12人の怒れる男」が有名である。

- ・ リーダーシップ
- ・ フォロワーシップ
- ・ 緊急時のリーダーシップ
- ・ ファシリテーターの役割

について映画から学んだことをまとめさせ、次の段階の演習のところで活用することが可能である。

事前研修(予習)を元にして各自が作成したまとめ、論点を元にプレゼンさせ、それを元に討議する。

次に、実際のBCP研修に、「リーダーシップ育成」の観点を取り入れたものを実施する。

具体的には、

- ① 机上でのシミュレーション訓練
- ② 実際のBCP研修の中での応用を行う。

- ① は、次の様な状況を仮定して、設問に答えさせる。

「勤務中に震度6強クラスの揺れを感じたあなたは、下記の各段階でそれぞれ何を行うか(行うことはいくつか、は自分で考える)、その優先順位をつけ、そしてそれはなぜか、その行動について誰を責任者にして、何を指示するかを答えなさい」

- ・ あなたの立場
 - A 社長
 - B 工場長
 - C 危機管理室長

- D 営業部長
- E 顧客応対中のスタッフ

- ・ 各段階
 - (1) 揺れが続いている最中
 - (2) 揺れが納まった直後
 - (3) 余震
 - (4) 5分経過後
 - (5) 10分経過後

② は、①の机上シミュレーションを行った上で、後日、同じ受講対象者に対して、抜き打ちで実際のBCP演習を行う。そのときどの立場に立ったリーダーシップを行わせるか、本人にはその場で提示する。関係部署の協力を背景に、抜き打ちで行うことに意義がある。

更に、①②とも、メンタルタフネス強化の要素を取り入れて行う。

- ① の机上シミュレーションとしては、実際に生じた阪神淡路大震災時の消防官のケースを準用（遠くの火災現場に行き、100人を救うのか、行く途中で助けを呼んでいる目の前の重傷者を優先して救うのか等）。

②の訓練では、

状況設定例：

- ・ 自分が怪我をしたという想定で、部下がまわりにはいない設定
- ・ 上司が書棚の直撃を受け、瀕死の重傷を受けている設定
- ・ 本社スタッフとしての出張でたまたま工場に来ていたが、知り合いは誰もいない状況で、電話等一切通じず、信頼感も無いままリーダーにならざるをえない状況

などで実施する。

V. おわりに

以上、今後、各組織で必要とされる緊急時のリーダーシップ育成に関して、研修の観点で概観した。以上は基本的認識にすぎないかもしれないが、今後、具体的なプログラムを検討したい。

引用文献・参考文献

- (1) 日本規格協会、ISO22301 社会セキュリティ事業継続マネジメントシステム—要求事項邦訳、2012年
- (2) 内閣府「企業の事業継続マネジメントにおける連携訓練の手引き」p 8（2012年3月）
- (3) BS 25999-1：2006..9.3「BCM への取り組みに関する演習」
- (4) 一般社団法人BCMSユーザグループ、緊急時のリーダーシップ研究会「緊急時のリーダーシップ強化の提言」（2013年9月）
- (5) (株)インターリスク総研、『組織パフォーマンス向上への取組みに関する日本企業の実態調査報告書』調査方法：質問紙郵送法 対象企業：日本国内全上場企業3,219社 回答数：294社（回答率：9.1%）調査期間：2011年7月～8月
- (6) ハーバードビジネスレビュー、「非常時のリーダーシップ」、ダイヤモンド社、2011年2月号
ほか

日本国際情報学会誌規程

日本国際情報学会誌規程

第1条 (目的)

1 日本国際情報学会（英文名：Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会」という）は、学会の活動成果の発表を目的に日本国際情報学会誌『国際情報研究』（英文名：The Journal of Japanese Society for Global Social and Cultural Studies、以下「学会誌」という）を発行する。

第2条 (編集委員会)

- 1 学会誌の企画、原稿の募集（依頼）及び編集のために編集委員会を置く。
- 2 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長各 1 名、および編集委員若干名によって構成される。
- 3 編集委員長は、会長、副会長、理事の中より理事会が選任する。
- 4 編集副委員長は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会が選任する。
- 5 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

第3条 (執筆者の資格)

- 1 執筆の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は公募及び依頼とする。
 - (1) 会員
 - (2) 会員を筆頭執筆者とする共同執筆者
- 2 前項各号に掲げる者以外の者から執筆の申し出があった場合には、編集委員会はこれを承認することがある。
- 3 会費未納者については執筆資格を停止する。

第4条 (原稿の要件)

- 1 学会誌に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 未発表の原稿であること。
 - (2) 完成原稿であること。
 - (3) 原稿の種類は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 研究論文 (審査論文: Original)
 - ② 報告論文 (自由投稿論文: Review、研究ノート: Research Report)
 - ③ 書評 (Book Review)
 - ④ その他編集委員会が認めたもの
 - (4) 論文の原稿は、表、図、写真を含め 12 ページ以内とすること。研究ノートその他は特に形式は定めないが、論文に準拠することが望ましく、またそのまま掲載できる完全原稿とし、400 字原稿用紙で 20 枚以内とする。ただし、編集委員会が、特別の事由を認めたときはこの限りではない
 - (5) グラフを含む表、図、写真は、そのまま製版できるように作成すること。
 - (6) 原稿の使用言語は、印刷可能な言語の範囲内とすること。
- 2 年度における投稿は、研究論文、報告論文、及び書評で各 2 稿以内、または合計 3 稿までとする。ただし共同執筆は、この数に含まない。

第 5 条 (原稿の採択)

- 1 執筆原稿が学会の主旨及び第 4 条・第 7 条に規定する原稿の要件・形式に合致しないとみとめられる場合には、不採用とする。また不採用になった原稿の執筆者は、結果に対する異議申し立てをできないものとする。
- 2 投稿原稿の採否は、以下の(1)から(5)の細則に従い、各分野の専門家(レフェリー)に投稿原稿の審査を依頼し、その意見をもとに編集委員会で審議し、決定する。
 - (1) 投稿原稿は、まず編集委員会において、その内容について第一次審査を行う。
 - (2) 第一次審査にパスした原稿は、匿名でレフェリーに送られ、審査を受ける。レフェリーからの審査意見は、編集委員長に伝達される。
 - (3) 投稿原稿は、レフェリーの審査意見をもとに編集委員会で審議し、採否を最終決定する。
 - (4) 審査にあたる、レフェリーの名前は公表しない。
 - (5) 編集委員会の判断により原稿執筆者に、内容変更の依頼を行うことがある。

第 6 条 (学会誌の発行)

- 1 学会誌は、各年度 1 回発行することとし、各年度の原稿募集（依頼）・執筆期限・発行期日等は、編集委員会が決定し、公表する。

第 7 条 (論文原稿の形式)

- 1 学会誌に執筆する論文原稿の形式は、編集委員会が別に定める「日本国際情報学会誌執筆要領」によるものとする。ただし、「日本国際情報学会誌執筆要領」ではその論文の真価を表現できないと編集委員長が認めた場合は、別途編集委員会が定めた形式による。

第 8 条 (論文等の転載)

- 1 学会誌に掲載された論文の転載は、その学会誌発行後半年を経過していない場合は、編集委員会と協議し、承諾を得るものとする。
- 2 転載論文等には、学会誌に初出した旨を付記するものとする。

第 9 条 (校 正)

- 1 校正是著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
- 2 前項の規定に反し、執筆者が校正時に大幅な訂正を行い、学会誌の発行に重大な支障をきたすおそれがある場合には、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 10 条 (原稿料)

- 1 原稿料は、会員以外の者への依頼原稿を除き、無料とする。

第 11 条 (改 廃)

- 1 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
平成 17 年 5 月 第 5 条を改定する。
平成 21 年 12 月 第 1 条を改定する。
平成 22 年 6 月 第 4 条、第 5 条を改定する。
平成 23 年 8 月 第 3 条 2 項、第 4 条 2 項を追加する。

初回 平成 15 年 8 月 30 日理事会決定

第 4 回改定 平成 23 年 8 月 8 日理事会決定

編集後記

通巻第 10 号より審査論文を文部科学省所管の独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営する電子ジャーナル“J-STAGE”に掲載されるようになった。J-STAGE の掲載により、広く世界に論文を公開でき、本学会における学術研究成果を広い範囲での流通促進と、プレゼンスの増加を可能としました。喜ばしきかなや、新装での学会誌の出帆になりました。

今日この日から、次号の発行に向けての新たな歩みが始まりました。

編集委員会 委員長 佐々木 健
委 員 川原 有加
委 員 立石 佳代
委 員 坊農 豊彦
委 員 増子 保志
委 員 村上 恒夫

『国際情報研究』第10号(10巻1号)2013年度 日本国際情報学会誌

2013年12月13日発行 領価2,000円 (CD配布・送料込み)

発行 日本国際情報学会
静岡県静岡市駿河区谷田 52-1
静岡県立大学国際関係学部
諏訪一幸研究室
TEL 04-2996-4160
FAX 04-2996-4163
URL <http://gscs.jp/>

編集 日本国際情報学会 編集委員会

無断転載を禁ず

Japanese Society for Global Social and Cultural Studies 2013

Original

Macau and Casino Industry

A Consideration of its Economic History in Connection with Sociedade de Turismo e Diversões de Macau

MASUKO Yasushi ----- 3

A Consideration of the Arguments about the Open-Door Policy towards Japanese Culture in South Korea

— In reference to the three stances expressed in the views recorded in the Diet Minutes in the years 1994-2003 —

Chung Youngran ----- 13

Expectation for the Change of Accountant education

— A Consideration in Pursuit of the Wisdom of knowing and developing a Firm's Potentialities —

HAKKAKU Norio ----- 25

Contrastive Analysis of English and Japanese Request Scenes between Original Films and Remakes

KURAYA Nobuko ----- 38

Graham Greene: *Dr Fischer of Geneva or The Bomb Party*

—The symbolic roles of diverse things at the number "13" which is the turning point of the story—

YUKA Yamamura ----- 50

Review

Research Report